

として、宿火は用ひず、穢人入り來れば、火を改めたるものである。往音は清火を發すに檜の盤、檜の杵を以て、火を轆り出し、火口は、檜の皮を用ひ。其の次の火は、燧火を用ひたのである、清き火は清明なる造化の功を扶け、此の生々として日に月に榮ね行く、生國、足國、人の生活を保たしむる。従つて此の生火を尊ふも當然であるか、之に反して黃泉國には穢たる火が多く、火産神の忌みたまふものである。此の故に、史上には火産神が此の世を幸はひ玉ふ。此の儀式は、天孫降臨以來のもので、神武天皇元年十一月は庚寅日にも、神代の如く、鎮火祭の儀式あつて、此の生々國を穢す處の穢火を忌み清め、神氣充滿せる清火を大宮の内外に用ひられしたため、(其の後打續き此の祭祀を行はさせられたもの)専ら宮室清新の祈請の爲めである、官幣大社出雲大社の宮司は往古より此の齋戒を行ひ來りし、齋殿があり、又火鑽白などもあつて、いづれも神代ながらの傳來であり、今猶行はれ居ると云ふは實に尊き極みである。神社に於けるすべての祭事は如此齋戒に依つて初めて清く美しく、行はれ得るものである。

禊

(はらひ)

此の「みそぎはらひ」は一名修禊と云つて自覺的自動的に各自が心中の汚穢をはらひ、身を濯ぎ清むる義である。そこで、其の各人は何れも清淨潔白の人となり、前の汚はしき生活を捨て、新しく生々とした天地に生活を進むるわけで元より此も神代以來の遺風である。伊邪那岐命が、日向の橘の小戸の阿波岐原で禊きはらひ給ひしことは、則ち此の意である。此の譯から、禊ぎ禊ひと、つゞけたる詞で神社祭典にあつては常に其の修禊の式に、必ず、大麻と鹽湯と、二つを以て、禊式を行ふのである。大麻は、前段の禊ひに相當し。鹽湯は、後段の禊ぎに當り。共に相伴ふて、禊の事が、圓滿に行はれるわけである。

大禊式

上代に於て天罪、國罪を、禊はしめられた古式に基き、其の後世に相繼ぎて六月十二月の晦に朝廷にて行はれる。此の大禊は百官以下、臣民のため、あらゆる罪穢を解除せらるゝわけで、既に古來の正史上の記録に明かである。其の期日は、即ち六月三十日と、十二月三十日で、賢所に於ては、庭上にて行はるゝ午後の式である。此の故に、全国各地の神社に於ても必ず

大祓の式を行ふべく定められたのである。

大祓式次第

當日、社頭の庭上に祓所を辨備す

正面に新薦を鋪き、案を立て、祓物を置き、其の前に祓詞の座を設け、便宜の所に、地方官神職の座を設く。(雨儀等に在りては便宜の所に之を行ふ)

時刻宮司以下所定の座に著く

次地方官所定の座に著く

次主典切麻を頌つ

次宮司祓を仰す

次禰宜祓詞を宣る

次諸員切麻を執りて祓ふ

次主典大麻を行ふ

次主典切麻を撒す

次主典祓物を執りて河海に向ふ

次各退下

祓物

木綿

一兩

常の木綿五尺を以て代ふることを得

布

五尺

麻布

以上の次第である、此日参列員には式前に式書など配布して、其の説明等をも示して置く必要があるとおもふ。

先つ所役案前に進み、切麻の三方に置め案上を捧持して、参列者の前に据う、次に参列者各自に切麻を執りて祓ふ、畢りて所役三方を案上に置きて復座、其の参列者の作法は、以上の如くである、さて大祓の精神は、上世の遺法で穢を積み汚に觸れつゝあるものを、此の祓の儀式によりて、何れも其の精神を清淨にし皎潔にして清新なる感じを興ふる、そこに怪我れなく生々とした生活を営ましむる。新に潑刺たる生活に向はしむる、是れ人生發展の極致である。此の如くして、大祓は吾々に、意味ある新生活の道を教へつゝ居るのである。従來神社に於て、夏越祓と稱へ此の大祓行事を行ひしものなれど、今は一般に此の大祓を公に民人に對し行ふことになつたのである。

降神行事 神社以外に於て、神祭を行ふ場合に當り、所謂神籬を設け、神おろしの祈請をなす時の行事である。其の行事は齋主自ら祈請の詞を奏上すると共に、御琴師を従へ、それに神おろしのすががきを弾かしむるのである。

昇神行事 降神行事によつて、其神祭を終ると共に、其の神籬に降りませる神靈に對して、御歸向を祈請する處の行事である。此の時も、亦降神行事と同様の作法によるのである。さて、降神昇神に於ける行事の根本は、是又上世よりの傳來であつて、往古は神社といふものなく、神祭は皆神籬に神明を招き、然る後始めて其の祭事を行ひしもので、神武帝の即位の時の神祭も、亦此の遺法に範り、行はさせられたものである。神籬のひは神の義で、もろは「こもる」の意則ち室の義となり。ぎは城で神明の御座の意味に通用したものである。

遙拜(式)

神社社頭に於て、式場を設け、遙拜の行事をなすをいふ。
式日遙拜は左の諸祭日を以て行ふ。

一、春季皇靈祭、二、神武皇天祭
三、明治天皇祭、四、秋季皇靈祭 五、神嘗祭
官國幣社以下府縣郷村社に於ても、皆官幣社の式と變りなきものである。此の日は、朝廷に於ても、皆夫れ、其の御祭義を行はせらるゝから、全國の各神社も亦、其の時に當りて、遙かに拜禮の式を行ふべく定められたのである。

官國幣社以下神社遙拜次第

第一 官國幣社遙拜次第

遙拜次第

當日早旦社頭便宜の所に式場を辨備す
新薦を鋪き案を立つ
時刻宮司以下所定の座に著く
次宮司遙拜詞を奏す
次宮司玉串を奉りて拜禮
次權宮司若くは禰宜以下拜禮

調度

祭典に用ゆべき物品を、調ふることである、此は元來其の時々に必ず新造するとは限らない、既に存在する品物に就いて、それ等を神祭上に適合する様に、或は神饌を調へ、或は玉串を調ふるのである。其の調ふる人を調度係といひ、又其の調へし物を、調度品、又は調度せられたものといふのである。

神社祭典上の調度品大凡左の如しである。

- (一) 祝詞
- (二) 神饌
- (三) 幣帛
- (四) 辛櫃
- (五) 雲脚臺
- (六) 玉串
- (七) 大麻
- (八) 切麻、注連繩、
- (九) 薦、案、軾、三方
- (十) 瓶子、土器、盃、箸置
- (十一) 舎、祓所、齋竹、等の類。

神様の調度器はといへば、祭器一切悉く調度品であるが吾人はこゝに其調度に就き仔細に記述したのであるが、それは、「神社調度圖解」に譲ることゝして今は至要な部分のみを挙げる。

幣帛

「みてぐら」と稱へ來つたもので、眞淵翁は、充座の意と解せられ、本居翁は、御手向倉の義とせられ、伊勢貞丈の説では、齋てぐすの意で、嚴重に動

かして奉る故に、いつたものとも解せられてゐる。そこで大體は神に奉るものがみてぐらである、(衣服・紙・玉・金貨・器物・馬・玉串・金・銀・ぬさ等)御手向倉とは、御は尊稱で、神祇に上るもの故に稱したので、又手向は、神にあぐる語であり、倉は物を置く所で、轉じては、やがて神に上るものを總稱したものである。我國は敬神崇祖の意から神祭上の御供へものは、御衣服、御食物等であり、そうして其の初めは、御殿をも造つて、先づ御座を設け、次に此の御衣、御食などを奉つたものである。其の例は、伊勢太神宮に、毎年一定の御衣料を奉らるゝ古儀に就て見てもわかるのである。

官國幣社などでも、古儀は皆衣料を巾に挿み神前へ供へたもので、是をば、「みてぐら」と稱へてゐる。其のなごりが、現今神社の御幣となり、串に紙を美しく裁て挿み、奉幣行事など致すもので、幣帛を奉る代りに、此の作法を行ふわけで、其の轉意が、やがて彼の裝飾して用ひる幣であるとおもふ。近き頃より、御衣料の代りに、金幣を、紙に包み、掛紙を懸け、其の上を紅白の水引にて結び、(紅は右方に、白は左方にあるべく、結び方は神社祭式圖解にあり。)是を、雲脚臺の上に載せて、奉らるゝ事となつた。其の雲脚臺共に、

次各退下

第二 府縣社以下神社遙拜次第、
官國幣社遙拜次第に準ずとある。

神饌(かみのみけ)

神祇に對して宮殿を營み衣食を提供することは最も古き歴史を持つてゐる。是は吾人の祖神が建國の當時に於て此衣食住の安定を計り給ふたといふ高く厚き御恩頼に報い奉るため、今一つは、所謂、生前の過去と死後の未來に涉り同じ心の忠孝を勵ましめ、惟神の道を実現すべき生活必須の神饌である。それ故延喜式に據ても、古き神祭に於ける供御の神饌の如きは極めて精良を撰み新鮮なものに限られて居つた。

殊に、朝廷の神儀に調進されし神饌は、近く大正四年の御即位禮に於る如く或は大嘗祭儀の神饌調度の如く鄭重に々々を加へて調度せられ奉供せられた。斯の如く神饌の供御は有らゆる神祭上重要なものである。則ち、海陸の諸産は勿論數多き穀菜果實魚鳥の類迄凡ての人工製作物を横山の如く埋高く置き足はして奉るといふ風で、此等は神祇の祭祀上に必ず無くてはならぬものと

なつて居る。されば此の神饌は神の御食饌であつて、古來生熟の二様に別ち供進して居た。大神宮の如きは勿論熟饌であつて則ち料理したるものを奉つて居る。其の他宮中の御祭祀は概ね料理品を奉らるゝと承つてをる。然し普通の神社では、先づ生饌である、則ち鯛なら新鮮なる鯛を調理せず其まゝ供し奉るのである。

要するに古來神明に供へ奉るものは、おしなべて、「みてぐら」と稱し、(海陸産物、人工品、武器、ありどあるもの皆な御供進せしものであつた)。「みてぐら」とは、御手向倉の意で御は敬語手向は御供を申上ぐることに、倉とは供物を置く所で、神の御供物を置く意味である。神饌の外に衣服を供進することもあるが、今一つの住處は、既に宮殿を持せらるゝから、是れは奉らないのである。かやうのわけであれば、則ち宮殿が朽破すれば、直ちに御修繕を申上げ、又は新造し奉らねばならぬことは明である。「さて御饌の「け」は、食のことで保食神の「け」は矢張人の食物の事を司りたまひし神の御名で共に食膳の意味を表はしてゐるとおもふ。

調度

祭典に用ゆべき物品を、調ふることである、此は元來其の時々に必ず新造するとは限らない、既に存在する品物に就いて、それ等を神祭上に適合する様に、或は神饌を調へ、或は玉串を調ふるのである。其の調ふる人を調度係といひ、又其の調へし物を、調度品、又は調度せられたものといふのである。

神社祭典上の調度品大凡左の如しである。

- (一) 祝詞
- (二) 神饌
- (三) 幣帛
- (四) 辛櫃
- (五) 雲脚臺
- (六) 玉串
- (七) 大麻
- (八) 切麻、注連繩
- (九) 薦、案、軾、三方
- (十) 瓶子、土器、盃、箸置
- (十一) 舎、祓所、齋竹、等の類。

神様の調度器はといへば、祭器一切悉く調度品であるが吾人はこゝに其調度に就き仔細に記述したのであるが、それは、「神社調度圖解」に譲ることとし、今は至要な部分のみを挙げる。

幣帛

「みてぐら」と稱へ來つたもので、眞淵翁は、充座の意と解せられ、本居翁は、御手向倉の義とせられ、伊勢貞丈の説では、齋てぐすの意で、嚴重に動

かして奉る故に、いつたものとも解せられてゐる。そこで大體は神に奉るものがみてぐらである、(衣服・紙・玉・金貨・器物・馬・玉串・金・銀・ぬさ等)御手向倉とは、御は尊稱で、神祇に上るもの故に稱したので、又手向は、神にあぐる語であり、倉は物を置く所で、轉じては、やがて神に上るものを總稱したものである。我國は敬神崇祖の意から神祭上の御供へものは、御衣服、御食物等であり、そうして其の初めは、御殿をも造つて、先づ御座を設け、次に此の御衣、御食などを奉つたものである。其の例は、伊勢太神宮に、毎年一定の御衣料を奉らるゝ古儀に就て見てもわかるのである。

官國幣社などでも、古儀は皆衣料を帛に挿み神前へ供へたもので、是をば、「みてぐら」と稱へてゐる。其のなごりが、現今神社の御幣となり、串に紙を美しく裁て挿み、奉幣行事など致すもので、幣帛を奉る代りに、此の作法を行ふわけで、其の轉意が、やがて彼の裝飾して用ひる幣であるとおもふ。近き頃より、御衣料の代りに、金幣を、紙に包み、掛紙を懸け、其の上を紅白の水引にて結び、(紅は右方に、白は左方にあるべく、結び方は神社祭式圖解にあり。)是を、雲脚臺の上に載せて、奉らるゝ事となつた。其の雲脚臺共に、

それに適合した、辛櫃を造り、それに入れて、運ばれる定めである。其の掛紙の上に、又巾一寸五分、長さは包みと同じ程にし、其の紙に幣帛料と書いて、神様から御讀みになるようにして上る。(内包には、金何程と認め、封に責任者の印を捺す)次ぎは幣帛の性質であるが官幣國幣は勿論國家としての幣物であつて、府縣社以下の幣も同じく國家の幣物として府縣郡村から供進するわけである。然し其の命令は、敕令又は省令の形式によつて、發せらるゝのである。

幣手向 神明に幣帛を奉ることである、幣はぬさでぬさとは「ねぎふさ」の略で神に祈清の爲め麻若くは布帛を奉ることを意味する。萬葉十三に葦原の水穗之國丹手向爲跡天降座兼云々と見え源氏住吉詣の條にも麻袋を云々と記されてある。

幣帛供進使 神社大祭の時に當り、敕令又は省令の示す處に従ひ、各神社に指命せられた規定額の幣帛を捧げて神社に參向して、献幣する使者の任務を帯

ぶる官人をいふ。

此の名稱は、祭祀令發布と共に、定められたものである。

神祭上献幣の儀は、其の由來久しくして所謂官幣あり、國幣ある次第なるが其の使臣は、官幣國幣共に、奉幣使と稱へ來つてゐる。又臨時には臨時の奉幣があり、其の名稱も種々あります。今は、伊勢の神宮のみ奉幣使と稱へ其の他の官國幣社以下は皆幣帛供進使と稱ふることゝなつてゐる。

建武年中行事に其の昔神嘗祭、(天皇新穀を太神宮に奉り玉ふ例幣の儀)に奉幣せざるべき次第を述べて云はく。

(上略)天皇行幸あり、出御の儀つねの如し、

内待劔聖を持ちて前後に従ふ、

近衛のすけ藏人ふぢす、

御輿は菘花をもちひらる、

聞司鈴の奏なし、神祇官に行幸なりて、(中略)東のはし御厨子の間に御幣をつゝむで案におく巽にむかひたり、次の間に御禊の御座をまうく常の如し、

まづ御湯殿のこどあり、上卿廊の座に着きて宜命を奏す、帛の御服を奉りて御禊の座につかせ給ふ、御笏めてまづ御拜あり、次にとねとめす、まづ二聲、少納言まゐりて版につく、中臣忌部めせと仰せらる、少納言ひざまづきて仰せを奉りて、たかくいせうして、「いせう」とは、唯稱の事なるべし唯稱とはヲヲと稱ふる聲也。揖していづ、中臣いむべ参りて版につく、先づ忌部をめす、忌部まゐりて外宮の御幣をとりて卜部につたふ、其後内宮の御幣を忌部かしはでして、「かしはで」といふ事は拍手のことなり、どりてたかくさゝげて版にかへりてつく、次に中臣をめす、中臣祭主つとむ参りて御幣おきたりつる案のもとにひざまづく、よく申してたてまつれと仰せらる、中臣唯稱して出づ、使御馬申す事など常の奉幣の如し、神祇官の東を出て、二條の大路にいづる程に、御座をたせ給ふ、警哩の聲きこゆるなり、はて、還御常の如し(原文のまゝ)云々とある。其の他猶一層詳細の次第は江家次第、蓬萊鈔、北山鈔、禁秘御鈔、故實叢書、又和名鈔、延喜式、公事根源、古事類苑禮儀部等に記されてあれば諸子は此等に就きて参研すべきである。

手水の儀 現行神社祭祀令に據ると、幣帛供進使の神社祭場に着かんとするに當つて、先づ手水の儀あるを見る。則ち齋戒を済ましたる供進使に對して。さらに此の儀を行ふ所以は清新なるが上にも身心を祓清めて、彌倍々清淨無垢となし最深の至誠を湧發せしめ、慎重の態を以て祭儀に疎漏なく過失のなからん事を期するわけである。されば江家次第にも、平旦主殿司自御湯殿方供御手水(御手水大床子南頭立白木机一脚其上居白木手洗云々)女房二人供奉御手水(下略)云々、とある、これは神今食後の、御解齋の時の様と一である解齋とは、御神事を済ませられ、御粥をきこしめす儀式中の一である。

修 祓 神社に於て、大祭の式典開始に供進使又は齋主以下祭員一同が各別に祓舎に入りて、祓を受け、而して所定の座に着くのであるが、此の式を祓式と稱し、其の名稱を式語に修祓といふのである。

齋主(いはひぬし) 祭儀に奉仕する處の主なる司をいふ、此の齋主の任務は最も重大である。其の祭典の良否如何は、實に此の齋主の指揮監督の行届くと

然らざるとにあるものなれば、齋主は、其の心得を以て先づ自身を至誠の圈内より、毫も脱出することなく専意祭典の上に、十二分の注意を拂ひ、他迄其の任務を盡さなければならぬのである。

典儀 是には別に(典禮)、(掌儀)、(主禮)、(威儀師)等の名がある。之れ皆祭典

に老練熟達の人を以て任命する。そうして此の典儀は、責任を以て、祭典上に細大の注意をする。

若しも式典の順序を誤り、或は祭員中作法を取違へんとする場合には賛者をして、竊かに注意を拂ひ過ちを正す役である。但し此の役は少人員の場合は兎に角であるが、大多數員の祭典には、必要缺くべからざるものである。

現に、大正四年の御即位式の際に於ても、所謂「威儀師」と稱して、其の御儀式の典儀に當らしめられたことは、皆人の知る處である。之は古く建武年中行事に、「威儀し」の文字もありて、御祭の指揮をなすよしに見えてゐる。
官職要解にも、此の役の事が詳かに記されてあるから孰いて見るか宜い。

祭場 祭典式を執行する場所が則ち祭場である。神社の祭典は、拜殿が主なる祭場であつて、帷舎を設けた場合には、帷舎も亦祭場の一部分である。若し庭上に於て行ふ時は、其の庭がやがて祭場なのである。

幄舎 幕を張りて假屋を設けたる由が、古き行事記に見えてゐる。四方に竹又は木を横長く立てその上に梁を設けて、三方を圍み屋上を覆ふたるものである、帷舎のことを建武年中行事には、「幄」ともあり、和名鈔に、大帳なりともある、神職又供進使の本座をこゝに設けることもある。

本座 神社祭場における、供進使又は祭員の座席として動かざる所の一定の座である。例へば其の所定の座が帷舎に在る場合と又拜殿に設くる時とがある。要するに祭員か一定の着座すべき場所である。

假座 供進使、又は齋主、其の他の祭員に在つても、一つの行事をなすにいたり、例へば齋主ならば、其の開扉を終りて仕候するときの座が則ち假座で

ある、假座にあるものは又元の本座に、復するものとする。

本殿 御神體の御座の在る處で、其の本殿には、内陣があり、又内々陣もあり、外陣があり、大床がある、是が所謂宮殿の造りである。

幣殿 本殿の前面に相接して、通ずる御殿で或は拜殿に連続するものもある。此の幣殿は、神社普通の形式として設けられてある。

通殿 本殿と拜殿との中間にあつて、所謂幣殿に相接し、祭典上、玉串奉奠の場所に用ふるが如き場合や、其の他用途多き建物である。

拜殿 本殿、拜殿、鳥居等と並び稱せらるゝ神社形式の一つで主として、祭場に用ふる、又拜殿は本來の性質として神明を禮拜する場所である。

額殿 神社に對して、種々の額を寄附する場合は普通に拜殿に掲げるもので

ある。併し之は本來の性質として額を掲ぐる爲めの建物である。

樂殿 神社大祭において、時には能を催し、或は舞樂をなす場合に用ふる處である、其の建築は夫れに適應すべきよう設けたもの。

神饌所 神饌を調理し、其の調理せし神饌を置く處である。其の場所は、神座を離れて、下位に其の神饌所のあるを宜しとす。

陛下の御饌御調所は、後涼殿の西廂にありて、供御を調進するところである。拾芥鈔に、御厨子所在後涼殿西廂以内膳造酒大膳及諸厨衛府御贄供朝餉及朝夕御膳用土器有別所衆云々あるに依つても分る。

社務所 神社の事務を扱ふ處である。その事務中に庶務、會計は更なり、祭典一般の事をも取り扱ひ、之を處理する場所である。

此の名稱は、明治年代に神社法規上から認めて名付けたもので或は神職の自宅において、如上の事務を取扱ひ之を處理する場合は、其の宅の一部、若し

くは全部を、其の社務所と見ることになつてゐる。

辛櫃

唐櫃とも書いてある、其の構造は、檜材であつて、縦長に造り、其の縦に一本と、横に二本づゝの足を付け、其の上部は横に辛櫃の胴に連接して穴を設けてある。其は大凡、總高一尺六寸、蓋高三寸、巾左右二寸五分、長さ二尺五寸八分、巾一尺五寸八分、身ノ高サ一尺四寸、長二尺二寸、廣一尺五寸、脚高一尺四寸五分、板厚サ四五分位の寸法である。(雲脚臺に合せて造るべきものである)。

辛櫃の種類には長辛櫃、荷ひ辛櫃の二種ありて、宮中にて用ひさせらるゝものであると、故實書に見えてゐる。神社に於ては、御幣帛を納るゝ料に用ふるの。其の他特殊の神社にあつては、神衣御物具など入れ納めて、荷ひ運ぶ料にも用ふることがある。

其の傳來は唐制より來つたものが日本化したのである。雨儀の辛櫃には雨覆ひを用ひ、晴天の時にても、白の覆ひをかけ、荷ひ運ぶのである。此の故に雨儀には、其の雨覆は殿に入れんとするときに取り除き、又晴天の時の白の

覆ひも、殿に入れて後取り除けて下の薦の上正しく置くべき作法になつてゐる。

祝詞座

幣帛供進使、又は齋主の祝詞を奏上する場合、其の定め座席をいふ詞である、本座が幄舎にある場合には、本殿階下の正中上位がそれである。又本座が、拜殿内とすれば、其の座は神階下の正中上位でそれが祝詞の座である。

玉串奉奠の所定座

幣帛供進使の本座が幄舎にある時は、祝詞座よりも少し下がつて其の次の上位にある、齋主も亦同じとす。さて其の他の参列者にして位階勳等高さ人ある場合の玉串奉奠の座は(其祭典本位、又神社關係上より見て)、勿論齋主の次ぎである、そうして敕奏判任と順次に其の席を繰り下げて、設くるものである、又氏子總代人は拜殿上位に前以て定めおくべきものである。

裝飾

裝飾とは神社祭典の場合に殿の内外を飾り付くるのである。之の飾付を儀式語で裝飾といふのである。新祭祀令、大・中・小祭共、皆其の式書の第一に、「當日早且社殿を裝飾す」とあつて。神殿に眞神を立て、簾を掛け渡し注

連を張り又は矛旗を建て、壁代を掛け、帷舎等に幔を張る等を、いふのである。(之を佛法では、莊嚴にするといふ。)

抜詞 『掛麻久母畏伊邪那岐大神筑紫乃日向乃橘小戸乃阿波岐原爾御禊祓給比志時爾生坐世留祓戸大神等今日仕奉留神職等賀過犯世留罪穢有良平乎婆祓給比清給閉登申須事乎聞食世登恐美恐美母白須是である。さて其の本は天津祝詞である。以上の文中幣帛供進使の修祓に當りては神職の二字を次の二字に換ふ(官人)と定めてある。此の祓詞は、祓主が讀むことになつてゐる。其の讀方法法は神社祭式圖解の祝詞及び同奏上の條に詳かなれば、こゝには省いて置く。

大麻 神の枝に麻をつけ、麻を併した格別になほ四垂をかけることゝやがて、之を祓の行事に用ふるものである。

大麻司 大麻行事をなす役である。

塩湯 祓の中でも、此の鹽湯は、古意になつてゐるもので、其のわけは、伊邪那岐命が、海水で禊祓を爲し給ふたことが、此の行事の根源であるからである。塩湯とは、鹽水を拵へて、葉盤葉碗等に入れ、それを神の小さき枝

につけて、祓の行事をなすものである。は、物、を、損、する、恐れ、あれば、塩、を、多く、し、水を、少、く、入、れ、て、其、の、古、意、を、失、は、ざ、れ、ば、よ、る、こ、は、よ、き、思、ひ、つ

鹽湯司 鹽湯行事をなす役をいふ。

參進 祭祀令に、參進の文字ありて、修祓後、祭場へ向つて、進み行くことをいふのである。

出仕 祭典執行のために、齋主以下祭員が修祓後、祭場に向つて進み行ゆき其の祭典を仕へ奉ることである。かくて其の進みゆく場合をも、やがて出仕といふわけで、樂には出仕樂など稱ふるのも此の意味に他ならない。

辛櫃薦 辛櫃を置くべき場所に鋪設する處の薦である。もし辛櫃を置くべき所が、庭上とすれば、神座より言はば左側の上。殿上にては、神座の左側正中よりの上、供進使の上座にお當るのである。便宜上供進使の下の方へおくこともあるべし、そこに此の薦を

置くのである。(便宜上供進使の下の方へおくこともあるべし、そこに此の薦を設け置かねばならぬ、神社の便宜上所位の方から供進使の下座の方を前に此の薦を設くるもあり参考までにしるしむ) **假案** 幣帛を、假りに置くべきために設くる案である。其の位置は、庭上とすれば、階下の左側の上位、又は中央に設るものである。又殿上ならば、其の正中で、階下の上位に、又は左側の上位に設けおくべきものである。案の寸法は、勿論小

案であつて高さも巾も長さもさ雲脚臺(檜製) 猶案の位置は前薦の條と共に参考せらるべし。

幣本案 幣帛を、神前に奉る時に置くべき案である。其の案は、神僕と其の高さを同くして、造りおかねばならぬ。さて材は檜を用ゐ、長さ巾等は、神僕案と同様にして置くがよい。手堅く造り置かねばならぬとおもふ。

玉串置案 玉串奉奠に用ふるため其の玉串を置く案をいふ。是れは祭典前より設け置くべきもの、さて庭上ならば、正中右側の神職幄舎の上位におき又殿上ならば、正中の右側神職側の前列下位に置くが便宜である。此の案は玉串を置くべきための案であるから、案の巾をや、廣くしておくがよい。(此の案下には、こもは用ひぬことである)。

辨備 神社祭祀令は、其の祭場に着座の後、齋主は、其の幣帛供進使に、諸事辨備せる由を申告すべき旨を規定してある。(其作法は祭式圖解の方にあり) 此の場合に齋主は、祭典開始前、再び其の係りの人に就き、能く其の準備の出来て遺漏誤脱等の有無を調査すべきものとす、かくて、初めて辨備せし由を申告せらるゝのである。

御鑰 神社の御扉の鎖錠を解き開くもので、此御鑰は平素大切に袋に入れ箱に納め、鎖鑰を付するのである。

御鑰後取 御鑰を袋より取り出し、是を法の如く持つて、齋主に渡す役をいひ祭員中此の役を勤むる人を御鑰後取といふのである。此役は、大切の役であるから、注意せねばならぬ。

開扉 本殿の外陣の御扉、又は内陣の御扉を開くことである。其の開扉は、必ず宮司、又は府縣社以下では、社司、社掌が務むべきものと定めてある。其の作法は、神社祭式圖解に詳かである。さて茲に注意すべき事は、開扉をなすと共に神明の出御相成るべき儀であるから、最も大切の役目である。此の故に奏樂があり殊に出御の警蹕ある所以である。かくして、宮司又は社司社掌は、再拜拍手の禮を行ひ、且つ御側に祇候して御氣色を伺ひるわけである。

警蹕 神明出御に相成るとき、諸人を警ましむる制示の聲である。天子出御入御の時にも、亦此の式がある。其の稱へ方發唱は、ヲーの聲を、出御の時は伏ザマニ、始細く、中太く、漸次に細く長くひく、入御の時は、其の聲、

ヲ一ではあるが、始太く、末を細くす。之を伴信友の音聲考には、ワ行の音であるといつてある。西宮記にも、警蹕は宸儀出御の時稱する由見えてゐる世俗淺深秘秒に、警蹕伏ザマニ稱也、稱唯は起サマニ稱也とあり。また稱唯時は塞口して警蹕は開口也ともある。陛下の出御に、ヲ一シーと稱ふよしは建武年中行事記注釋に見えたり。猶現行祭式行事作法書にもあり、就いて見らるべし。

奏樂 神明の出御を促すと共に、是れより御祭儀を仕奉るといふ意味で、奏樂を致すわけである。其の樂器は、琴・太鼓・笙・篳篥・笛等である。所謂雅樂を奏するもの、(地方にありては、笛・太鼓・琴にて奏樂をなすもあり、神代ながらの遺風と覺ゆ。)しかし神社にては雅樂を用ゆるを通則とす。

再拜拍手 神明出御に相成つてから、神前に向つて拜禮をなすことで、其の作法は、則ち再拜といつて二度拜することである。階上では座したまふ、又階下でならば立つて拜する、其座したまふの拜は、先づ正笏し、笏を目通りまで上げ、其のまゝ挽伏すること。如此こと二度つゞけてなすを再拜といひ、其の再拜の後に二つ手を拍つを「拍手二」といふわけである。(起拜は後に述ぶ)

祇候 開扉して神明の出御に相成り、齋主が再拜拍手の禮を終れば、夫より右側に退き、所謂候する様をいふ。かくして神の御氣色を伺つてゐるわけである、儀式書には、御側に候す又御裾に候す、又御劔に候すなど、多く記してある。建武年中行事の本文政治始の條にも辨行事の障子の下に候す、御氣色にしたがひて、いせうして陣にいでゝめす。とあり。神社においては、神前異變なきかと、御衛り申上つゝさぶらふものか。

警蹕所役 警蹕を承りて、其役を行ふ人をいふ。所役とは其の事につき、責任を負ふて、務むる役をいふのである。(本書開扉の條に詳なり)

簀薦 神饌を供する前に、其の神饌を置く案の下の「こも」をいふ。眞薦、又は藁にて製作す、其の長さ五尺、巾三尺位にして大小種々あり。時としては簀薦の文字を略し單に薦の一字のみをも用ふることもあり此の場合にはたゞ「こも」といふ方判り易し。

薦後取 神饌案の下、幣帛本案の下、玉串案の下などには、皆此の薦を敷くことに定めてある。此の故に、其の薦を鋪設する役がなければならぬ、此の役を薦後取りといふのである。古儀式書などにもこの薦を用ひし例もある。

獻饌 神饌を、神明に御供へ申すことで、獻は下より上へ差し上げる意である。古書にも、「下之於上曰獻、上之於下曰賜、」とも書いてある。

奉饌 神饌を奉ることはいふ。奉は神饌を大切に、之を差上げるために仕ふる義で最も丁重に神明に對し御供へ申しあげることである。

供饌 神饌を神明に御供へ申す儀である、供は、三方ならば三方に、神饌を載せて、それを神饌案に置き、更に手をかへて、三方の下部を持ち、これを

獻供 神社で、普通に用ゆる詞であつて、下より神に差上ぐべき御饌を供すべき作法で神前へ奉ることである。

傳供 神饌を献する時各祭員が、傳供道を作りて、神饌を膳部より手長に托し手長より陪膳に傳へて、神前に奉るのを傳供といふ。

陪膳 神社の大祭若くは中祭に於て、神饌を神に奉るとき、其の手長の最上位にあつて、神饌の御給仕を仕ふる役である。かゝる役を勤むる人をば、

宮中の古儀上にも、陪膳と稱してゐる。神社の祭典上では、最も大切な役となつてゐる。老練にして沈着の人之れに任すべき次第であることおほい其の任に當る人は、陪膳の古儀は

更なり、祭式の凡ての上にも練熟して、美しく仕奉るべきことである。之を古來陪膳といはずして「はいせん」と稱するは、式語の讀例である。

手長 神饌を傳供する者の役名である。宮中御儀式の古記録によると、役送といふ文字があるが此の手長に當るものである。さて、手長は、奉饌を傳供する大切な任務ある役目であるから作法に練達の人を以て任すべきである。

膳部 神饌を調度し、且つ其の神饌を神前へ差出すべき役である。古儀書には、膳部は、料理人としての役柄である。是亦最も大切な役目として、神饌の善悪、調理の塩梅は一に、此の膳部にあることであるから、神社に於て

薦後取 神饌献供の際其の献供すべき神饌案の下に薦を鋪く役である。さて此の後取とは、「しんごり」といふ義で、宮中御儀式などでも、采女の「しんごり」云々とあるさては御杯の御酒を呑む役も後取といひ又薦など持運ぶ役も後取といつた場合もある。

神饌案後取 神饌を置き奉る、案を設くる後取である。其の作法は、(本書の圖表に委し。

和

稻

「にぎしね」も稱へ下の荒稻に對して普通玄米と稱ふるものであるが、又白米を以て此の代用となすこともある。そこで和稻は先づ玄米の精撰せしものをよしとす。「にぎ」も「にぎ」も皆荒々しくないやわ／＼した稻を形容した語である。

荒

稻

和稻に對して粳こむぎのまゝなる米則ち帶皮おろし見書みかにである。前に述べたやうに玄米を白米に代ふる場合には、是れも亦白米を以て代用するものとす。(しかし是は便宜の處置であつて、本義ではない。)

延善式祝詞文中にも、和稻荒稻とあつて、其の生熟せる物を上古簡易質朴な生活状態から使用した趣が何かはれ、誠に神饌中の最首さいしゆとなし、所謂、「青人草あせぢの食くひて活いくべきもの」の第一品に數へたものとおもふのである。

餅

糯米を蒸して、搗いたものである。又養やうなどもあつて切餅、指餅、鏡餅、紅白餅などを作つたのを御鏡餅といひならはしてある。

酒

「みき」と訓する、祝詞中にも「みきはみかのへたかしり、みかのはらみてならべて、」云々とあつて、之が神饌中極めて重要なものになつてゐる。又大嘗祭に用ふる、白酒、黒酒の如きは、古き儀式のものである。延善式祝詞中に

も御酒は神饌中主要のものである。現今の神社に於ては普通の精酒を以て神に奉るやうになつてゐる。

海

魚

海産物中で、第一美味の者は魚である。其の魚の中でも、鯛の如きは魚類中の最も結構なものである。故に、鯛の大なるものは、神饌海魚の第一として、其新鮮なるものを用ゐられる。其の他の海魚にしても、極めて精撰を崇び、(腐敗、破損、有毒等の恐れなき、精良のものを)奉らなければならぬ。

川

魚

河川産物の内で、食膳に供すべき第一の魚は鯉である。此の鯉魚につぐべき魚は鮒であるが何れも新鮮なるものを撰ばなければならぬ祝詞中に記せる鱒の廣物鱒の狭物は神饌に要する。河海の大小魚を稱したもので是又特に前條の注意を以て、精撰し調理し奉るべきである。

野

鳥

野山に棲息する處の鳥である、中に就て「きざし」の如きは、食用として善きものであり。之に亞ぐは鷄鳩の類であるが是等も時を見計ひ、又精良のものを奉るべきである。

水

鳥

沼池等に遊棲しつゝある鳥をいふ。中にも「がん」「かも」の如きは、食用として宜しきものである。其精良のものは、神饌に調度して供奉するが宜い。

諸般の注意は河海の魚に異ならず。

海菜 近海、沿岸等に産する、所謂「うみな」海藻の類である。例へば、和布の

如きは其の製方の善良のもの、(又昆布の如きも)神饌として、其の精良のもの

を奉らねばならぬ。

野菜 陸産物中に就て、人の耕作し生産する野菜の如きは、實に食用に適するものである。殊に、大根、蕪、午芳の如きは其の最優の物であれば。神饌として奉るに當りても必ず清洗し其の有毒か否かを檢し又汚穢なきやうにして奉らねばならぬ。

菓 山野に於て自然に成熟するものと、又人の手によりて生産するもの、内で、

最も人口に賞味せらるゝものを撰むが宜い。例へば、柿、栗、蜜柑、柚の如きは、神饌物として最もふさわしきものである。神職は其の調度を厳にして、數多く豊榮に奉るべきものとおもふ。

塩、水 鹽は、陸産でなく、海産製造のものをいふ。水は、清く澄みたる水を更にこし置いて上り、鹽は上に、水は下に、各別の土器に盛つて、三方に載せて奉るべである。

軾 軾は、古來膝突とも稱して、疊半帖ばかりのものを形よく作つた敷物である。儀式書には、概ね膝突とあるが。現今の神社にて用ゆるものは、疊表を

二つに折り重ね、其の葦の目を縦にして、其の兩端に白布の縁をつけ、長さ三尺、巾三尺のものとする。但し巾少し短常に、表を内にして、左を中に、右を上になし、折り重ね置くものである。(其の白布の綴目ある方を裏とする)かくして二つに折り重ねた端を左になして、其の折り目を右にし、(神座からいへば左にして)敷くものである。

軾後取 軾を持ちて、其の舖くべき處に、舖設する役である。祭員中、此の役を勤むる人を、軾後取と稱へてゐる。

幌 神社祭式圖解軾後取作法の條を見よ

本殿、内陣等の飾色用として製するものである。其の製作は上部に竿を横へ夫れに各一巾づゝの金錦(寸法は内陣の寸法による)を付け、其の金錦と金錦とを何枚も列べて垂れ、其の間をこぢ、其の上に總角を垂らるゝものとしてある。又金錦でないものは、綾、羽二重等を用ゐ、それに摺込の模様をつける。其の竿共に、上に簾の内部に掛くるものである。

此の幌の本來の性質は、其の昔高貴の住宅(宮)に、戸障子のなかりし爲め之を代用したもので、其の製作も勿論古きものであるが、元來金錦などは用ゐず、唯だ生活上の便宜に供したる當時の遺風に他ならぬ。今も伊勢神宮の如きは此の遺制を則つたもので、其れが各神社にも行はるゝのである。

祝詞

祝詞の根源も極めて上古からあつて、彼の「天津詔太祝詞」は、實に其の神語を稱したものである。上世にありては、上へ申上ぐることも、亦上り下へのことに、約言して「のり」となり、又轉じては「のり」と申し傳へてゐる、それ以後なつたもので之を一に告刀とも書くのである。又、天照大神の窟戸隠れの際、

天兒屋根命が祈請せられた招騰詞は、下より上へ申し上げた詞で實に麗はしきものであつた。當時は、口頭にて空讀で、紙なごに認めなかつた。さて、神明に告げ申す詞をば、祝詞といひ習はしたも宣説言の意味である。延喜式中の古き祝詞文を見れば成程上世の御手振りは斯くも莊重であつたらうと伺はれて、尊き感じがする。祝詞式の文を参照し熟讀して、我國固有の純思想が如何に莊嚴雄大であり其の主義と理想とが如何に清明峻潔で敬神崇祖の至情を表して居るかを味はればならぬ。更に一步を進めて、祝詞に述ぶる精神が、現に神明に感通されて、所謂神人歸一の妙境に到達せるかを思はなければならぬ。

陛下が宮中御親祭の折皇祖神明に對して奏せらるゝ詞や國民に向つて宣せら

れる語を宣命と云つて居るが古くは、此の宣命に讀譜があつたそうだが、然し乍ら詳しく傳はらぬ。明治維新以後は宣命を、御告文と改められ、今猶しか稱へられある。又、陛下が、臣下に代りて、神明に申告せらるゝ詞を、祭文と稱へてゐる。御親祭の時は、必ず幣帛を供へて、御告文を奏上遊ばさるゝ事に爲つてゐる。古儀書を見ると、伊勢神宮へ對する宣命の用紙は、縹色を用ひさせられ。加茂へは、赤色。其の他は、黄色である。紙質は、奉公、鳥子、檀紙等であつたと書いてある。年々御祭毎に、書き更めて、御用ひになるのである。其の宣命にはかけ紙があつたもの。今でも、猶かけ紙を用ひて、袋に入はかばかへられた。現行神社祭祀令は、幣帛供進使も又は齋主も共に。祝詞を、奏上することになつてゐる。然しそれは、大祭の折である。其の他の中、小祭にも齋主が祝詞を、奏上すべき定めになつてゐる。そして又祝詞文例が示してある。今試みに一般祝詞の主要な部分を分解してみると、まづこゝにいふ風な組織である。一、始句長いづれの文も、皆、攝麻久母二、神社の御名、又御祭神名及び敬語何々神社の、大前にさあり三、祝詞奏上者位勳功爵姓名、四、其の人の神明に對する敬禮語、五、祭典の因由詞、六、幣帛供進の次第、及び神饌献上の次第、七、御神徳

稱揚詞、八、祈請及び感謝詞、九、結末詞等の語句から成り立つてゐる。かくて、或は、形容詞と名詞を連続して、神饌の次第をいひ。或は、祈請詞を疊重段續せしめ。或は神徳を歴史的に、文學的に、述べ。或は、種々の掛け語、又は、縁語を接続して、祭典の次第を述べ。又巧みに「てにをは」を利用して古格の文章に適せる脈絡を通じ、且つ莊麗にして典雅な辭句を列ねてゐる。現行祝詞文の認め方は、普通七折半で、先づ始めの一折を残して、第二の折りの、際から書き始め。終りは最末の一折を残して、其の前の折り目の、わきの下までに、書き終ることに爲つてゐる。文の、長短に應じ餘りに長くして、一枚に認め切れざるときは、紙をつぎ合せて記すべきことである。かゝる場合には、七折半の應用を巧みにして、杓子定規にならぬやう注意せねばならぬ。

かくて、其の祝詞は、勿論祭典前に正しく認め、掛け紙をかけ豫め袋に入れて、案上等に置き、粗漏輕卒のなきやうに心掛くべきものである。終りに、讀方につき一言すべき事は、かねて其の文を熟讀して置いていざ奏上となつた場合に澁滞なく、斷續なくすらくと朗讀し決して、祝詞の本旨を

誤る事のないやうにする。若しも注意を怠つて神明に不敬不遜なことがあつては取り返しがつかぬ。各自は常に、此邊に充分の注意を拂ひ、其の音聲を正しくして莊重の詞句を缺いてはならぬ。殊に主要の詞句は、最も音聲を正しくして、奏上すべきものである。辨頭の語句は音聲を低く餘りに讀み下し、始終の音聲を保ちつゝ假にもしくわかれた聲等なきやうに注意すべきものである。指導は語られた。

祝詞奏上

神社祭典に臨み、神明に對して其の祭典の由来や其の幣帛神饌を手向くる旨趣や其の他祈請等を奏する手續が祝詞奏上である。其の奏上に關する作法の要を云へば、先づ軾に着座してから、深揖一度起拜二度の後祝詞を懐に入れ、笏を置いて拍手二回、次に祝詞を出し左側にて除ろに開き、押し合せて一揖し字を目通りまで上げ、次に讀み易き位置まで下げて、奏上するのである。

讀み終れば、又二つに折りて、左の手を上、右の手を下にして一揖し、左の側にて終りの端より先づ左の指にて折り込み、夫より順次巻く次に巻たまま、再び懷中にし、拍手二回、次に笏を取り祝詞を付けて、起拜二度、終りて一深揖退下するのである。(其の祝詞の受渡、其の他詳しきことは、神社祭

式圖解にあれば就いて参照せられよ。

また幣帛供進使の祝詞奏上は、所謂國家を代表し、又は陛下の御思召を以て其の意味を奏する譯であるから至誠を極めて、其の國家の幣帛を奉る旨趣を述べ、又は敕意の神明に通じ深く御嘉納あらせらるゝやう、十分心をこめて奏上せねばならぬ。

かゝる深意あるが故に、祝詞奏上中は、其の參列者、又は祭員共に平伏して、此の至誠に應じ、其の祝詞に對して、最敬禮をいたすべきである。

玉串 祭典式に、玉串奉奠の條項があるは此の事である。此の玉串は櫛の枝に、四垂をつけたるもので之を捧げ持つて、玉串案に法の如く奠するのである。さて此の玉串の櫛は、彼の四垂をつけんが爲めの料であつて、主として四垂であるがその櫛は、客である。此の四垂に奉奠する人の祈願を寄せて恭しく奉るのわけである。神宮などでは、立て、奉られる。過し年、伊藤公の葬祭の時に陛下の玉串は、矢張立て奠られ、其の他はみな、案上に置かれた事は、いづれも目撃したことである。

我國の神代に於ても、神々が櫛の枝に麻を附けて、祖宗の神靈を齋ひ祀られ

て、永く皇祚を守護し給へと宣ひ給ひし、故事に思ひ合せて、考ふべきである。

玉串後取

現行神社祭式に、幣帛供進使、又は齋主の玉串奉奠に際して、其の玉串は後取から渡す定めに爲つてある、さて其の玉串を持つて渡す役を玉串後取といふのである。其の作法は、神社祭式圖解の玉串後取作法の條に

詳しく記述しあれば就いて看られよ。

玉串奉奠

玉串を持つて、神前に進み、案上に奉るをいふ。其の奉奠は、國家の代表としていもなく、又一國官吏の代表でもなく、唯だ知事なら知事として、玉串を奉るのである。であるから國家を代表しての祝詞座よりは、下位に置いて奉らねばならぬ譯である。府縣、郷村社に於ては、社司、社掌が其の府縣、郷村の氏子を代表して、祝詞を奏上するけれども、玉串は個人として奉る譯である。此の玉串奉奠に就ても、伊勢神宮の如きは特別である、現今の普通神社における奉り方は、手向申であつて、則ち本を神前に、櫛の葉末を自己の方に向けるようになつて居る、上世は、其の枝を地に差し立てて奉つた仕方であつた、之を「みてぐらにならましものを皇神の、みてにと

ふれてなづさはましを」と云ふ古歌の意に思ひ合せても其の意のある處察せられる。

遷座祭

神社に於て、式年式は適當の時期に、御本殿を修繕するか、又は改築する場合に神明の御遷幸を行ふを俗に、外遷宮といひ、その本体を假殿遷座式と云つて、此の際の御祭を假殿遷座祭といふのである。そうして式年によせよ、或は相當の時期にもせよ、其の際には所謂假宮を造つて、其所へ御行幸を行ふことに定めてある。さて御本殿の造營を終ると、世にいふ本遷宮、則ち本殿遷座式を行ひ、そして又遷座祭をも行ふことになつて居る、遷座の際に神明の御行幸あるは其の御神座より他へ出行きますことを云ひ、御遷幸とは、他より御本殿に御渡御になつて、元の高御座に鎮まりますことである現今これを本遷座祭と云ふことになつてゐる。さて又渡御の時は御神輿によるか、或は又他の羽車様のものに依つて遷し奉るのである、其の遷幸遷座とも一定の式があつて、御道中には行列があることになつてゐる、現行祭禮令の遷座祭は、大祭として最も大切に取行ふ次第である。

合祀祭

神社に於て、其の神社を他の神社へ合併する場合の祭である。例へ

ば甲の神社の御祭神を乙の神社の御祭神中に加へて、御祭をすることを合祀と稱ふる、其合祀を行ふには兩方とも合祀の事を奏上して其の乙では合祀祭を行ふのである。之れが若しも合祀でなく、甲の神社を、乙の神社の境内へ遷して、御祭を行ふ場合には、それは境内社と稱するのである。

招魂祭

神靈を一定の位置に招き御祭をすることである、別格官幣の靖國神社では、合祀祭の時招魂式といふものを行はれる、又全国各地において、戦

没軍人の招魂祭なるものが行はるゝが、此の魂招と云ふことがある、此は我國上世よりの古傳で、人はもと、皇産靈神の分心であるが上に、亦天神の精美の御魂を受け納れて、いやましに其の魂の榮ゆくべく勉むるのである。かかる魂は、世を益し、物を利する功あるものとして尊重される。斯かる魂は何れも至誠に發し神明に感應する所から清淨潔白なる齋庭に來降して後人の御祭を納受するもの故に、招魂には必ず至誠を拂ひ清淨なる齋庭を設けて、御祭を行ふので、これを招魂祭と云つてゐる。

(参考)神武天皇御紀に、招魂之を美多麻布理須と訓んである、これが古傳のみである。猶ほ次にいふ、ひとくたりによりて更に明かになるとおもふ。

招魂齋庭

靖國神社に於る合祀祭の時に、招魂齋庭を辨備すとある、招魂とは彼の陸海軍人が、御國の爲めに一身を捧げて、死せる靈魂を、靖國神社に合祀の事を行はるゝにあたり、招魂の行事をなして靈柩に靈魂を招き寄せ奉ることをいひ、其の時に神社の御庭を忌み清めて、庭燎などを燃く其の庭をさして、齋庭といふのである。

我國の古傳によると、吾々の靈魂は、皆皇産靈神の御靈の人心分魂であるとしてある、そうして其の魂は神代に於て神より受け継ぎさらに其の親より受けついでその本來の神魂をいや益々にうるはしく爲し、やがて其魂を鎮むるの祭をも行ひ來つたものである。此の故に、理屈以上でおのゝみかける魂は、邪を排し正を顯はすものこの古傳が、やがて招魂の事の起りとなり、そこに又鎮魂の事をも生ずる譯である、齋庭を設け、清く正しくして眞の精神を招き奉ることは古くから傳はり來つた所以である。

（参考）鎮魂歌（八首の内始一節）

あめつちには、きこゆらかす、はさゆらかす、かみわかも、みこそは、きねき
いましめの明、（天地の生を思ひ動かすこと）（神國の光を思ひ動かすこと）
（共に高きをゆるむ）

（鈴木翁説釋）

美多麻美は、頭にありて、彌輪ひ、多麻は、此の美より神を生じ、神より精を成して産靈、延喜

式祝詞文中、鎮魂祭の解明の内の一節、

（鈴木翁の説著者釋）

敬禮作法

精神と、身體との、一致調節を計つて、恭敬の容儀を表はし、神人歸一妙契を、形容に顯はして、禮敬の容儀となるものが此の敬禮作法である。茲に於てか禮儀の本源は、神祖皇室より出で次いで、舍殿の構造や、服装の差別を生じ之によりて、敬神崇祖報本反始の祭禮となり、或は武家禮節威儀となつたのである。其の武家の禮節には、伊勢流、小笠原流、の名目さへ出來たのである。元來神社の祭禮は、其の宮殿の構造と、其の衣冠服制とに應じて行はるゝもの故常に皇室の禮法に範り、天皇陛下の祖神を祭祀し玉ふが如く臣下億兆が、陛下に仕へ奉る誠意を以て、神社の祭典を行ひ奉るべきは、理の當然である。

其の禮節が、則祭禮であつて、拜禮、拍手、又は正笏、或は珥、拜等の、作法を、其の定まりたる、典則によりて、行ふべきものである。

容儀

祭禮に與かる官公人は勿論、神職の人々にあつても、先づ、自己の身体容儀が調はなかつたならば、それは、徒らに俳優歌劇の所作と成る恐れが

ある。此の如きは各自が祭典に臨み神社神明に對して誠に相濟まざるわけである。かるが故に、苟くも祭儀に與かる人々は、平素是等の修養訓練を積んで、其の容儀の、温乎たる玉の如き裡に、威儀あり典雅なる風情を現はし、至誠の外形に、溢るゝ如くでなければならぬ。神社祭式上の作法は、かゝる容儀によつて、麗しく雅やかに而も、正しく、恭しく行はるゝものである。其の容儀の第一義は、人々先づ其の胴作りから始むるのである。胴作とは、心身總ての調和連絡を取り、座作進退を直く正しくすること、則ち禮の本を作ることである。此の正体につきて今少しく詳かに云へば、

(一)心を、下腹丹田に落ち付け。(二)頭は、正しく肩の上に据え、(三)眼先は、廿尺向ふの地を見る。(四)舌の頭を、上顎の齒の根に軽くつけ。(五)唇は、確と閉づ。(六)額は、咽にひき。(七)手は、自然に体の側面に下げ、小指を腿の外側中央につけ。(八)足は、八字形に開き、踵は、必ずはなして膝と膝との間は接す。(九)尻は、後方へ出すやうに。(十)手足の指は、皆相密接せしめ。(十一)腰の處に氣をつけ。(十二)以上の体備はれば、其餘の筋骨肉氣色ともに皆自から美事に見ゆるもので、(十三)注意首の背筋が襟にくつついて居らねばならぬ。(十四)心の本を修

めて後末の所作を爲すときは、其の所作たごひ不骨に流々とも、中々に、麗はしく見らるゝもの。(十五)心は本であり体は末であるといふ所に注意して、此の胴作を修練することが、緊要である。左に、容儀上参考として、漢土に於ける禮の九容法を掲げて置く。之れ所謂禮容である。(一)足の容重。(二)手の容恭。(三)目の容端。(四)口の容止。(五)聲の容靜。(六)頭の容直。(七)氣の容肅。(八)立の容徳。(九)色の容は莊。等である。

正立前述の通り。正座正しく座してゐることである。其の正しき座法とは(一)兩足の上に体を置き、左の拇指を右の拇指の上に重ねること。(二)膝は、膝間に膝を入るゝほご前を開く。(三)頭は、正しく肩の中央に直くす。(四)目は、十尺向ふの下を見。(五)舌唇は、正立と同じ。(六)手は、体の側にそうて前の膝の手前少し内側に内八字形の如くにおく。(七)わきの下に玉子一つ位入れて保持し居る心得にて肘を張り、其の張りたる肘が身体の側面の中にあるやうに。(八)さて袴腰に氣をつけ氣を下腹丹田に納め置く。(九)尻を後方に出すやうにして胸は正しく下腹は向へ出すやうにして。(十)首の背と襟とは相接して。(十一)身体を中心をしかと背推骨にてさへ、(十二)彼の九容に注意し。(十三)敬神の心を

濡身にそゝぐこと等である。猶又行歩は、前の正立の姿勢を挫きぬやうにして、足を前に運び出すをいふ。後方へ退歩するころもあり其の時、体の上体左の足を前に踏み出したるときは、其の重みの中心をやゝそこへと体を懸け、そうして又右、又左と交替に、懸けるわけである。斯くの如くして、其の正立の場合には又元の正立の体となるものである。

跪座 又は跪居ともいふ、兩膝を突き、瓜先を立て、踵の上に臀を置くことである。

殿上にて、應對、授受、及薦案、帙等を、鋪設する時に、行ふ所作である。(告示)此の場合、笏を持たざる時は、又手である。

安座 神社祭典上には、之を行ふこと殆んどなく、唯だ古儀に於て、板敷に半帖とか、圓座とかを敷きたる座席にて、行はれたる所作であつた。俗にあぐらをかくと云ふに、よく似てゐる。之は上座の方へ足を向けぬやうにして、(下の足は、下座へ向ける)又上体は、正座の時に變らずして、稍安らげに、爲し居るまでである。

龜居 告示にもなく、又普通に行ふ所作、兩足の踵を相接せしめ、各の指は兩方へ向

け、其のまゝ体を踵の上に据へ、上体は前面に向かひ、正しくするをいふ。其の下体の様が、龜の居るに似て居るといふ處から、龜居と稱へたものである。古儀には、此の所作も行はれたものである。蹲踞に似て非なるものである。

摺合 祝詞奏上作法中、祝詞を開いた處で、祝詞を持つたまゝ深揖する時の作法上の語である、其の所作は左手の掌を上へ挙げ、それと同時に右手の掌を下に向け、左手の掌の上に、右手の掌を合せ、さて一深揖する時、右手を半ば摺り下げ、左手の指だけ上へ起揚し、右手にて祝詞を押へ、そこで一深揖する、此の時は二つに折りたる祝詞の先の端が、座につかざる用意に、此の作法を行ふのである。

此の時の作法は祝詞を持つたまゝ、一深揖を行ふために、かゝる作法を行ふもので、此の作法の上に、左右の手で祝詞を摺合はせ、又は祝詞を押合せるとか、又右手を半ば引く作法を摺下ぐるなどいふことあり、注意の爲め茲に一寸解釋しておく、

座席 正中を上位とし、左を次とし、右を其の次とす、神前に近きを上位と

し、遠きを下位とす(告示)、さて正中は、神座の中央より線をひいて、通殿、拜殿、猶又、鳥居までにも渉る、其の處は、皆神に向かつて、正中と稱してゐる。左とは神座神明の左を云ひ右とは其の一方である。此の故に、正中の左にあつて神に面するとき、是れを左面席と云ひ、又正中より右に居て、神に面するを、右面席といふ。斯くて、其左側にゐて、正中に面するを、左側席と云ひ。自己の右は、神前に向つてゐる。又、正中に面して、神前を左にしてゐるを、右側席と稱へてある。その各自の位置が神前に近くなるほど、上位となり、遠くなるほど、下位となる譯である。猶外に、端座せまざと稱するものあつて、例へば、殿の端の方にある座を云ひ、又垣下座とは、拜殿とすれば葺の在る處の座ともを云ふのである。

其他絶席きつせきといふことあり、之を江家次第には、(列見の條に)次非參議大辨入自西戸着、次辨少納言着、四上北面、非參議、大辨絶席、小座盤とあつて、要するに、一列の内、二三席ほど、間をあけて着くをいへり。大穂秘抄によき諸大夫と、あやしききんだちとは、遙かに絶席したるものなりなどあり。以て、其の席次を知るべきである。石清水臨時の儀に、前畧、藏人の頭、年中行事の障子の下にす、

む、天氣をうかがひて、公郷をめす、おのゝ殿上よりくだりて、仙華門より入りて、かべ下の座につく、宰相後に二重につきたり、前よりつく座にむかひ、揖してくつぬぎて座につく也。云々と(建武年中行事)に見えてゐる。

起座 正座の体を解いて、起ち上り、又は起ち行くをいふ。其の作法に種々ありて、一を進む起座といひ、他を退く起座といふ。進む起座は、起つて向へ進む時の作法で退く起座は、其の席より、後へ退く場合に用ふるものである。其の二様の作法は、又其の席の在る所によりて、進退を異にする定めである。例へば神前の正中又左右面、左右側の場合で其の起つ足と、退く足が違ひ、そうして、其の作法がやゝ少しづつ違つて居るをいふのである。

着座 行歩の後、或る定めの場合に着く場合に、行ふ作法である。其の着座法にも、亦進む場合の時は、進む着座法を行ひ、退く場合には、退く着座法を用ひねばならぬ。そうして、夫の各々に、又場席の、正中、左右面、左右側の、違ひがあつて、夫れ々、仕方が異つてゐるわけである。又座の前から、其の座席に列座するときには、座前着座を用ひ、又座後よりつく場合には、座後着座法を用ふるのである。(以上は殿上式の時の作法である)

参考の爲め、左に告示中の起着の定めを添へて置く。

先づ左膝を突き次に右膝を突き整へて座するを云ふ。

進む着座は左膝を前方に突き右膝を突き整へ退く着座は左足を引きて膝を突き右膝を突き整ふるものとす。

座前より着座する時は先づ左膝を突き回轉して座するものとす。

座後より着座する時は先づ左膝を突き膝行して座するものとす。

席に上下の別ある時は總べて上座の膝より突くものとす。

行

歩

練歩もあり除歩もあるが練歩は、現行のものであらねば省く、除歩は急歩、平歩、三種の作法がある。さてその種別が、正中、左右面、左右側の場

合によつて、進退を異にし、そして、其の進行、又は止立、或は退歩に、逆行、曲折皆止立ありの別によつて、作法も、是れに應じつゝ行はねばならぬことになつてゐる。其の進行、退歩、逆行、曲折共に、正中、左右面左右側と、其の作法が分れてはゐるけれども、要するに、神社祭式の上で、行歩の仕方が則ち作法の一をいふことである。

此の除歩にも、亦緩平急の三つの仕方があつて、江家次第に「練りて進む」と

か、又は「除歩して進む」とかあるは是である。さて除歩の作法は、練歩の簡易なるものにして、緩とは一呼吸に一足、平は一呼吸に二足、急は一呼吸に四足を歩むをいふ。

此の除歩は、又樂に合せて、其の樂の「一ひよし」則ち^三が一呼吸になるから是に合ふやうに、所謂歩調をなさねばならぬ。三尺の處を三步で行くわけになる。足を揚げずして、車輪の如く、先づ左の足から進むべし、

次に右、次に左と進む。左の足の先より掲げて、踵を摺りつゝ、身も亦向へかゝりて、其の摺りつゝ足だけ向ふに進みし時、身體の重みと共に、踏みて体を前に出す。それと共に、右の足を又如此して、前へ出すと共に、體も亦前へ懸りつゝ進める。此の故に、身體の重みは、左右足に、各次に置き更ゆるものである。車輪の如しとは、蓋しかゝる様をいつたわけである。則ち足がいつも地を(又は座を)離れざるを云ふのである。其の平の調子は、先づ指先をあげて、則ち沓の先きをあげて、シリリト地を摺つて、ザアと出した足を踏むと同時に、體を前に進めて、左の足に其の重みを置く、此の呼吸の數は半呼吸である。中^一つをいふ息^二さて右の足を。又此の如くす、此の呼吸半、併せ

て一呼吸で、そうして足は、二足であつて、樂の拍に合ふことになるのである。

神社における、行歩中の除歩は、先づ憇うしたものである。以上の説明にして、腰平急歩の歩調は、推知することが出来やう。それから其の進行に進み行くとき止立すとは、或る所に立止まることで、正中には、左の足より進み右の足より退き、立止るときは、左の足に、右の足を進めて揃て止る作法である。又左面にては、正中を上として、進退し亦同様に、右面も亦同一で、唯だ左側は、左足から進み、右足から先きに引いて、右側は、右から先きに出して、左足を後に歩みいで、退くときは左足より、右足は其の次ぎに引く作法である。さて止立は、恰も正中に於けるが如くに、上座に近い足に、其の遠い足を揃へて立止る作法である。

逆行とは、進行の反比例の作法をいひ、曲折とは、進行中、又は退歩進行中に、於て、或は右、或は左へ曲る作法をいひ、又止立とは曲折の後更に立止る作法である。進行中の止立の場合、先きにある足に、後の足を踏み揃へて立ち止るを云ふ。

曲折 進行中、或る場所にて、左右に方向を更ゆる作法である。例へば、正

中に進行中とすれば、右に曲折せんとするには、右の足の方角を轉じて左の足をそれへ踏み出し、再び右足よりつゞいて進行するをいふ、止立とは、其の所において立止るをいふ。

退歩 祝詞奏上、又は玉串奉奠の時、軾から退く時に、後へ歩くことである。

逆行 同上の作法にして、其の後へ歩くことが、逆さまの歩き方であるから

逆行といふのである、此の逆行は三步であつて、前の退歩といふときは其の歩數に制限がないのである。

止立 逆行の止立は其の先に引きし足に、後の足を夫れに揃へて、立ち止まる作法である。

膝進の回轉もあり、(此の回轉にも亦、正中、左右面、左右側の場合によりて、其の作法を異にす)又膝退の回轉ありて、是又正中、左右面、左右側の場合により、皆其の作法を異にしてゐる。

進行の左右折 進行中、或は右、或は左に、折れることである。例へば、

玉串奉奠の時、自座より起つて、神前に進み行くとき、左側の人は、右へ折れて進み、右側の人は、左へ折れて、進むが如き之である。其の他之を用ふ

る例は甚だ多い。

止立 進行中の止立は、前にいへればこゝには省く。

回轉 祝詞奏上、又は玉串奉奠の時、軾から退きて逆行したる後は、そこにて回轉せねばならぬが此の場合の所作を回轉をいふ。此の回轉に正中の場合

と又左面右面の場合と、左右側の場合とがある、

列立 庭止式に於て祭員一同が其の祭場に列するをいふ。(殿上に於ても行ふ

ことあり)、其の列立の例は、祓舎に神職、官人等が列立法を行ひ、又祭典式

場においても、行はねばならぬ。古儀式書によれば、朝廷に於て、紫宸殿の南庭にお

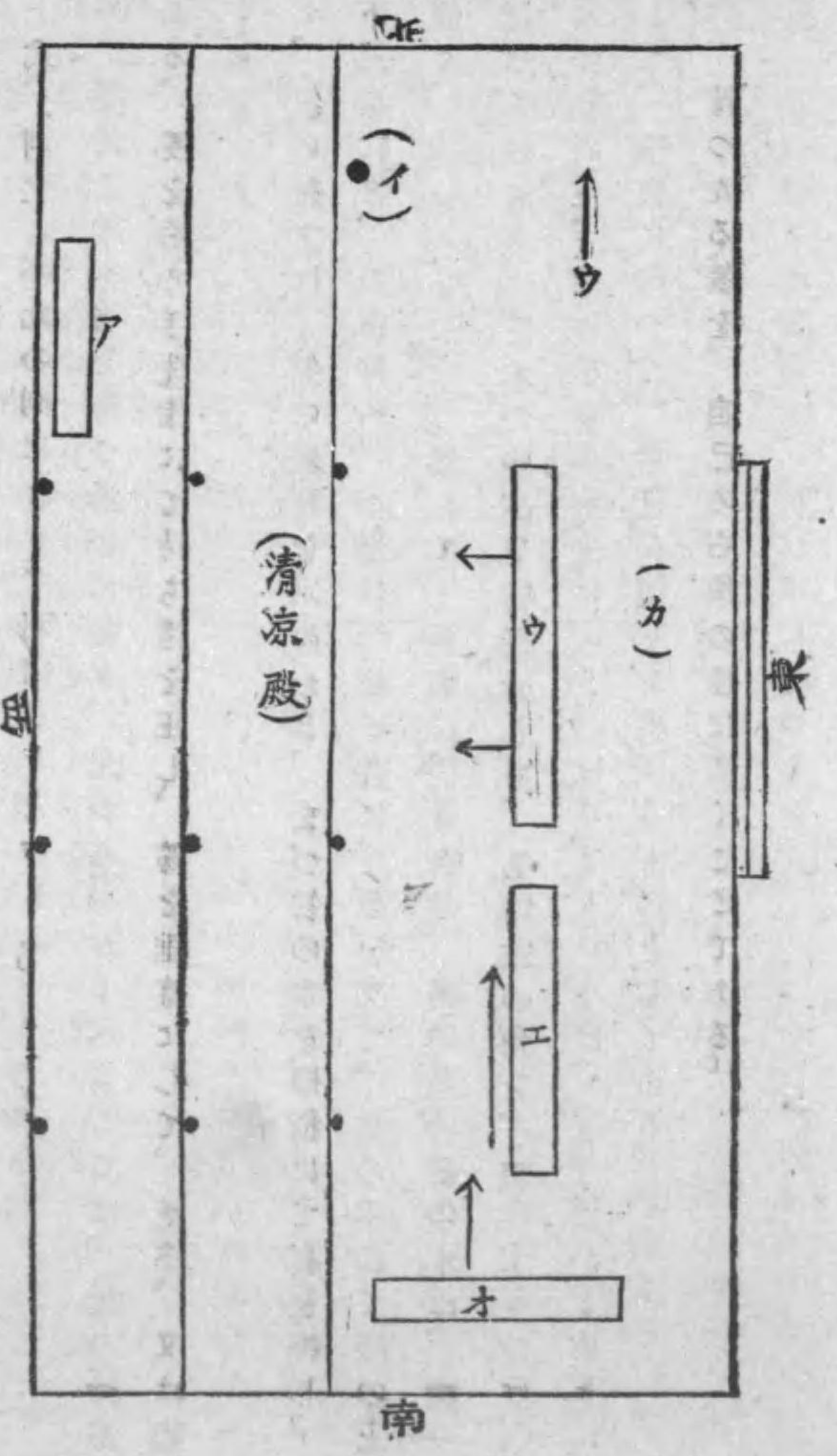
である、伺其の列立法に、列前列立、列後列立法等あり。其の作法は、祭式圖

列座 主として、殿上式に用ふる作法である。さて、祭員又は其の他の官人

出仕の時、其の祭場の定座に、夫れ〱其の列座法によりて、着座するをい

ふ。御儀式叙位の條に、御簾を引き、人々の着座のやうを御覽して云々ど

もあり、此は祭祀の作法の基づく處であるから、左に略圖を掲げて置く。



(カ)は清凉殿叙位略線圖、アは御座、イは關白、ウは大臣、西上南面(北廊)、エは納言北上西面、オ(參議東上北面)、悠らいふやうな列座であつたと(北山抄、四

次第等) さて神社殿上における列座も、亦神明の方を上位として、左側に列する人は、神座の左を上として、(若し社の方角とすれば)或は、南面し、又神職の側でいへば、右側で神座の右を上として、北面して列座するわけになる。庭上式、列立も亦此の例によりて明白なりとおもふ。

持笏 服装を整へ笏を持つ場合に當り、先づ心得おくべきことは、此の持笏である、笏を右の手先指にて持ち體を正し、笏を垂直にして、正座、又は起立するをいふ。

さて、笏の持方は、笏の表裏を定めおき、まづ笏の本を拇指にて裏を押し、以下三指にて、表を押へ、小指は拇指と共に、裏を支て、其の手にて膝の上に置く、(表を内に向ふへ裏)然して、手前に引き寄せ、笏の表の笏の本は、指一本だけあけおき、三本のゆびを密接せしめ、笏の左の角を、服にやゝつけ、手本は腿の上、膝の手前の中央におき、ほぞよりいへば、三寸ばかり前きに出して、垂直に持つて、自己の體をも整ふるものとしてある。

置笏 持つたる笏を、自己の右側の座に置くことである。
把笏 座に置きたる笏を、再び手に持つをいふ。

正笏 笏を持つて、敬禮をなす場合に、此の正笏が其の始めである、最敬禮を行ふにあたりても、先づ正笏して其の事を行ふのである。祇候の時にも正笏を以て禮となしてある。陛下に對して言上する時も、亦正笏の禮をなして言上する。神前に於ける揖拜敬禮の場合は勿論陛下の臣下に對せらるゝ時にも此の正笏を(端笏ともいつて)行はせたまふのである。

懷笏 事を行はんとするときには先づ笏を懷に入れたる後行ふのであるが、かゝる場合に笏を懷に入るゝことを、懷笏と稱ふるのである。

揖 人に相對しては各自に相敬ふ禮がある。以て貴賤を別ち、以て友誼を完ふすと、(古事類苑、禮式部、敬禮作法の總説に書いてある)抑も此の揖の如きは推讓の第一義禮であると信する。

さて神社祭典上、或は宮中の儀式上に於て、揖禮は、頗重要なものとせられ新辨官抄中にも「公卿辨官作法唯在揖」と述べられた位である。神祭上の揖の種類は、(一)座揖(深)、(二)立揖(深)等があつて。其の種類を古儀式書から摘録しても大凡左の如くである。

閑揖、早揖、深揖、小揖、坐揖、居揖、起揖、立揖、願揖、還揖、屈揖、拜

揖、對揖、相揖、恭揖、揖讓、禮揖、揖許、答揖、四折揖、二段揖、三段揖、沓揖、四度揖、二度揖、三揖、
 神官職其の他が神社に於て、揖を行ふ場合其の種別は、唯だ、座揖、立揖、願揖、答揖、二段ノ揖、對揖、沓揖、閑揖位のものである。
 類聚名目秒に、揖は「かしこまる」「うやまふ」「ゆづる」などいふ訓が附けてある。(支那では、土揖、内揖、天揖、長揖、などの名目があるが、其の作法は、手を延ばして兩手拱ぬき上ぐるばかりで、我國の揖は、恭敬の意を形容動作に表現してある、其の譯は、敬禮が服從の意味になつて、「つゝしみうやまふ形に表はされてゐるからである。神祭上、揖をなすべき場合は、座してから揖、起んとする時の揖、列席し終つて揖、列から離れんとする揖、階に登らんとする揖、階を降りて揖、間の出入に揖、物品授受に揖、尊前の進退に揖、行事の前後に揖、沓の脱着に揖、要するに事を成す前には必ず揖、事を成し終れば又揖をなす作法である、物を持つ場合揖をなす場所多き時は、中の揖を省く事がある、(齋主が、階の昇降多き場合に、階下の揖を省くが如きである)

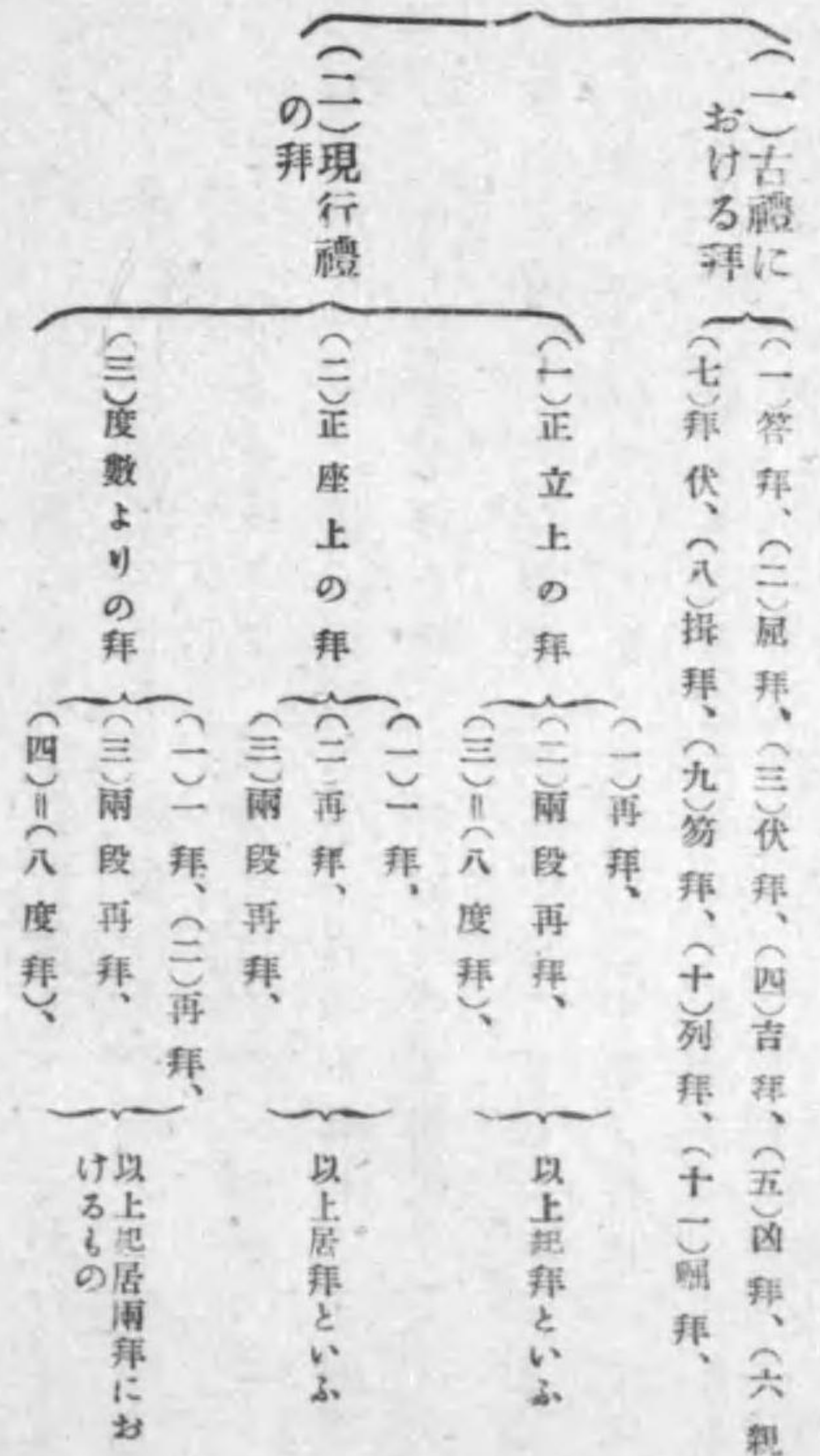
(参考) 彼の支那に於ける儀禮の制文は、文王周公の法度より出づと稱してゐる所謂儀禮には、揖の事が多い、「主人玄端女父也迎門外西面再拜、賓東面答拜、主人揖入、賓執鴈從、至于廟、揖入三讓、至于階三讓、主人升西面、賓升北面、奠鴈再拜稽首」などあるは、婚禮の儀式中の一節である。

拜 「をろがむ」ともいふ、支那の拜の字をあたて、「をがむ」ともいひならはしたのである。日本紀、推古二十年、蘇我馬子の謳ひし歌の中に、「カシコミテツカヘマツラム、(ウロガミ)テ、ツカヘマツラム、云々といひ、「うろがみ」は、又「うろがむ」と、活く詞である。古事記傳に、「拜はウロガミツカヘマツラル」の「ロ」を省きたる詞で、身を屈めて匍伏するよしなり」とも見えてゐる。萬葉三卷、十三丁目に、四時自物、伊波比拜みとあり。又、二卷三十五丁目に鹿自物、伊波比伏管、又三卷三十七丁目に、十六自物膝折伏などあつて其の拜の様を察すべく古意存する所を知るべきである。
 さて、拜には、立拜あり、座拜あり、起拜ありて、神祭禮中の最敬禮の作法として尊重されてある。

古き拜の名稱には、答拜、屈拜、伏拜、吉拜、凶拜、親族拜、拜伏、揖拜、

笏拜、列拜、漏拜等である。古儀式書に、拜とあるは、起拜のことであつて、居拜に比して、此の起拜は、重き禮法である。

拜に關する表



拜起

座より起立して正笏し、笏を目通りに上げたるまゝ上體を屈しつゝ、左の足を引き、膝を突き、右の足を引き、膝を左と揃へ、跪居の體となる。同時に、體と笏と手と諸共に前に挽伏す。笏と座との間、二三寸位、笏と顔との間三寸位、兩腕にて兩膝を抱くが如く、密接して。ひぢは座を離し、手

の甲は座につけ、笏の中程に己が鼻ある位に、頭は頸と共に背の推骨の正しきにならひ、首は襟につき、(背の襟のこと) 兩膝は左右に割り、腹を其の間にに入れて、(尻は踵とや、離して) 總身の力をこゝに置く、其の他、背手共に、力を入ぬようにして、(力をぬいて仕舞ひ) さて一念終りて、(此の間は、凡) 腹に力を入れて、膝の前を押すやうにして、柔かに體を起すべし。(笏の手は、起に、順次に胸より、腹に下げ漸次下腹に、手下に所) 起き上りて、所謂正座正體に復す(腰の前七寸の處まで下げてこゝで笏を正す) 起き上りて、所謂正座正體に復するものとす。此の起拜は、必ず二度續けて行ひ、其の後に、拍手二度打つ定めである。是れ神拜上至極の敬禮として、祝詞奏上の前後、又は玉串奉奠後拜禮の時、皆祭典中大切の場所に行ふものである。

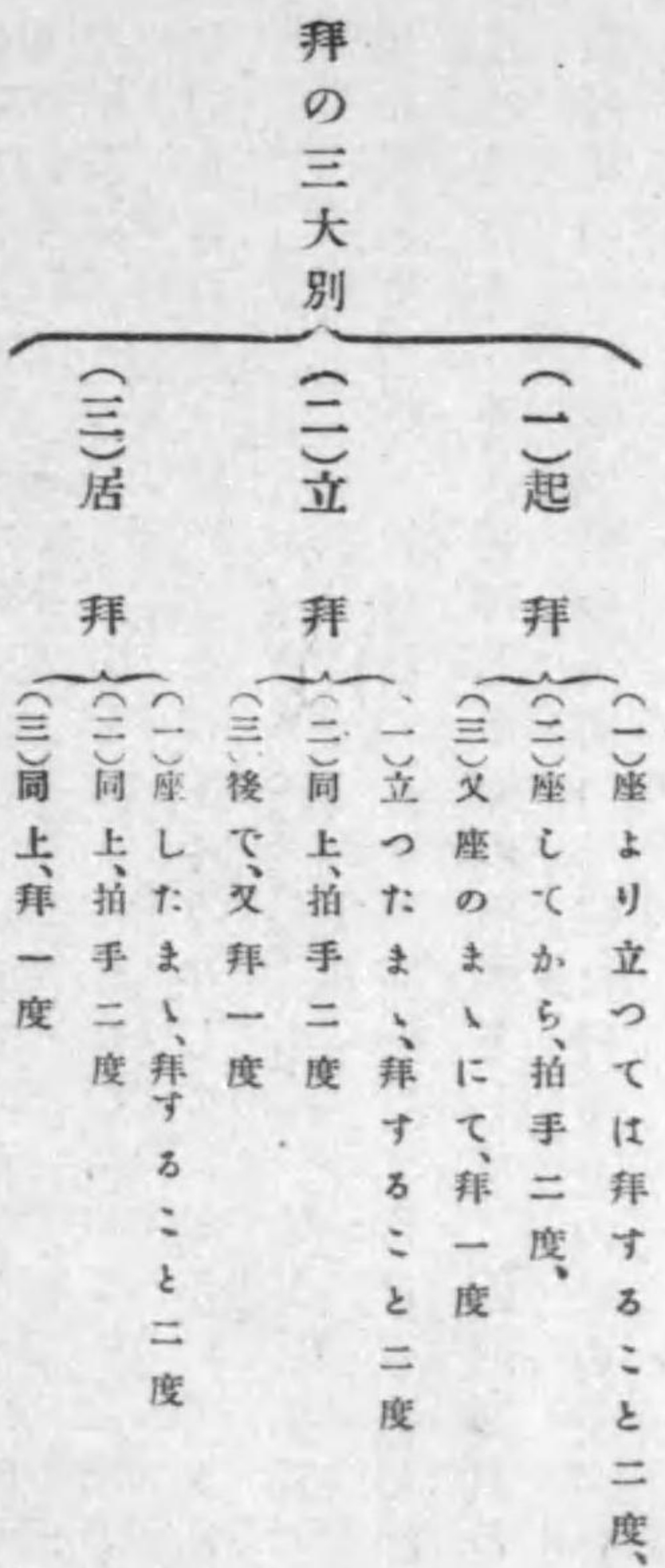
居拜

笏の手、膝の割り様、首と襟との具合、腕肱の仕様、力の入れ方は、皆起拜の時の作法と同じ、此の拜は、座したるまゝの拜としては神拜上至極の敬禮であつて、神前間近き處にて起ちて神を見下す様の場合に行ふものである。又老人などの最敬禮にも用ふべき作法としてある。

立拜

立禮上の、(所謂庭上式の)、最敬禮である、例へば修祓の場合、祓主の

行ふ所作である。其の作法は、立つた儘先づ正笏し、笏を目通りに上げ、其のまゝ、上體のみ前に屈することである。(笏の手は其のまゝにて) 一念終りて、(此の間屈すると屈して三呼ぶ間と、起揚つて再び笏を下し、立體の姿勢に復するのである。(此の作法は、譬をあとへ出して、移體には力を入れ、腹に致させればならぬがよい。))



備考 再拜兩段は起拜二度、拍手二度又起拜二度、以上をいふのである。

拍手 神祭上、神拜の時に、兩手を合せて、打ち鳴らすをいふ。其の種別は、

- (一)短手、(二)長拍手、(三)八開手、(四)連拍手、(五)合拍手、(六)退手、(七)後手、(八)忍手、(九)禮手、といふやうに分かれて居る。

拍手の始りが、遠く神代にあるは疑ひもなきことである。(天孫降臨の時、天の御手は拍つて、退かぬの傳へありて、彼の神祇伯の秘傳にも、手を打つて、天の御柱、國の御柱と稱へたり、云々とあるに併せて考ふべきである。)

さて、拍手の精神は、誠情の溢れ、感極た刹那に「あつゝ」と、手を打つことが拍手の淵源であるとおもふ。

古事類苑禮式部、敬禮作法の條にも、拍手の事、古事記(四十二)、手打は、物を得賜ふを、歡び賜ふ態なりと云ひ、又「天皇行幸御座定、(中略)供御膳賜、臣下饌、次供體酒、次賜、臣下拍手給之、拍手傾之、」云々ともありて。

我國の風儀上事物の決定、歡喜の餘情、或は神様、天子様に、物を供するときは、皆手を打つたものである。

現行神社祭式上には、二拍手が普通になつて居る。朗かに、手を打ち鳴らし、(殊に、豊祭登る朝日に向つての、神拜の時に於いて)神拜する時の心持は其の音こだまに響きて、山谷に(又は神社境内に)傳はり、又は水面を空

氣と共に、遠く鳴り渡るが如き、誠に心地好きものである。

(参考)手を打つことを、俗に拍手かしてといふは誤りである。拍手は、手をうちならすことで、いはゞ「ヘウシ」である。植物名である、柏の字が拍に似たる所から手拍などが、人の手に似かよひあるものから、俗にいひならはしたるものであらう、故實には決して稱ふべき語ではない。

平伏へいふく 座したまふ、上體のみ前に屈して、俛伏するをいふ。此の作法は、先づ正笏して、(目通めとおには)手本を座につけ伏することである。(伏ふく一定の時間は間

なくこれをなすべき事の終)さて平伏に浅い平伏と、深い平伏との別がある浅い平伏は、恰も揖の如くである、大江俊經記に、左の如き間考に答へられた、座があつたから参考に答へにかいぐ。



本圖は大江俊經記からしき寫になせしものであつて、其の括弧内の文字は同記にあるものをこゝに附記したものである

此の平伏のさまは浅い平伏の場合を示されたものとおぼはれる

凡そ、平伏すべき場合は、御屏の開閉渡御、祝詞奏上の時、幣物通過の際等である。其の祓を受くる時も、平伏であるが、(庭上では、磬折である。)浅いのである、御幣物通過の時も亦同じ作法を用ふ。

跪座かゑざ 跪居かゑごもいふ、兩膝を突き瓜先を立て踵の上に臀を置くをいふ、殿上の應對、授受、案帙等を鋪設する時に行ふ所作なりと、作法行事に定めてある。

蹲踞たゑ 兩膝を折り、蹲まるをいふ、神前に近き所を横さる時、又庭上にも殿上と同じ所作を行ふべく定めらる。

起立おこりた 兩足を踏み整へて立つをいふ。立禮にて、應對、授受等の時に、行ふ所作であると、行事作法に見えてゐる。

磬折けいせつ 立ちたるまゝ、正笏して、腰を折るをいふ、座禮の平伏と同じ時に行ふ所作であると、是亦行事作法に見えてゐる。

古事類苑に、立禮の一として、其の體を屈す、磬の背に似たれば、此の名ある所以なりと、此の磬折にも亦深淺の別あつて、淺きは祓を受くる場合、深

きは庭上式の祝詞奏上の時などに行ふのである。又又手して、行ふ場合もあり、神僕、献撤に多く行ふ所作である。

建武年中行事吉書奏の條に、(前略)辨官藏人など吉書そうもんすれば、ひの御座にて御覽す、(中略)御座の南の間にひざまづきて、(中略)膝行しながらのぼりて奏すこれをとりにて御前におく、辨しどきて、まごひさしに、けいせつとして侍ふ」とあり、参考とすべきである。

屈行 腰を折りて、歩行するをいふ、立禮にて神前を横ぎる時等に行ふ所作である。其の程度は、凡そ三步と定めてある。

又手 座禮、立禮共に、笏又は物を持たざる時に行ふ所作である。右左の手を斜めに重ね合せ、拇指は右を上、左を中にして組み、其のまゝ座禮はふぐりの上に置く、立禮も亦同様である。此の所作は、要するに、手を柔かに重々しく、軽く押へて、組み合せたる手の指を揃へて圓満にせなければ、見苦しきものである。

膝行 膝にて進むをいふ。先づ跪きて、左膝を進め、次に右膝を進め、又左膝を進めて、右膝を突き整ふるものとす、席に上下の別ある時は、下座の膝

よりす。(告示) 後押小路内符秒、(古事類苑)にも膝行の事とあつて、膝行は置物之作法也、凡不可過三度、因事隨處、一度二度不可守株歟、當家ハ付テ膝行也、次片膝爲一度、其體先片膝之後、立左右方足於左方膝程座上方膝ヲ前ヘヤル也、是以片膝爲一度膝行也、三度ノ時ハ中ノ度ハ立座上方足遺下座膝也、相互ニ可進心歟、此度先進座下足一度此ノ時必立座下足可遺上座膝也。とありこれまた参考にすべきである。

膝退 膝行の反對にして、右左右と退くをいふ。席に上下の別ある時は、上座の膝よりす、膝行膝退は、尊前の進退、神僕、献撤の時等に行ふ所作である、其の程度は凡そ三步とす。(告示) 貞丈雜記に、貴人の前へ進み出るにも、御前近くにては立て進み退くは無禮なる故、貴人よりこなた退きて立ちて行きてさて座しつくばい手をつきてひざにてはひより退く也、三手三足ばかり進むなり、退く時も同じとなり」と見ゆ、(類聚式部)には古事

逆行 左足より、右左右と後歩するをいふ、尊前を退く時に行ふ所作である。其の程度凡そ三步とす。(告示) 膝退の後ち、立ちて又右左右と三步後歩するをいふのである。(此の場合には、體を少し前へかいて、腰をき) 祝詞奏上後、

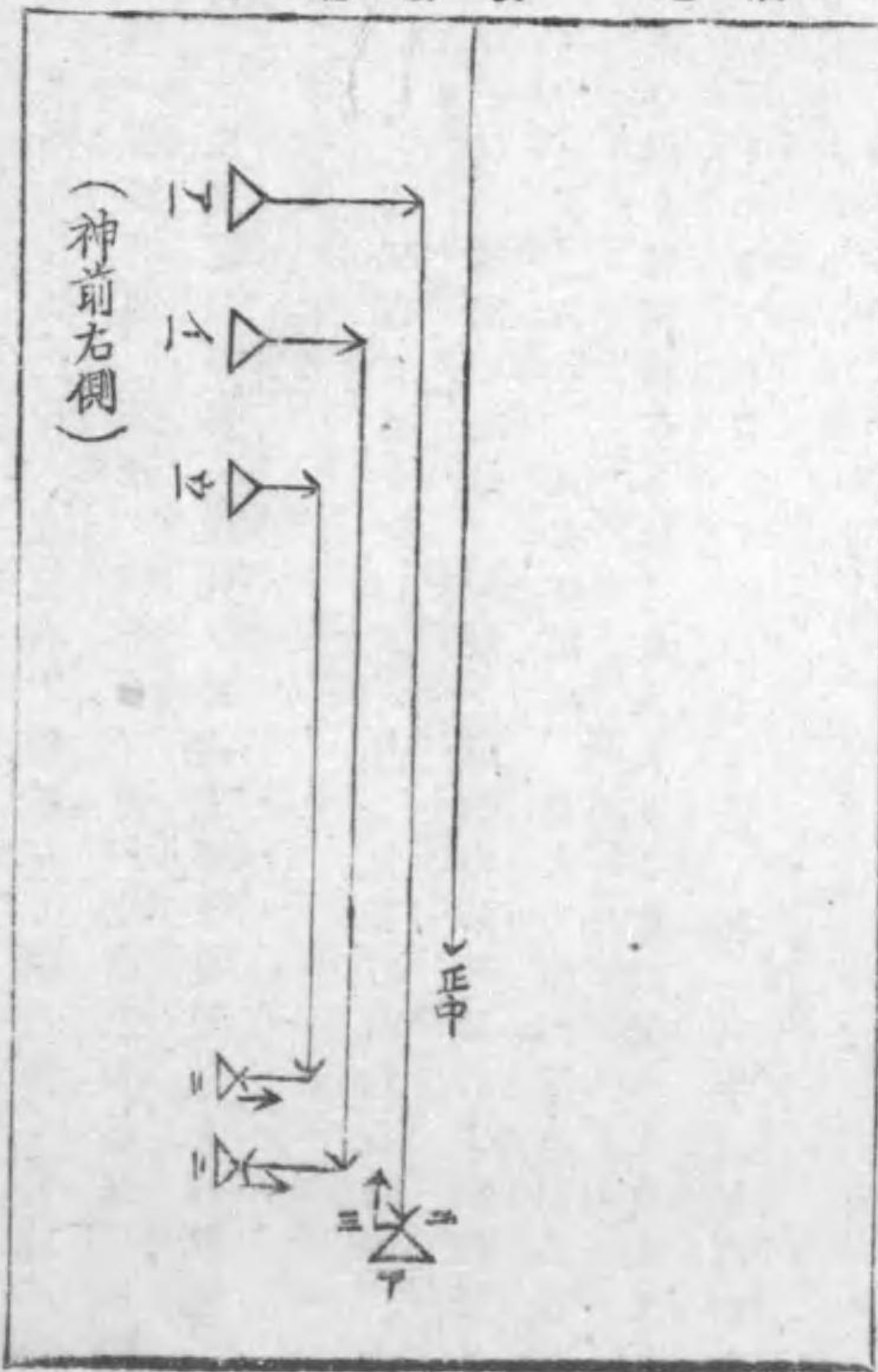
玉申奉奠拜禮後に、軾より退き、そこで（立ちて）逆行の所作をなすの定めである。

動座

告示にはなきものなれば要なきやうなれど、古書にも記しあれば、ここに其の大凡を云へば動座とは座して居る其の座を立つことである。

逡巡

祭典終りて後退下の時、拜殿の場合ならば齋主が、端座まで退き、茲で願揖をなし次の祭員、又退下し来る場合に一人が願揖をなす其の間次の祭員は側へ



(ア)は齋主、(イ)は次の祭員、(ウ)は以上、退下し来りたる(二)は願揖、(イ)の(一)は退下して来りたる(二)は逡巡せる所、(ウ)の(一)同上、(二)同上、

おめつてゐることである、此の作法は、誠に美はしきものである、(祭典終りたる處で、御名残り惜しむ趣ありて殊に上位の人に對す)右の圖の如くに、齋主願揖の間、次の祭員は、猶右側に行き、正中に面し、齋主揖禮に差支なき處に逡巡するのである、而して揖の了れる後、再び退下についた處で、其の次の人が揖する間、第三人目の祭員も亦此の如くして、交互に、願揖逡巡の禮をなして退下する法である。

神寶

神社に於ける寶物をいふ、上世においては、神寶に武器はよほど尊ばれたものである。此の故に、武器の精銳なるものを、神社へ寄献する風は早くから行はれた、石上神宮の神寶の如き、出雲の神寶の如きは、上世に於ける民族の優秀を標榜する如き觀があつた、彼の叢雲の寶劍の如きは屢々神祐を現してゐる、全體兵器を以て神々を祭るは、我民族が生存上から來た尙武の風と思ふ、熱田神宮の祭神は彼の草那岐劍であるが是又我皇室に於ける三種の神寶の一となつてゐる。由來武器を尊ぶ風は我が民族が護國治安に、至大の關係を有するものである。

次に農具工具も、亦神寶とせられてゐる例がある、殊に歴代の陛下から御寄

附になれる一切の御物は勿論其の他の物品とても皆一の神寶となるのである又神社に於て、古き歴史と由来を傳へし物は、是亦一の神寶となるわけである。

現今は、法令によりて、神寶は神社神寶臺帳に登録し、又官署の臺帳にも登録する定めである。

神事式

神社に行はるゝものは何れも神事でないものはないが、彼の大、中、小祭を除く他に、又一種の儀式があつて、古傳祭とともに慣行せらるゝ中にも、第一に指を屈すべきは、行幸神事である、つぎは頭開神事（とうひらきじんじ）でいづれも神社と皇室とを接近せしめ、又神社と國民とを結びつくる儀式である。次は其の神社に深き關係あるもので、殆其の神社の原由等を示すべき理の神事式もある。例へば柴垣神事の如き、（國幣小社美保神社で年々古傳祭のものとして行はるゝもの）或は官幣大社出雲杵築宮の古傳祭の神事式等である。次は一種の神意を慰むるため、又我國民が尙武心を喚起するため、又單に一の餘興として、行はるゝものもある一の餘興例へば里神樂、能樂、流滴馬、獅子舞等の如きである。

茲に格別の注意を要するものは、彼の頭開神事であるが其の式は、毎年新熟せる五穀を精撰し、之を酒、鏡餅、（酒は醴酒である）に製して、奉る者は神社の氏子につき、神圖を以て頭人を定めこれに當りたるものは、其の年の種蒔から、一家悉く齋火し、且つ毎月一回海に禊し、物忌みつゝしむ、さて五穀成就の日、家内夫婦揃ふて、神社に参拜し、天下國家の安泰、又皇室の繁榮、氏人百姓の安穩、五穀の成就を祈り、且つ感謝するために、神職が祝詞を奏上することである。以上を以て見れば、其の頭開神事は、たしかに天照大神が彼の五穀を御祖の皇神等に奉り給ひ青人草の食ひて活すべきものとして自らも聞食されしに神習ひしものである。又頭とはかしらの意で、彼の芽出度式を行ふものは、一年半氏子の頭として、尊はれるといふ風から起つた語であるとおもふ。

此れ以外に、往古よりして其の土地の風儀を再現する神事もあり。式は祭神が武勇の神といふ考へから神事に闘争を起し血を見なければ止まないもの又は女神と稱する爲めに女行列などをする所もあるが、此等は神社傳來の神事式として本義に叶はざるものとおもふ、殊に海國的の神事として有名なるは

宮島の舟神事であるが、是は世と共益々盛大に行はれたいことである。なほ角力撃劔等も神事の餘興として宜しきものとおもふ。

冠くわん

神祭に要する現行の服制は、正装にも禮装にも皆冠がある、正装、禮装此の冠は神祭上に、必要缺くべからざるものとなつてゐる。然るに古製の冠は、絹を以て袋の如く縫ひ、縁を取りて被るまであつたが、奈良朝以來、漆ぬりの冠を用ふることになりし由が關根博士の著書にある、支那にても、『始冠緇布之冠也』とあり。「在纓兩端垂以爲飾」とある。(儀禮章句卷ノ一十三冠禮)冠の甲の上に巾子を製したるは、髻を容るゝためで其の笄は髻に差し通して冠を止むる爲めである。彼の纓も亦、元は髻の根を冠の絹の上より結び、其の餘りを後へ垂れて置いたものが、奈良朝以後は是も一種の飾りとなつたやうで、以上が冠に關する由來の主要である。現今の冠は、其の後法制の上で(式は五位以上は有紋を六位以下は無紋の冠と定められた。)衣服令といふものも、今の服制令の如きものである、さて其の冠の名稱は種種にあつて。まづ冠の上部の「いたゞき」を甲といひ、其の裏を濱といふ、又額に當る部分を磯といひ、磯と甲とを併せて「ひたひ」と稱へてゐる、磯

とは、冠の縁である、甲の稍々後の上に立つものを甲子といふ、其の根に横に差したるものを笄といふ。又巾子の後に纓壺ありてそれにさして後へ垂るるものを纓と稱ふるのである。さうして巾子の後より、笄の上を通して、左を上、右を下に、兩方へ交叉し、頸の下に結び、其端を顔の兩方に出ざるやうに其の端を切りおくが故實にかなつて居る。厚額とは、冠の磯を厚く縁を高く造つたもので、薄額は、磯の薄き縁の低きもの、透額とは、冠の上に(甲の中程に)月形の透しを設け、(今は金網を以て、下に羅を張りて、透したるもの。)蒸發氣を出すために、造りたるもの、故に壯年の人は、透額を、老年の人は厚額を用ふる例もある、纓の種類も、色々にして、垂纓が先づ普通のもので、卷纓は武官の制、繩纓は凶禮のものである、猶詳しきことを調べみんには、冠帽圖會によるが、一番よいとおもふ。

袍ほう

現今の正装(ほう、はう、うへのきも)肩に近き一幅を大袖といひ(其の端の一幅を袖の袖といふ)さうして一方の大袖を片袖といひ、前の長き上前を「のぼり」といふ、後の袋形のを波戸衣といひ、前後の身の下方に二廻りせるものを關といふ。又其の欄の先きに角形のを蟻の先、首の廻りの輪を頸紙、其の

頸紙の左の方の端にあるを蜻蛉、是れを入れる、輪を受緒といふのである。以上は大方文官の袍である。それゆる縫腋まつはりのうのきものといつて、一方武官の制服たる闕腋わきありのうのきものとの別をつけたものである。此の袍なるものは、元は東帯の表衣であつて、其の束帯とは、支那唐制より化し來りたるもので、彼の國でも衣装して天下治るともいふ位に、(論語には、東帯して)服装は中々正しかつたものである。我國でも、奈良朝時代は、等身のものを用ひ、袖口も狭く、細かつたと師は物語りぬ。

平安遷都以後は彼の束帯のやうな華麗なものが出來たのである。昔の袍は、位階によつて色を更むる制度であつた、大寶令の一位の袍は深紫、二三位淺紫、四位は深緋、五位淺緋、六位は深緑、七位は淺緑、八位は深縹、初位は淺縹、無位は黄袍と定めてあつた。して見れば、今の神祭上神社の服制は、餘程進歩してゐるのである。

袍の地質の制は、是又位階によつて別けたものである、五位以上は、冬は表綾、裏平絹、夏は穀織こゝろぢを用ひられ、(てあるもの)六位以下は、冬夏ともに皆穀織を用ひしものであつた。彼の黒袍は、一條天皇頃から四位以上黒袍つるばみの

衣といつた、五位は蘇芳に、六位も八位もみな縹色となり、七位以下服制すたれたり、貞丈翁は記しをられる、以上は袍の大略である、猶詳しきことは専門の書に就きて研究するが宜しい。

單

裏なき衣である。紅の綾の張りたるものであるが、紋にも、重菱、遠菱、などあつて、古しへは、此の單の下に、汗取りを着たもので、それは單より短く、布にて製したるものである、これが後世の大帷といふものとなつた。

袴

現今のは、廣袖腋開きのもので、俗に單と稱するは誤りである。
奴袴ぬかまと稱ふ、「ぬこ」ともいへり。(其の齊服の下に用ふるものは差袴(さし、こ)といひ、また切袴ともいふのである)

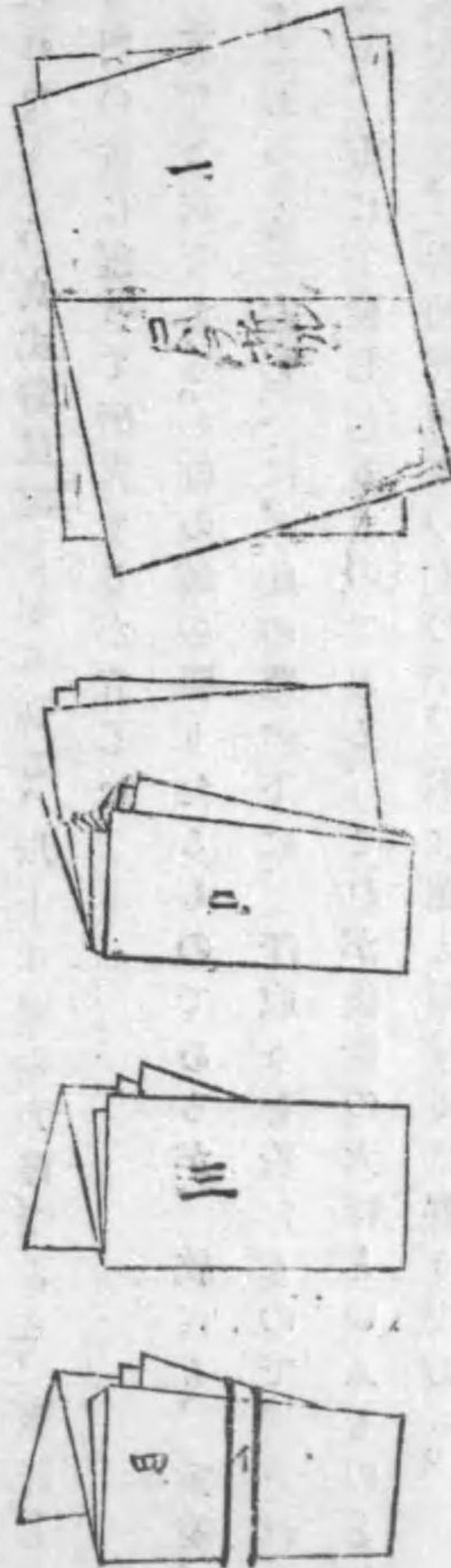
又指貫とも書きて、和名抄に奴袴、佐師奴さしぬ積たかなどある。この奴袴と書いて「しぬき」とよむ習ひである。(元來の制は、奴僕のもので、彼等が下をくゞり上げて、奔走するの便に供せしものをいつの頃よりか、公卿の制に是等の製を美化して、後には、彼の様なものと成つたのであると、安齋雜記に見えてゐる。)であるから若し誤つて、奴袴ぬかまなど、よむと、元の奴僕のものに成るか、氣を付けてよむべきである。

其の製作は、腰板なくして、裾に括り緒あり、前後の腰當の處に、緒を通す

輪紐あつて。括りあげる、又近來は裾を袋縫ひにして、夫れに緒を通して、膝の關節のくぼみに括りつけおこなごする、公卿の差貫つけたる様は、足をやゝつゝみて、袋の口を括りたる如く、裾ふくらみて優美の風なりしならんとおもはる。

さて又、齋服に用ふる袴を、切袴ともいふのである。現在の服制は、本書の末に添付しあれば、以上の記述に参照せば猶能く明了せらるゝとおもふ。

帖紙たしあみ (帖紙たしあみ)(たがみ)とも稱ふるもの、檀紙にて作る、其の折り様に故實あり、懷中して檜扇笏祝詞などを入るゝ料である。



一は 檀紙を二枚角違に重ねたる圖

二は 一を二つに折り重ねたるを示し
三は 二の線の處を折りたる様
四は 三の點線の處を後へ折り畢りそれに(イ)のかけ紙を(同紙)掛けたる圖
檜扇ひおうぎ (檜扇ひおうぎ)正装の附屬品である、(中古より此の扇の用法いふありて、故實筆記にも、又 れば、省)省令によれば、其の制十五橋のものを用ふることになつて居る。檜製である。

笏しやく 「しやく」、「さく」、古くからの言ひ習はしである。大化頃より採用せられたるものか。初めは牙笏と木笏との兩種あつて五位以上は牙笏六位以下は木笏であつた。中古より禮装の時に牙笏常には木笏を把りたるよし見えてゐる。装束抄臣下の笏は、其の頭の左右の角を圓くすと、朝野群載にある、又笏は長さ一尺二寸、厚さ三分、濶さ二寸七分、地濶さ二寸四分など、其他數様ある陛下の御笏に就て其の神明に向はせらるゝ時には、笏頭の左右の角を圓くしたるものを御用ひになり、又臣下に向はせらるゝ時は、其の笏頭を四角に切りたるものを御用ひになつたものであると、師は物語られた。建武年中行事四方拜の條には、「屏風のもとにて藏人頭御笏をまゐらす」とあつて、「御拜は

て、入らせ給ふ、藏人頭御さうかい御笏を給はる」とあり。皇室祭祀令にも御笏の事が数々見えてゐる。神社祭典上に笏を用ふることは、一つは、自己の身體を正くする爲め。又一つには祭式の整順、又は自己の役責を、押紙に書き、笏頭より一尺下に張りて、誤りなきやういたすこともあり。(押紙はうしで)と、讀み習せり)又揖許の代りに笏を打つこともあり。要するに、道理を立て標準を定むるため、今一つは、便宜を計るために、用ふるものである。笏の製作は(あららぎ)、(しやくなんぎ)、(ふくらし)、(一名ふくらしば)、(ひいらぎ)、等にて造る。皆使用者の身體に合せて製する。

大笏は膝より肩の高さまで、(威儀を正すに用ひ)、小笏は、笏頭を摘み、其の腕まで達するを度合とす。

節令内辨可押笏紙之時可用大笏、始除目宮文等可用而之時小也。とある。

さて、吉禮には笏をわきに置くとか聞くが威儀を正す場合の齋主は大笏であり。他は小笏を用ふるといふ、之れ大笏小笏の使ひ別けである、(但し神主祝部許され又は禁ぜられたることが貞觀格三代格等に見えてゐる。)

神社祭式の敬禮作法には、笏の使用が甚嚴重である。曰く持笏、曰く置笏、



(イ) は 師説に昔陛下の臣下に對せらるるとき用ひたまひし笏



(ロ) は 同上に陛下の神明に向はせらるる時の笏にして又神職に敕許せられたる普通の笏



(エ) は 威儀の笏即ち威儀を正す時用ゆる大なる笏をいふ

曰く把笏、正笏、懷笏、等がある、(支那に於ける笏(忽)の傳來や、これが日本化した由來等は、本書に必要なければ省略した。)

左に、笏の形狀、名稱、其の他、前述の要項中、一二を示圖して置く。

威儀とは左傳に有威而可畏謂之威、有儀而可象謂之儀とある、
沓 現今の制は、淺沓である。即ち桐製で祭典上必ず用ふることになつてゐる。

古記録にある沓には、藁沓あり、靴沓あり、又淺沓ありて、鞮しだう即ち沓下を儀式にはかならず用ひたものである。束帯の時のみに用ひしもので、さもなき時はなかりき。

儀式上には、下は革にて造り、上部をばらの花織りたる錦をつけ、又靴帯として、革の細き金具をつけて、締むるやうにしたものを用ひたものと、装束抄に出てゐる。

直衣ほな

神社現制のものではなく古くよりの制である。即ち正服に對して、其(のうし)の正服の袍に粗似て、正装でない普通の場合にも用ひたもので、唯々の服といふものである。「ただ」とは、「無位」のことで、「ただ人」といへば、直人と書いた例が多い。此の服には差貫を用ひ、冠は烏帽子をも用ひて、簡略なものである、しかし神社には普通に用ひず又制もなければこゝには参考として記しておくのである。

齋服さいふく

現行、禮装の制としては、白色の袍、白色の單、白色の袴、(切袴)を

用ふることになつてゐる。其の名稱は、前の袍と同一である、これに要する冠其の他の附屬品も亦正装にひとしきもので、中祭、古傳祭等にも用ふるやうである。

狩衣かり

現今の服制上で小祭等に用ふる服となつて居る、上は狩衣、下は袴(切袴)である、元來、此の狩衣は、公郷の略装であつて、狩、旅行、蹴鞠などの場合に、用ひしものである。(武家にて用ひしもの)古くは、狩襖とも書きてゐるのである、安齋雜記には、狩衣は、鬮腋の製を、少しく簡略にしたものとおもふと云つてゐる。

又、狩衣の袴を、狩袴と云つて、差貫は八幅であるけれど、これは六幅にして狭く短しと装束抄に見えてゐる。

淨衣じやうい

貞丈雜記に、淨衣は白き狩衣なりとある。「淨衣、神事時多用之」と名目に抄にもあつて、生絹又は布を用ひて製する。後世布製は下賤のもの、用

に供せられ、絹は上流に用ひられたが遂には白丁(白丁共)など云つて一つの職名の如くなるまでに下郎從者の服となつたのである。徳川治世には、無紋を布衣と稱へ、有紋を狩衣と稱してゐたと關根翁は云つて居られる。狩衣には、

露紐があつて、一種の飾りとなつてゐる。其の元は、之を括つて便利に用を足したものが、後にはかく裝飾となつたわけである。現制の狩衣は、當帯があつて前後に廻はして結ぶやうになつて居る。又殿上にては、前の垂れを、膝までとして後の垂は袴と同様の長さにするがよいと師は教へられた。

参考

支那にも亦冠の名が古くからある。冠貫也所以韜髮也古穴居野處衣毛而冒皮後代聖人易之見鳥獸有冠角顛胡之制遂作冠冕纓綵とあり、史記には良中皆冠鷄鶉ともある。禮記其の他、儀禮等には所謂冠婚葬祭の條に冠冕服裝の事と云つて種々の所説があれど茲ではしばらく省いて置く。

服制表式

(一)奉幣使制服
勅令第百參拾號

其ノ衣冠制ハ下ノ衣冠制ト同ケレバ省ク

(二)隨員服制

正	裝	客	裝
冠 黑羅遠紋	冠 黃色平絹裏ナシ	冠 赤無紋絹	冠 白絹裏白平絹
袍 白絹裏白平絹	袍 白絹裏白平絹	袍 白絹裏白平絹	袍 白絹裏白平絹
單 白絹裏白平絹	單 白絹裏白平絹	單 白絹裏白平絹	單 白絹裏白平絹
袴 白絹裏白平絹	袴 白絹裏白平絹	袴 白絹裏白平絹	袴 白絹裏白平絹
履 淺沓	履 淺沓	履 淺沓	履 淺沓

官報第壹〇七號 大正元年十二月七日

勅令第五拾參號

神官神職服制

神官神職服左ノ通定ム(勅任官以上略)

本令ハ大正二年四月一日ヨリ之ヲ施行ス

神社祭禮式用語解

衣	冠	齋	服	客	服
冠 黑羅遠紋	冠 冬赤綾輪裏斗裏同色絹	冠 夏赤綾輪裏斗	冠 紅綾紋横菱繁紋	冠 紫平絹同色平絹	冠 白檀紙
袍 黑羅遠紋	袍 冬赤綾無紋裏蘇芳絹	袍 夏赤綾無紋	袍 紅綾紋横菱繁紋	袍 淺黃平絹裏同色平絹	袍 白絹裏白平絹
單 黑羅遠紋	單 冬赤綾無紋裏蘇芳絹	單 夏赤綾無紋	單 紅綾紋横菱繁紋	單 淺黃平絹裏同色平絹	單 白絹裏白平絹
袴 黑羅遠紋	袴 冬赤綾無紋裏蘇芳絹	袴 夏赤綾無紋	袴 紅綾紋横菱繁紋	袴 淺黃平絹裏同色平絹	袴 白絹裏白平絹
履 淺沓	履 淺沓	履 淺沓	履 淺沓	履 淺沓	履 淺沓

眞榊

根堀天香山眞賢木(年中行事)天香山五百津眞賢木を根堀じに堀じて、(古

事記)とあるが此の眞榊を以て神を祭り神を(上枝に玉を着け、中の枝に鏡をつ

迎ふることは上世以來の風習として用ひ來つたものであつて、これがやがて

神籬にも用ひたものである、(神籬の場合には、眞榊に玉、鏡、銀などは着けずして、さ

て現今の神社に於て、大祭の時などに、社前に建つるものは、此の神籬では

なく、前の條の、例に倣ひて、社前の、左右に各一本づゝ立つることである、

其の立て方は、臺に椿を立て、其の椿頭に榊を結ひつけ、其の榊の程よき

處に鏡を左方に、玉も亦鏡と共に左にかけ、其の榊の上部より長く、和幣を

(五色の)垂れ、其の上に鏡玉を懸けるのである。右方にも亦和幣と劔とをつけ

飾るのである。

其の劔は、白靱で、錦の袋に入れ、総總角等を備へ、玉は水晶(又は人工)を連

ね繋いだもの、(曲玉、管玉)又鏡は八咫鏡で、其の大小長短などは、神社の大

小により、眞榊の大小に適するやう、調度すべきである。此の裝飾調度は上

世の遺風を憶はしむるものとして、最も美はしくふさはしきものである。

神籬 神座に充つるものである。何れの神にもせよ、神社以外で新に神招き

奉る時は、此の設備をなすものである。大小技振りよき眞榊に。木綿を懸け、

たかづみ(高案のこと)の上に立てる、之れが神明の御座である、神あげの

後(神おろし、神あげのことには、昇神)事終れば海川へ流しやることになつてゐる。

四手 古書には、志傳とも見える。四手とは、(せしだう)令垂にて、山布の端を垂れた

るをいふ。(即ち木綿を垂したる状なり。然るに、世俗之れを四垂、八垂とい

ひ傳ふるは、能く其の事を取り調べざる沙汰である。四でも五でも、その場

の調度に適ふやうに爲すべきものである。又五色の絹を初め、刀痕の入らぬ

幣など、いろ／＼の故實あるものなれば、能く心得おくべきである。

猶左に志傳の一種の(みてぐらに用ふるもの)切方を古書より透き寫にして

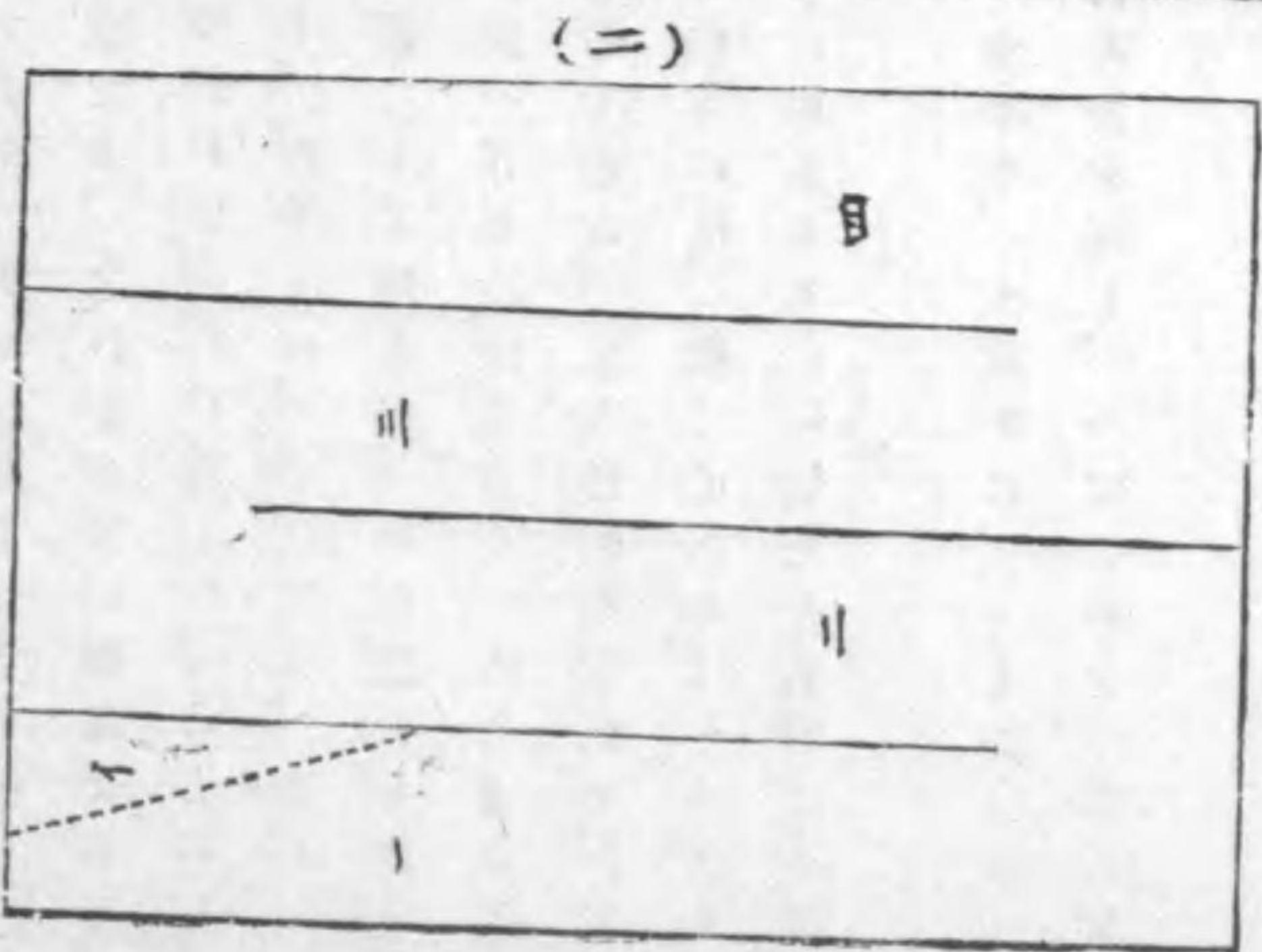
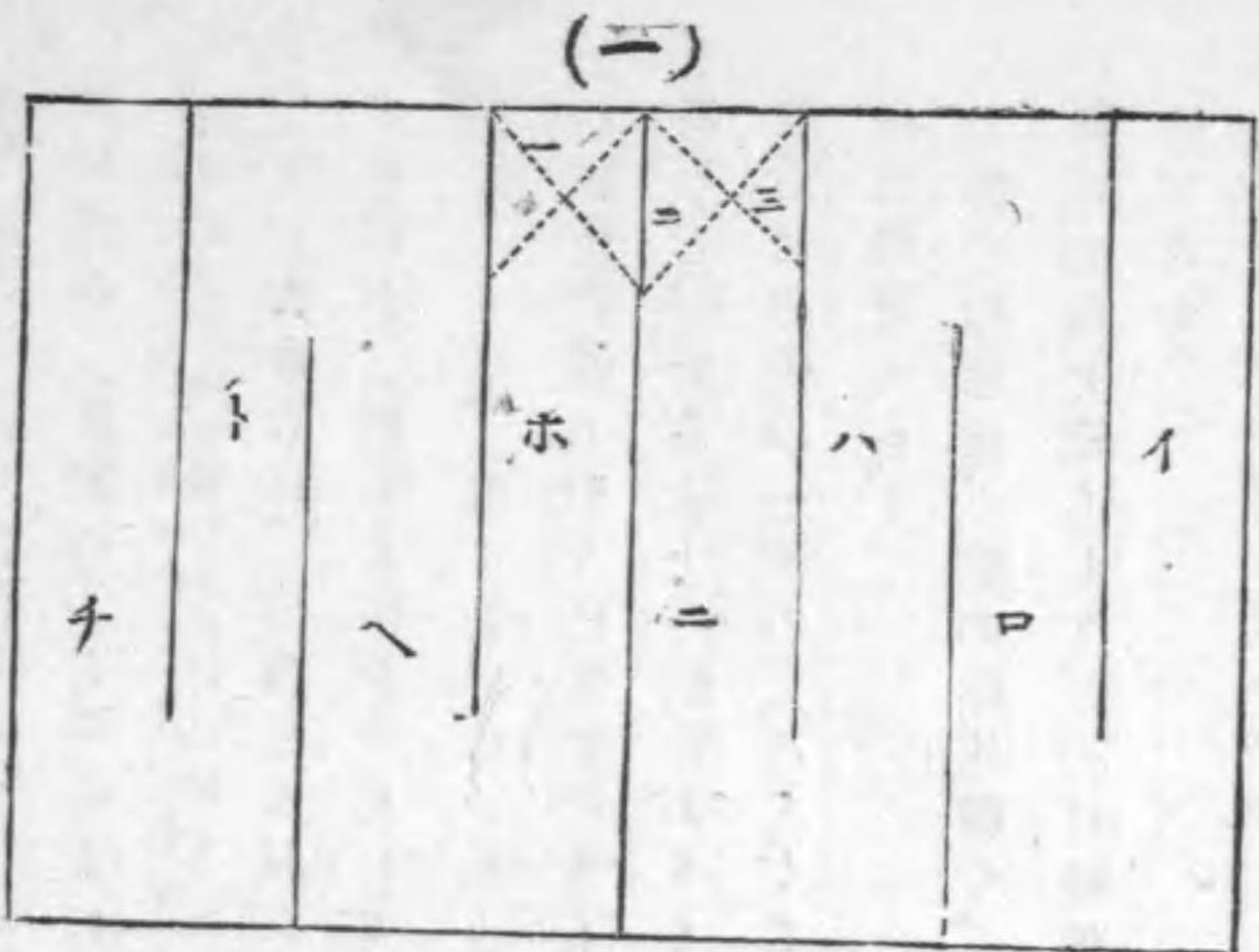
例に擧げておく。

志傳の用途は、彼の注連繩や、玉串や、大麻等に、(もし用ふるとすれば)皆

此の志傳を冠らして、一は神傳古意を示し、一はこれを一種の裝飾となすわ

けである。

一志傳の一種の切方



備老 一二三は串に挿むための折り込みの順を示し、(神事記二百年以前の書)……は折り目を示す。

幣束 鉾の上部に、彼の四手の大きくして長きものを、多く束ねて付けたるものをいふ。

幣串 四手を挿む料に、竹或は木(板にて)を以て、適宜に造りたる串をいふ。

御幣 神社社頭の飾付とか、又は奉幣行事とか、或は古傳祭等に用ふるため、幣串に最も美しく、冠幣などを挿む、四垂は左右に手を廣けたる如くし、其の串は、多く檜材の白木にて造り或は朱塗、黒塗等にて巾と長さ厚さとは、其の用途に依つて、殊なるもので紙は奉書杉原等を用ひたものである。神社の社頭に美しく白檜造に奉書にて切りたる御幣が立て列ねてあるは、誠に神神しきもので、頗る清淨の心を起さしめ、殊に敬神の心も、此の清淨潔白、簡雅の風に接して、其の信念を喚び起さしむる。

解除幣 民間に於て、一年一度十二月末に竹に幣を挿さみ、神職に依頼して祈念したるものを各戸の竈の棚の上に、挿しおくもので、之れを解除幣と稱す。

へる是れぞ民間における祓の行事である。罪穢を解除するための古儀に習つたものである。

銚き

古傳祭と云はず、例祭といはず神社における、一種の飾付として神事の式に用ふるものである。其の形は、丸き棒の上部に、銚があつて、その下部に美しき錦の旗などを垂れ之を臺の上に立ておくものである。

覆皮かん

神饌の調度を終るや、其の上に、汚塵の懸らざるやう、覆ひをなすもの、之れを覆皮といふ。(其の詳しき事は神社調度裝飾圖解にゆづる)

三方さん

神饌を載せて神前に供するための御膳である、主として生ものを供する時に用ゆるもの。元來此の三方の名は、其の胴に穴三つあるものをいひ、四方に皆穴あるを四方といふ、古儀書によると、大臣以上は供饗を用ひ、中納言以下殿上人は三方を用ひ、四方は大納言以上の用ひたるよしなり。三方といひ四方といふも、もと御敷の下に胴をつけたるものにて、地下の人は、皆此の御敷を用ふる定めであつた。其の三方、四方の上の縁に、繼目があるが、其のつぎ目のある方を神に向けない定めである。其の穴の名を眼象けんしやうといひ其の穴のくり方を「橋すかし」と稱ふる。(三寶の字は中世以後佛家流も用ひ來りしより遂に三寶の文字が佛法僧の意)

高坏たか

味を成し稱れたのである。

神饌を盛る爲に用ふる器である、三方と共に用ひて差支へないが、

高づき

の方が宜しいといふ説である。

土器類ど

神社に於る、祭器の一として普通に用ひらるゝ種類も多し、即ち瓶子あり、盃あり、水玉あり、神立あり、箸置あり、水壺あり、又高坏あり、平瓦等ありて、各其の用途を異にして居る。元より是れが上世の遺風であれば、所謂簡朴質素なる古神生活の一端をうかゞはれ、神社の祭器として、最も適當なるものと思はれる。

翠簾すい

神社内陣の御扉の内にも、又外陣大扉の内にも、又外陳前の蔀を上げたる處にもさらに通殿の兩側の蔀を上ぐべき處、拜殿の四方の場所にも皆翠簾を掛け置くものである。

但し簾の掛様は左の通りである。(中には中簾を要す)

一内陣の簾は、緑錦(大和錦を)、鉤は、金又は鍍金製を以て、外側にかけて置くべきものである。

二、外大扉の簾は、縁を大和錦、又は純子等を宜しとする、鉤は江戸かぎを

内側にかけておくべきものとしてある。(其他、部をあぐべき處にて、前面は皆然りである。)

三、通殿、拜殿等の如きは、皆大扉の例である。但し本殿以下、各殿の簾の縁の色彩、又鉤等、尊前、下位等それ、相調和せしむるを緊要となす。

参考として、支那の簾の事を述べると、水晶簾、玳瑁簾、玉箔珠簾の名稱あつて、漢武帝、二十年、起招靈閣、編翠羽鱗毫、爲簾とあり、又編竹狀、玲瓏などもあり、又竹簾、垂銀鉤など、いひ、或は舒卷映闇宮といひ、寒夜隔風ともありて、簾の製作使用等を推測されるのである。

神社祭禮式用語解 畢

大日本禮典學會編纂

神社建築圖解

東京

法文館書店藏版

神社建築圖解

目次

總說	一
第一章 神社建築	四
第一項 神明造と大社造、相殿造、皇子造、權現造、八棟造	四
第二項 大社中社小社の地割圖	一三
第三項 攝社本殿	一七
第四項 大社拜殿	二一
第五項 土間拜殿	二六
第六項 中門幣殿	二六
第七項 透塀中門祝部屋	二八
第八項 唐門	二九
第九項 中門	三一

第一〇項 樓門 三三

第一一項 廻廊 三五

第一二項 神饌所 三七

第一三項 御炊殿 四〇

第一四項 御料屋 四一

第一五項 神庫 四三

第一六項 祭器庫 四三

第一七項 脚高藏 四五

第一八項 社務所 四七

第一九項 祓殿 四九

第二〇項 繪馬額殿 五四

第二一項 手水舎 五五

第二章 鳥居 五六

第一項 鳥居の種類名稱由來 五九

第二項 黒木鳥居 六一

第三項 神明鳥居 六二

第四項 鹿島鳥居 六四

第五項 春日鳥居 六五

第六項 八幡鳥居 六六

第七項 明神鳥居 六七

第八項 稻荷鳥居 六八

第九項 兩部鳥居 六八

第一〇項 山王鳥居 六九

第一一項 三輪鳥居 七〇

第一二項 住吉鳥居と三柱鳥居 七一

第一三項 鳥居と塀と連結建築と玉垣荒垣 七二

第三章 神社建築上の基礎法式 七四

第一項 間と面 七五

第二項 勾配 七六

第三項 棟 七八

第四項 大屋根の形式名稱構造……………七八

第五項 屋根の葺形其名稱……………八一

第六項 破 風……………八一

第七項 甲 板……………八五

第八項 障泥板と樋貫と鞭掛……………八五

第九項 組 物……………八五

第一〇項 天 井……………八六

第一一項 箱棟と瓦棟……………八六

第一二項 門……………八七

第一三項 龜腹と風拔格子……………八八

第四章 神社の配置及び結構……………八九

第五章 結 説……………九五

以上

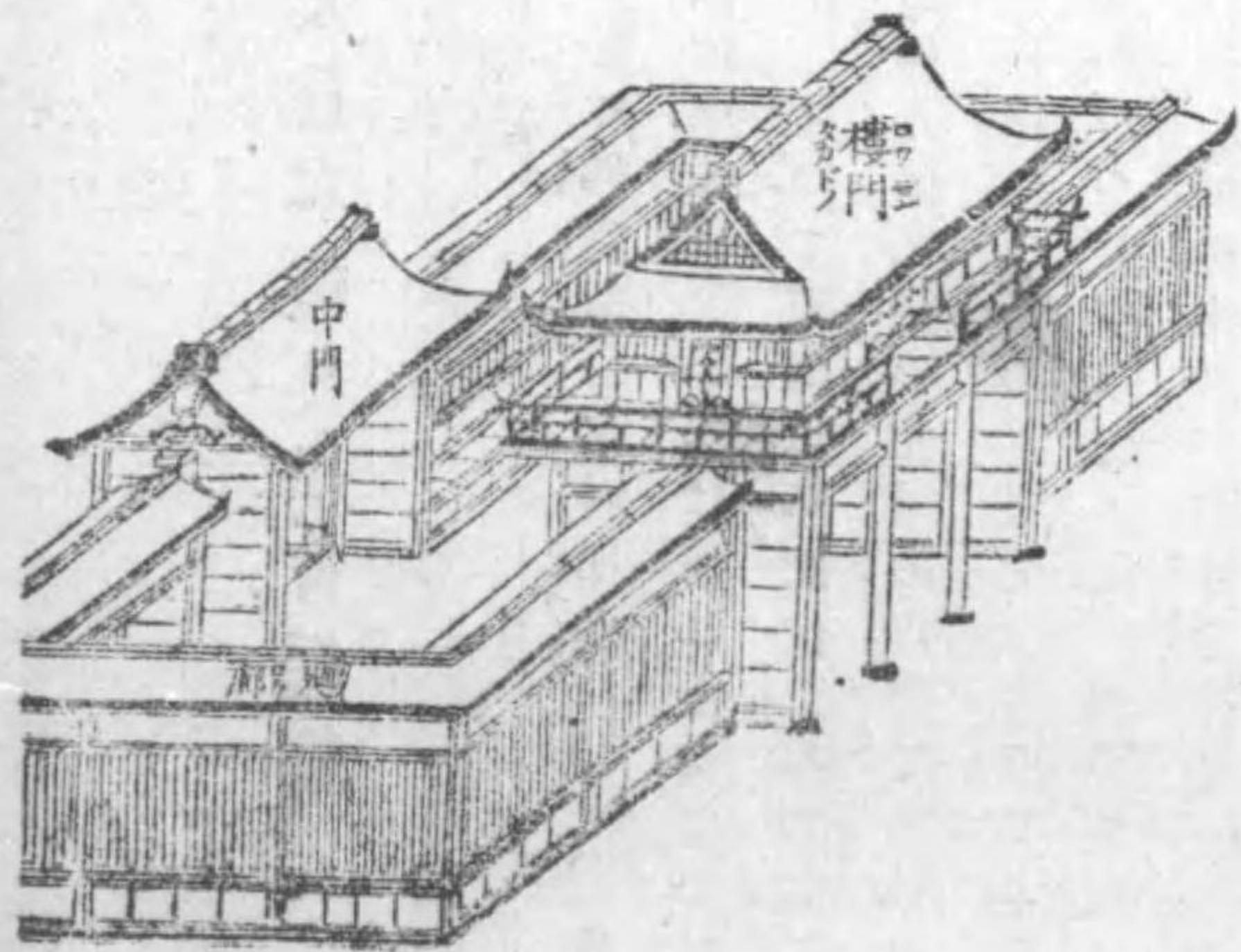
神社建築圖解

大日本禮典學會編纂

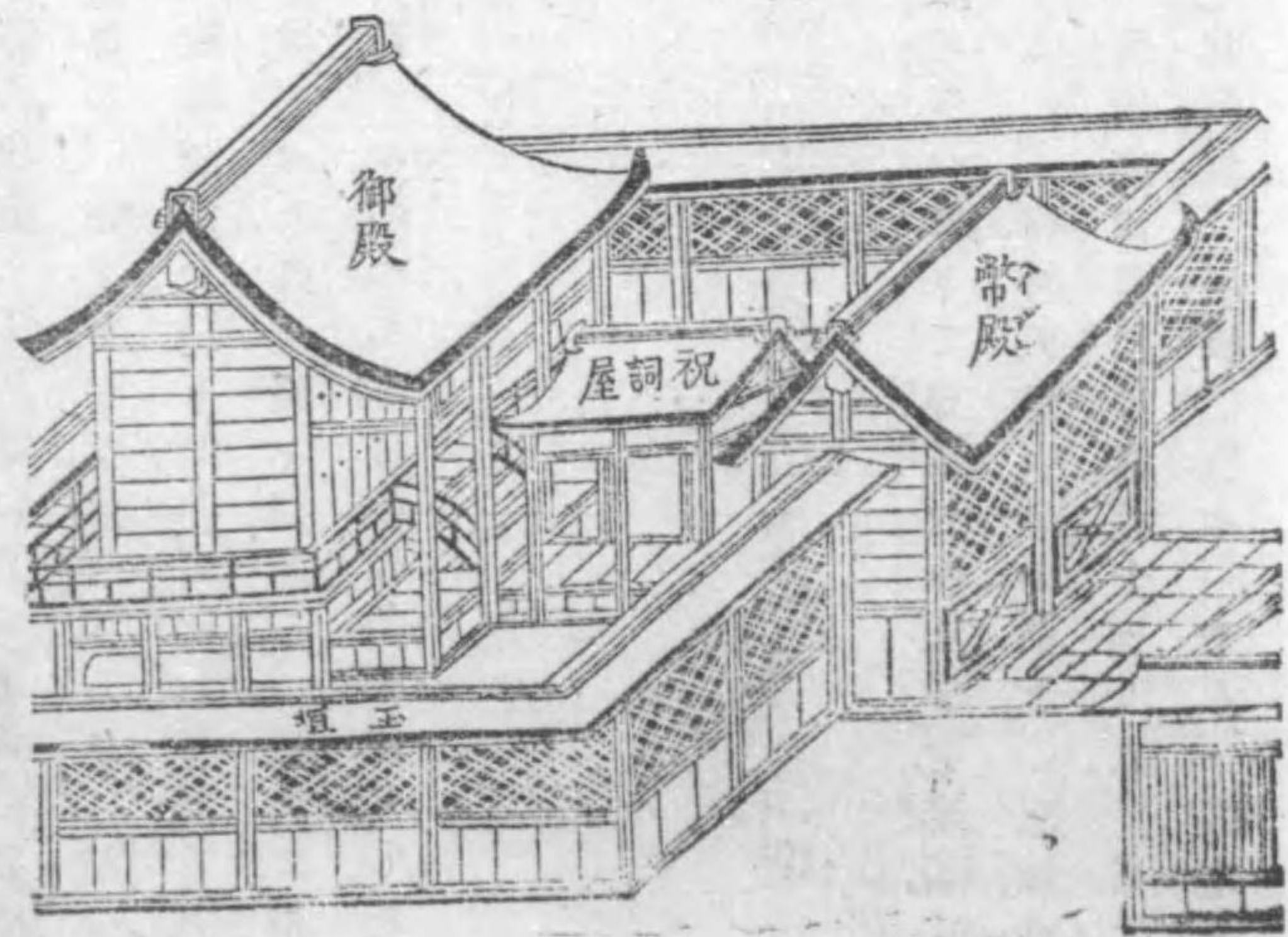
總 說

我國の神社建築上には二大形式がある、其の一は神宮造（一名神明造）にして、他は大社造（一名明神造）である。然して是等形式の準據はといへば何れも當昔の日本民族として最も高貴なる天神の御殿（みゐら）に發り、從つて天孫以降歷代天皇の御殿に胚胎したものである。然しながら伊勢神宮は天孫民族の住居の表徴である如く出雲大社は出雲種族の（元來日本民族の分派）の徵象である。蓋し大和の大神神社の奉齋は尙以前であつたけれども御神殿は無かつたやうである。要するに上代神社の建築は凡て直線的な組合であり其の多くが黒木又は白木造である。彼の住吉造も亦大社造に似てゐるが唯だ椽が無い。以上は共に純日本式の建築で其の創立が天神の八尋殿（やひら）であり所謂天の御柱（あまのみはしら）を底津岩根（そこついはね）に築き固め千木（ちぎ）鯉木（かろぎ）を高く表（あらは）す點に於て畧ば一致してゐる。かくて垂仁天皇の御代に天社國社（あまやしろくにやしろ）を定

められてよりこなた、世々相繼ぎて祖先を拜祀し英雄を奉齋する所の神社を造營せられてある。爾來數多の年緒を経各時代の變遷を重ねて居るが、其の間必ず各時代的色彩を帯びて多種多様の結構を備へた建築を現出したものである。要するに神社の構造は神宮造の變態でなければ大社造の變形であるといはねばならぬ。猶又是等の形式の上に美術思想の裝飾をも加へ來つて、遂に春日造の如き美術的色彩と日本の特色ある建築の美を表現するに至つた。今神宮造及び大社造等かく變化したる各種の建築と尙且つ其れ等各社の時代的形式を分類して見ると、住吉造相殿造一名石間造皇子造一名春日造權現造一名堂社造禿倉造一名末社造などである。蓋し神宮造は切妻の一方下正面の中央に入口あり。大社



造は切妻を左右翼の如くして其の正面一方に偏して入口あり(住吉造亦同じ)さて神社建築上、神明の御座ある社殿を神殿又は正殿といひ、神明を拜禮する處は拜殿と稱へ。上古の齋藏を寶藏又は御寶倉と稱し、幣帛を奉る殿名を幣殿といひ、幣殿に通じて他に通ふものを通殿と云ふ。かくて樂を奏して神慮を慰め奉る殿を御神樂殿と稱へ、神饌を調度する殿を御饌殿又は御供所と申し祝詞を奏上する場所を祝詞屋、潔齋する處を齋屋、御饌の御下りを戴く所を直食所、御饌米を炊く所を御炊殿、祭前祓を行ふ所を祓殿、手水を行ふ處を手水舎など多くの名稱がある。猶又攝末社、中門、樓殿、瑞垣、玉垣、鳥居、額殿、廻廊等の、建造物がある



が是れ皆各種の建築法があつて其の構造を異にしてゐる。然れば身を神職に任ずるものは假令専門的でなくとも、大凡是等の建築、構造並に其の形式の異同ぐらゐは心得置いて其の時々の御造營に參與し、修築を指揮監督するは、法令の命する處である、そこで本書は新に神社建築圖解を最も簡明に記して然も其の要を得せしめ、殊に圖書の如きは最も信據すべき考證圖を採擇し、明かに系統を正し、仔細に來歴を記述して本講習科目と相俟つて本書の目的を達せしむべく茲に本題を開講した所以である。

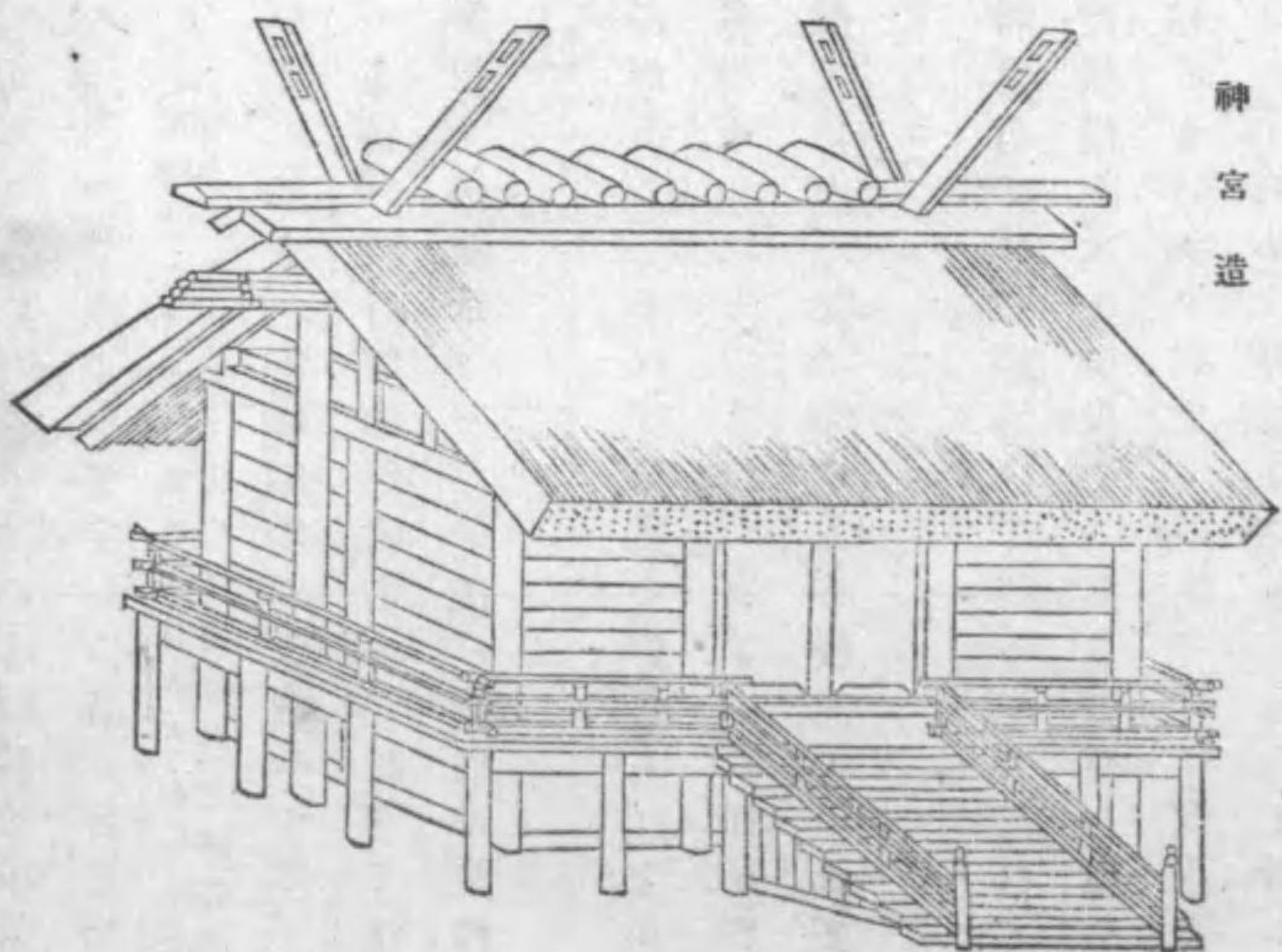
第壹章 神社建築

第一項 神明造、大社造、相殿造、皇子造、權現造、八棟造

神明造(一名神明造)神宮は皇室の宗廟と稱へ奉りて皇祖天照大神を奉齋する處である。謹んで其の御建築の制を案するに、崇神天皇の御時前きの磯城神籬の制を改め、御殿を御造營あらせられ、所謂底津岩根に宮柱太知り立て高天原に千木高知りて鎮り座す御正殿である。其の柱、屋根、棟木、千木、鯉木等

は凡て直線の結構的の組合なり。御屋根は切妻、入口則ち御幌のある處は、屋根の切妻の下正面にあり、階段が之れに伴つてをる。葺くに萱を以てし、其の昔天の御殿の如く建造せられたものであると考へらるゝ。後世此の御宮の形式に酷似せしめて建設せられたものに種々あつて何れも其の特徴を表現してをる。古書を案するに此の宮造の正殿は南面總檜の白木造にて屋根切妻茅葺、四面簀子椽、大床も亦同じ、椽及階に高欄を構へ、高欄の上に玉數十個を据ゆ、(是れは伊勢神宮に「かぎり」屋根の上千木鯉木あること圖の如くで

神宮造



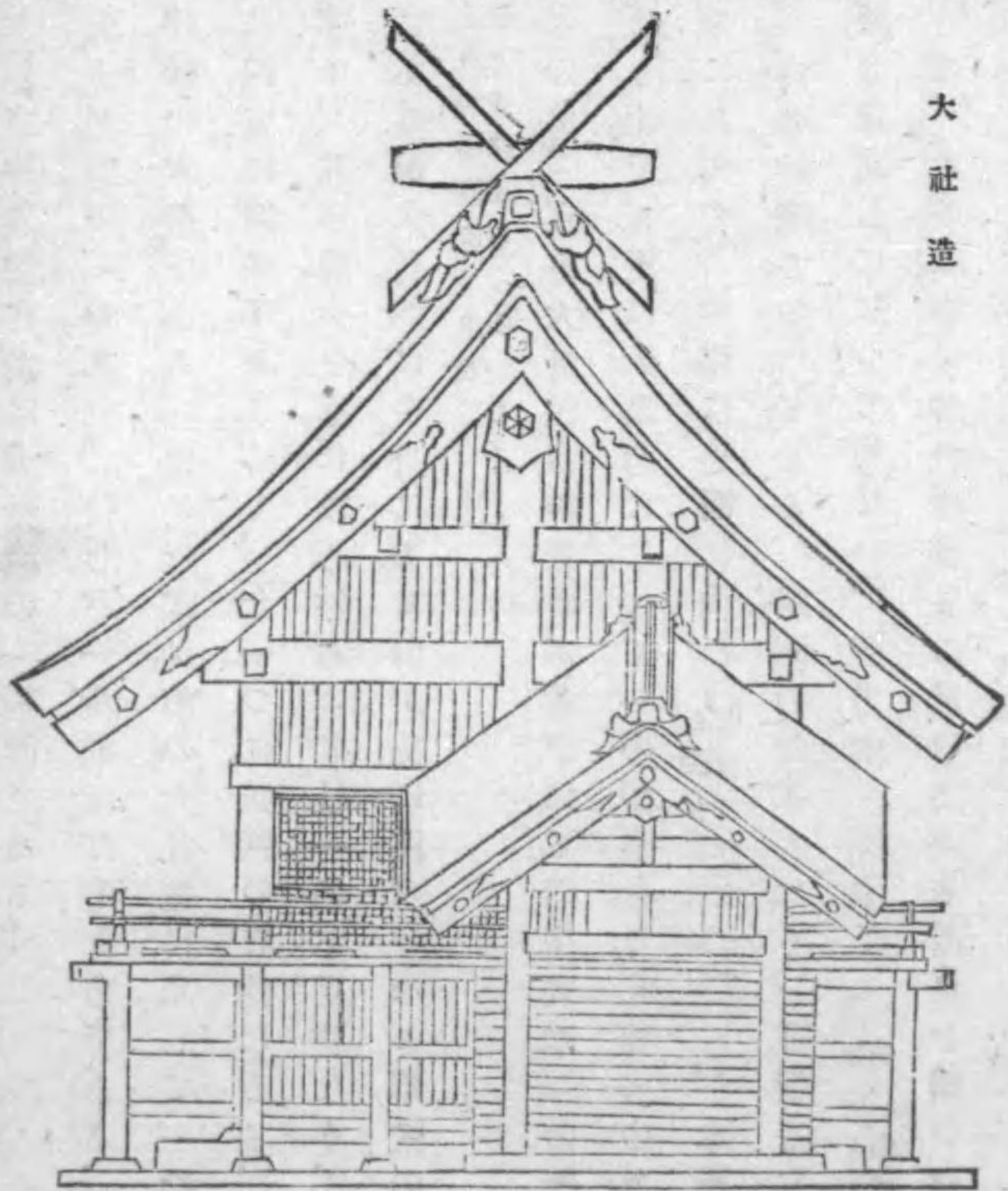
ある。柱は丸柱を地中に掘りたて棟木柱あり、(是も亦伊勢神宮特有のもの)心の御柱といふは正殿の中央にあり(伊勢神宮には至らぬものは亦)さて棟より又字形に高く出でたる木を千木といひ、棟より下を破風といふ、(他神社にては破風とは別に千木を棟の木有る)棟の上に横に列べたる木を鯉木といふ。二十一年目毎に御改造あつて、山口、木本、御木曳、木造、地鎮、立柱、上棟、檐付等の祭式あり。訖りて洗清の儀あり。其の後心の御柱を建て、杵築祭、後鎮祭あり、最後に殿内の裝飾を奉仕せらるゝ例である。(赤堀氏著神宮及び神宮古圖繪による)

以上神明造の一變態形式に流造といふのがある、それは屋根の前の流れよりも後の流れの方が長いので、流造といふ名が起つたのである、官幣大社加茂別雷神社、宮崎神宮等の型が此の建築の一例である。此の型にも亦變態があれども此の型の特徴を有して有ることは同一である、

大社造 上代の建築には皇居造と神宮造とは相似通ひて居るやうなれどそこに大なる相異がある。座の高さ七八尺屋根千木まで數丈の高さを有し地を掘り石を埋め、其の上に天の御柱眞の御柱ともいふを建て、多くの柱は皆羅葛を以て結合せらるゝ其の結び目を綱根といつた。屋根は切妻造で葺くに萱を用ふ。

煙出口あり、樽木は交叉して其の端高く屋上に出づ、是れを千木ともいふ、風を防ぎ雨漏を防ぐために棟木の上に鯉木を置く、其の入口は左方に偏す、大床があり、座は内陣、中陣、外陣に別れ、多くの階段を以て上下に出入す、是れ「あめのみあらかの稱あるもので、則ち皇居の制である。大社造は實に此建造法に則つて造られたものであると、傳へられ其の唯一の好例としては官幣大社出

大社造



雲大社を示しておくそうして彼の住吉造は大社造の一變態である。

大鳥造 大鳥造は元大社造の一變態で、むしろ一歩進んだ造り方である、

其の例は官幣大社大鳥神社の本殿である、此の形式は前の大社造に比して一變形を示して居る、それは四方に回椽なきこと、今一つは破風の直線なること、

猶又勝男木の三本なる等で、其の他大社造には心柱しんちゆうの御柱みはしら一名宇豆柱うづぢゆうなく、其の御扉が向つて右側にあるが大鳥造は中央にある事が特に注意すべき形式の變態である、(大鳥造の其の又變態に、本殿に向拜を付し通殿と連絡せるものがある)

彼の所謂住吉造と云ふものは、官幣大社住吉神社の本殿を以て同型式唯一の標本で、其の元は大社造より出で、更に大鳥造になつて一の變形をなしたもので入口が大鳥造の如く中央にあつて、神座は正面に向ひ心柱も亦大鳥造りと同様存在せず、本殿

前後二部に區分せられ、内陣外陣となつて居る、四圍の廻椽もなく、高欄もなく、千木は置千木で破風と見通しになつて居ない、勝男木は五本で四角形もある元は丸形

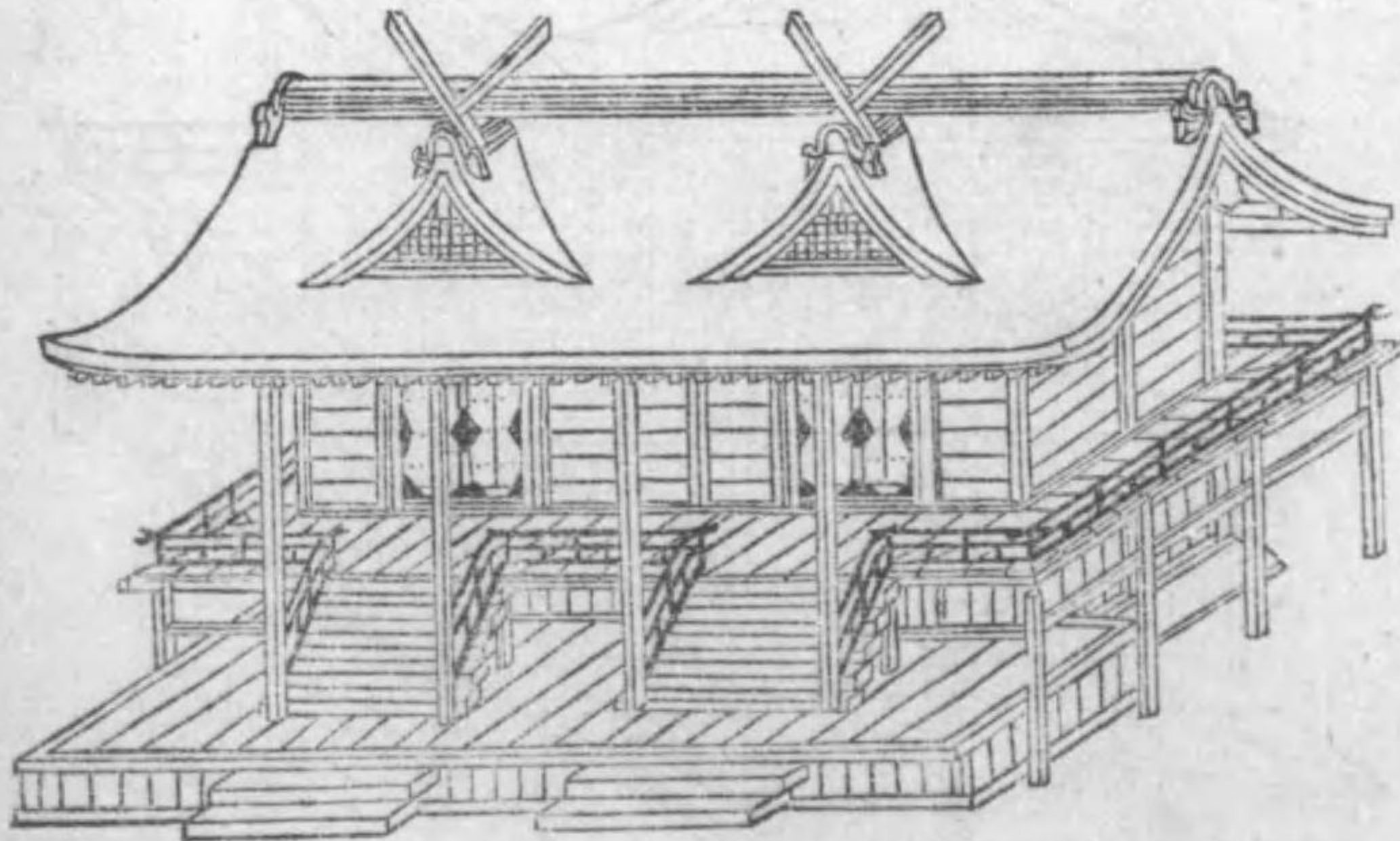
相殿造 神明造の漸次變形せし一建築である、二柱以上の神明鎮座し給ふ

本殿と拜殿とは分離してなる

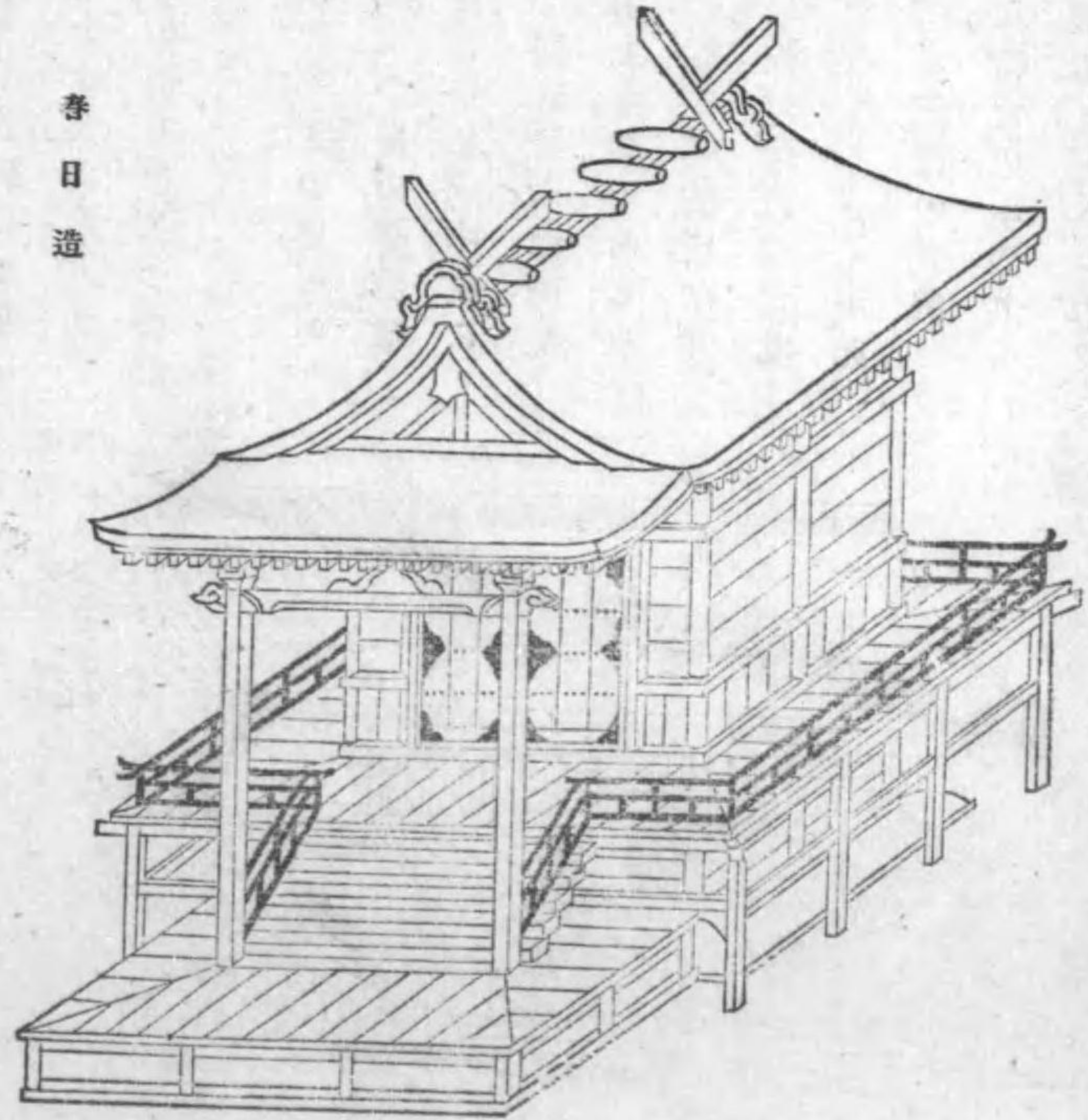
場合は、其の御殿を合せ造りて各別に御扉を設く所謂俗に入幡造ともいふ其の造り方は神宮造の變態にして、その造りを二つ合せたる形式に外ならぬ。

さて神宮造の變態なる特徴は、其の屋根の勾配則ち曲線より成り。且又一棟の切妻破搏前に向ひ、其の正面兩方等分し、中央に口あり、階段之れに伴ふ。高欄は前面兩側面にあり。階段兩端に所謂上り欄干あるを初として、各御座の上位に當る屋根には其の昔皇居の屋上に煙出しの設けがあつた其名残ともいふ可き小屋根を有することが此の相殿造りの特徴である、本建築の實例は官幣大社宇佐八幡宮男山八幡宮の本殿其他此の造方は皆同じく八幡造と稱へられて

相殿造

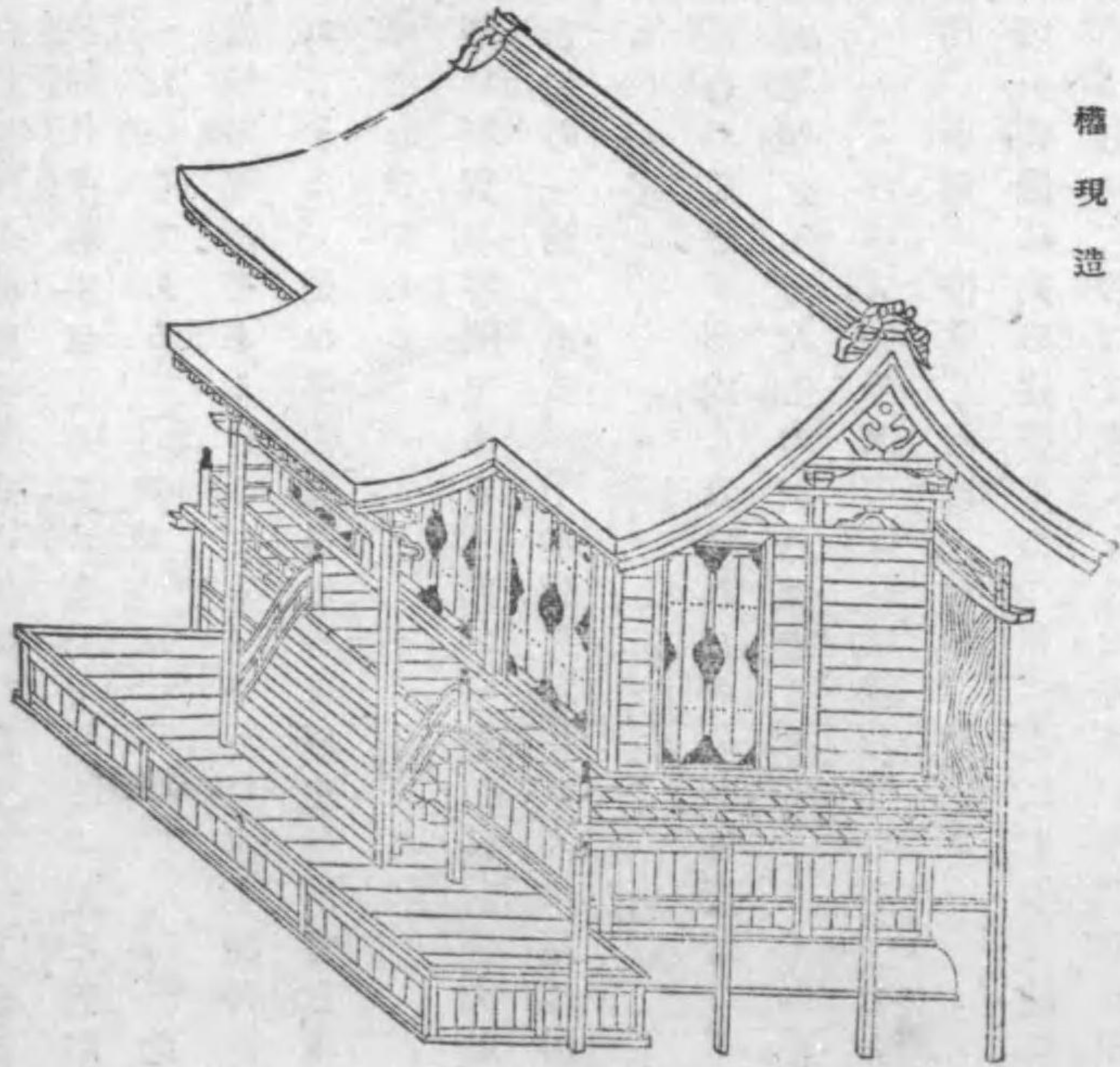


をる。
皇子造 一名春日造
 は同建築物中唯一の好例である。神明造の凡てが直線なるに比して、本建築は既に曲線則ち勾配ある屋根を見る。此の型の建築の創めは春日造流造である此の特徴は御扉則ち入口が、彼の大社造に比して、これは切妻を左右にし、入母屋の下側面の中央にある。随つて階段も亦之に伴つてをる。所謂あをによし奈良の都



春日造

てふと歌つたやうに、丹朱青緑の彩色は、實に同殿建築當時の思想を表現してをる。其の創立は和銅二年藤原不比等の拜祀に係り現今は官幣大社である。大和國奈良市奈良町春日野に同殿四社列祀せられてあるが、全國にも是等の建築と同様な特徴を有する神社も多い官幣大社平野神社も亦此の型である。
權現造 伽藍造の一變態であつて熊野權現、白山權現など稱ふる社である。



權現造

此の權現とは佛教の影響せる時代思想が神社の形式に表はれたるものである。則ち權現とは、「世尊金剛體權現於化身勝王經」とあるに基いて居る。是を熊野の神は古來佛の權化であるといつたからである。(百練抄、二十二社注、長寛)此の建築は其の大体において純神祇的の建造であるけれども、そこに佛堂的神社としての形式と構造が加味せられてをる。是れぞ古文書以外に歴史的事實を現代に目の當り目視することが出来るわけである。

官幣大社東照宮は實に此の建築の現實の特例である。此の一變形に官幣大社日吉神社がある。其の本殿は日吉造の一例である、千木勝男木なく入母屋は切妻で、本、中、拜殿相連結せるものが多い。

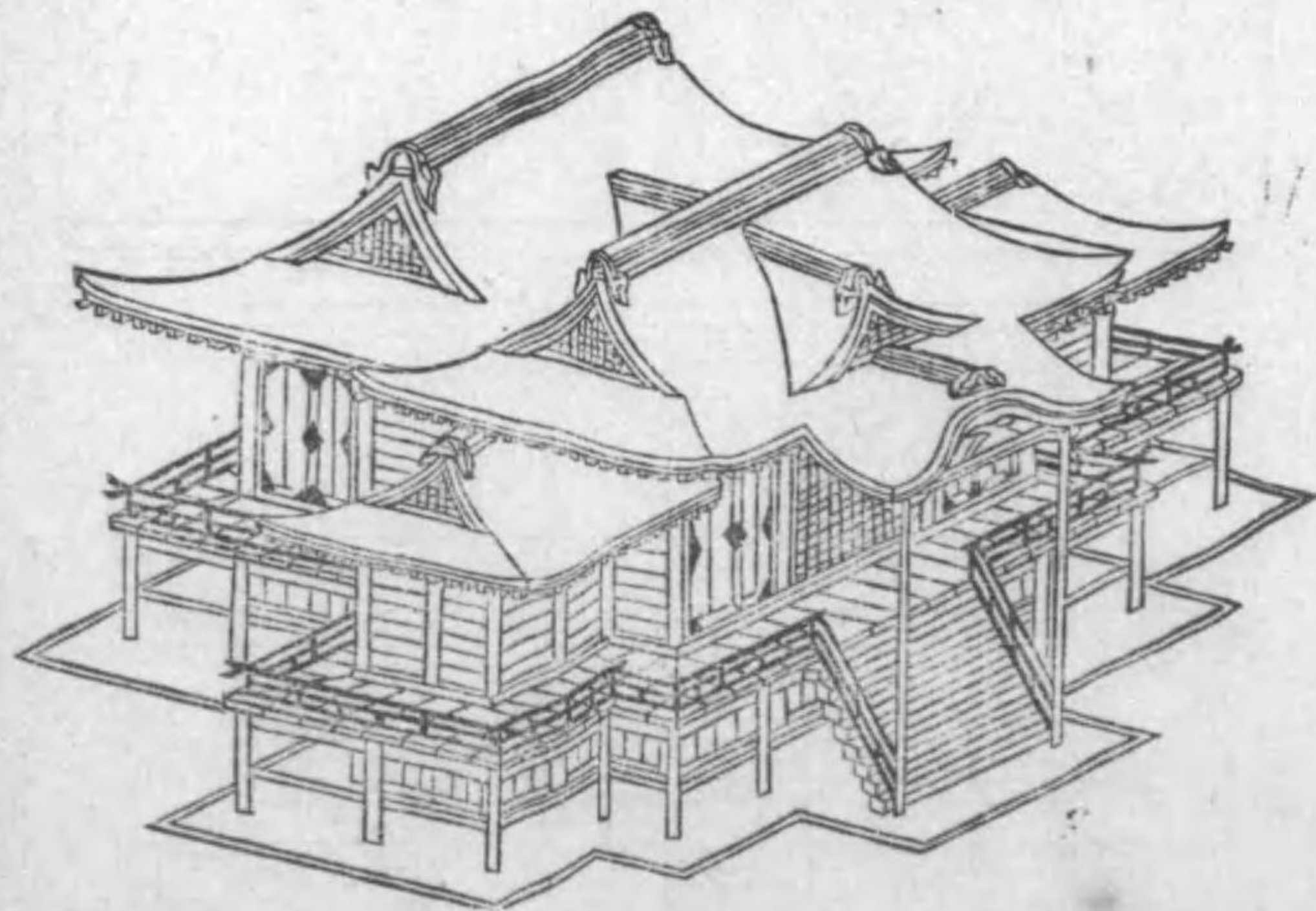
八棟造 (俗に石門) 神佛混合の思想が形式に表はれたものが伽藍造で、之に支那建築を附加し一種の神社建築を示したものが八棟造である。さて伽藍とは僧が佛法を修する寺をいひ、「がらんは梵語で其の漢譯は精舎である。(七堂伽藍といふ時は法堂、佛殿、山門、厨庫、僧堂、浴室、西淨、をいふ。)唐時代の殿宇、特に支那唐代の大極殿は此の建築であつた。之に習つて建てられたものが平安時代の大極殿で、之に習つて建てられた神社が今の平安神宮

である。其の大極殿に摸倣して建てられたる神社の堂殿の棟數多きに似てをる處からかくは稱へられたものと見える。

官幣大社太宰府神社、官幣大社香推宮、宮崎宮、嚴島神社、等は皆此の型である。

第二項 大社中社小社の地割圖及び全側面

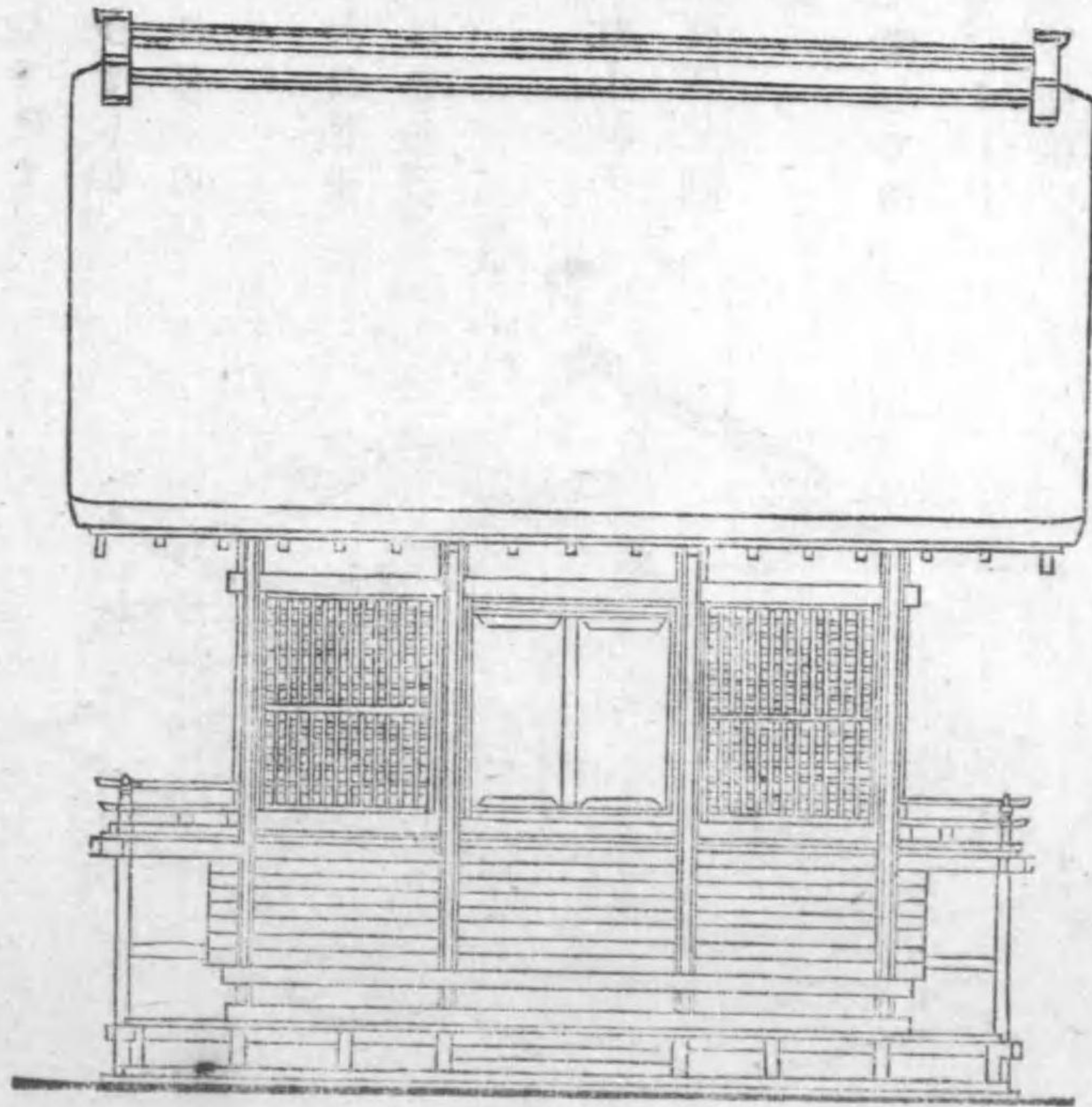
八棟造



嘗て内務省は神社建築上に關して制限圖を示されたことがある。それによつて大社中社小社の構造、繩張、地割及び實物側面圖等、大に備はつ

て居る。蓋し神社建築は其の上世より既に其の司職があり爾來匠工専門の技術となつて現今に至り、所謂建築學てふものを組織し之を専門とする學者や技師が出来たのである。現に伊東工學博士は日本建築史又は建築圖等の著述があるけれど、尙未だ純神社の建築として詳細なる書籍に乏しく爲めに斯界は日々是等の要求に他念なき有

大社地割正面圖



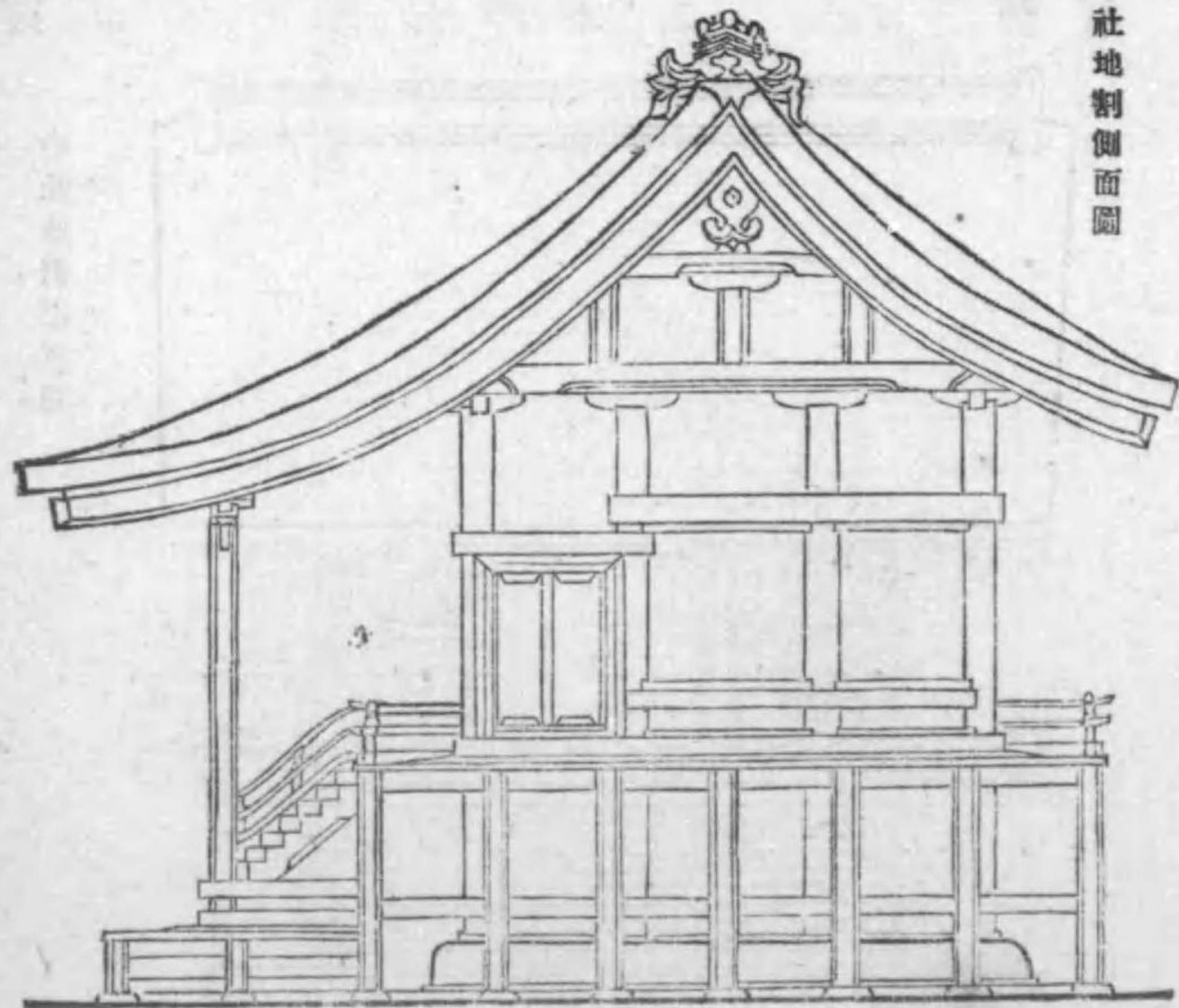
様である。

本書は元より一般の渴望を満すに足る可きものならねど、唯此の一制限圖さへも手に入れがたき人多きを思ひ茲に其の圖を掲げた次第である。

大社地割側面圖

大社地割正面圖

神社建築上其の建築の様式構造の大体を示すものを地割といひ。其の圖を地割圖といひ地割には正面側面圖と相俟つて差圖上必要のものである本圖は大社大社造といふ語でなく所謂制限圖上の大中小



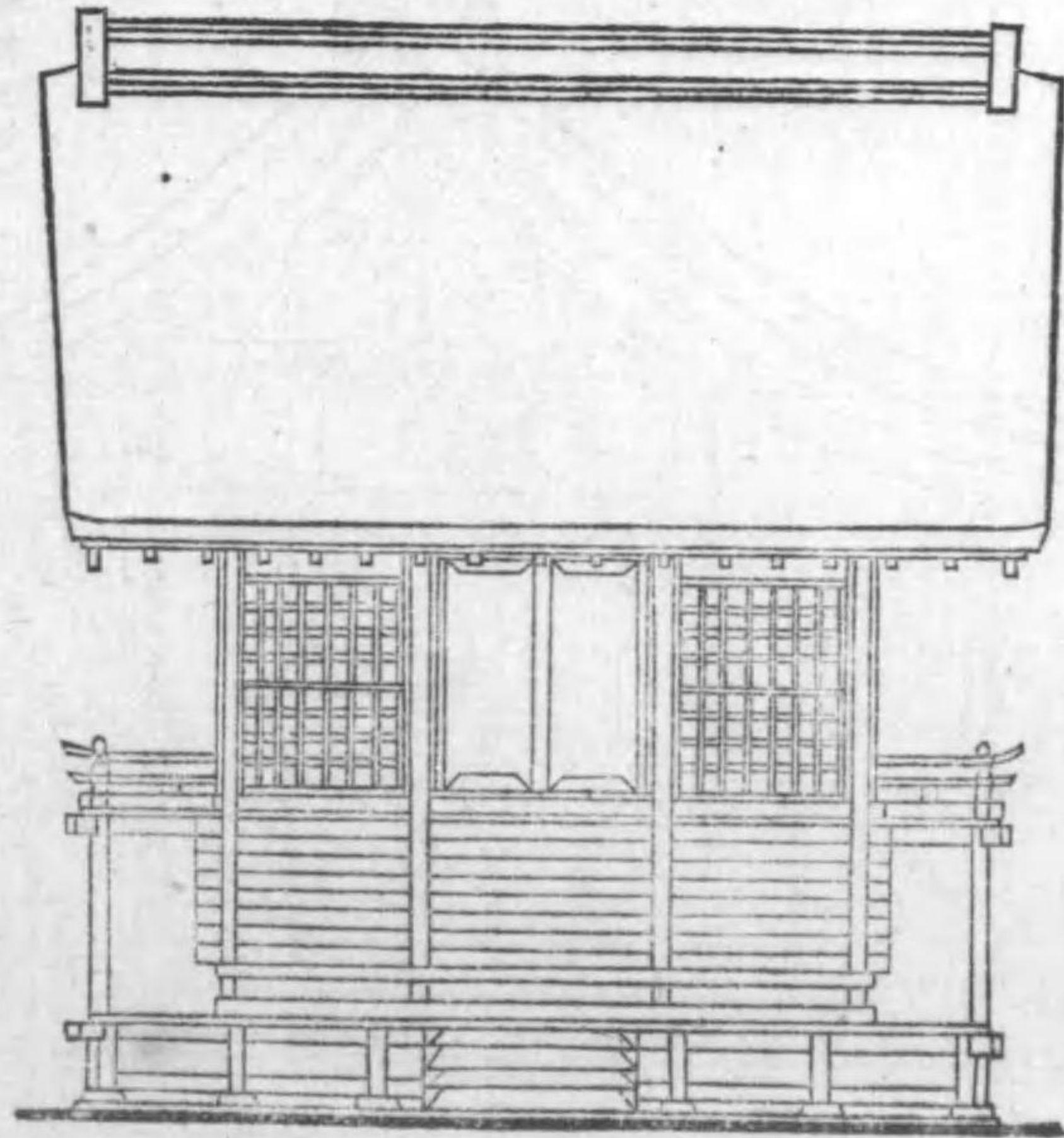
社と稱する上の建築用語で地割正面あることを注意して置く。地割正面圖を示したるものである。

大社地割側面圖

本圖は前示圖に對する側面圖である。前正面圖と相共に神社建築上又は現圖を後ちに殘し、現建築を示すために、現圖を可からざるもの。神社建築は先づかゝる差圖から組み立て目論見をなす可きものである。

中社地割正面圖小社準之

本圖は大社建築に比して中社建築の地割圖を示したるもの、其の要項は前大社地割圖と同様である。



中社地割正面圖

下圖は同上に對する側面圖である。俗に堂社建築上、此の外に各部分的の地割圖をも製圖して、全體各相伴ふて差誤なからしむる用意を必要とする。此故に實際はかゝる製圖をも作成すべきものである。

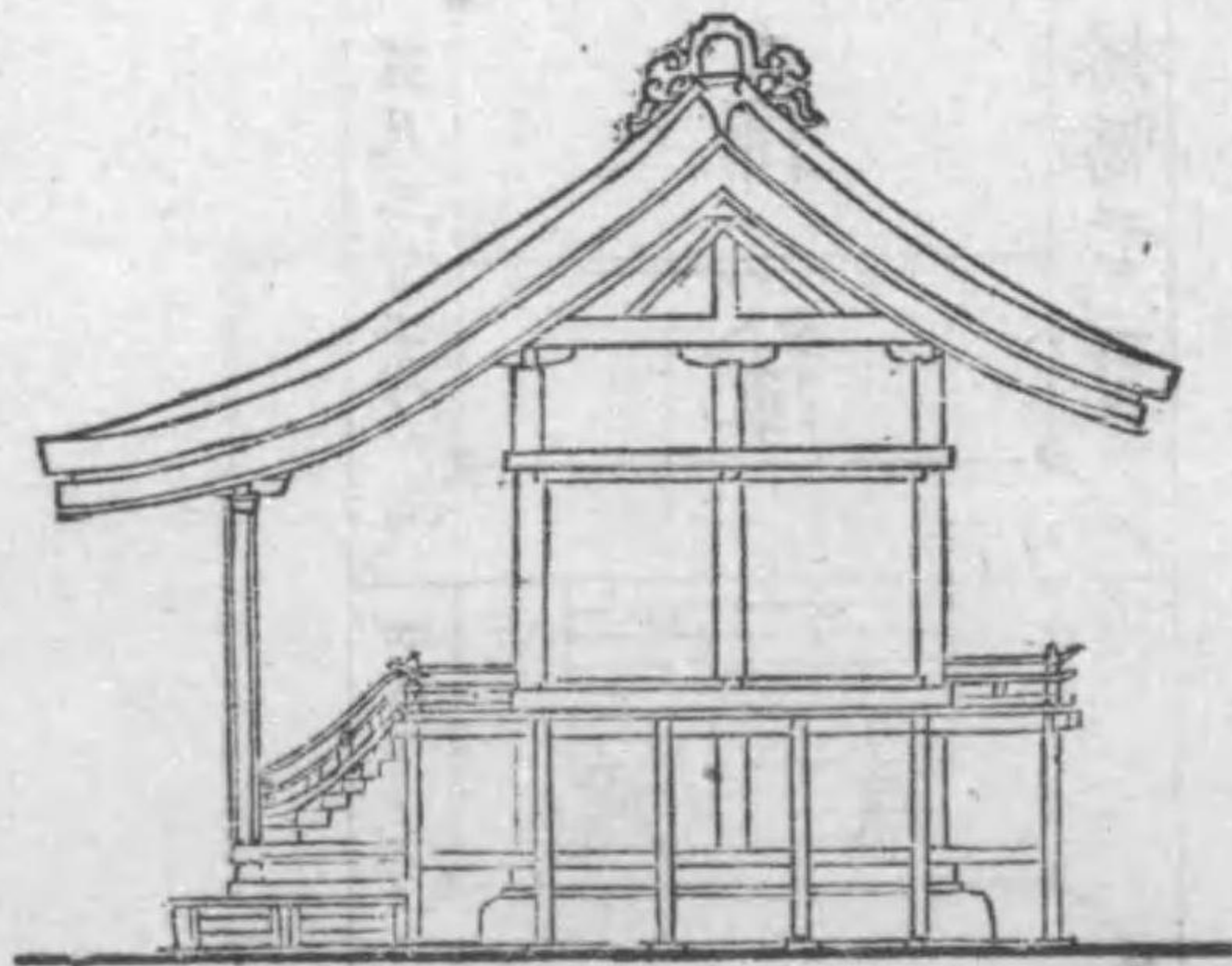
第三項 攝社本殿

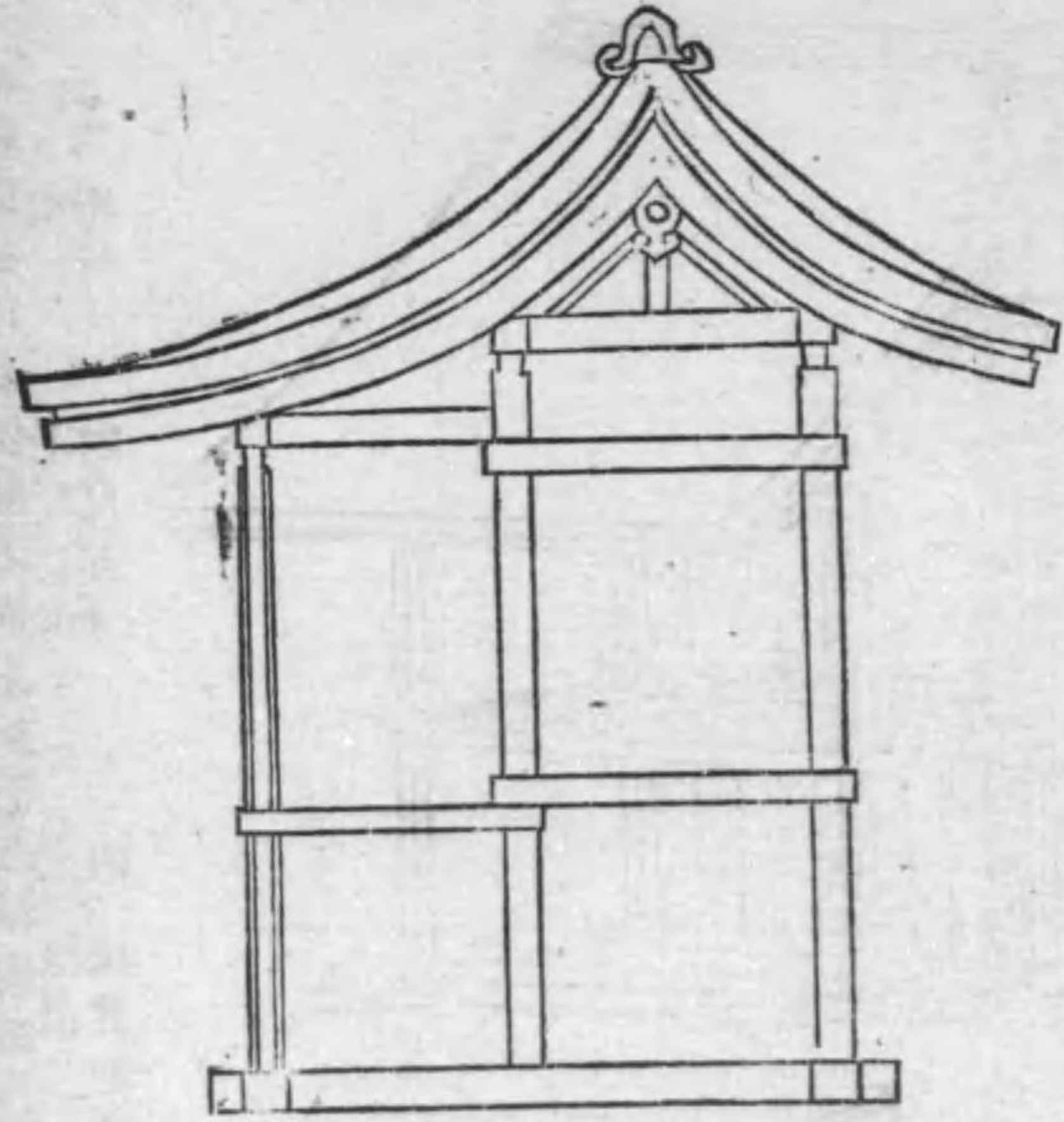
攝社とは本社に管攝する神社をいふ、これは祭神系統上からいふのではなく、其の社の貫籍を本社に攝せらるゝ義である。そこで攝社本殿の建築にも亦左に示す如き制限圖がある。

大社における攝社制限側面敷圖

一、梁 一丈四分

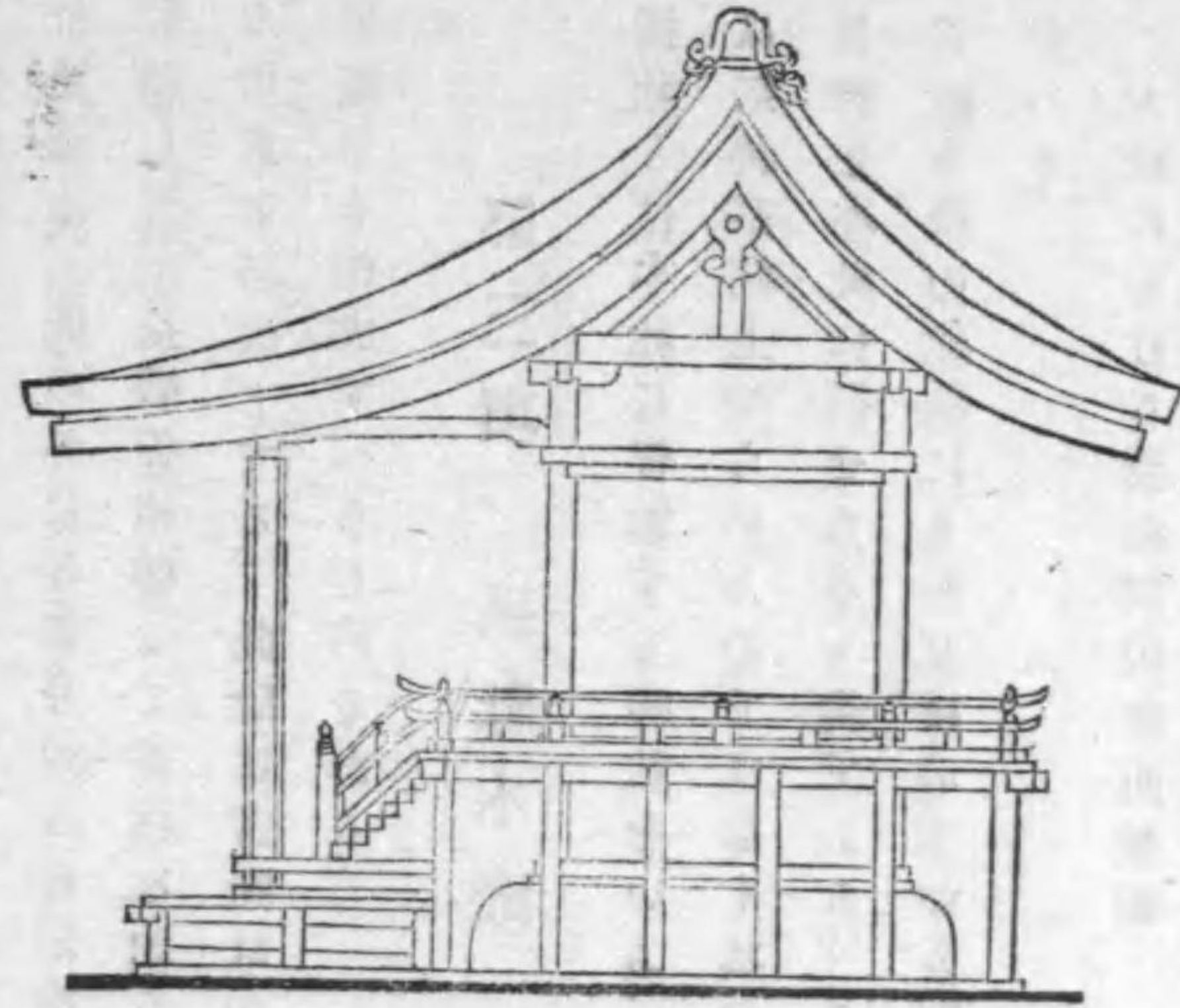
二、桁 六尺五寸



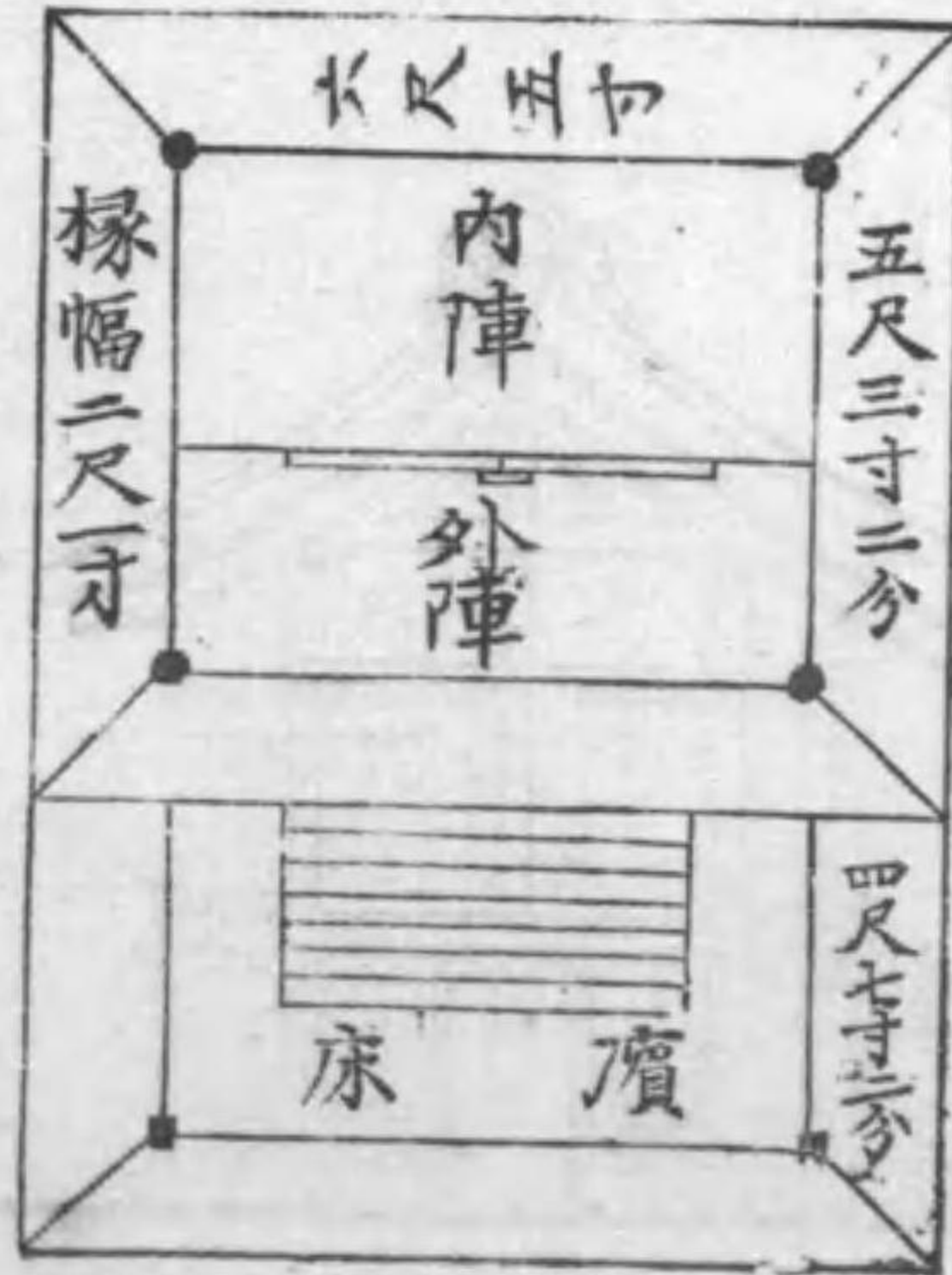


中社における攝社制限側面及び敷圖

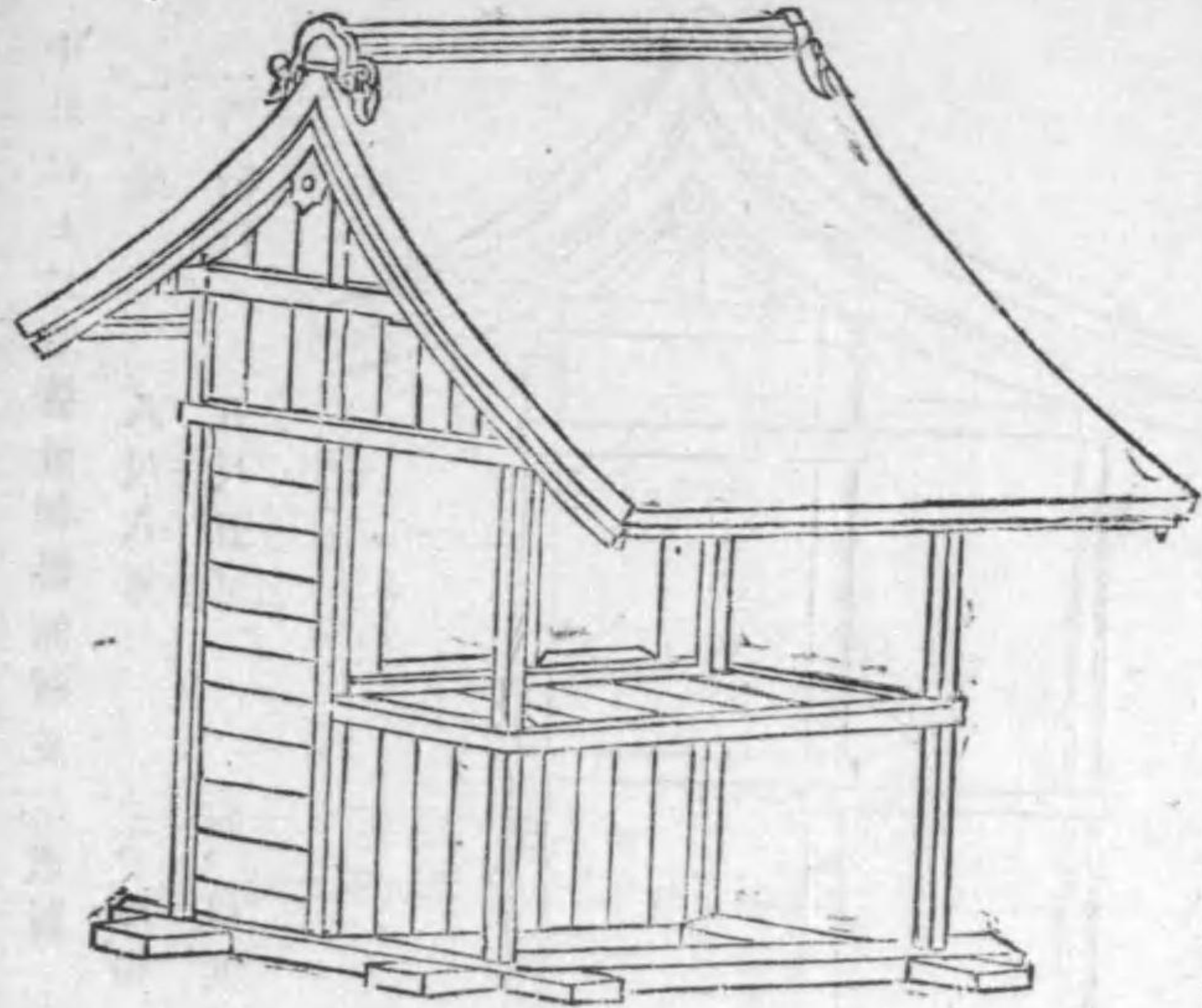
- 一、梁 八尺八寸
- 二、桁行 五尺五寸
- 三、椽巾 一尺八寸
- 四、椽共坪數二坪六合七勺



- 三、椽巾 二尺一寸
- 四、椽共坪數三坪六合

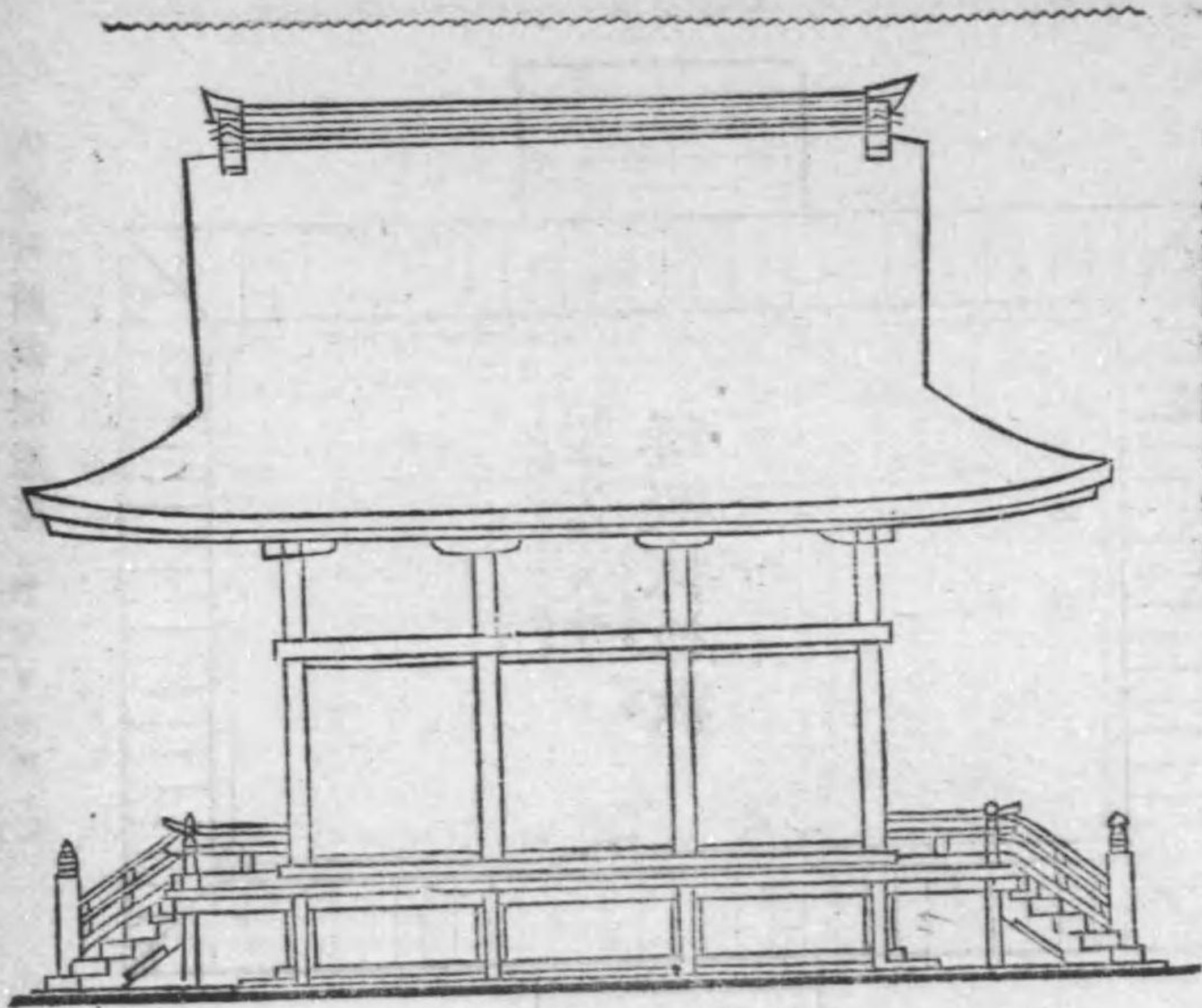


小社における攝社の同上側面及び同第二圖
 一、梁 七尺二寸
 二、桁行 四尺五寸
 三、椽巾 一尺四寸五分
 四、椽共坪數 一坪一合七勺

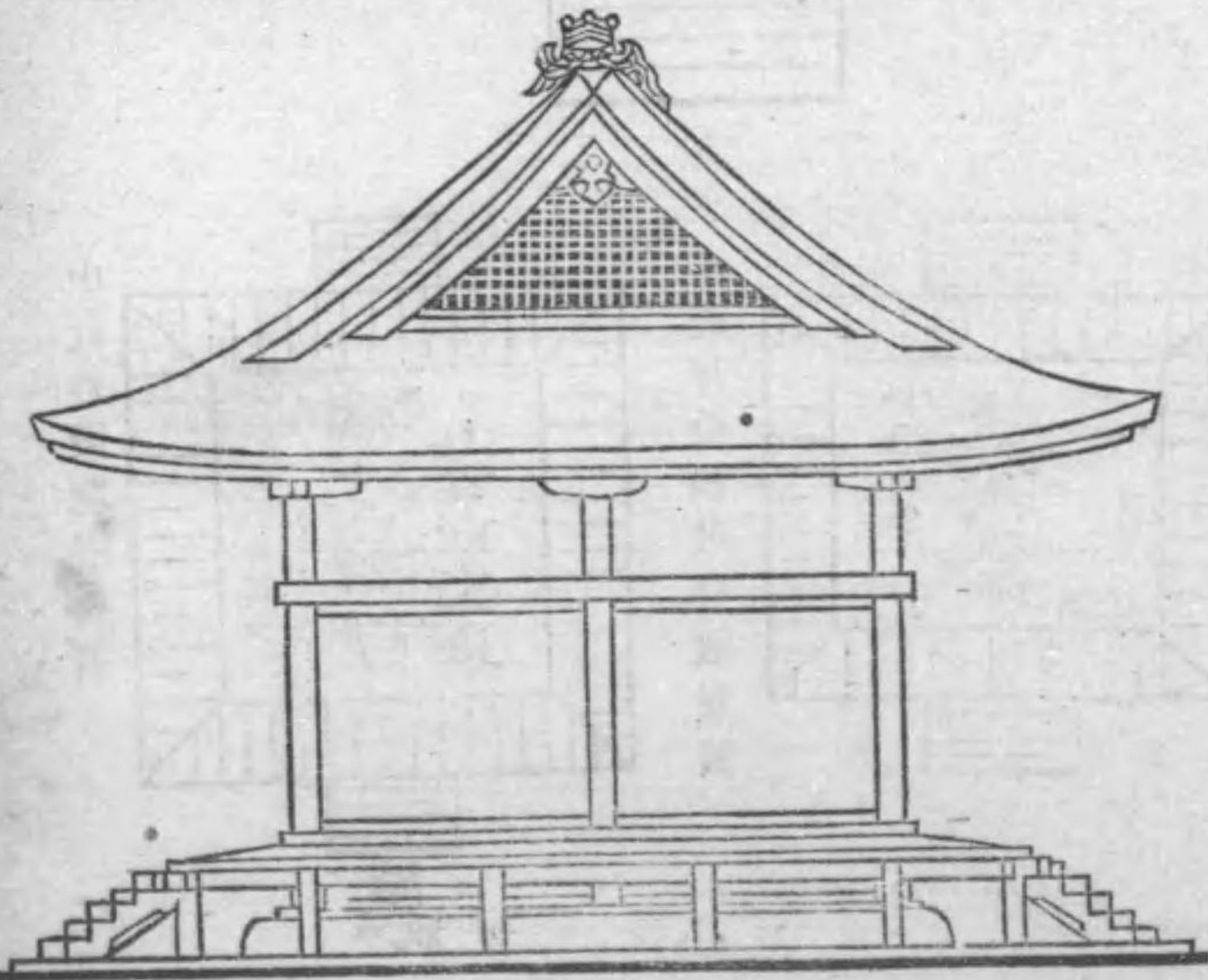


第四項 大社拜殿 中社小社攝社共

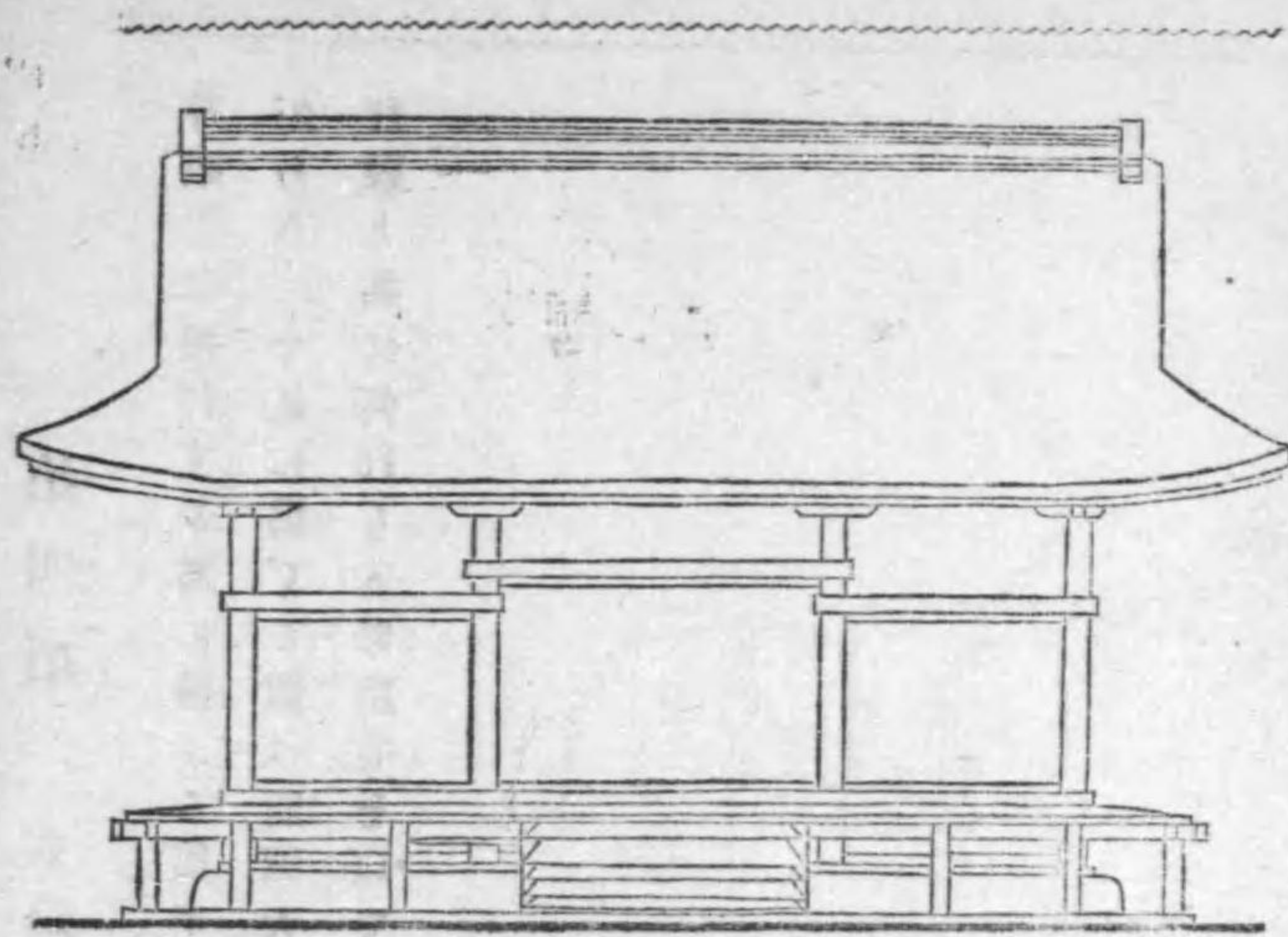
拜殿とは禮拜する爲に備ふる殿宇であるが。其の拜殿の建築にも亦種々の方式がある。今茲に掲ぐる圖は所謂大社制の拜殿の制限圖である。此は中社小社の拜殿と共に何れも入母屋造を以て本式としてをる。



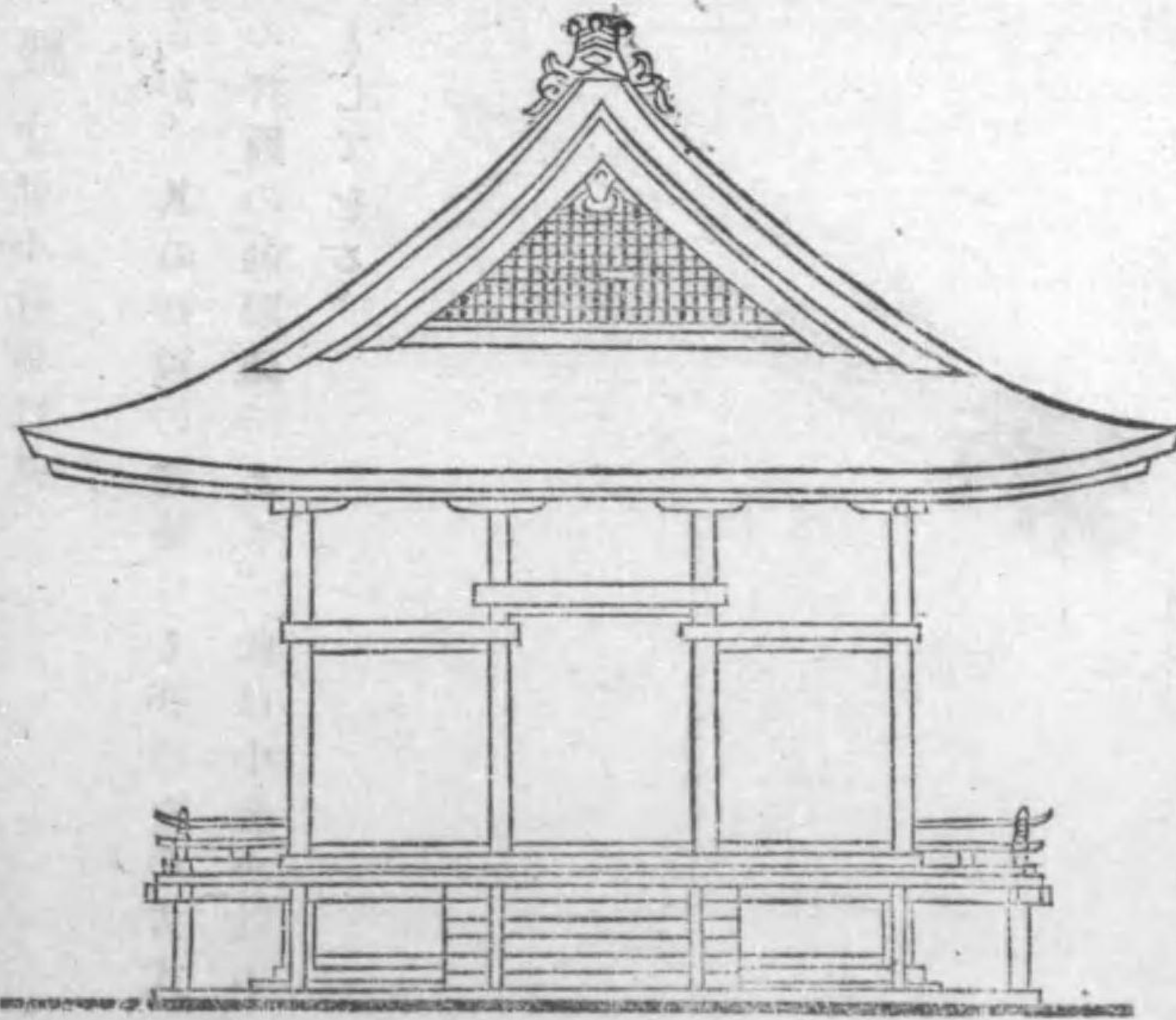
中社拜殿制限地割圖



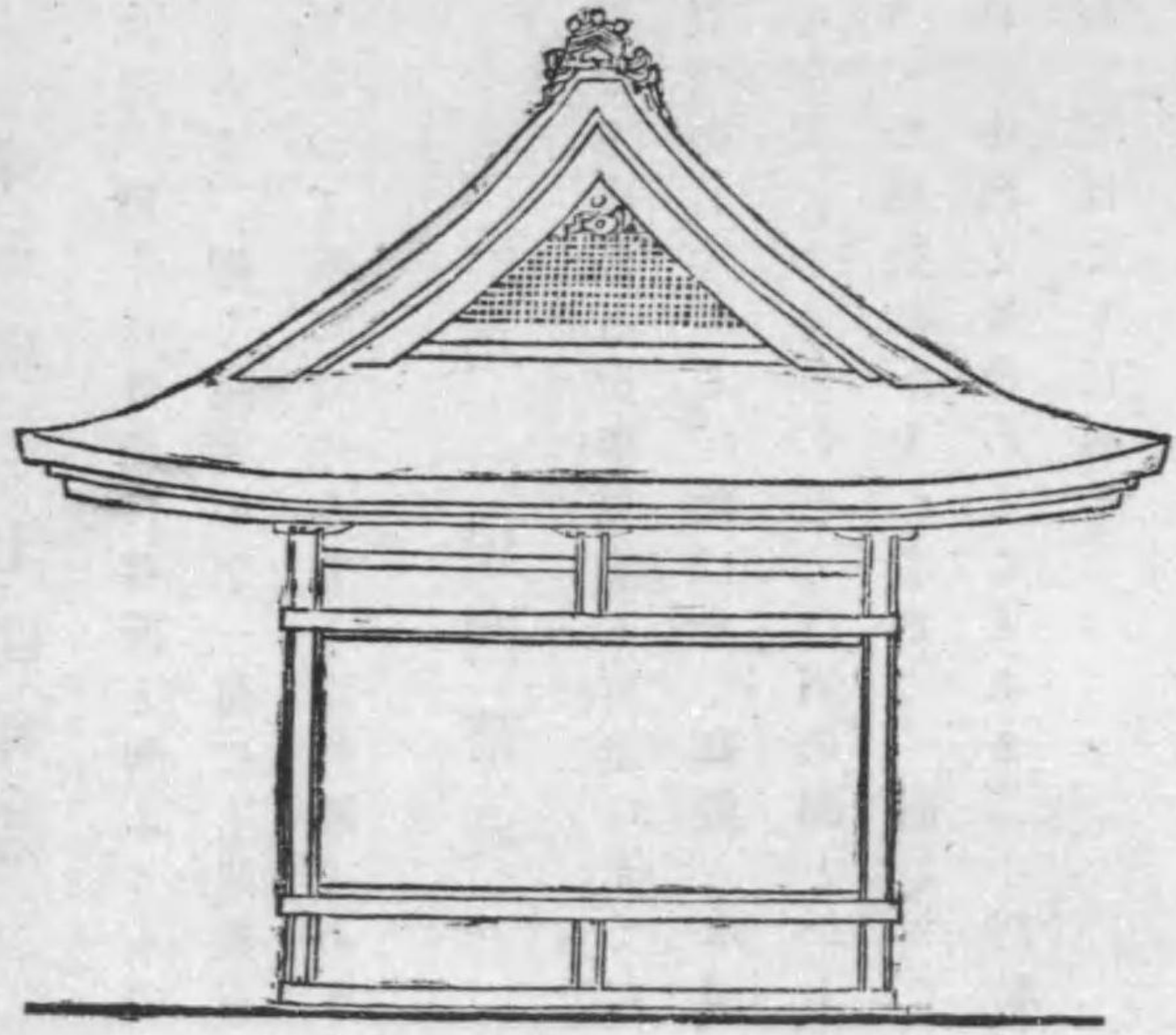
中社拜殿制限側面圖



大社拜殿制限正面圖



大社拜殿制限側面圖

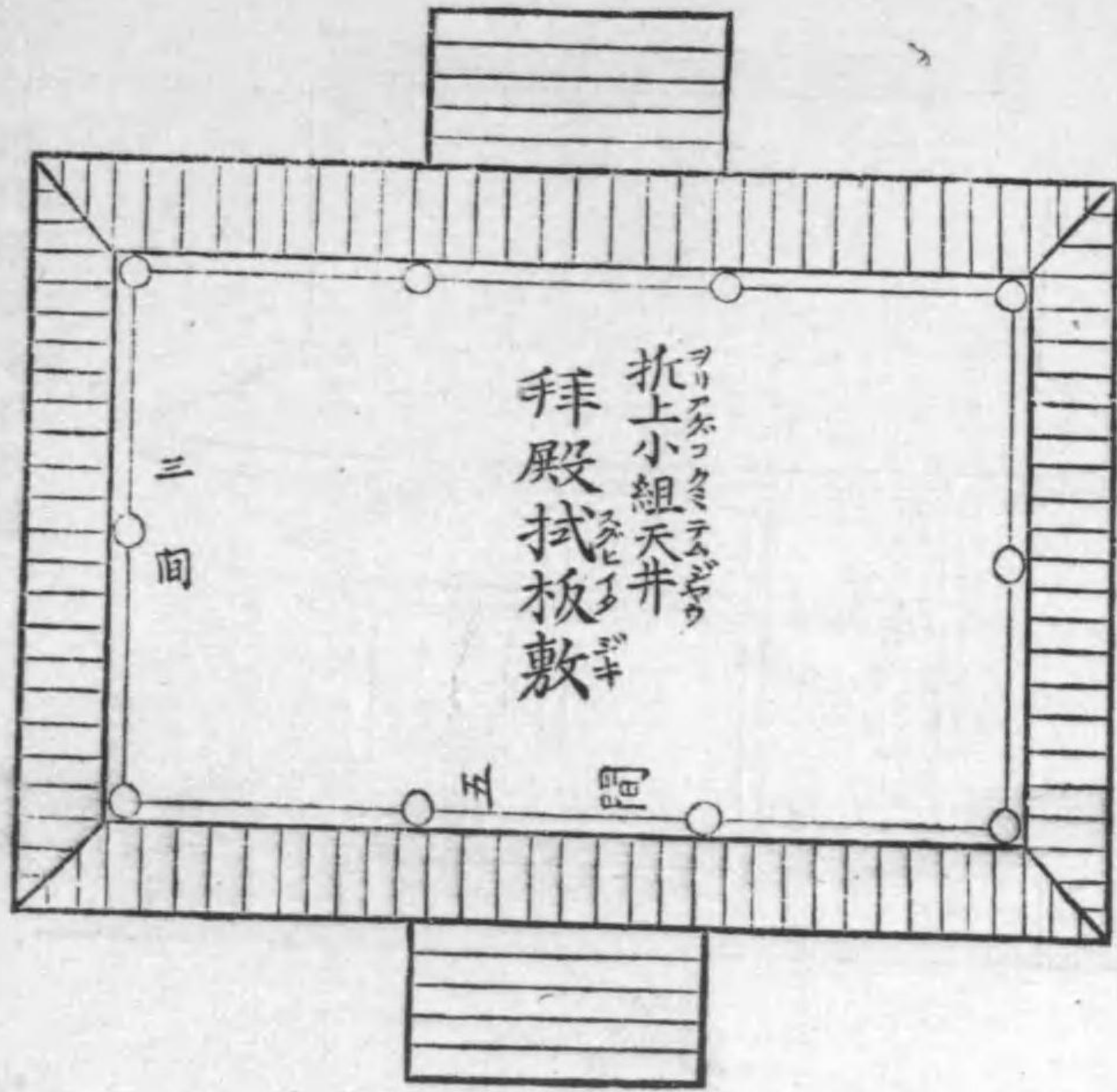


攝社拜殿側面圖



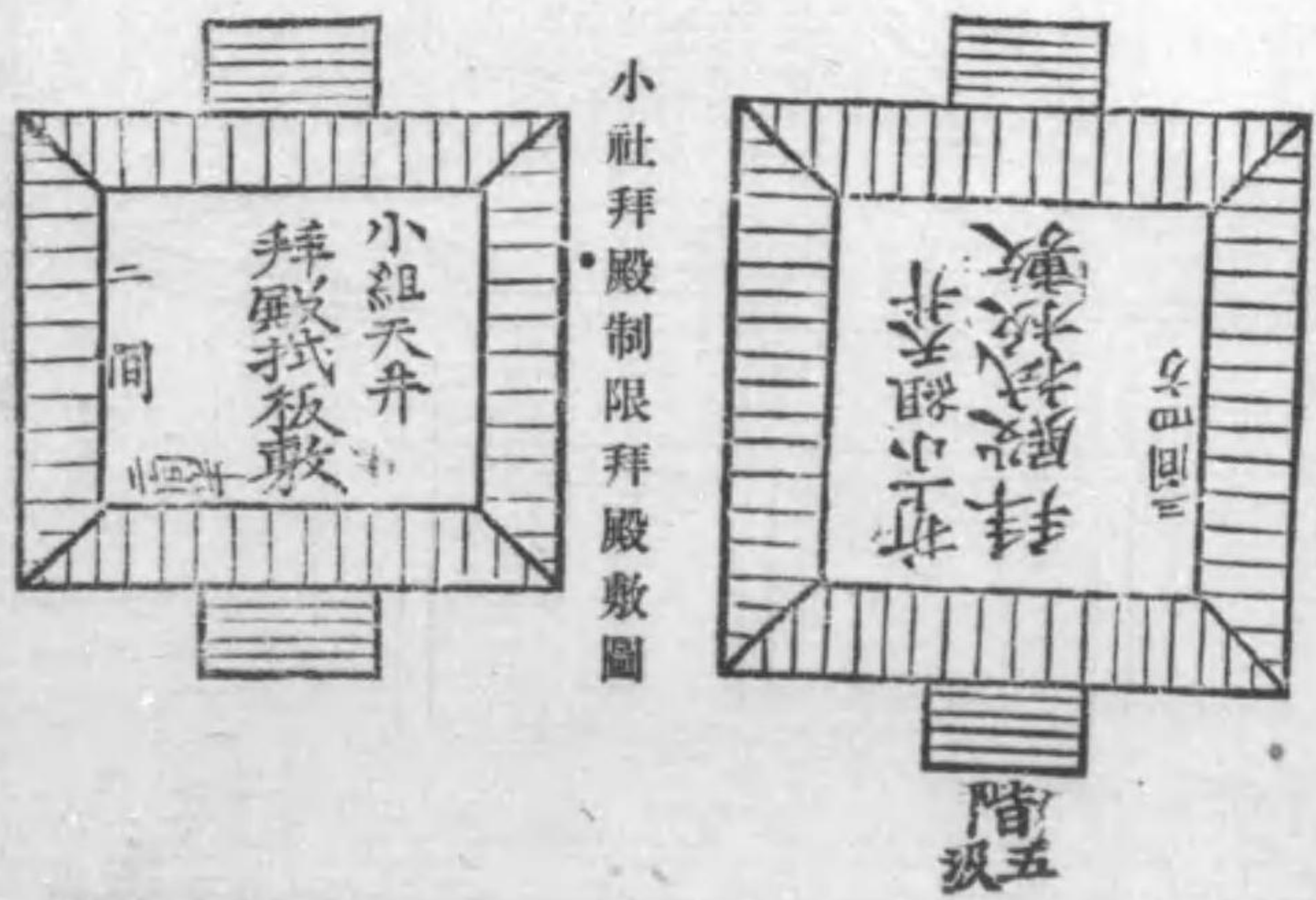
攝社拜殿敷圖

大社拜殿制限敷圖 (舞殿も亦同じ)



中社拜殿制限敷圖

小社拜殿制限拜殿敷圖



階五

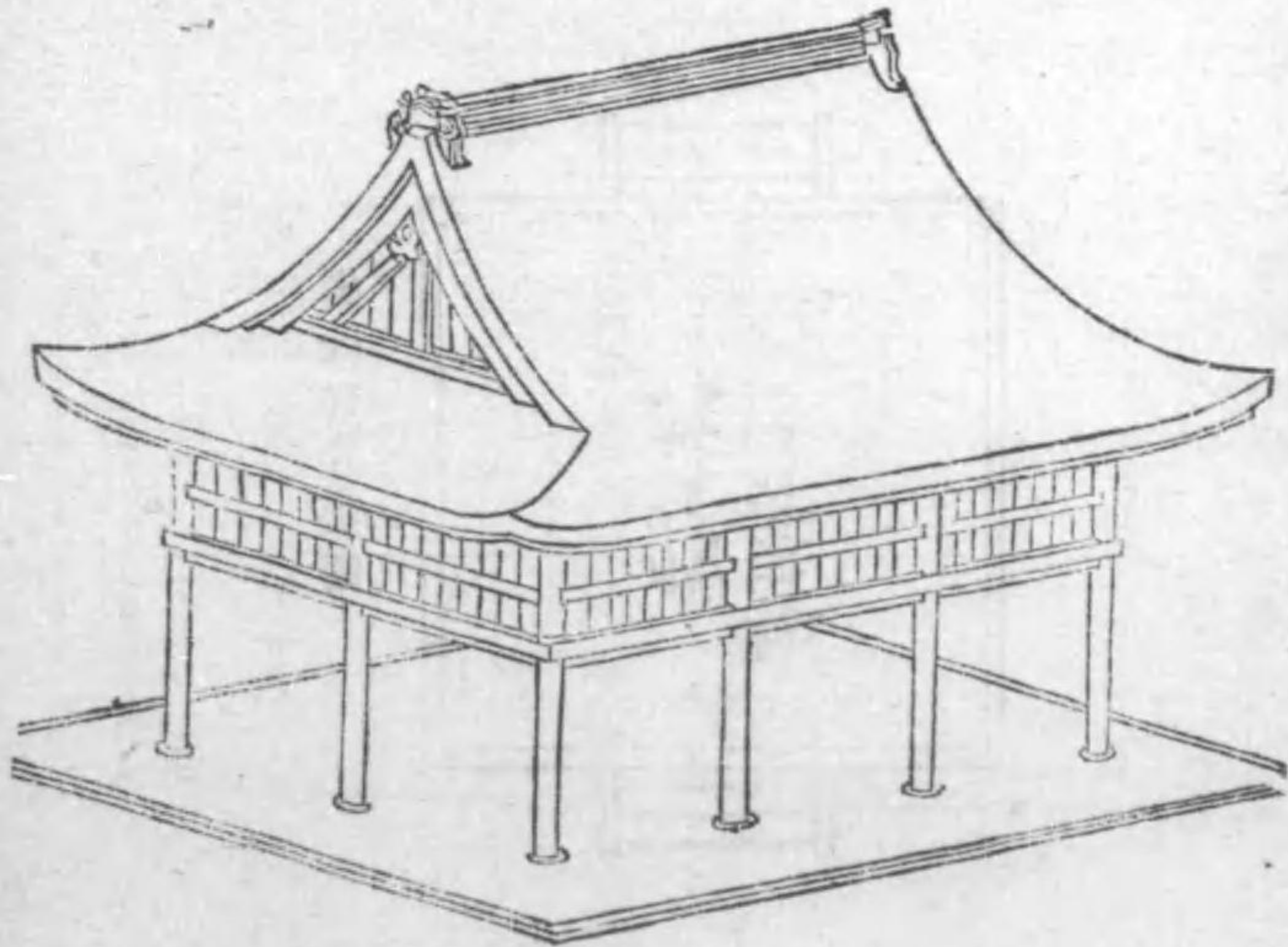
第五項 土間拜殿

土間拜殿とは普通に拜所と稱ふるものである。即ち屋宇の下面に土間敷石であつて唯だ柱のみ立てる拜殿である

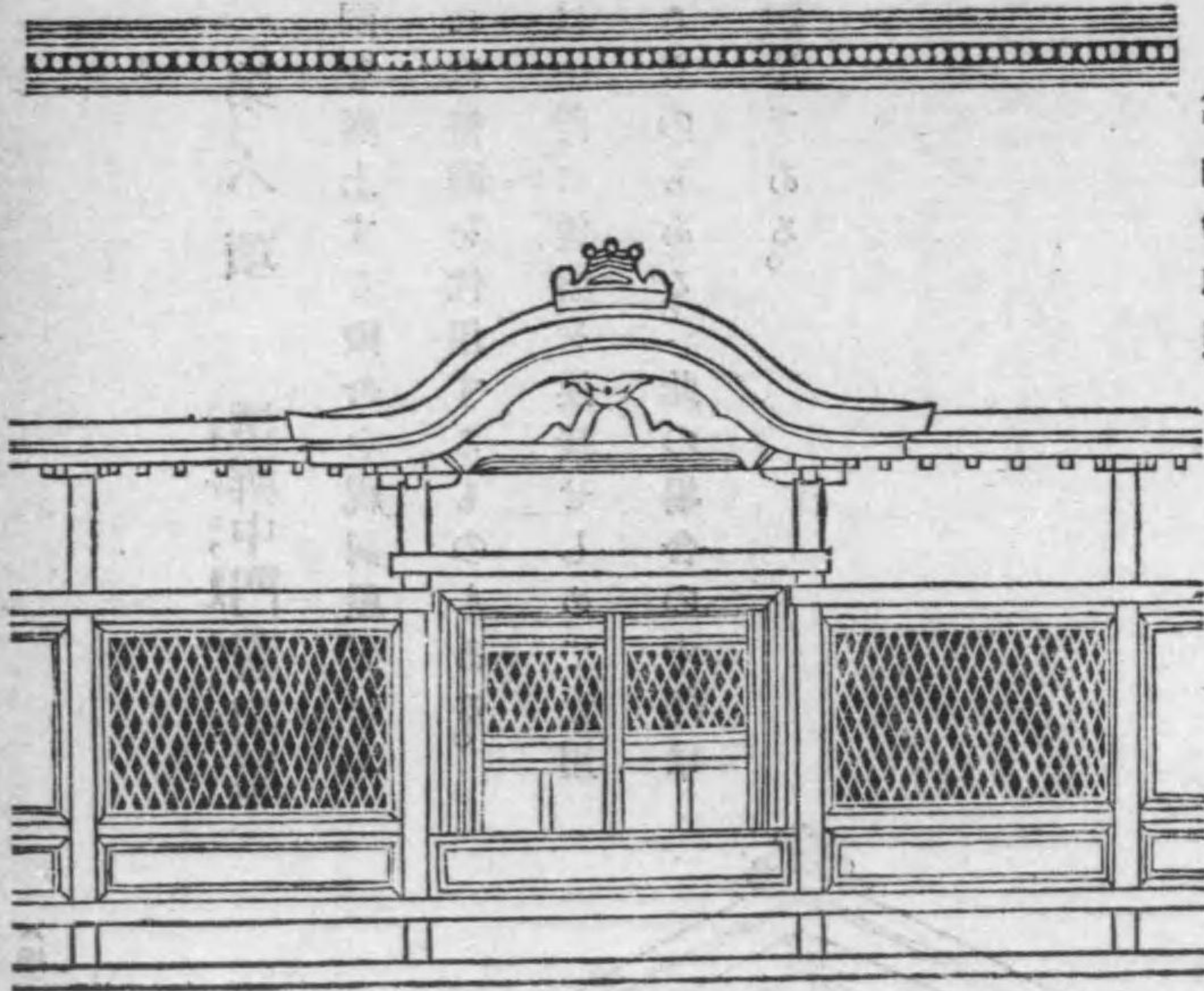
第六項 中門幣殿

幣殿とは幣帛を奉奠する用途に充てた御殿の名である。此は多く拜殿と本殿の中間にあるもの若くは石の間といふものの建築物が夫れである。而してこれに中門と兼帯のものもある。中門幣殿の名はこゝに起る。

(土間拜殿圖)



(中門幣殿圖)



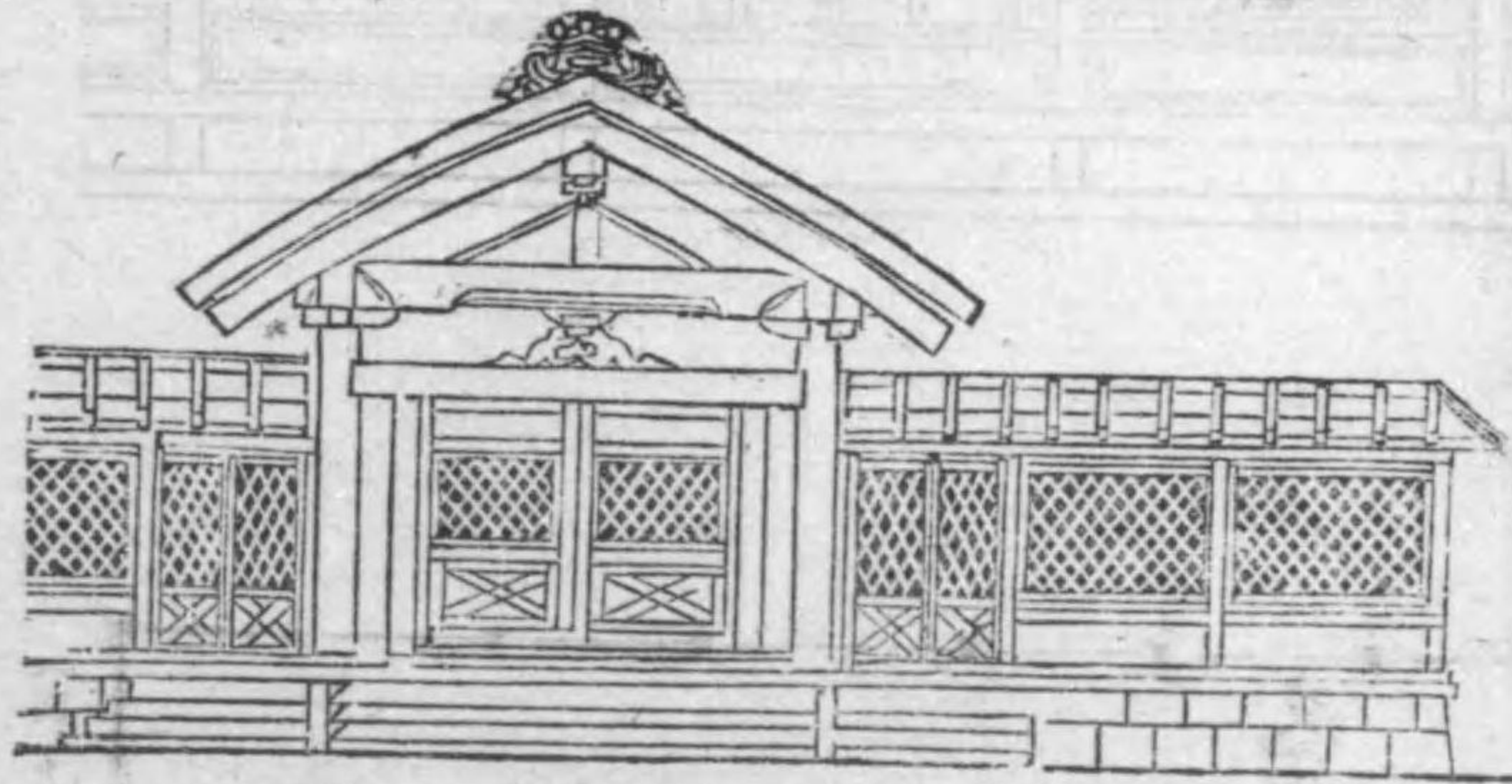
神社建築圖解

(同上平面圖)

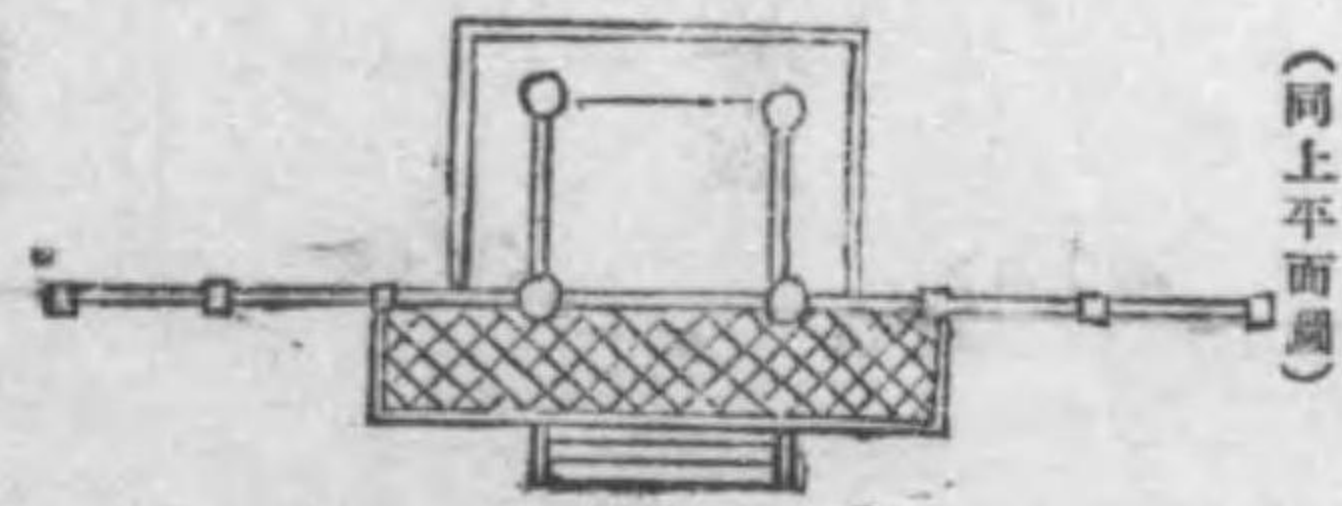


第六項 透塀中門祝詞屋

祝詞を奏上する殿舎を祝詞屋といふ
中には幣殿を代用するものもある。
或は中門に透塀を連接せしめて充用
するものもある。此の場合の中門は
祝詞屋である。



(透塀中門圖)

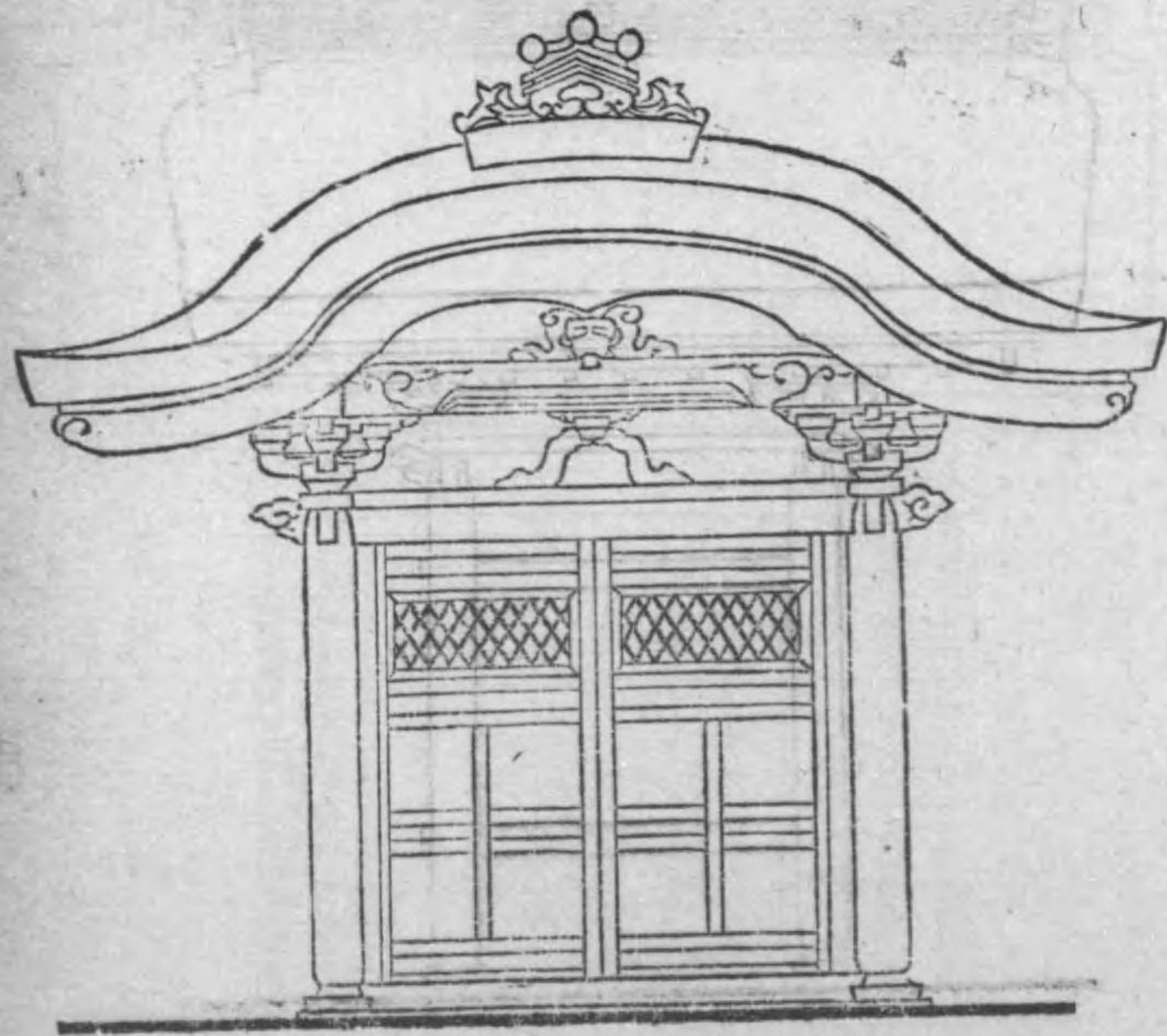


(同上平面圖)

第七項 唐門

唐破風付きの門を唐門といひ
其の破風を側面にするものを
平唐門といひ、前後両面の唐
破風或は起破風造なるを向唐
門といつてをる。

唐門圖

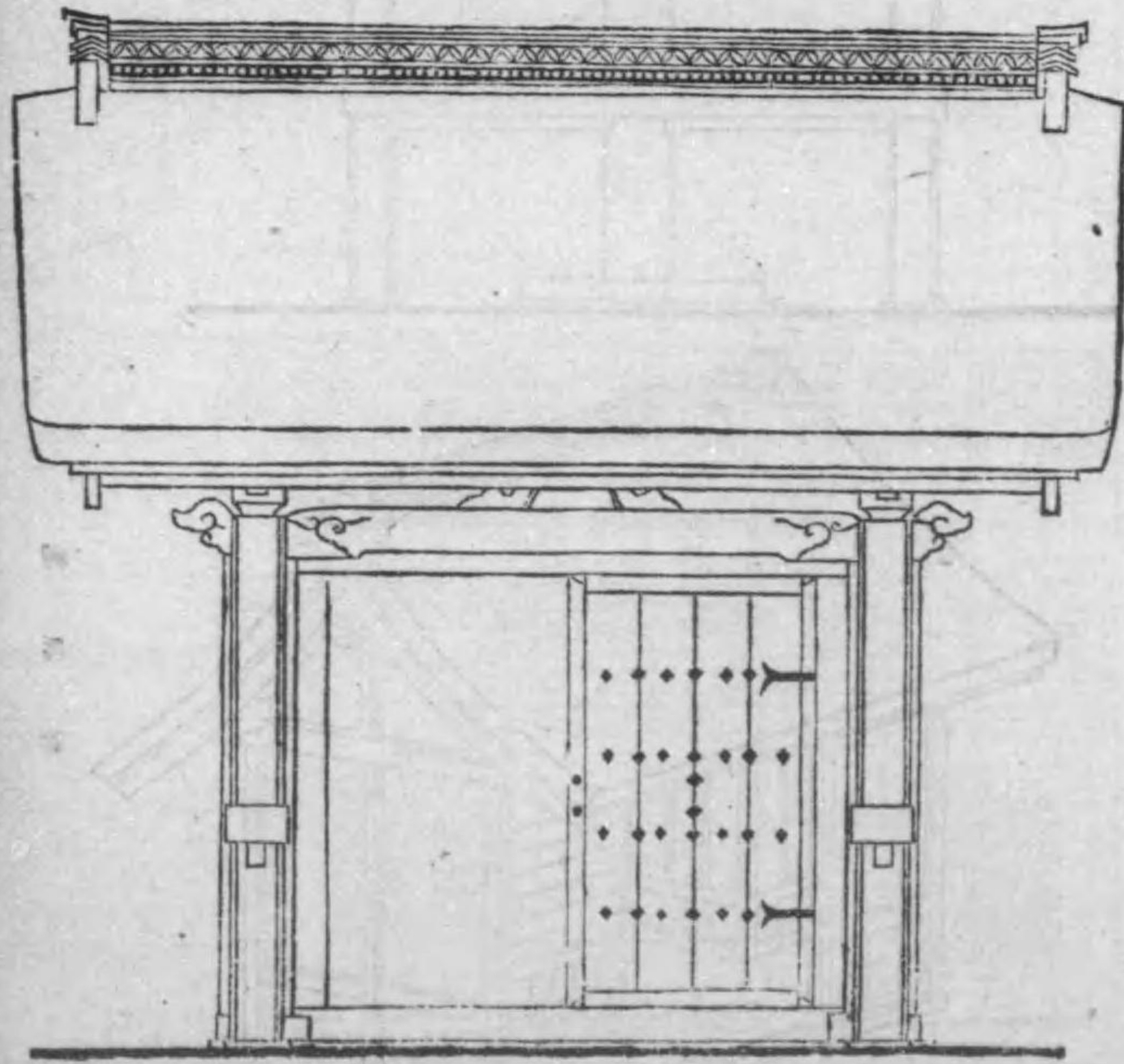


本殿と拜殿との中間にある門を中門といひ、前第六項（透塀中門祝詞屋の頃）に示圖せる如く左右に透塀あつて本殿を圍らすものである。又單獨に切妻造となつて建てられたものもある。

第八項

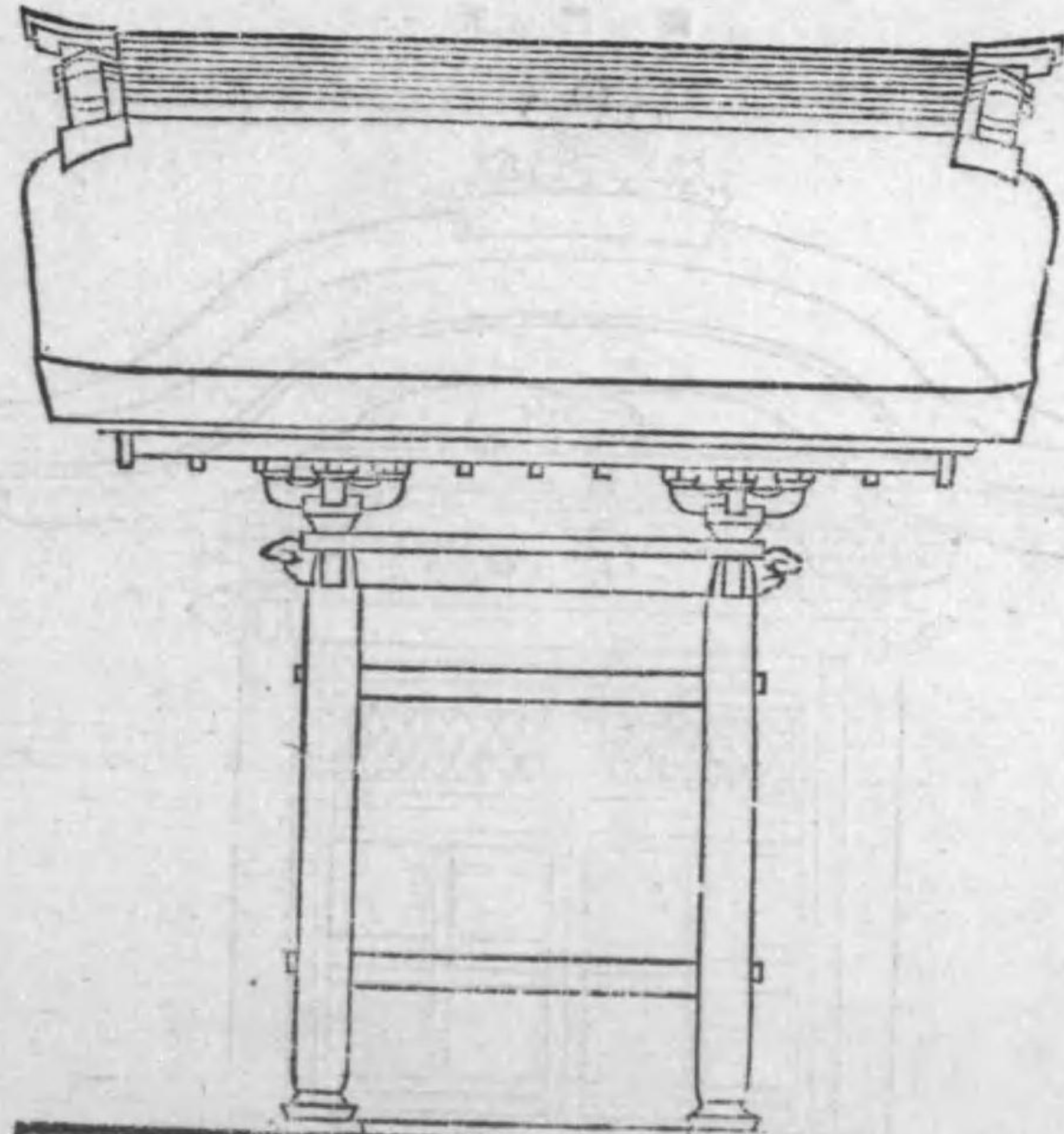
中門

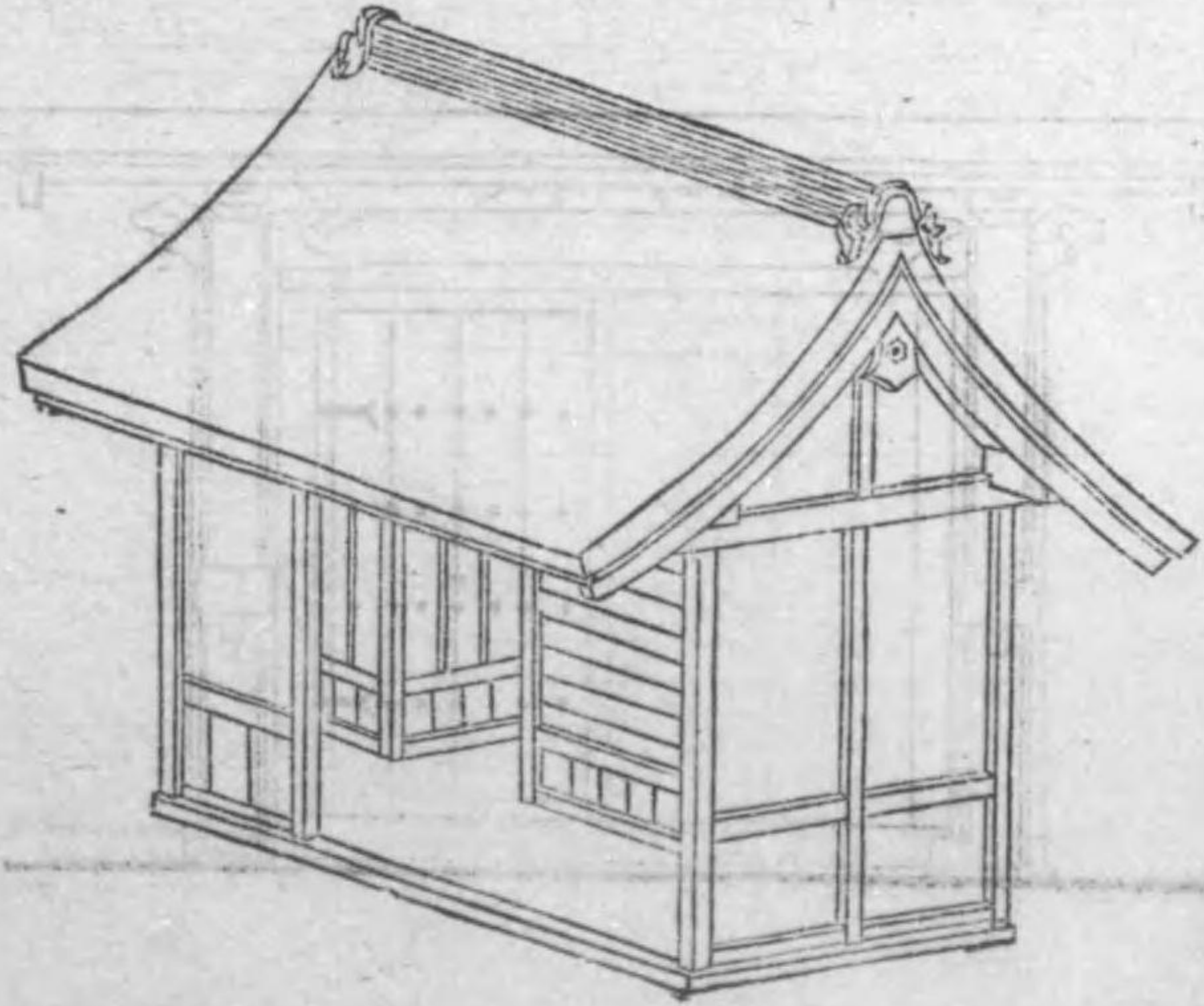
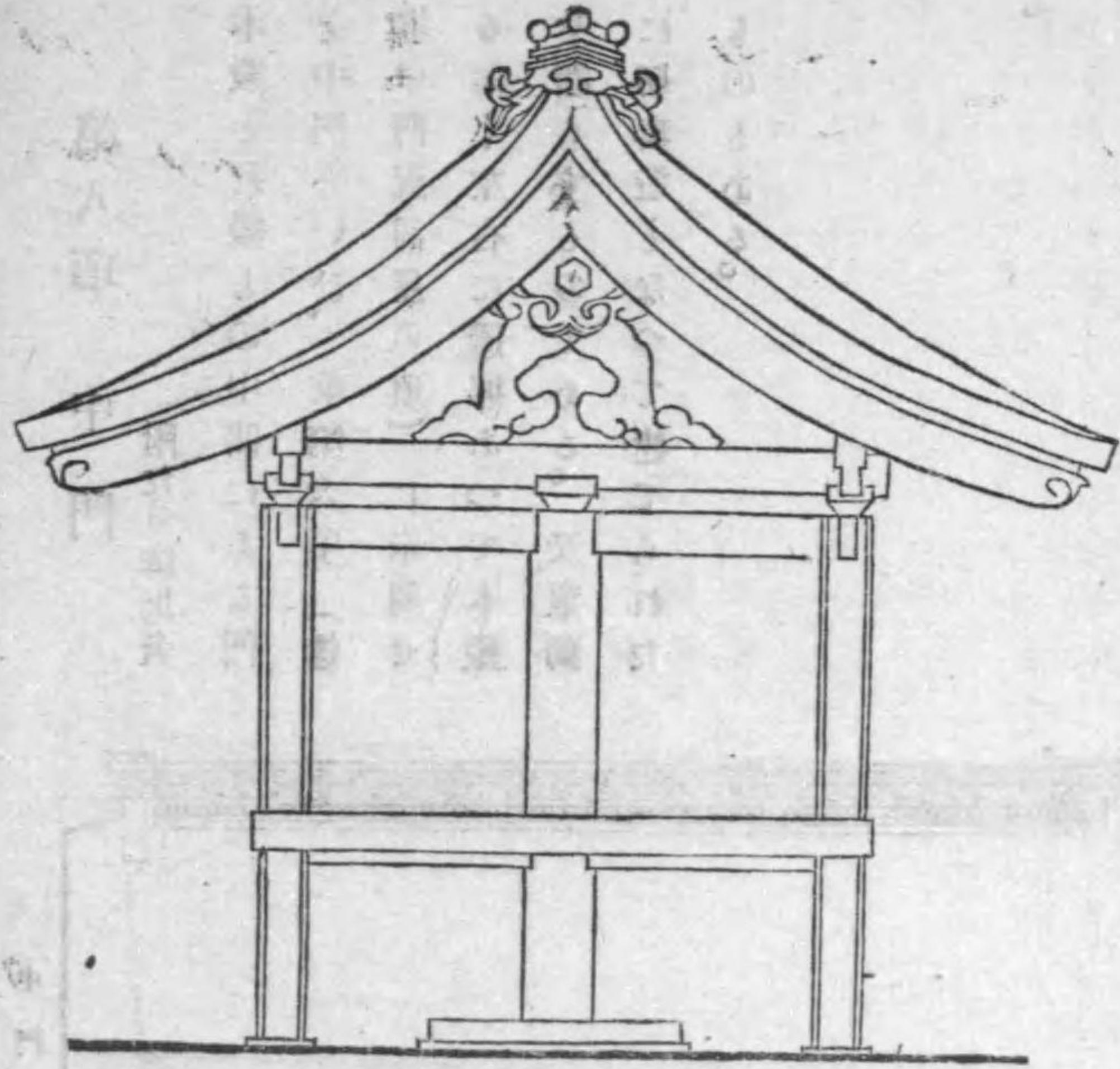
附たり神馬舎



中門正面圖

圖面例上同

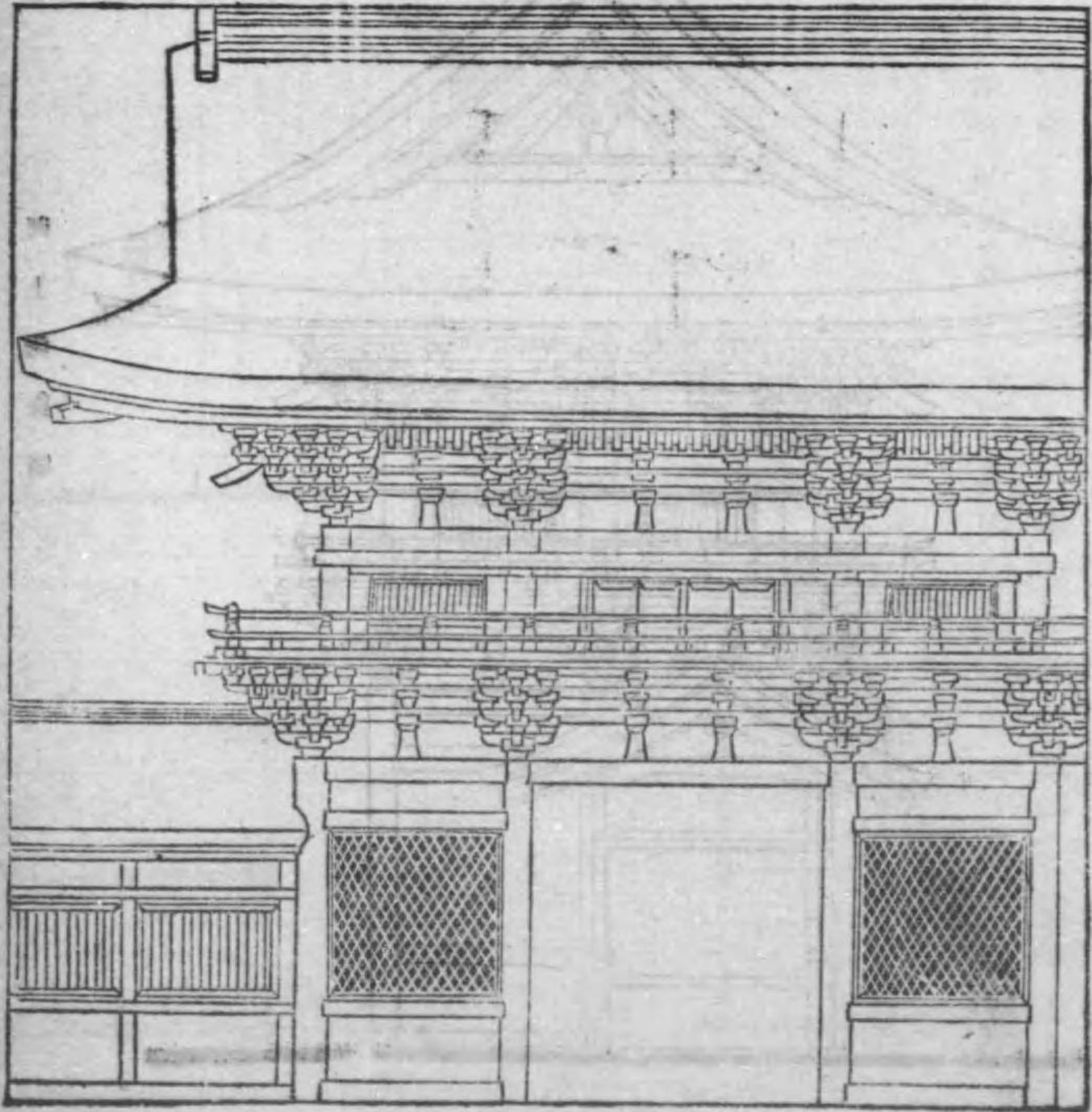




第九項 樓門

樓門は多く二層である。則ち二階造となつてをる。屋根は切妻造で兩翼があり、高欄を綾らし、全體から觀察すると單層入母屋造の様式である。
此の樓門は多く升形造で伽藍的な形狀を持つてゐるが中には彩色といひ彫刻といひ何れも目を驚すばかりのものがあり、美術上から云つても頗る尊重すべき建築である。

樓門正面圖



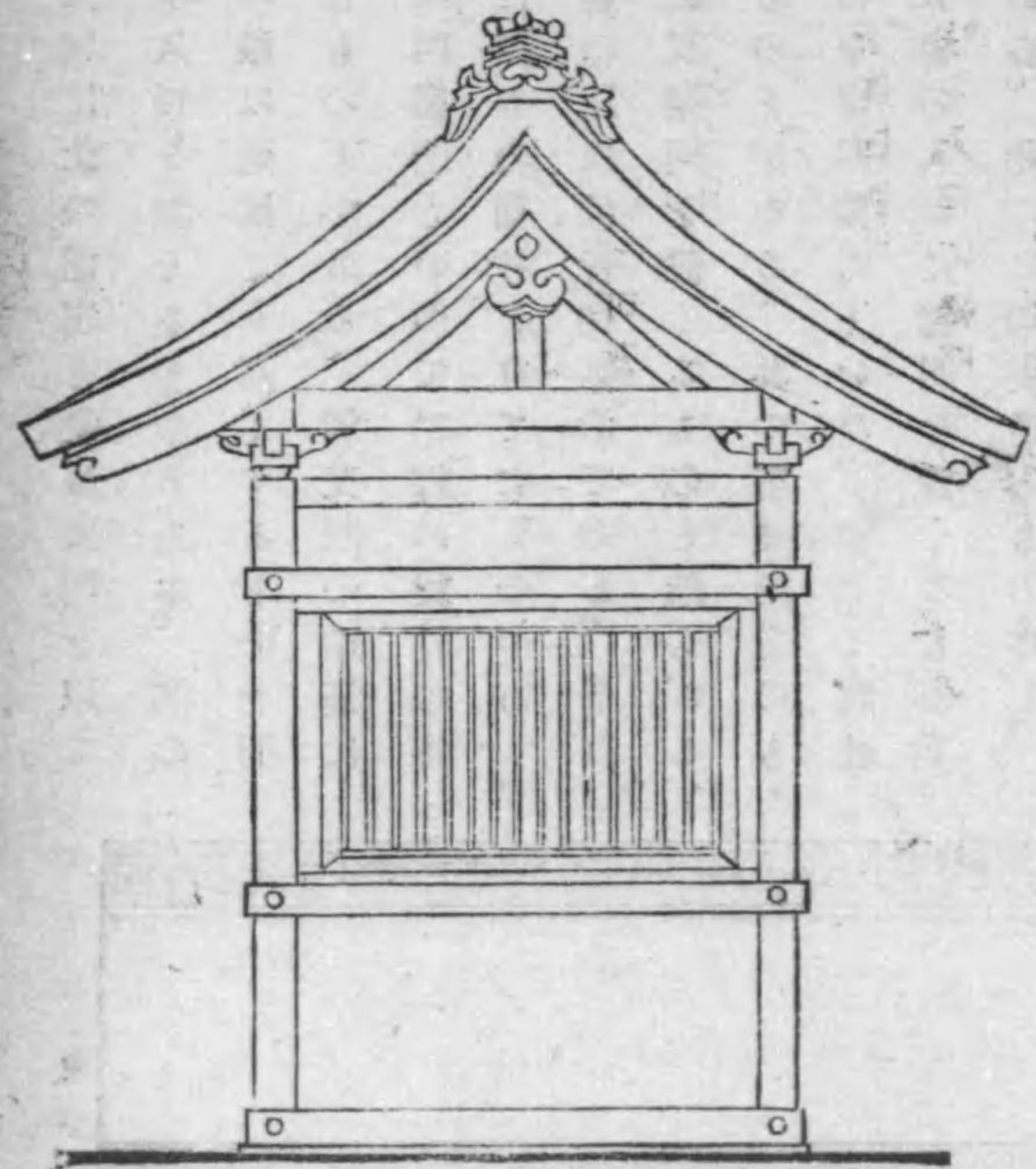


圖 廊 廻

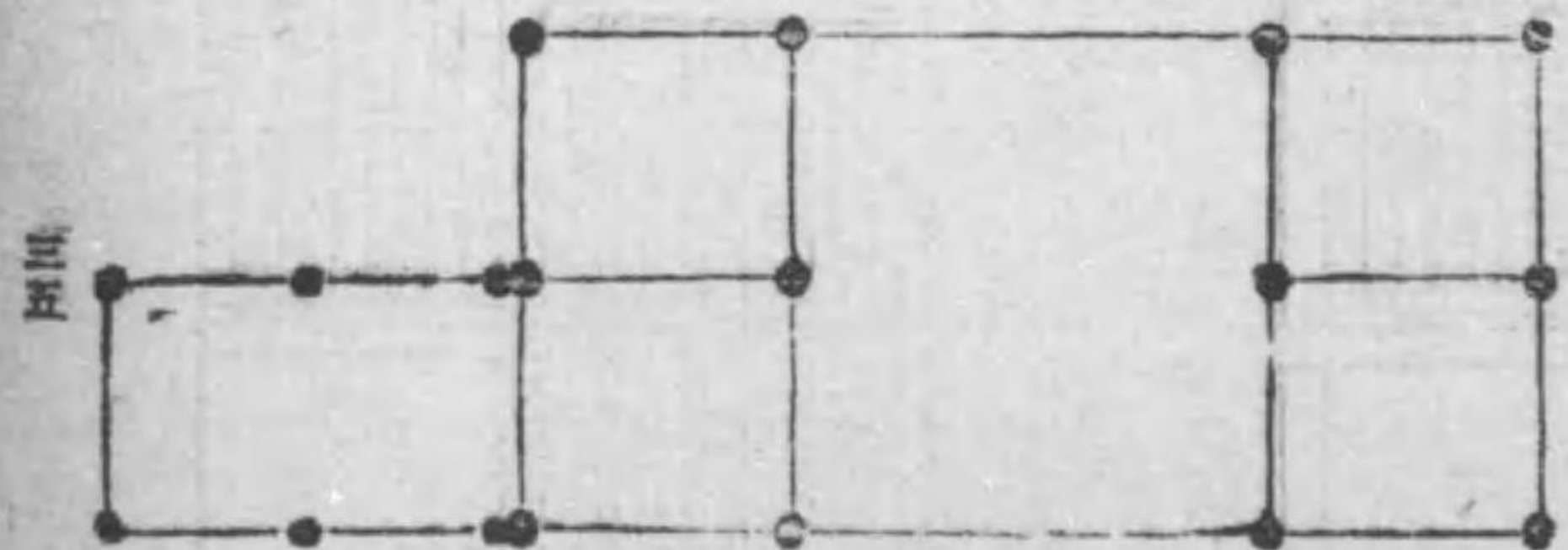


圖 敷 上 内

第一〇項 廻廊
各殿宇に通ずる廊屋に廻廊と稱するものがある。本編示圖の第一に掲ぐる神社建築の一形式として（其の全景各殿宇中にも）此の廻廊がある、所謂切妻造り檜葺の細長い建物である。

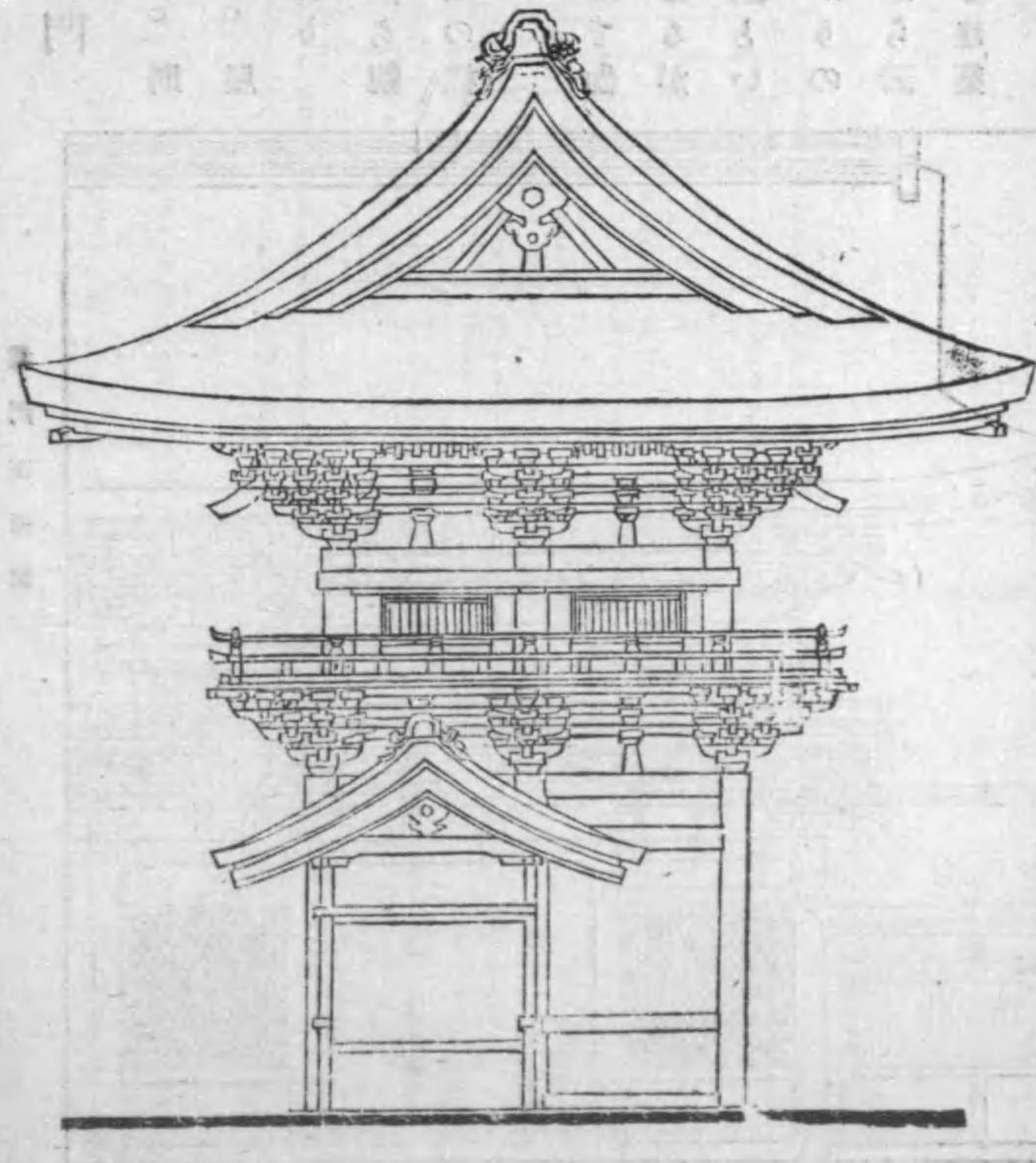
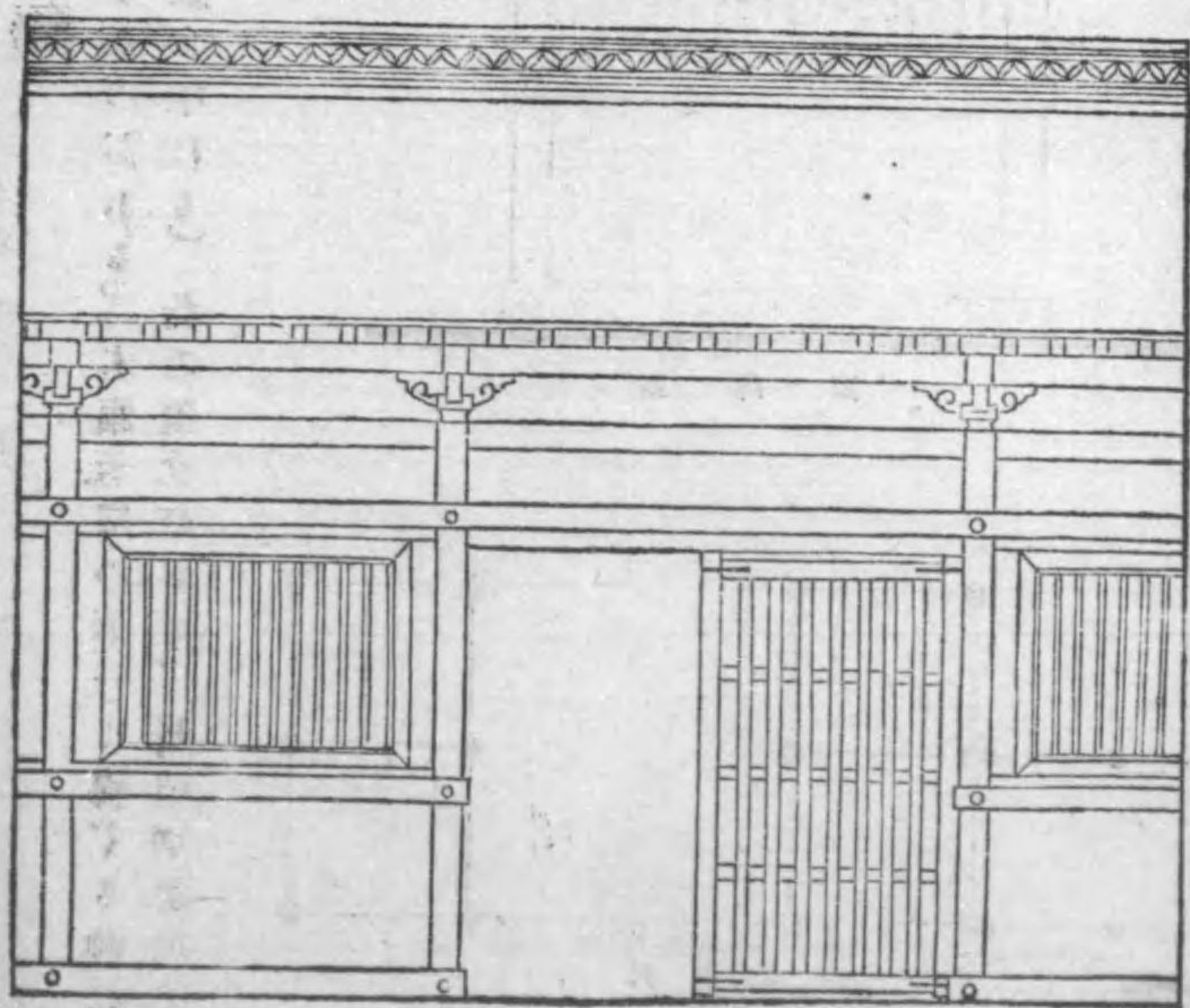


圖 上 側 面 圖

又別に此の廻廊を兼ね腋門を以て出入口を設くるものもある。其の屋根は廻廊より高くするものと同じものがある。猶又門の建築には四脚門といつて二柱の親柱の外に四本の袖柱を立てたものがある、其の屋根は皆切妻造である。是れに又袖門を設くるものと然らざるものがある。其の唐破風造のものも唐四脚門といひ、總じて神社大構の入口に總門を設くるものである。此には切妻造のもの多し、此の總門を入ると所謂隨身門を設くるものがある。左右切妻造にして俗稱矢大臣門ともいふ。

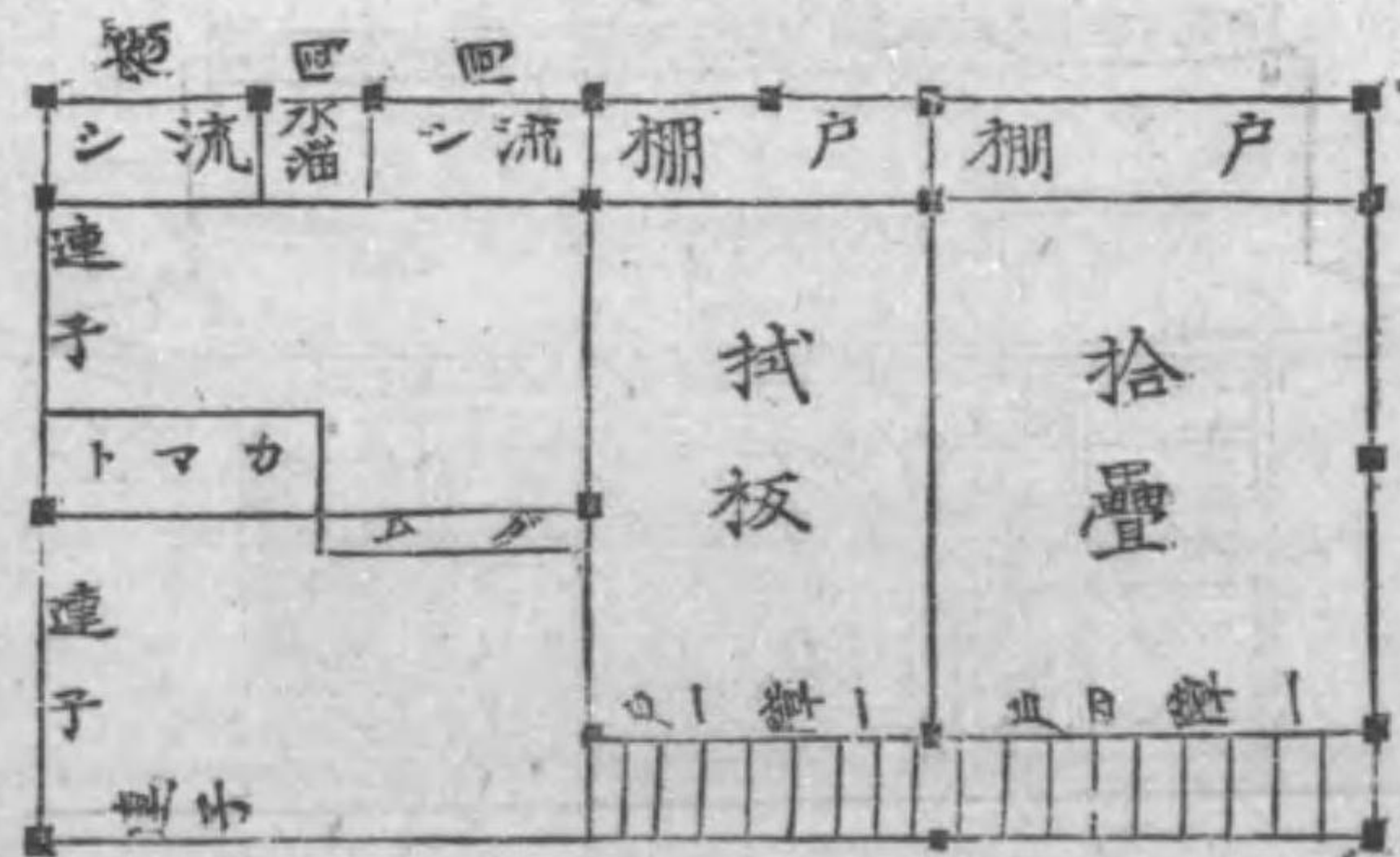


腋門圖

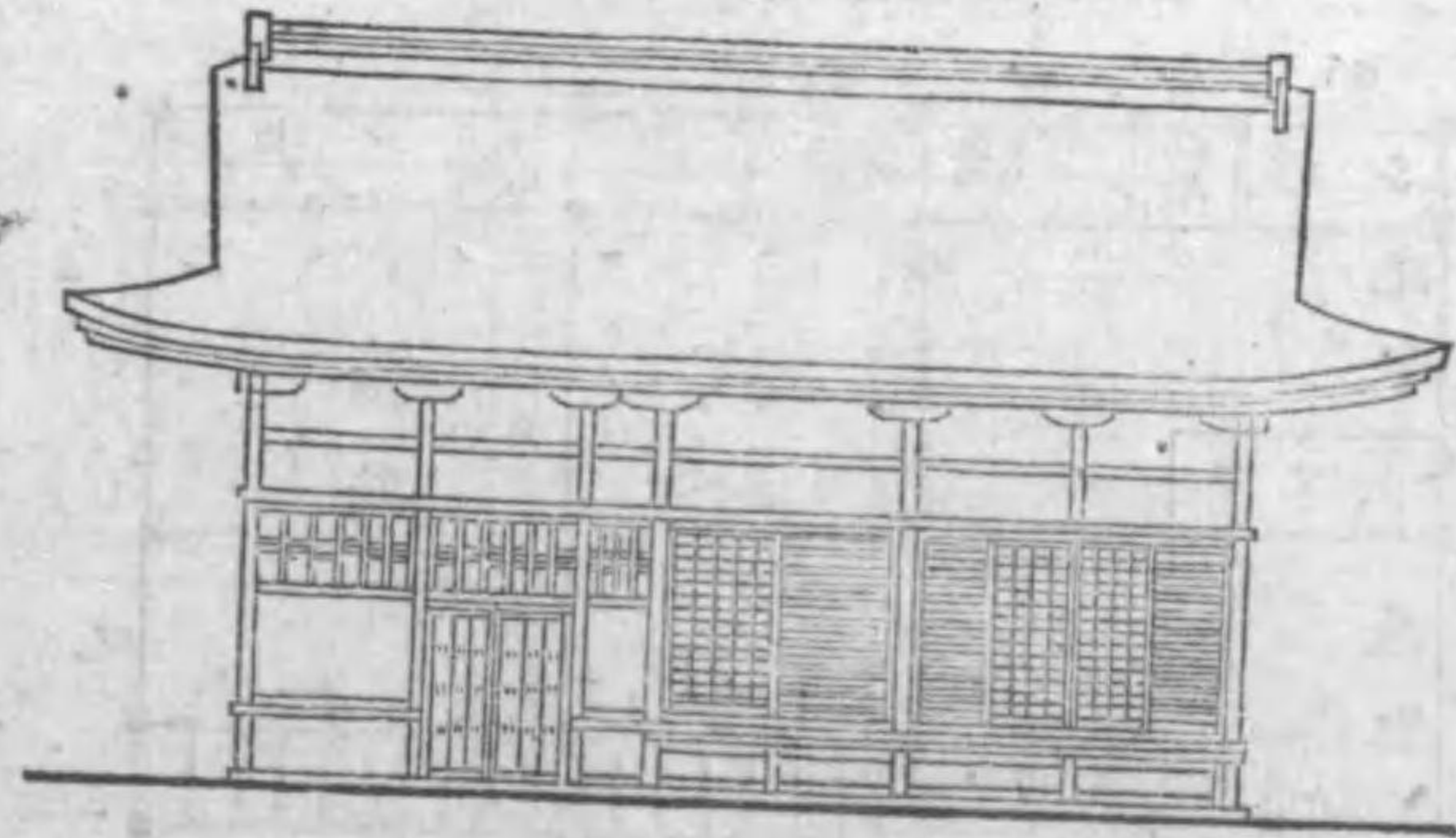
第一一項 神饌所

神饌所は大中小社共に制限圖あり、大社神饌所は六間に三間半、中社は五間半に三間、小社は五間に三間で入母屋造である。

神饌所平面圖



神饌所正面圖



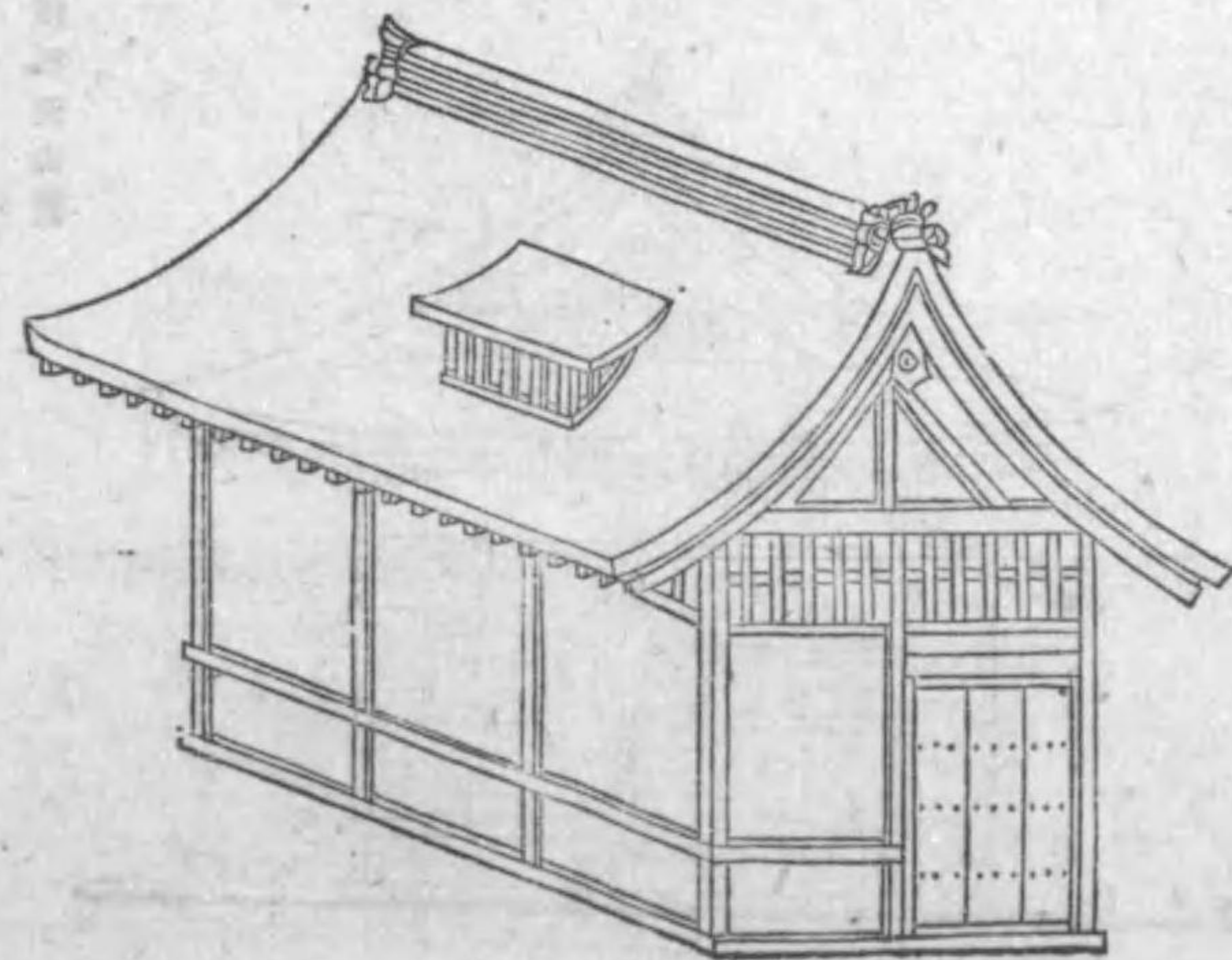
是等の建築は便利よく且つ手廣く、清水を設け諸具を完全にし、戸棚を清潔に都合よく造り、採光通風等に注意を拂ひ、出來得る限り、神饌所らしく造らねばならぬ。

神饌所側面圖



第一二項 御炊殿

御炊殿は御神饌を炊く所をいふ、其の建築は左右切妻造平屋檜葺である。



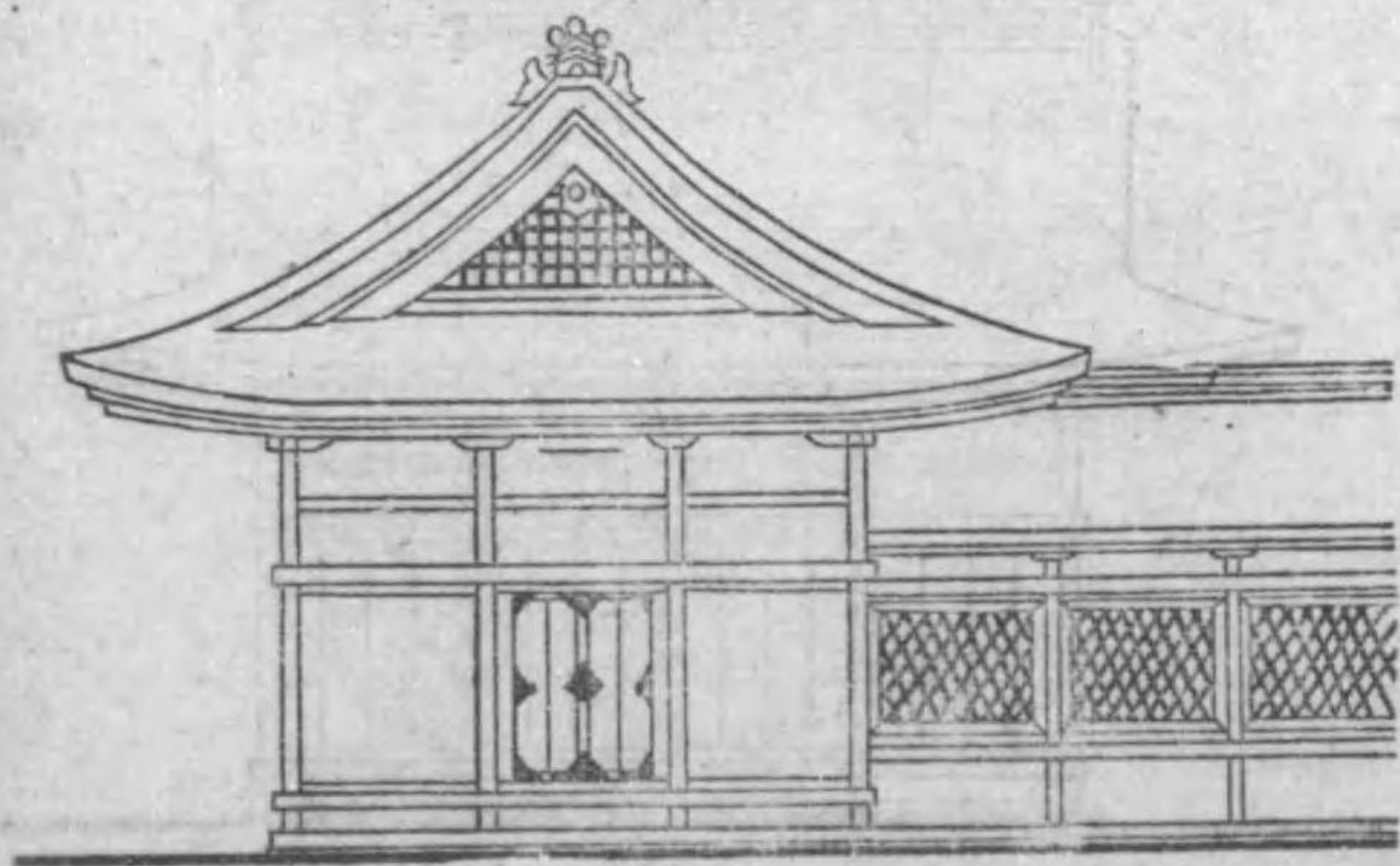
御炊殿圖

四〇

第一三項 御料屋 (神饌調理舎)

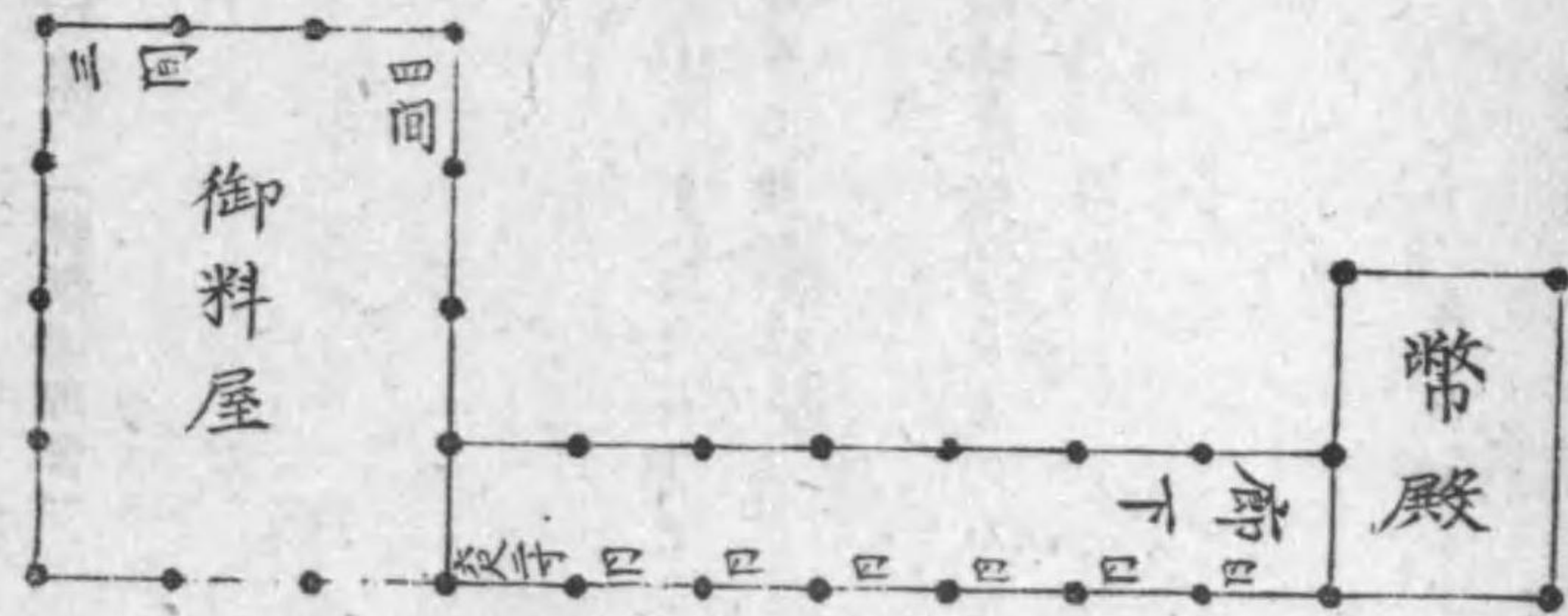
御料屋は神饌所の一舎であるがこゝは主として御神饌の調度を奉事する建物をいふ。多くは入母屋造である。
備考 本圖は廻廊に連結建築せるものを示す。

御料屋圖

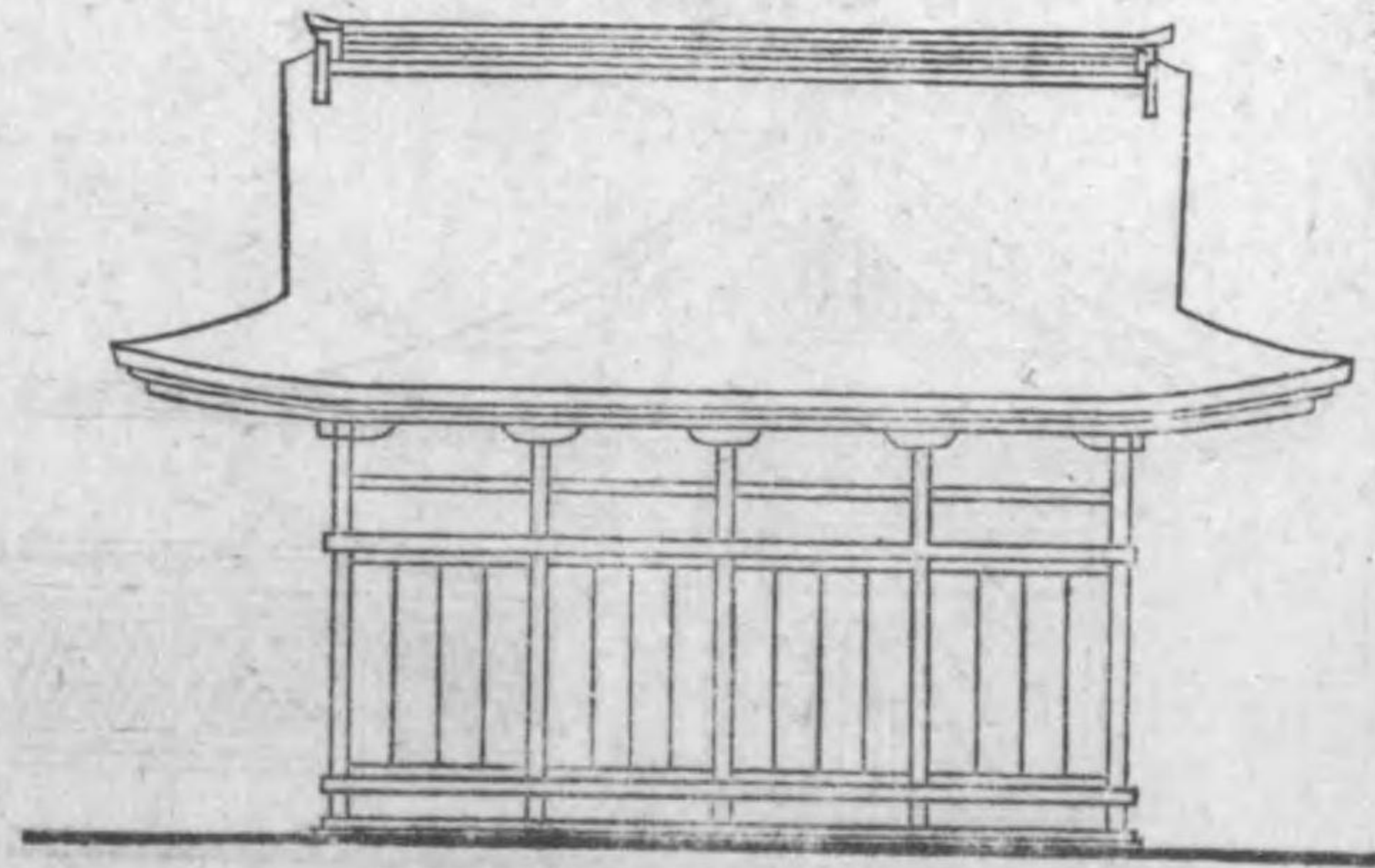


此の御料屋は幣殿に廊下相接しそれに又御料屋を連ねて御料屋より廊下を傳ひ幣殿に至る建築の仕方である、其の間数は三間に四間入母屋造を普通とし下に示すものは御料屋の側面圖と平面圖とである。

御料屋平面圖



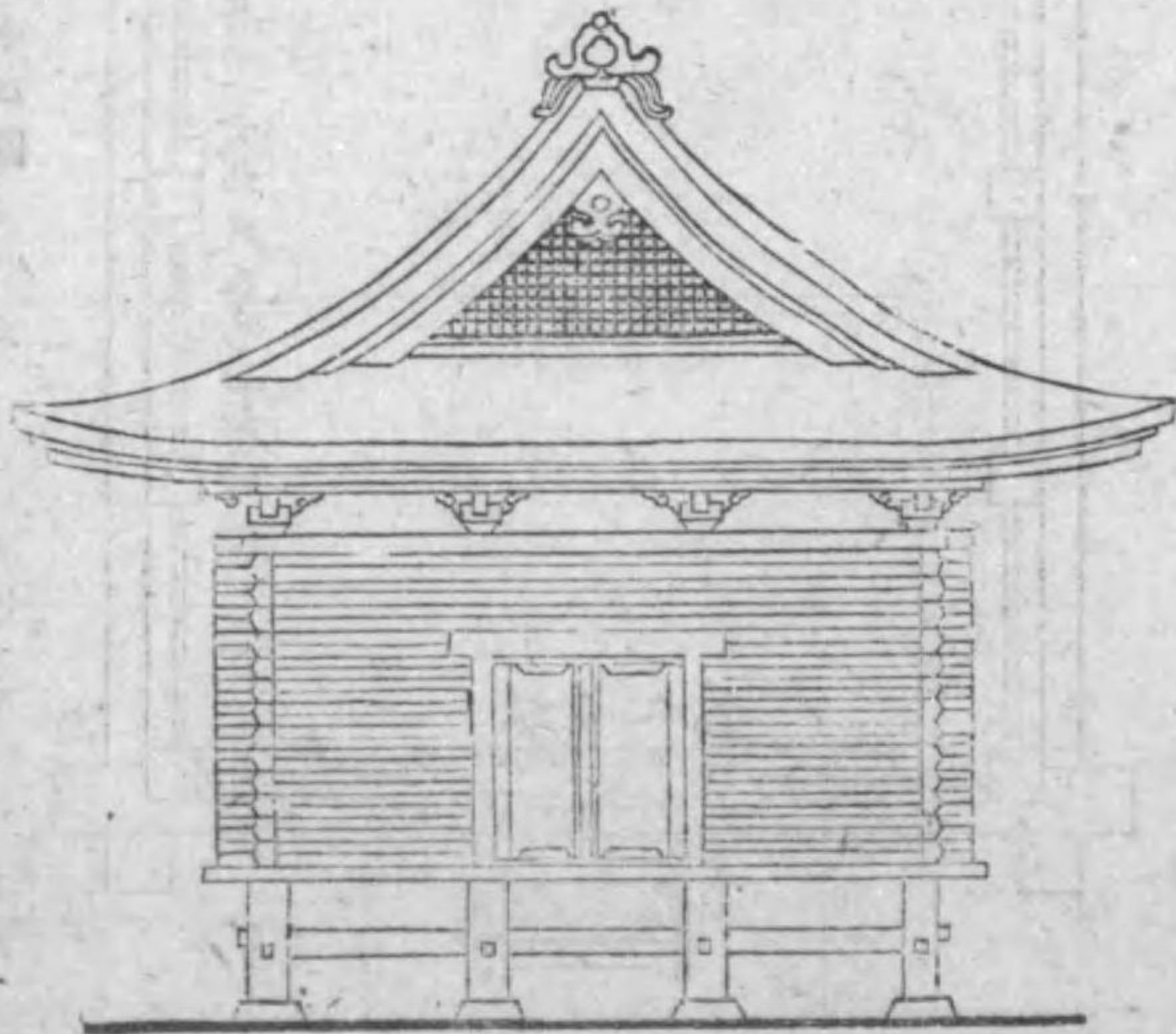
全上側面圖



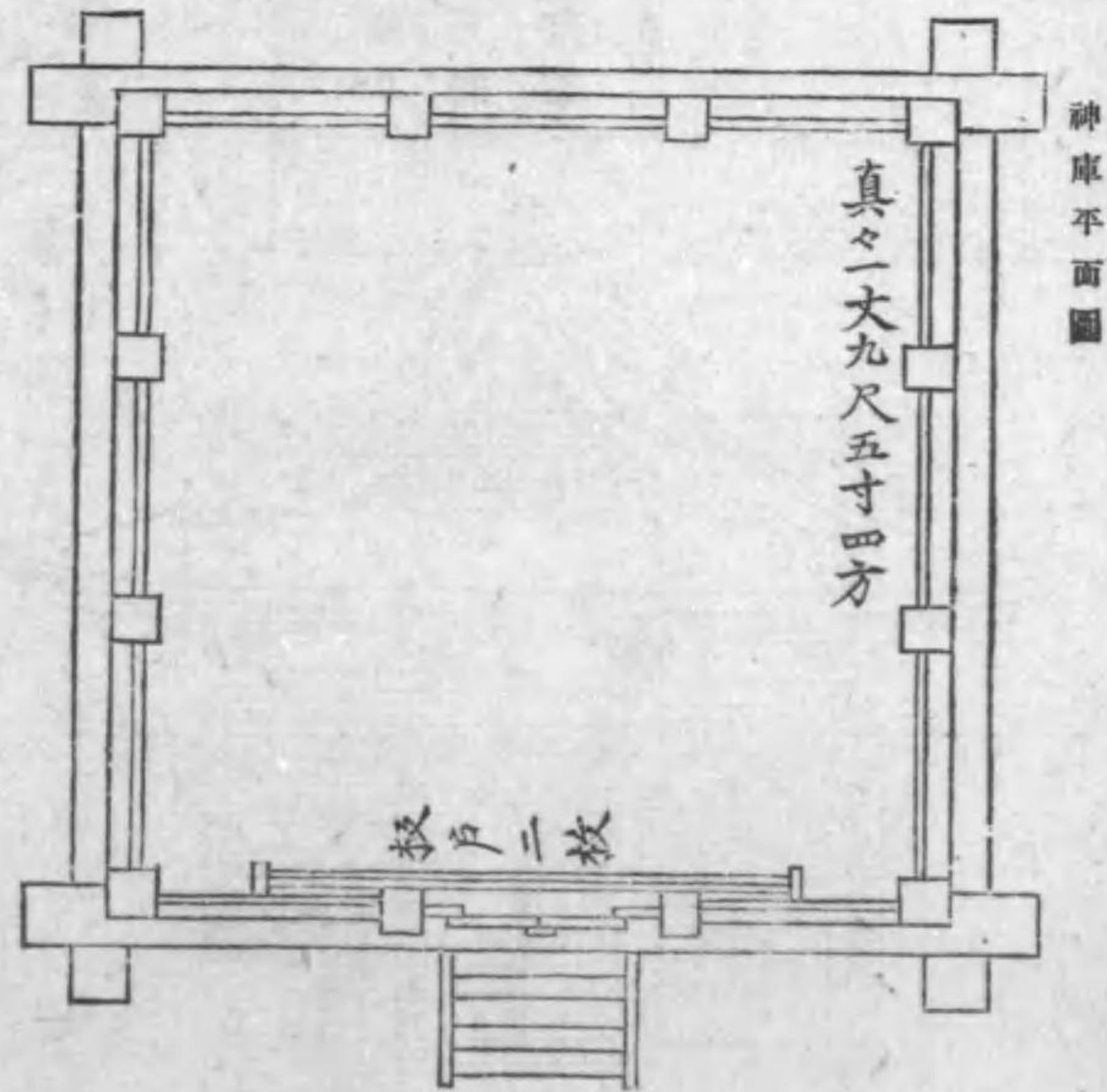
第一四項 神庫

神庫は多く入母屋造である、制限圖からいふと大社は三間四方、中社は三間半、小社は二間半に二間で次ぎの祭器庫とは稍や其の構造を異にして居る。

神庫圖



神庫の建築は極めて堅牢に然も古雅に造らるゝを普通とする、
そうして是等神庫は入母屋造柿
萱高燥の地に設けねばならぬ。
真から真までの寸法一丈九尺五
寸四方、板戸二枚前面に階段を
設けおく。

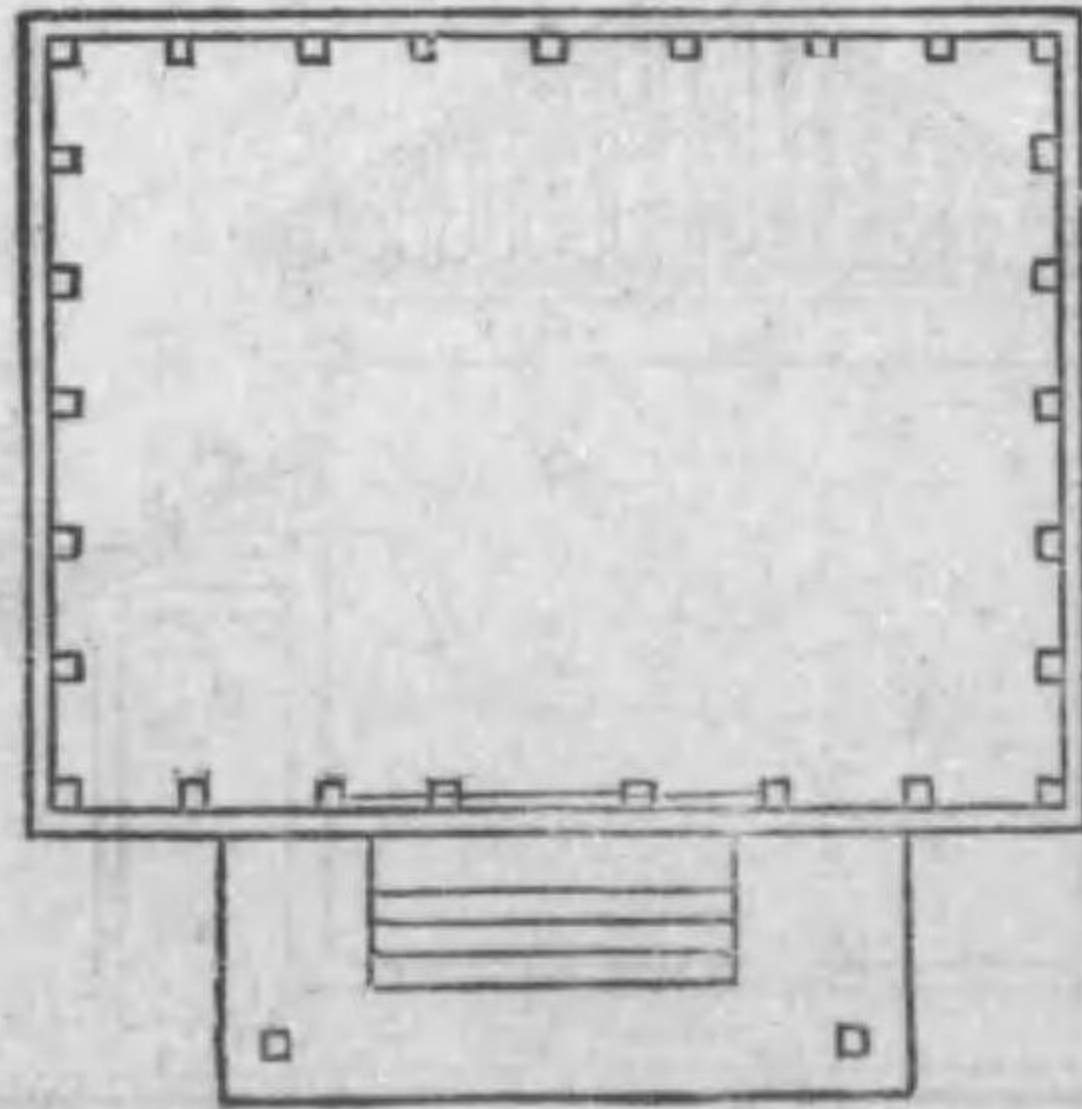


神庫平面圖

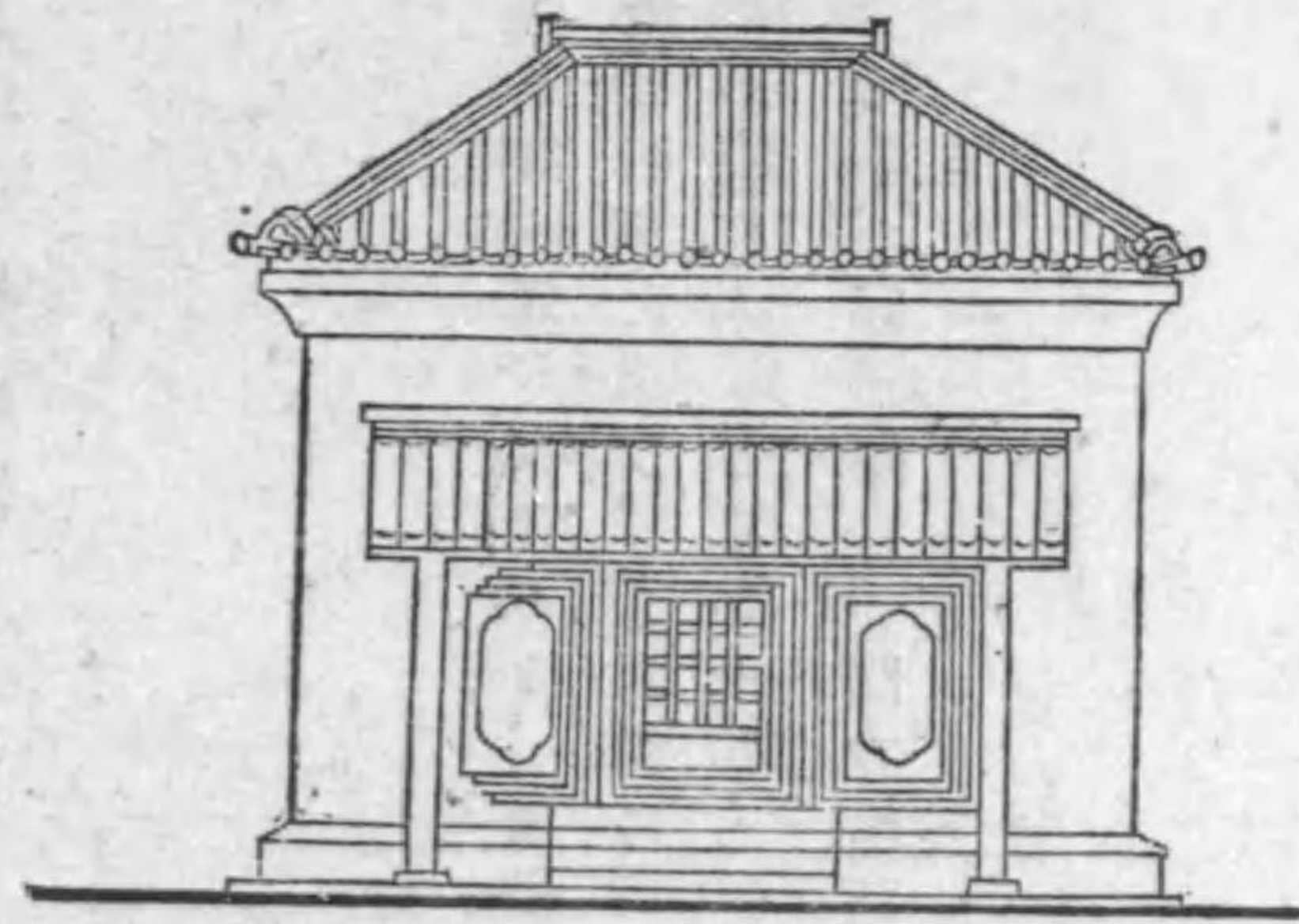
第一五項 祭庫器

祭器庫は祭器を納め置く庫である、制限圖
によると大社は四間に三間、庇三間に一間、
中社は四間に三間半、庇三間に一間、小社
は三間半に二間半、庇三間に一間方形造で
ある。

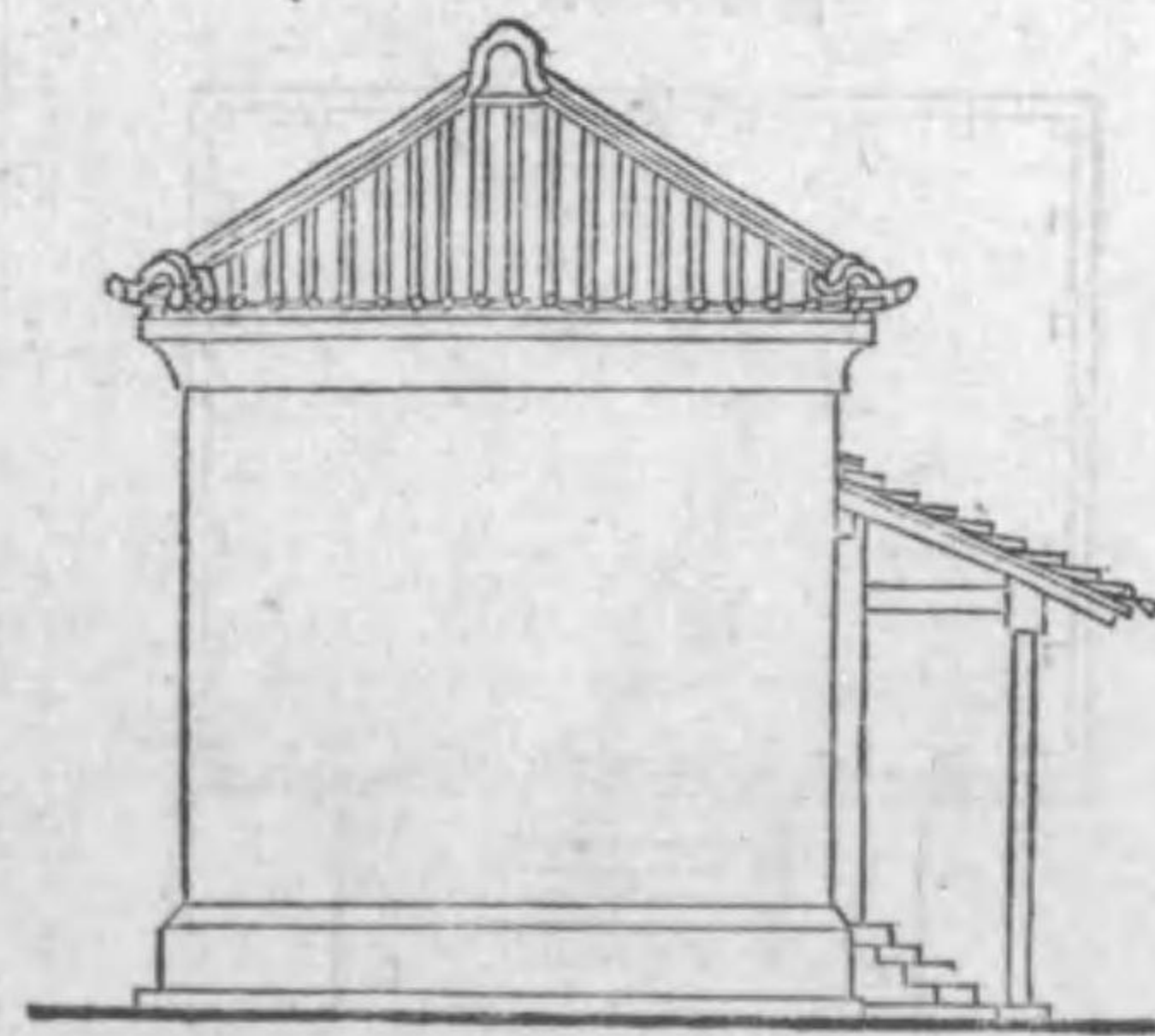
祭庫器平面圖



祭器庫圖



全上側面圖



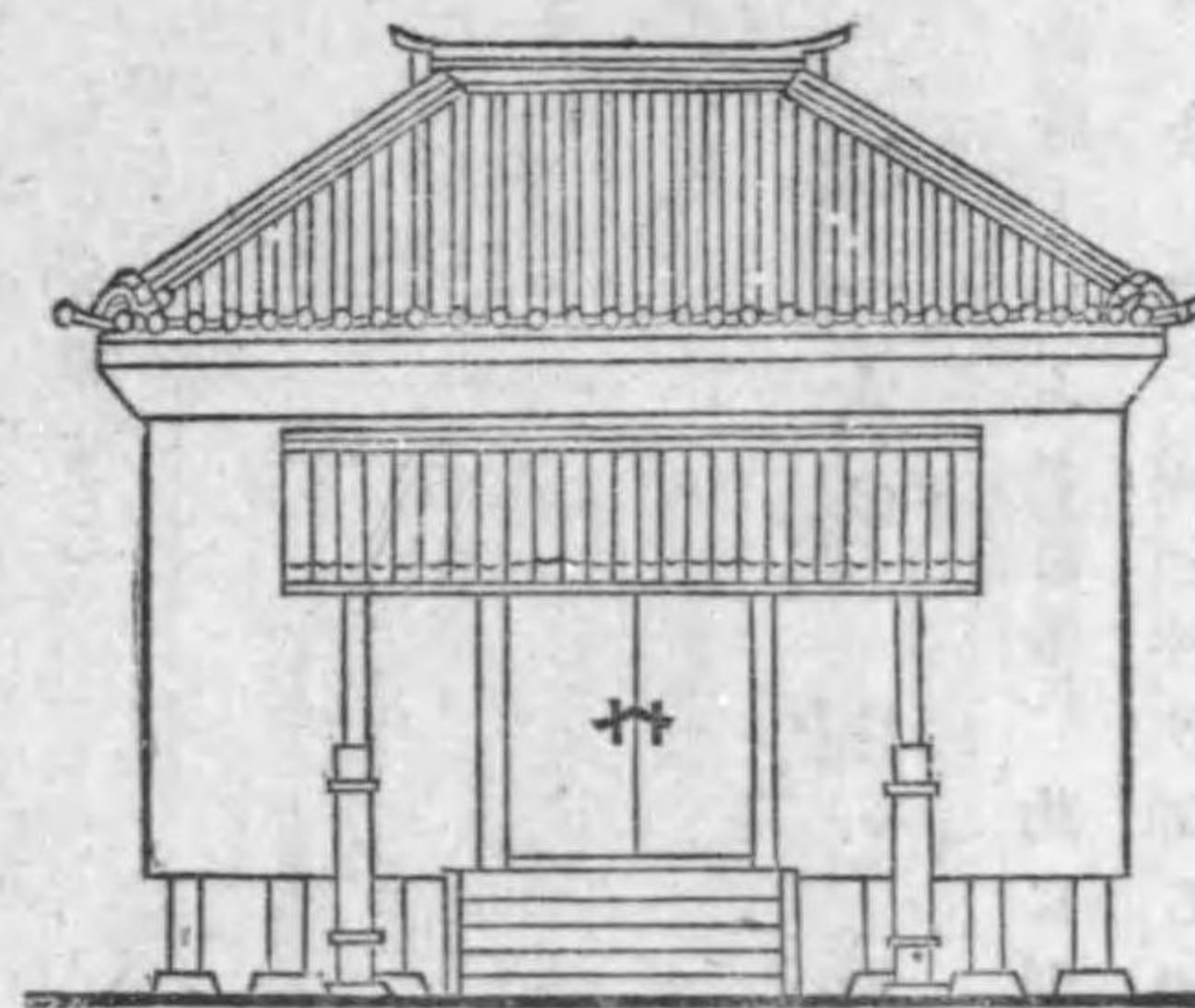
備考

祭器庫は外部土藏造り、内部は四圍に祭器を置く、棚及び押入れを設け、採光を能くし高燥の地に設くるを要する。

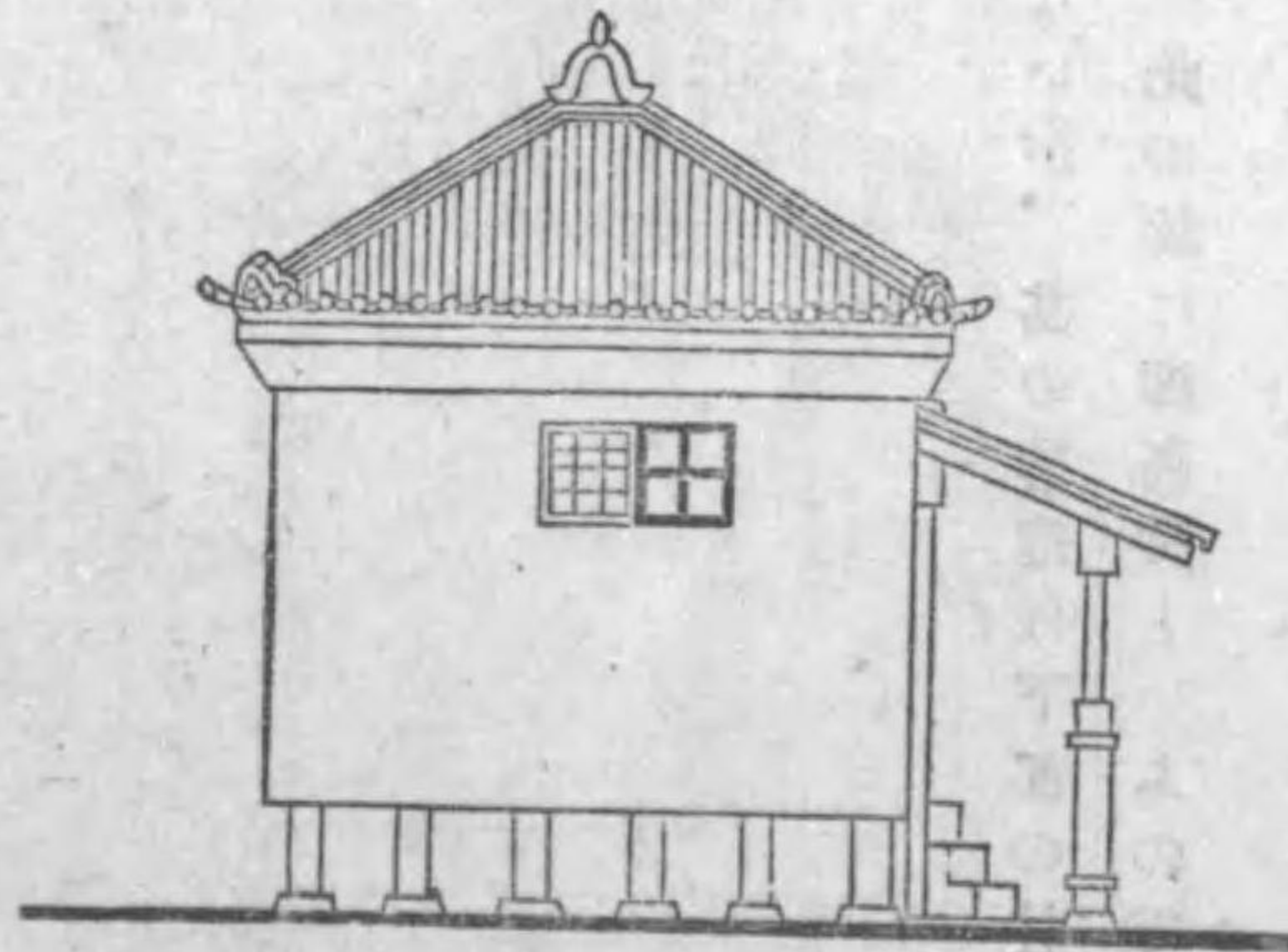
第一六項 脚高藏あしだかく

こゝに又脚高藏といふがある。此は別に制限圖はないが、其の構造は下部の柱を皆現はし、恰も藏に脚を付けたる如く建築する、此の故に脚高藏といふのである。

圖前藏高脚



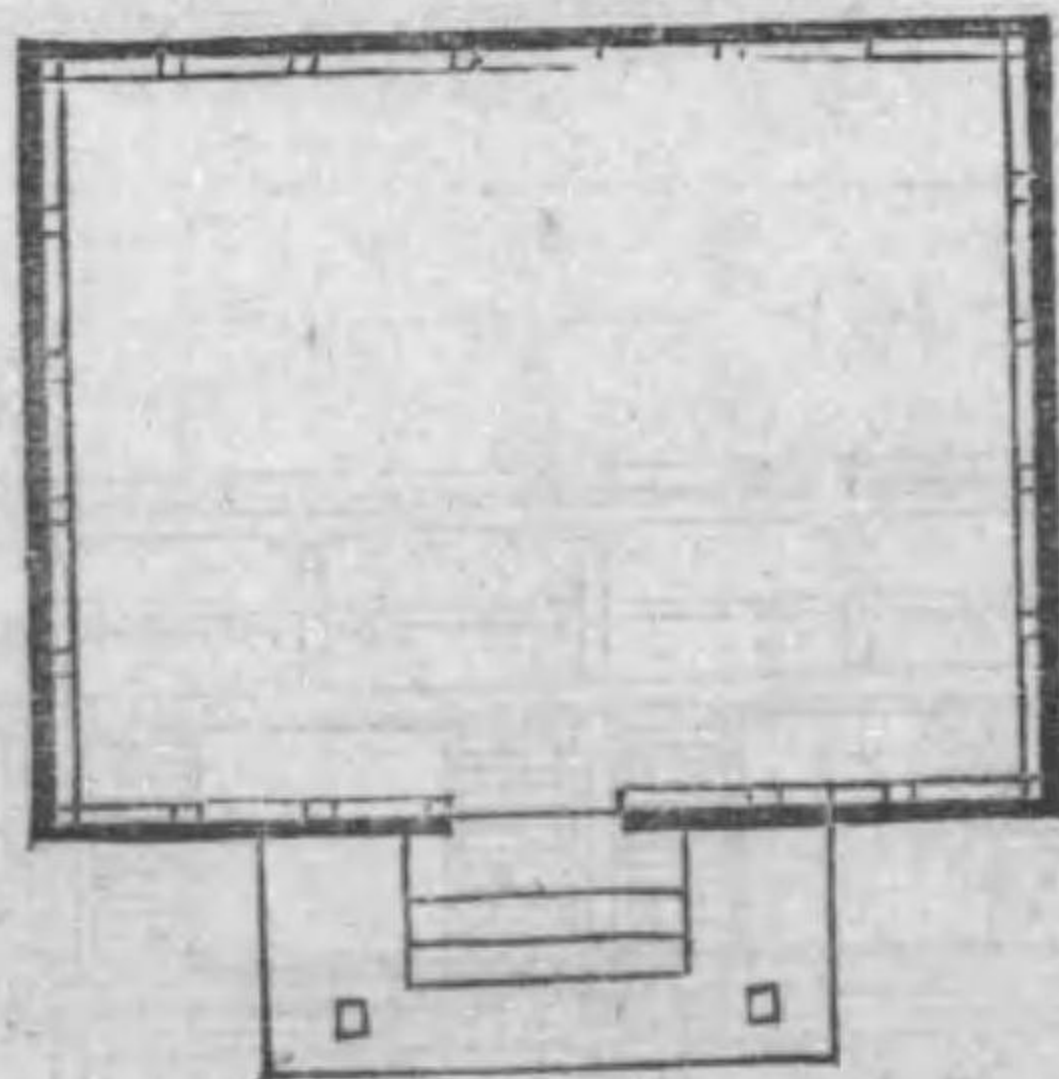
圖面側上全



脚高藏は藏の下部に風を通はし、以て濕氣を除き、虫害を防ぐ用意で、左に示すものは其の平面圖の一例である。
備考 以前祭器庫の制限間數左に。

大社	三四間に 底一三間に
中社	二四間に 底一三間に
小社	三間半に 二間半に 底一三間に

圖面前高脚

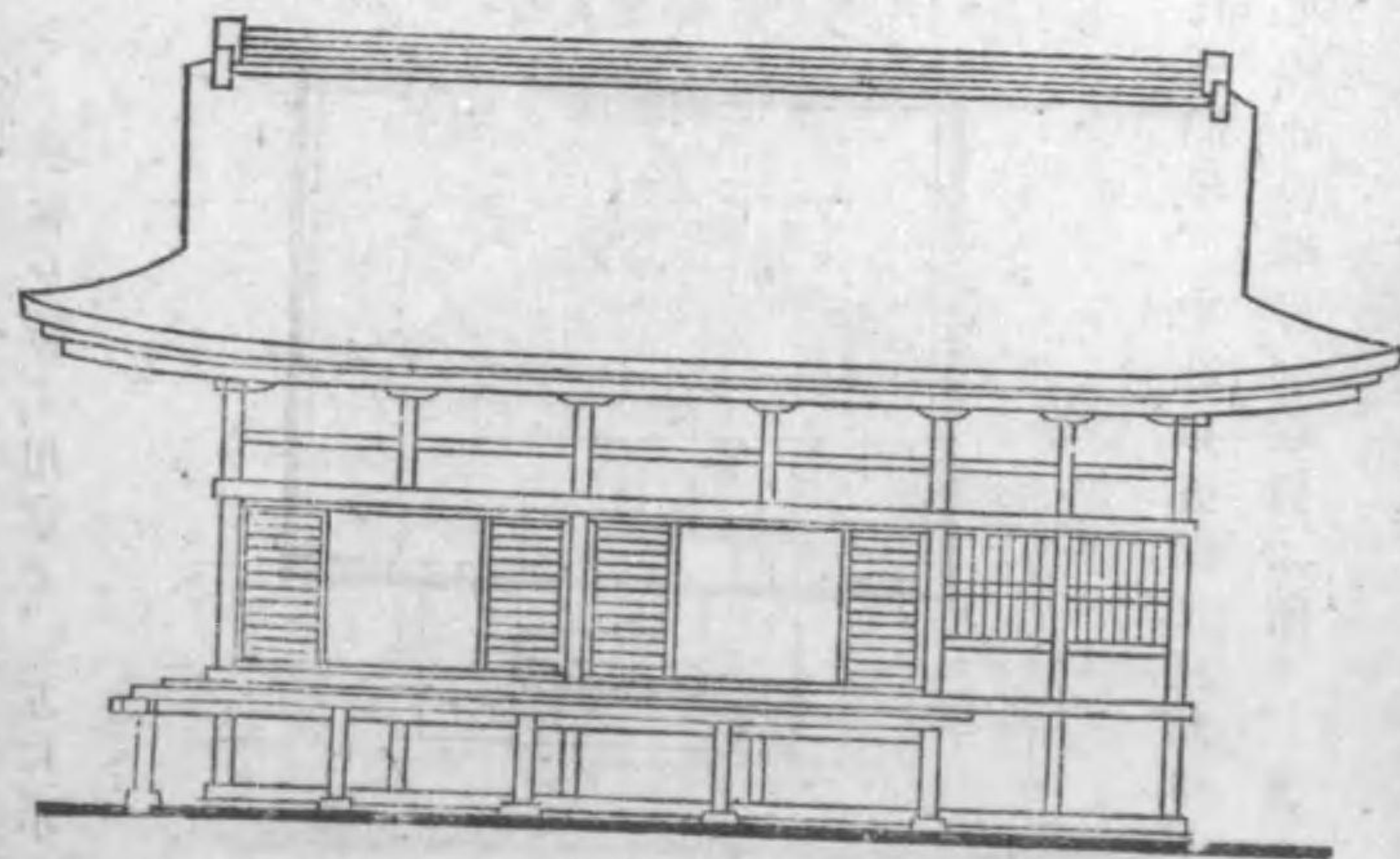


第一七項 社務所

社務所の建築は制限圖に據ると、大社は六間に三間半、中社は五間に三間半、小社は五間に三間である。神官神職の出仕して神社の事務を取扱ふ所で、其の構造は入母屋造で。

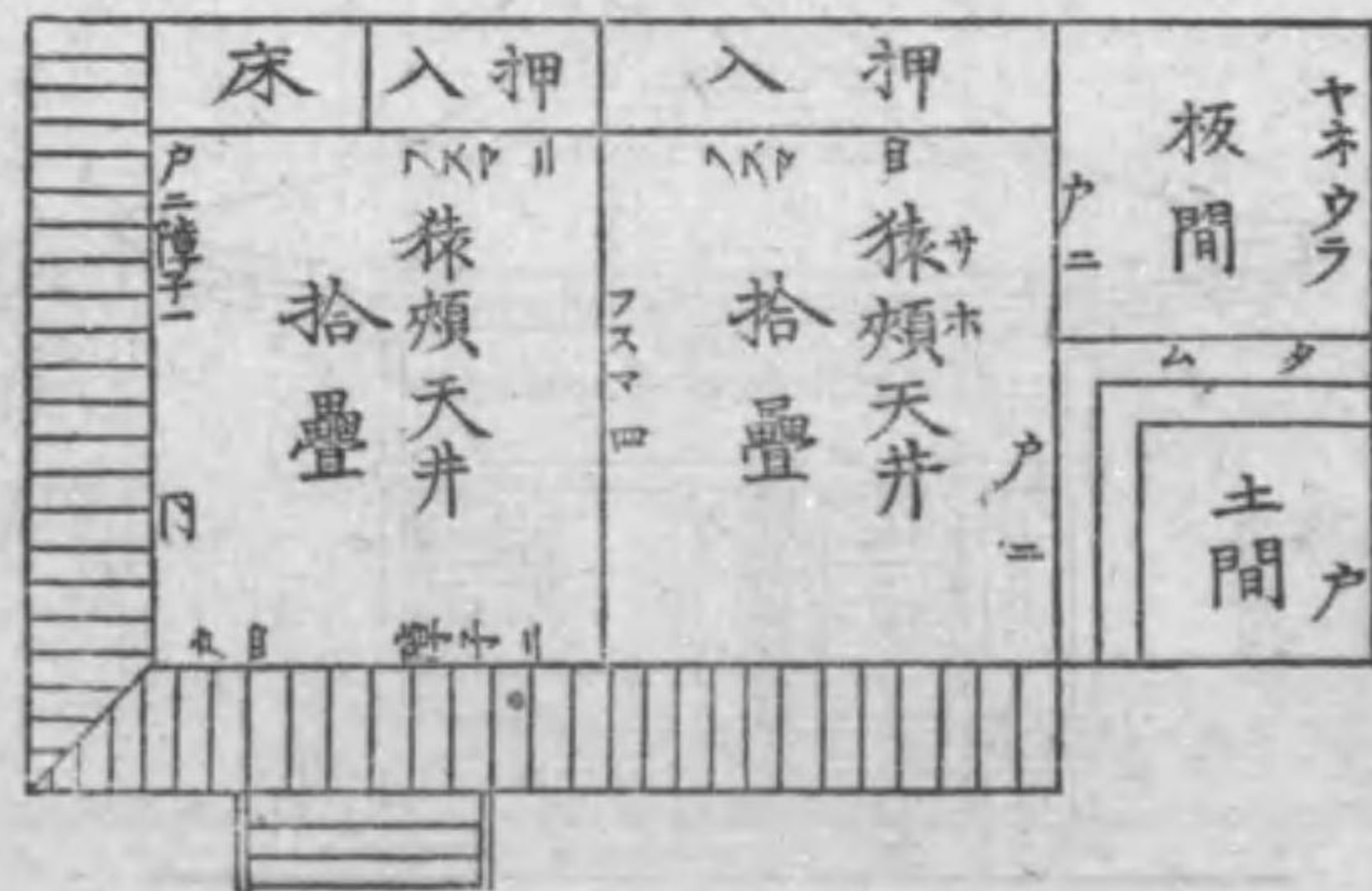
是等の社務所には表門を構へ式臺を設け、
玄關あり、應接所及各社務の分掌事務室
を設け、周圍に塀を構へ、庭園などを備
へしものもあつて、其建築は凡て入母屋
造檜葺である。

圖 所 務 社



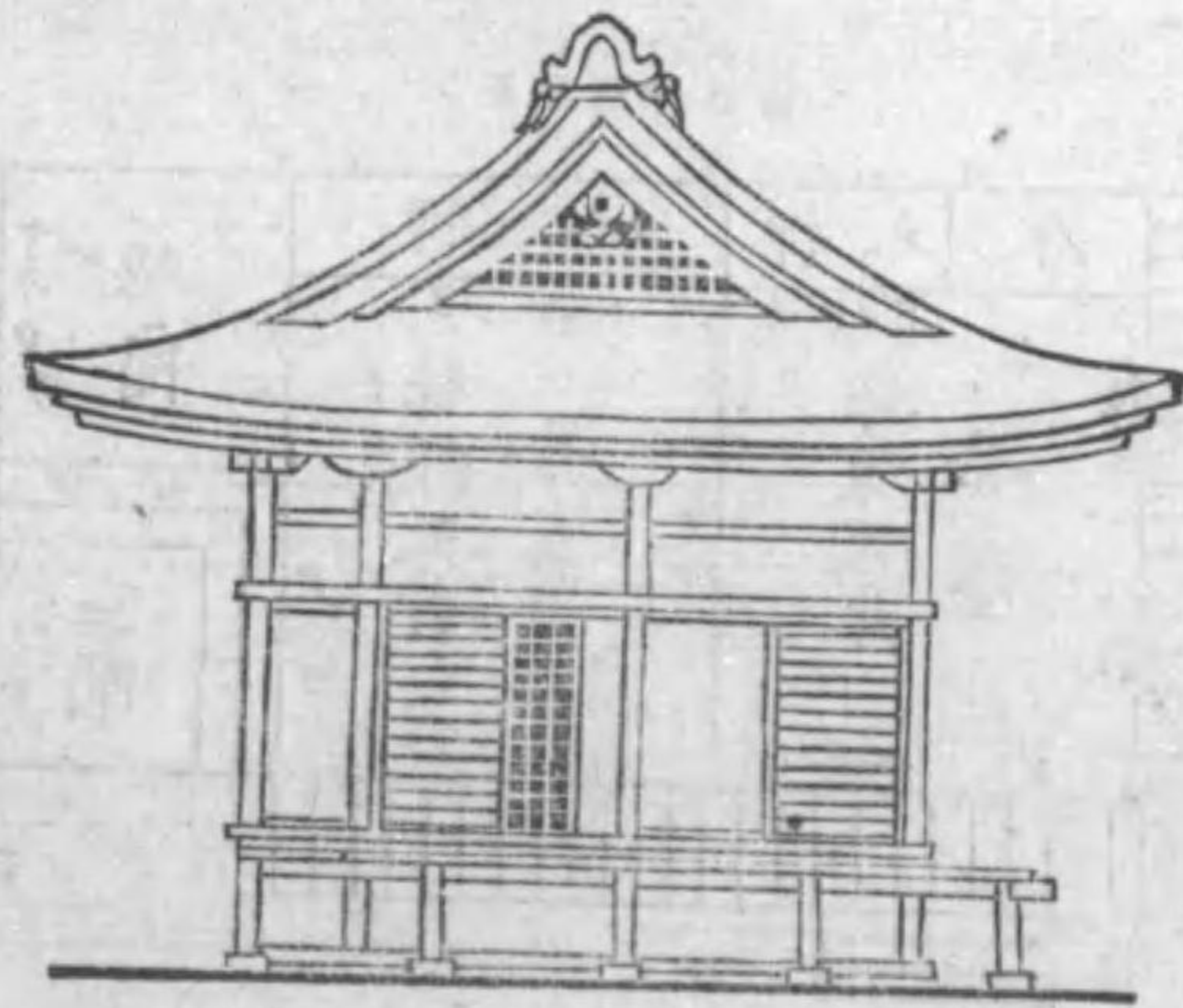
是等社務所は神社事務の一切を執り行ふ所な
れば、其の建築上採光通風便利とを具備する
ことを必要條件とするのである。

圖 面 平 所 務 社



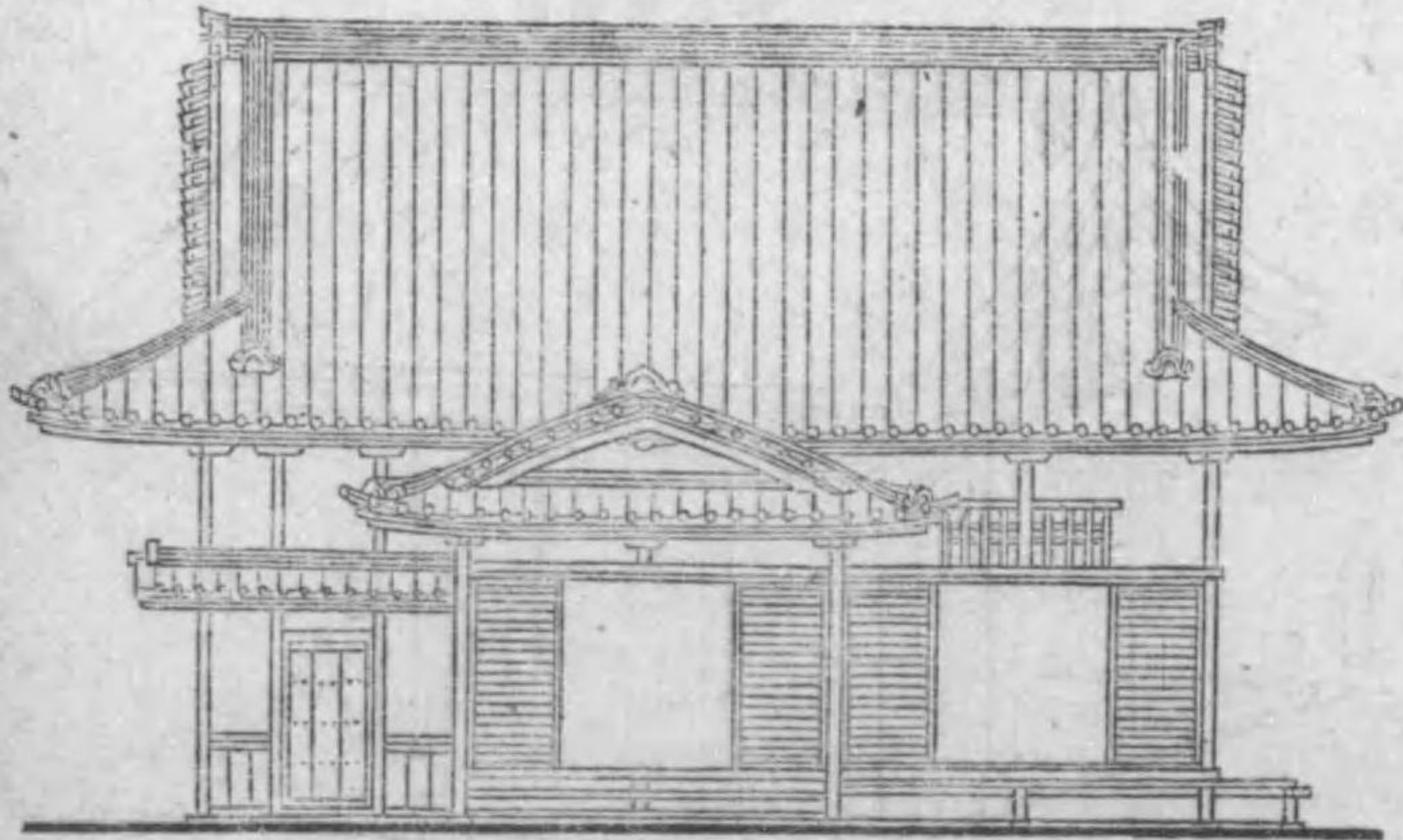
社務所建築は、所謂祭典事務室、會計事務室、庶事務所、應接室、詰所、小使室、宿直室、其の他を要するものなれば、それそれ都合よく、庭園便所等を漏れなく設くる必要あり、能く注意して建築せねばならぬ。

社務所側面圖



猶社務所の一種として本圖の如き建築も或る神社において見る所にしてこれは稍前圖より省畧されて建てられたるものである。

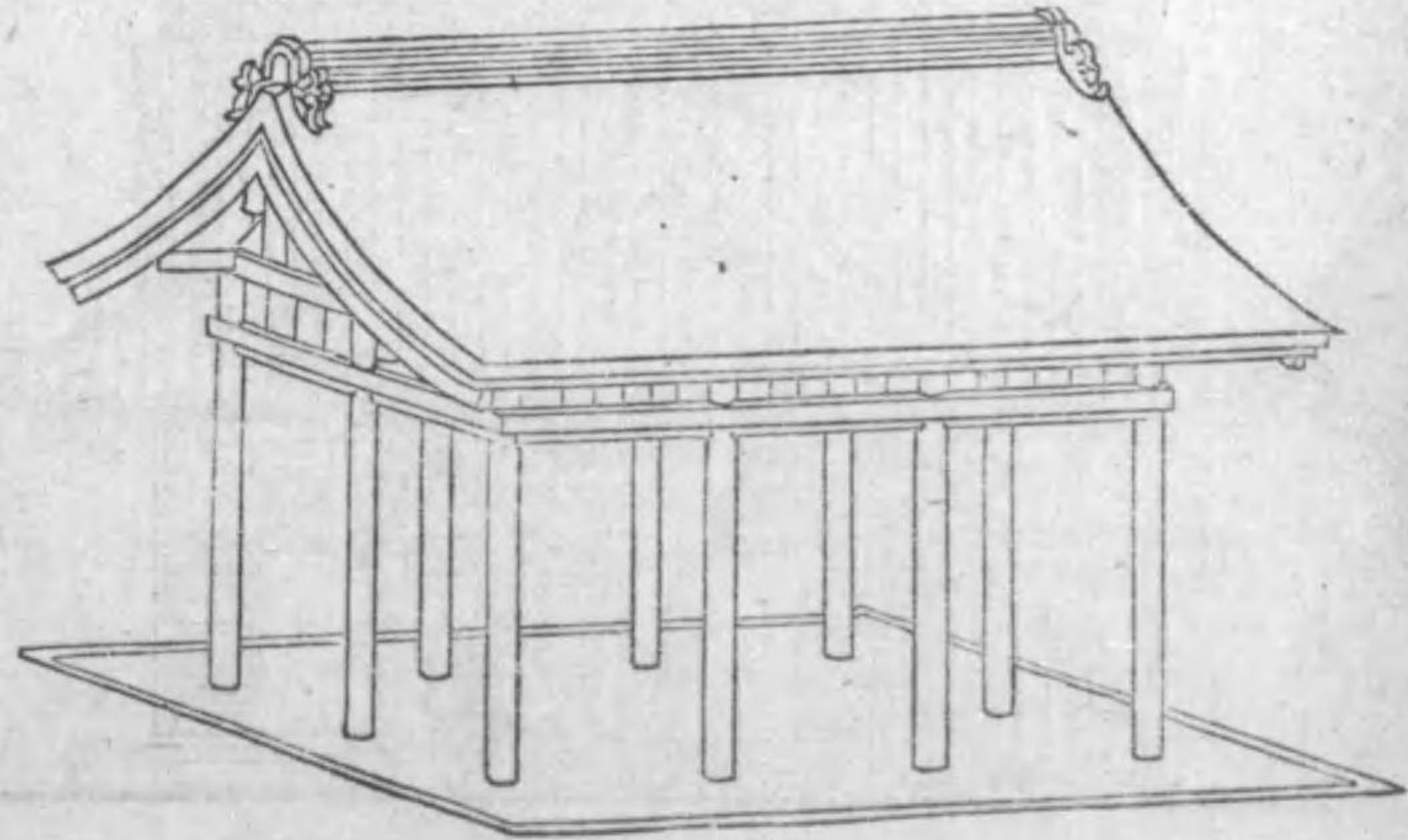
社務所一種の建築圖



第一八項 祓殿

神官神職の祭儀を行以前に祓行事を爲す所である。其の建築は左を切妻造石の間である。是れが修祓を行ふ爲めに設備せられた殿舎である。

圖 舍 祓



第一九項 繪馬額殿

繪馬殿と額殿とは大体相兼ねて建築せらるゝ例で、其の構造は石の間左右入母屋造りである、上額間内外に額をかゝげ、其の石の間毎に繪書を掲げ其の石の間には時として神幸時に馬を繫ぐこともある。此の故に柱に銀を打ちたるものが多い。

圖 殿 額 馬 繪

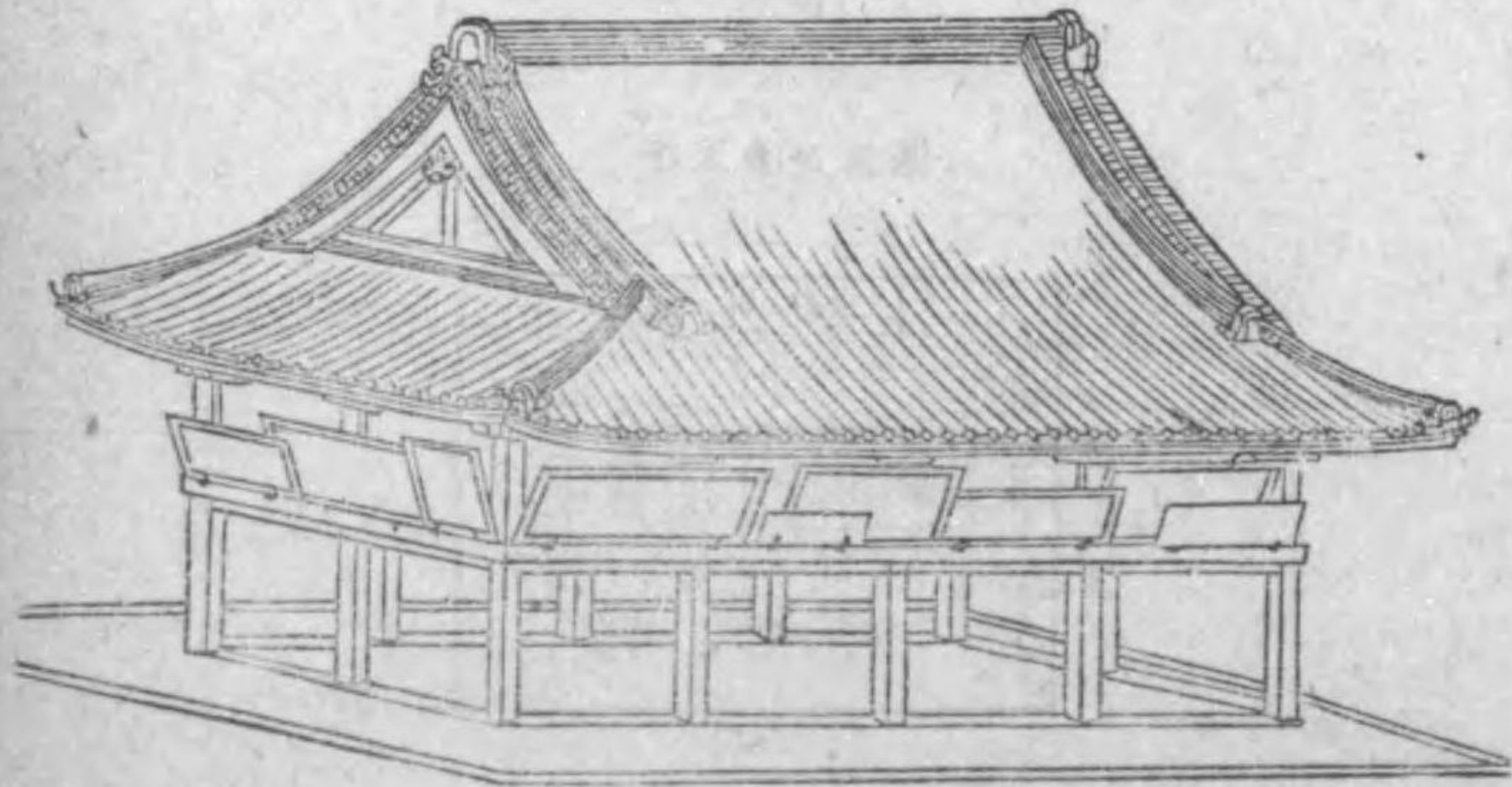


圖 舍 水 手

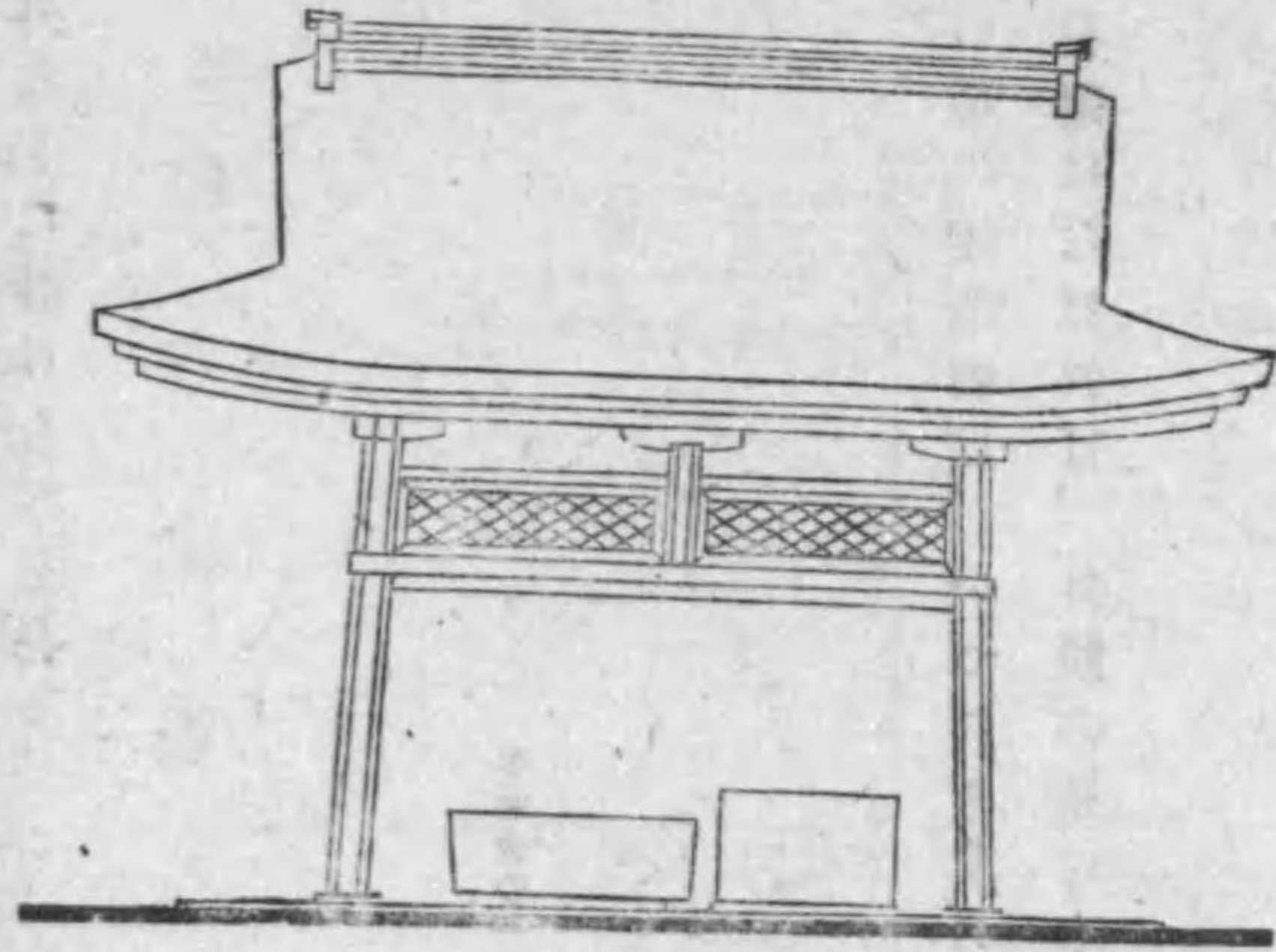


圖 面 側 上 全



第二〇項 手水舎

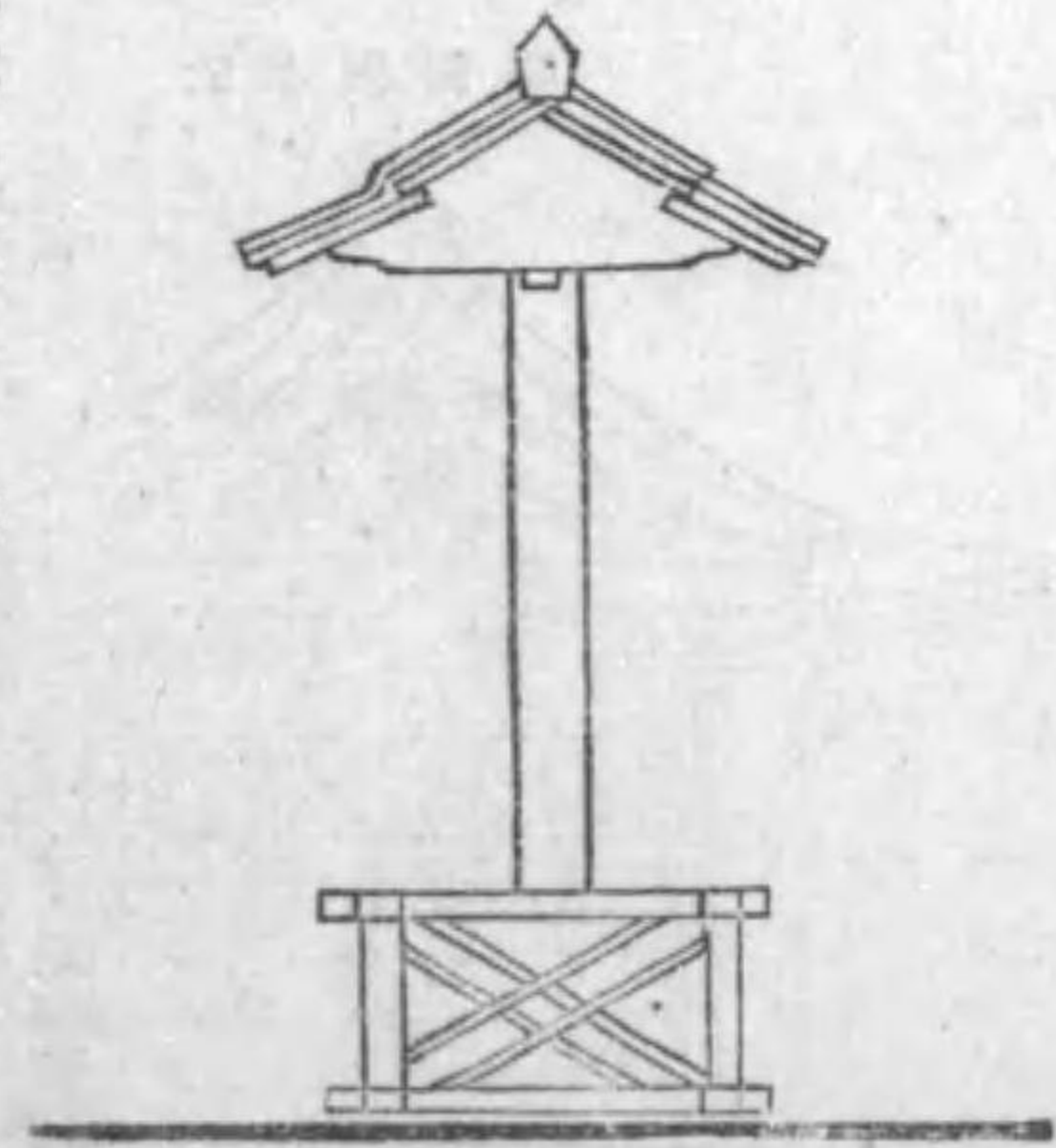
手水舎の建築にも亦種々の様式がある、其の制限圖に據ると大社は一丈三尺に九尺七寸五分、中社は一丈一丈に八尺、小社は九尺に六尺といふ例になつてをる。中には省略して井戸屋形のものもある。本式の建方は入母屋造で石の間に手水石槽を置いたものである。

圖 面 平 舍 水 手



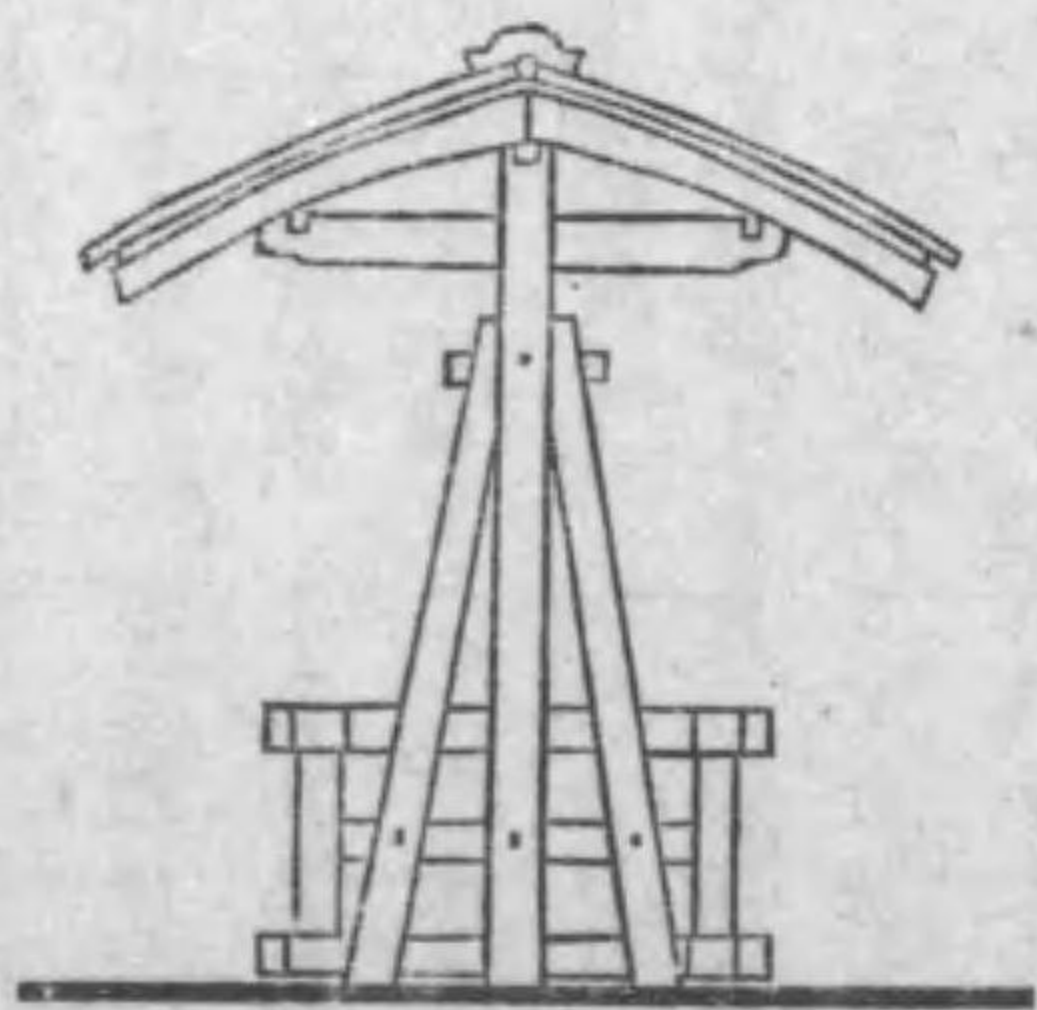
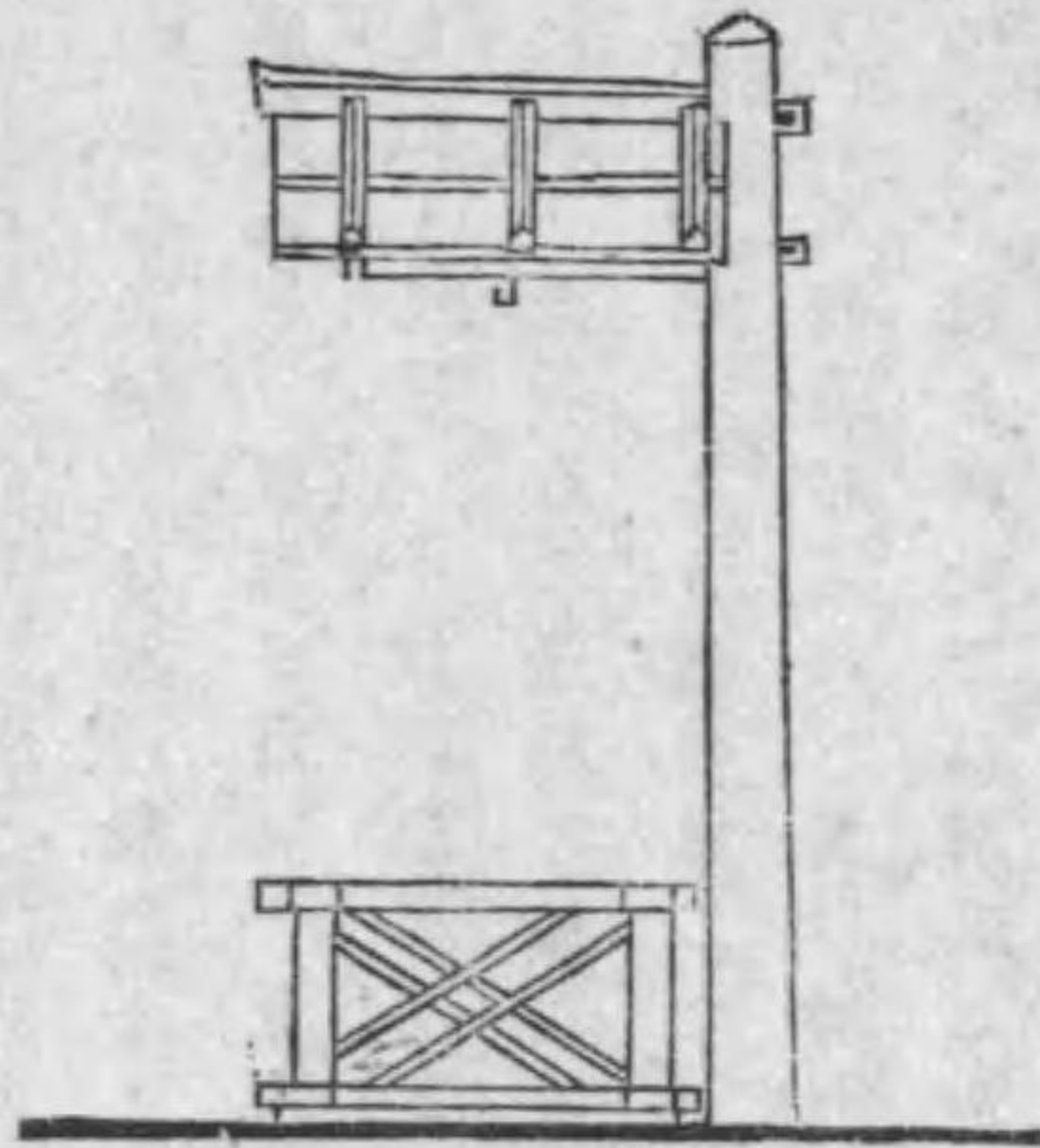
こゝに又極めて簡單なる手水舎の建方あり、則ち本圖の如きもので、普通神社の神境外などに設けらるゝを見る。

手水舎の一種側面圖



以上此の種の建造物は、いづれも其の建築上其の屋根の構造と柱立に就て充分の注意を懐はなければ、外觀の見にくいものが出来易いのである。

手水舎の建築上簡簡單なもの一二を左に圖示して實際建設上の参考としておく、是等の間敷は前掲大社中社小社の大小に鑑み適宜其の神社にふさはしく造り設くべきものである。



第二章 鳥居

第一項 鳥居の種類名稱由來

鳥居は神代ながらの遺風として神社固有のものである。其の古制はいづれも黒木を以て二本の圓柱を左右に建て其の上端に横に笠木を置き、稍々其の下に貫木を設け、其の兩端柱外に突出せるものが大体の形式である。此の直線的の製作が後に至つて曲線應用の工作を加へ遂に彩色迄も施すやうになつた、さらには等の鳥居は時代的の巧智によつて種々形式の變化をも現はし隨つて名稱を異にすることになつた例へば其の構造上より分別を試むると、(一)黒木鳥居、(二)神明鳥居、(三)鹿島鳥居、(四)春日鳥居、(五)八幡鳥居、(六)明神鳥居、(七)藁座鳥居、(八)稻荷鳥居、(九)山王鳥居、(十)奴禰鳥居、(十一)三柱鳥居、の十一種となる。其の材料からいふ時は木、金、石の三種に加ふるに近來の鐵骨セメント、コンクリート製作のもの迄も建築せらるゝ様に成つた。要するに鳥居は多く神社の參詣道、參入口に神門として建造せられ、其の神門的に唯だ一基あるものと又數基を設くるものとあつて、或る神社では解願とか寄進とかの名の下に建てられたものが數十個の多きをなしてゐる。しかし乍ら是れは例外として、其の二三基の場合には始めの鳥居を一の鳥居、其の次ぎを二の鳥居其の第三番目を三の鳥居などと稱してゐる。現今の神社法規からいふと、鳥居は神社建築上主要の一に數へら

れ、鳥居なき神社は其の體系を缺いて居るものとせられる。そこに神社固有の性質と特徴を表現してをる。さて鳥居の名稱は一の固有名詞であるとはいへ、春日鳥居の如きが、必ずしも官幣大社春日神社にのみ建てられてゐるものではなく、又稻荷鳥居に就いても官幣大社稻荷神社にのみ存在するといふわけでない。此の故に鳥居の名稱は元より其の神社本來の名稱であつて後世に至り此の種の鳥居が他の各神社にも續々建築せられたことを記憶せねばならぬ。それと同時に例へば神宮鳥居(神明造のこと)が伊勢神宮特有の形態をどこまでも保持して居るごとく、前の春日、稻荷鳥居も亦其の獨特の型を保有し、何處に於ても一瞥の下直ちにそれと了知せらるゝ。かくて此の名稱を持続することは他の鳥居と同様である。鳥居は現に日本國家の一表示である。此の表示は神社に保存せられ、永久に民族の發展進歩の表現として建造し保続すべきである。

第二項 黒木鳥居

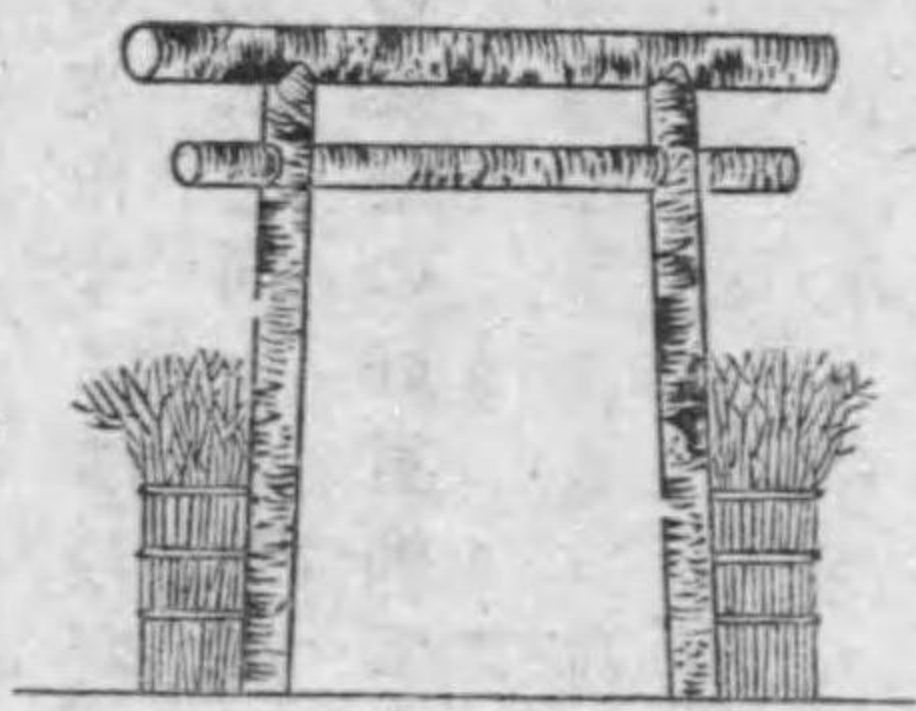
鳥居は言ふ迄もなく神社の御門である、上古の創建時代より漸次現今の形式迄に進歩したものである。之を神社關係の文書に徴すると鶏居、或は華表、(支那

つて取) 又は楕、神門、鳥居、など書いてあつて、其の語源は、「通り入る」の義と
 の長鳴鶴を据へたる) 未定の説として残されてをる、其の原始形はといへば、そ
 鳥居の義ともある) 未定の説として残されてをる、其の原始形はといへば、そ
 れは黒木鳥居である、其の皮を剥き造れるものもあるけれども、皆圓形(上部稍
 部に太し)の二柱を左右に建、笠木を備へ、貫を設け、地下に掘り立て、そうして
 貫は柱を貫き左右に突出し、笠木は貫より稍々長く構へ、又其の二本の柱は直
 立し、笠木貫も亦横に直く、丸太木のまゝのものが黒木鳥居の特徴で、後ちの
 神明形は、此の黒木鳥居より出て、其の部分の工作を異にしたものである。

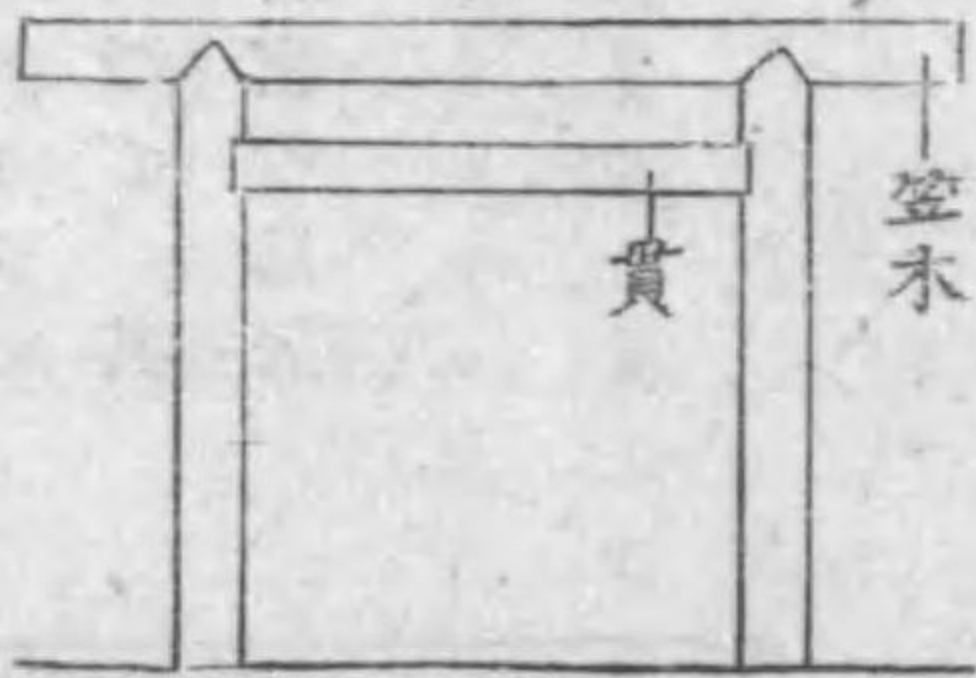
第三項 神明鳥居

其の元は黒木鳥居より出て、一名二柱皮剥鳥居とも稱へ、伊勢神宮に建てら
 れた鳥居是である。そうして此の形式を備へ此種の特徴を持てる他の多くの鳥
 居も亦神明鳥居といつて、一種の總稱となつてをる。(一)圓形柱、(二)柱掘建、(三)
 笠木圓形、(四)貫は角木、(外部へ突出せず) (五)額木鳥木無し、此の鳥居の變態に
 笠木の五角形のものもあり、神宮形と稱ふるがこれである。

黒木鳥居



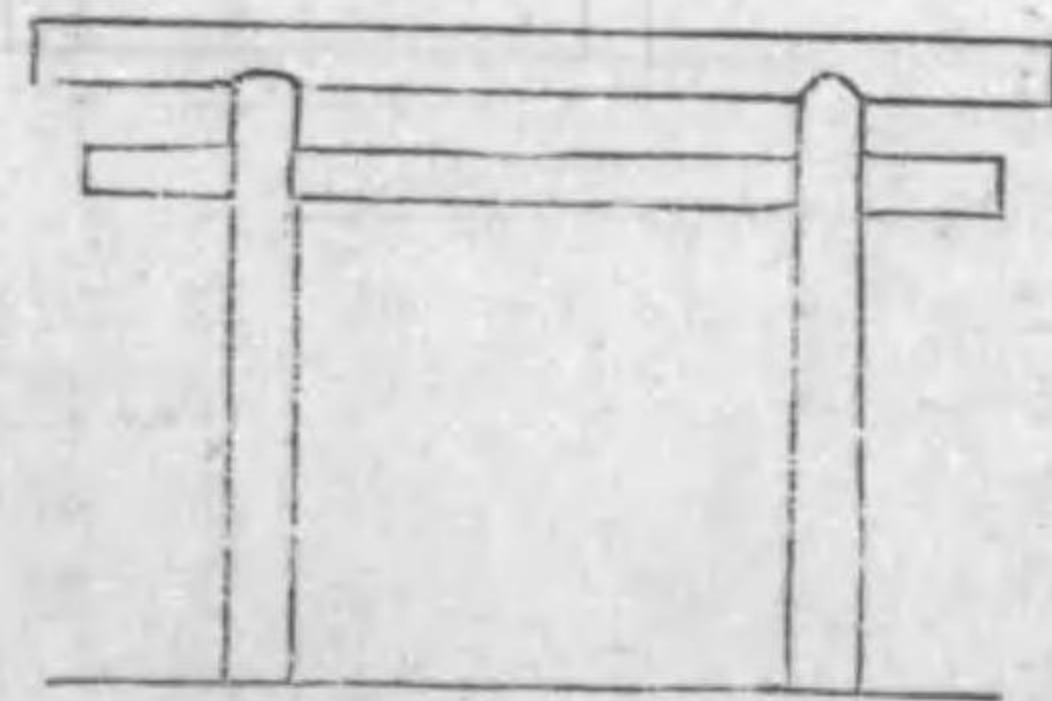
神明鳥居



神宮にては、鳥居と稱せずして神門といふ、さて黒木の皮を剥きたるものを皮
 剥鳥居と俗に稱へられて居る。

第四項 鹿島鳥居

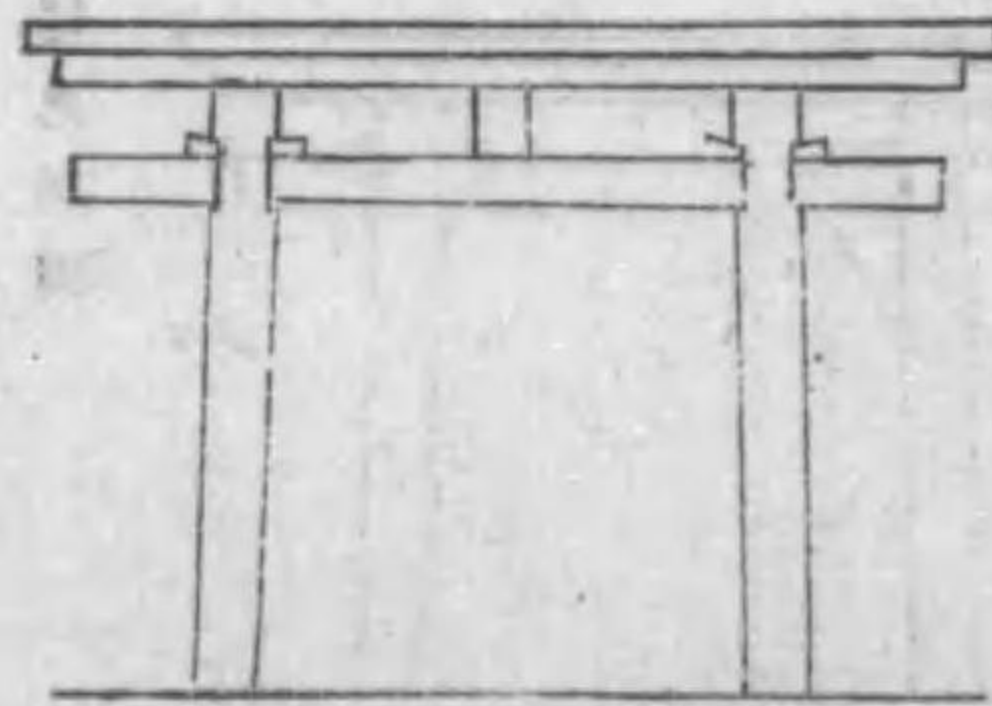
神明鳥居より出て、其の工作の進みたるものである。貫兩柱の外へ突出するものが、鹿島鳥居の特徴で、其の他は神明鳥居と同一の形式である。鹿島神宮の鳥居は實に本型の建築の好實例である。



鹿島鳥居圖

第五項 春日鳥居

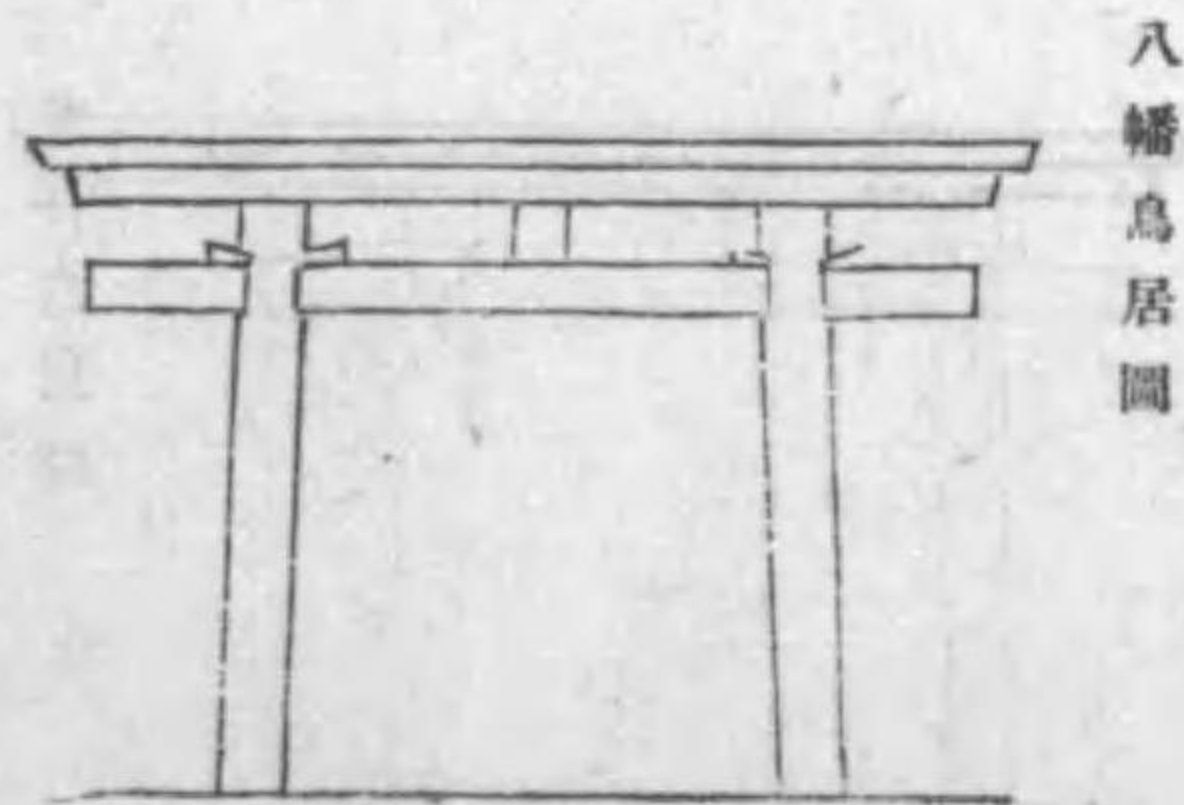
神明鳥居の一變態である。其の特徴は第一に丹彩を施せしこと、(二)鳥木鳥木とは笠木の下な、(三)額木額木とは鳥木と貫との間にある短柱をいふ、(四)貫木角形貫木と額木とを繋ぐ間に、つて名あり、(五)圓柱柱の全體に傾斜あり、柱の末廣がかりない、(六)笠木鳥木は堅水切且つ角形一直線柱も亦勿論直線形で此の型に據つて建造せられたるものは凡て春日鳥居といつてをる。春日鳥居の笠木鳥木の端を垂直に切る其の切形を堅水に切るといひ、そうして皆角形をなして居る。



春日鳥居圖

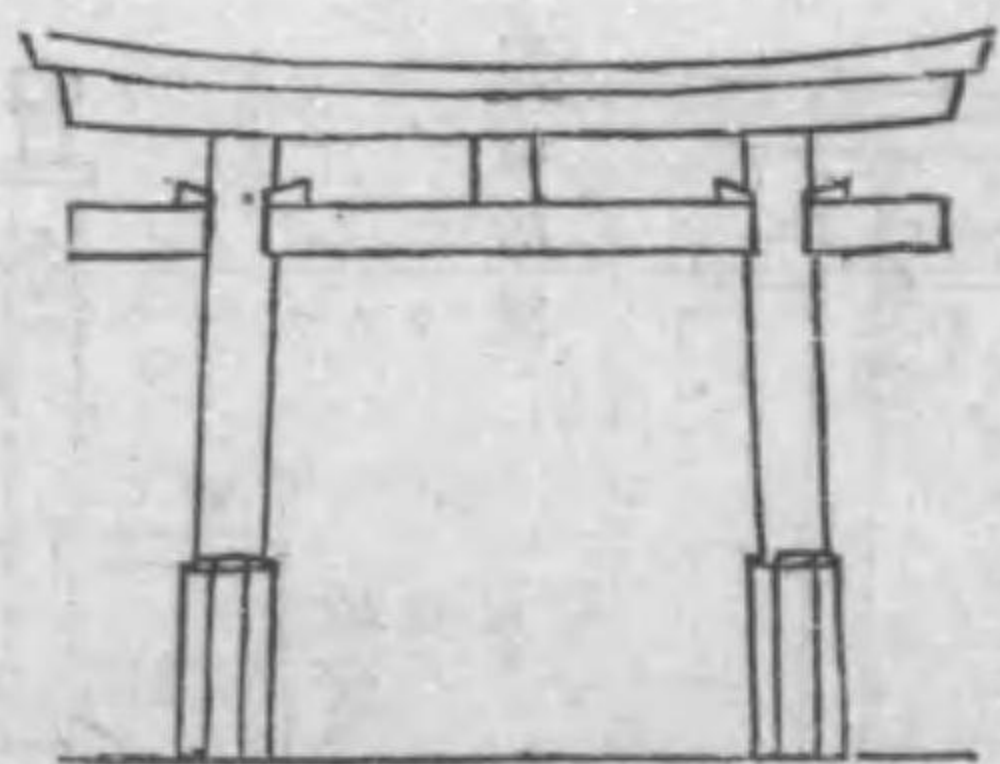
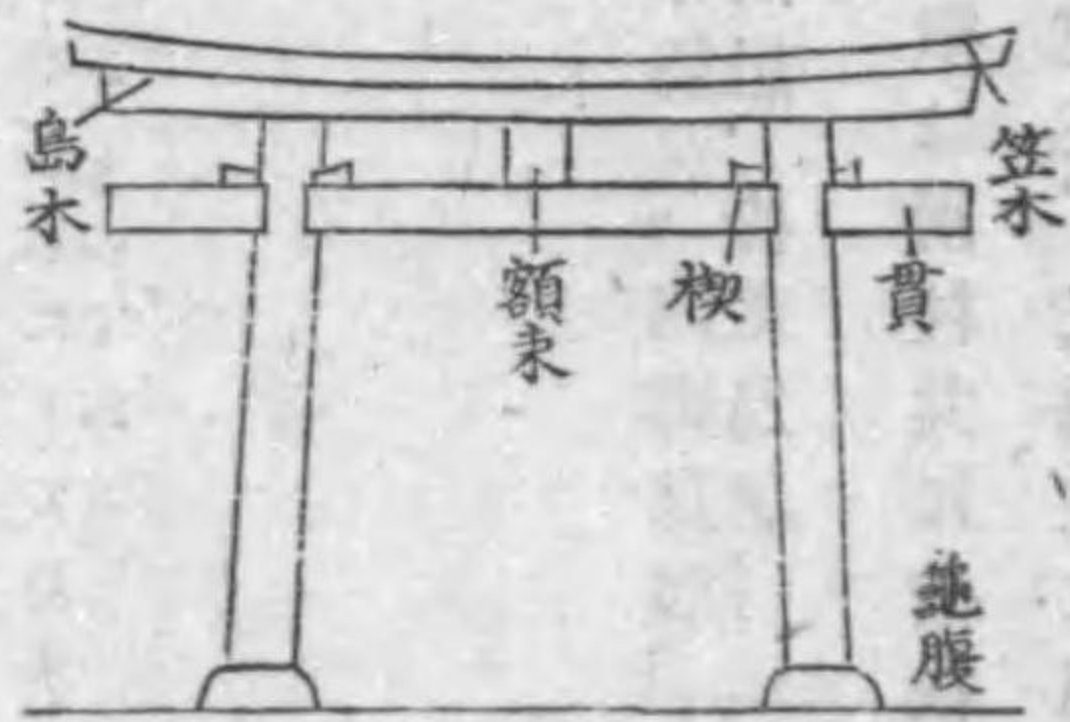
第六項 八幡鳥居

春日鳥居より出て、笠木鳥木の鼻を斜めに切つたもので、春日鳥居の垂直なるに比して其の特徴を殊にしてをる。其の他は同母型の神明鳥居と同じである。此の種の鳥居を總稱して八幡鳥居といふ、其の名稱は匠工の出所明かならず此の類多し。八幡鳥居の笠木鳥木の兩鼻の端を斜めに切りたる之を禰墨に切るといふ。彼の春日形の垂直に切るとは異なる特徴を持つて居る。



第七項 明神鳥居

神明鳥居はいよゝ進化して曲體なる笠木鳥木を用ふるに至つた、そうして笠木鳥木の鼻を上へ反らしたること、明神鳥居と、且つ其の鼻の切形斜めなるは此の形式の特徴である。左右柱の根元に礎あり、建築學上の術語、其他は神明鳥居より出てたる春日鳥居と同一である。此の鳥居の型は凡て明神鳥居といひ、鳥木鳥居(鳥木の總名)等皆此の建築法である。さて又柱の根元を板を以て包みたるものがある、之を藁座といふ。所謂明神藁座鳥居と稱し、其の屋根あるものを板屋根藁座鳥居といふ。



第八項 稻荷鳥居

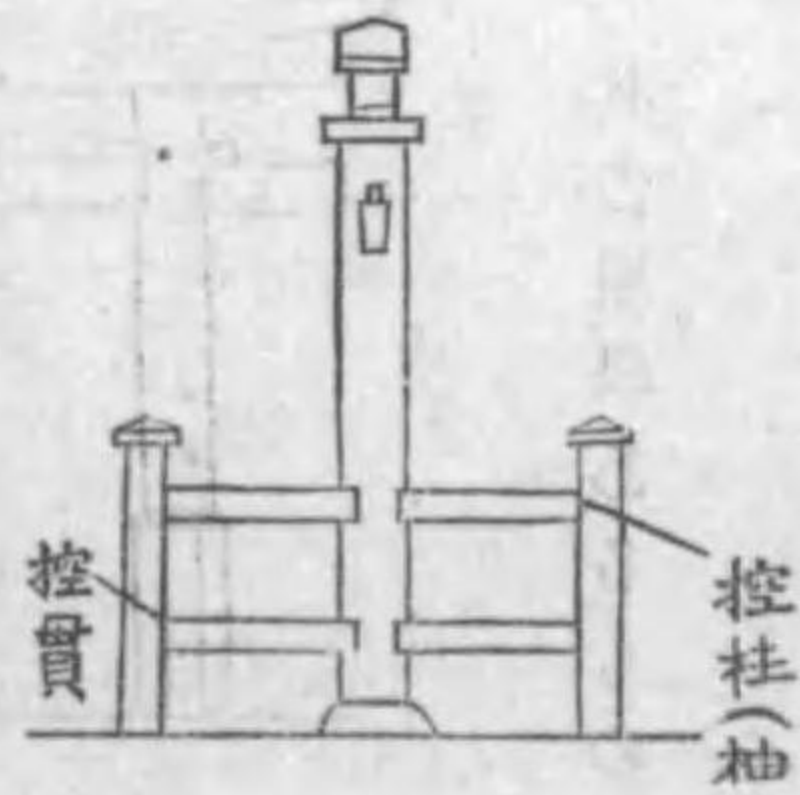
明神鳥居の形式と同じであつて、唯左異なる點は臺輪の存在することである。柱の上にある平き木にして鳥木此には丹彩のもの多し。

稻荷鳥居圖

第九項 兩部鳥居(一名赤鳥居、四脚鳥居、權現鳥居、梓差鳥居)

其の型は稻荷鳥居であつて、其の特徴は兩柱共に前後に控枿を取り付け、名けて控柱、稚兒柱、又袖柱などと稱へてをる。そこで此の鳥居と類似のものに、梓差權現四脚袖柱鳥居などの名を生じ、其の明神型に梓差るものは明神形梓差鳥居といつてをる。

兩部鳥居圖

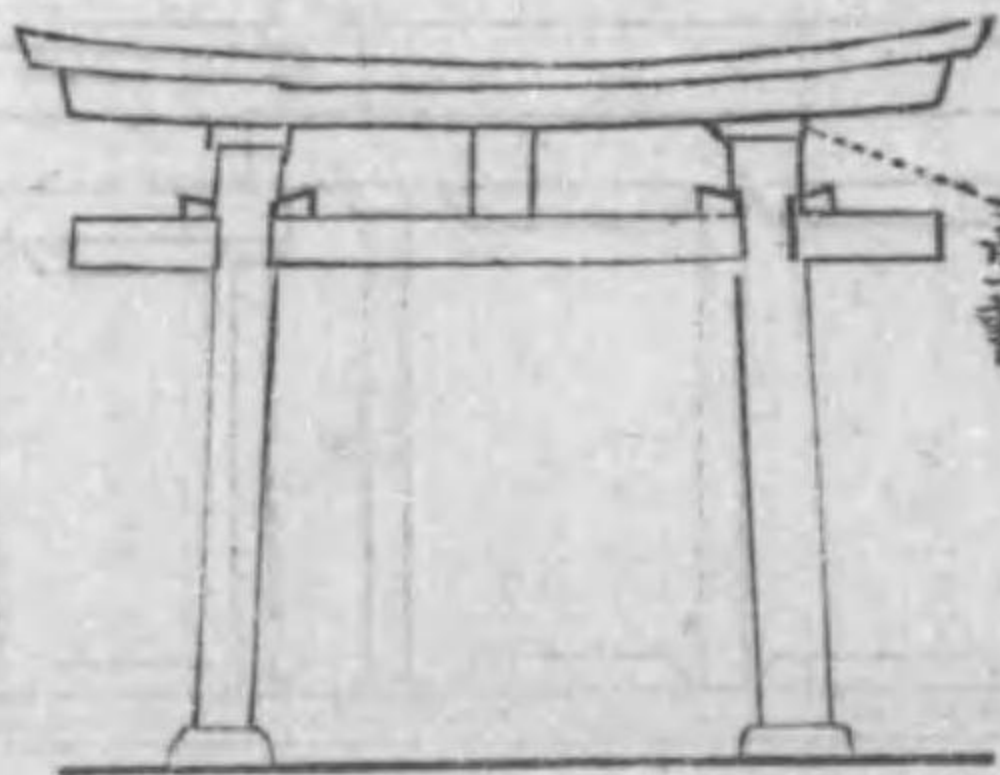
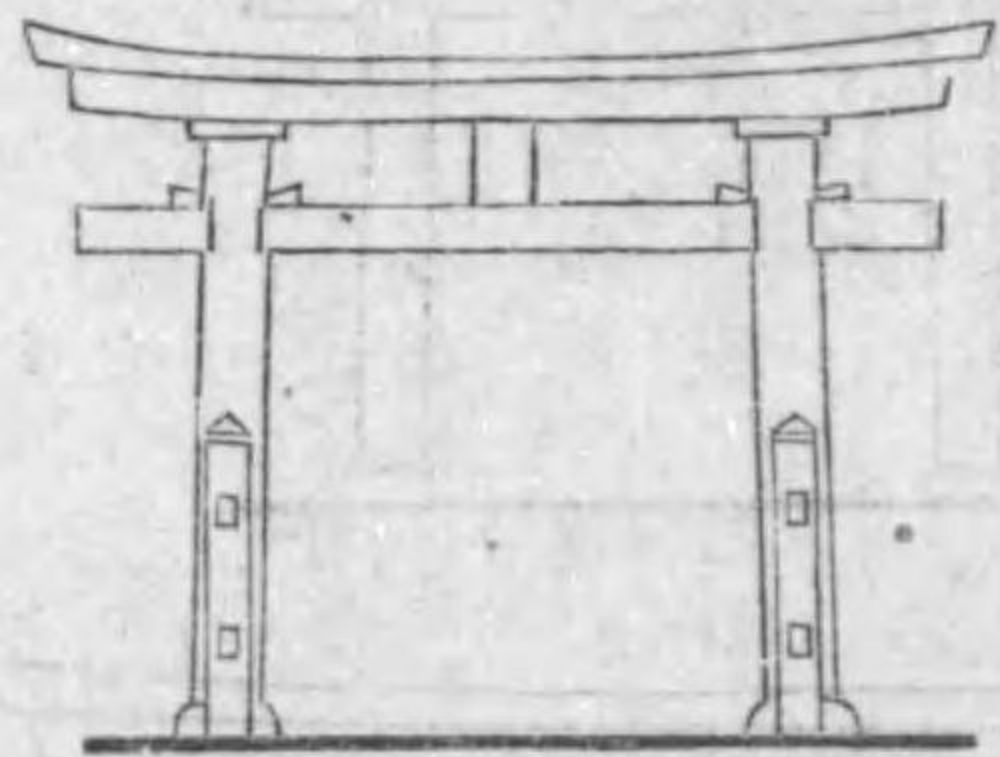


第一〇項 山王鳥居

稻荷鳥居の笠木の上に又棟束があり、其の上に合掌形の破風の取付けられたるは此の鳥居の特徴である。且其の破風には裏甲と稱する雨覆があり、鳥頭(笠木のこと)があり、各兩鼻に皆反(モリ)がある要するに山王型は此の種の工作物を付加するが故に、合掌鳥居、總合鳥居といひ、官幣大社日吉神社の鳥居が此の型の一好例で、日吉鳥居とも稱し。其の社には特別の傳來あるといふ。是れぞ兩部習合思想の表現の一と見做す可きである。

山王鳥居圖

同上の一種圖

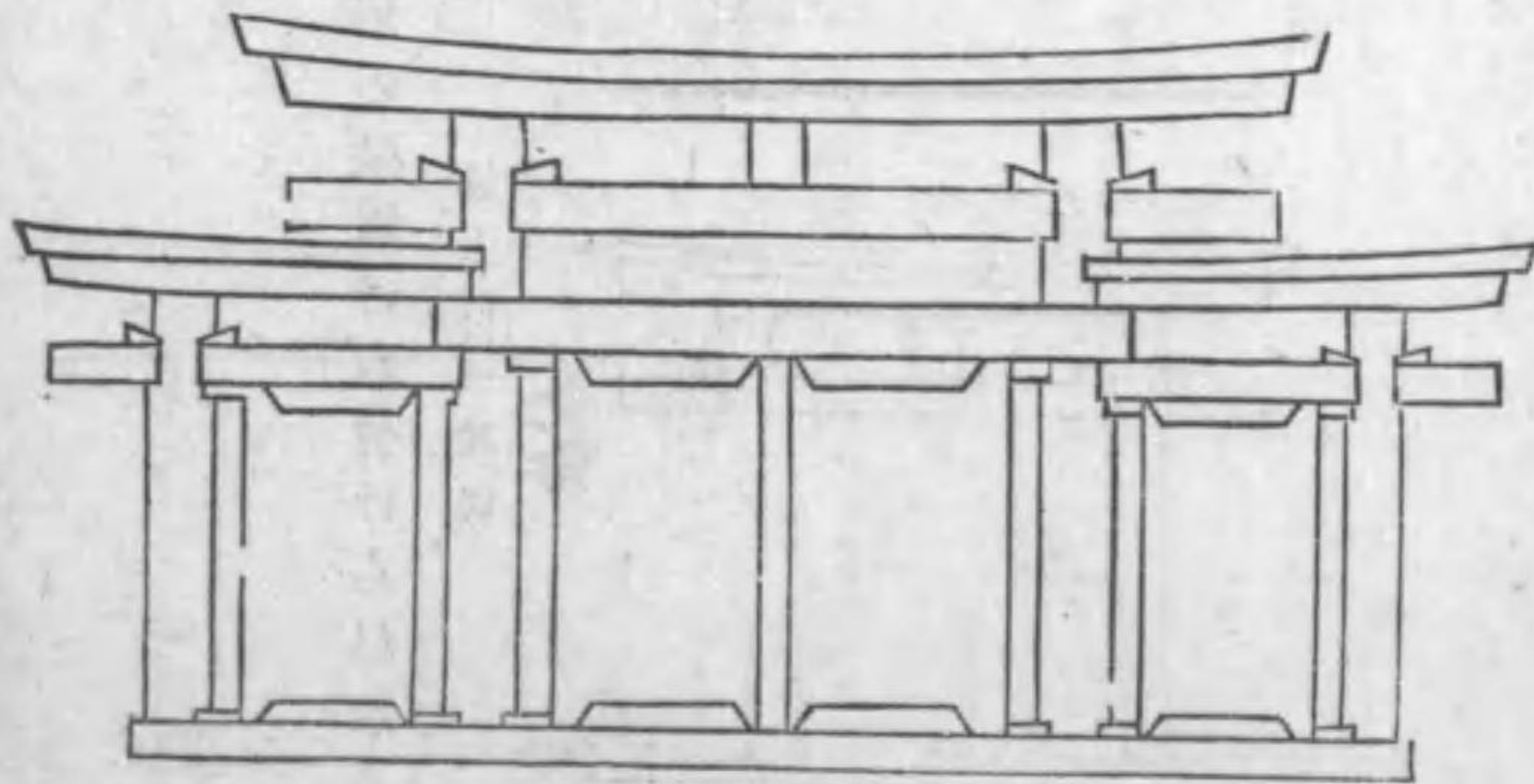


第一一項 三輪鳥居

明神鳥居の兩側に同じ小き鳥居の附屬せるものをいふ。之れ即ち四柱三輪鳥居圖間の鳥居である。そうして中央には門扉があつて所謂神門てふ意味を表はしてをる。然して又扉なき建造もある、其の本鳥居が子鳥居を持つてをるといふ所から子持鳥居といひ、それが三つ相持つてある處から又三光鳥居などの稱がある。



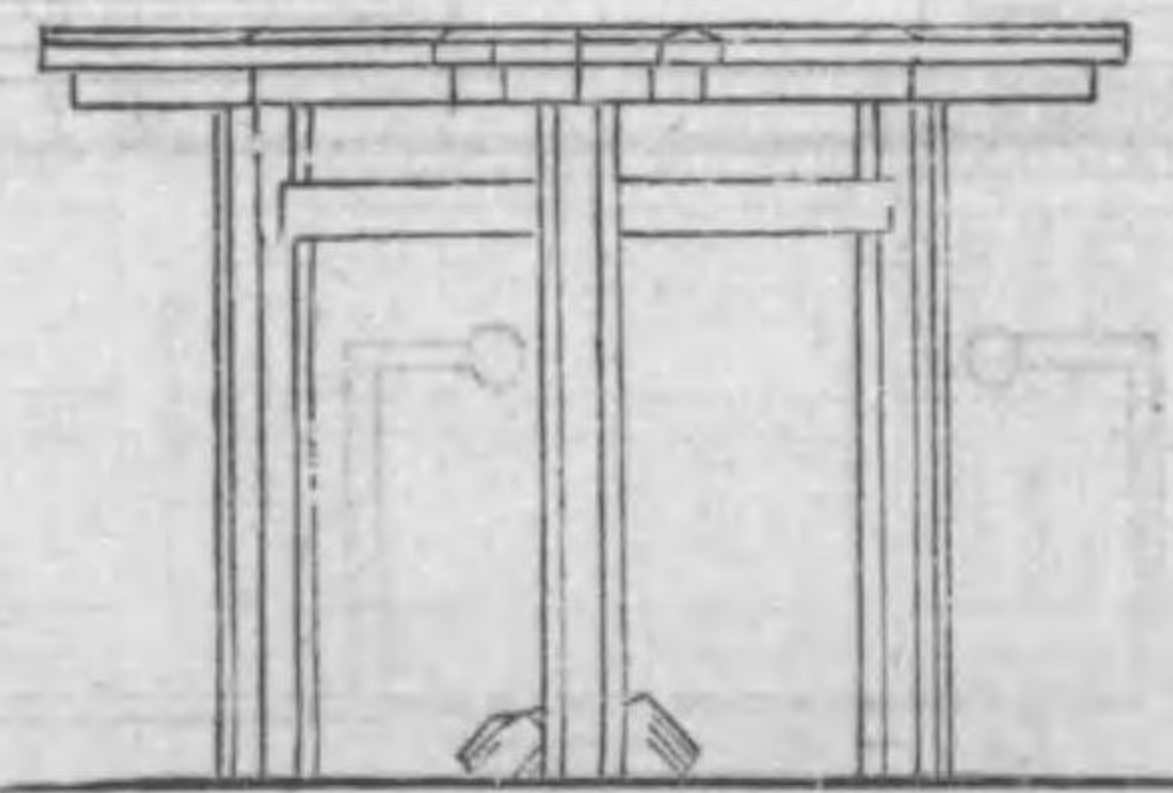
三輪子持鳥居圖



第一二項 住吉鳥居と三柱鳥居

二柱四角の鳥居を住吉鳥居といひ、三柱三本建ての鳥居をいふ。官幣大社住吉神社の鳥居は二柱四角であつて、之を住吉鳥居といふ。以上は稀れに見る鳥居の一形式である。

住吉鳥居圖



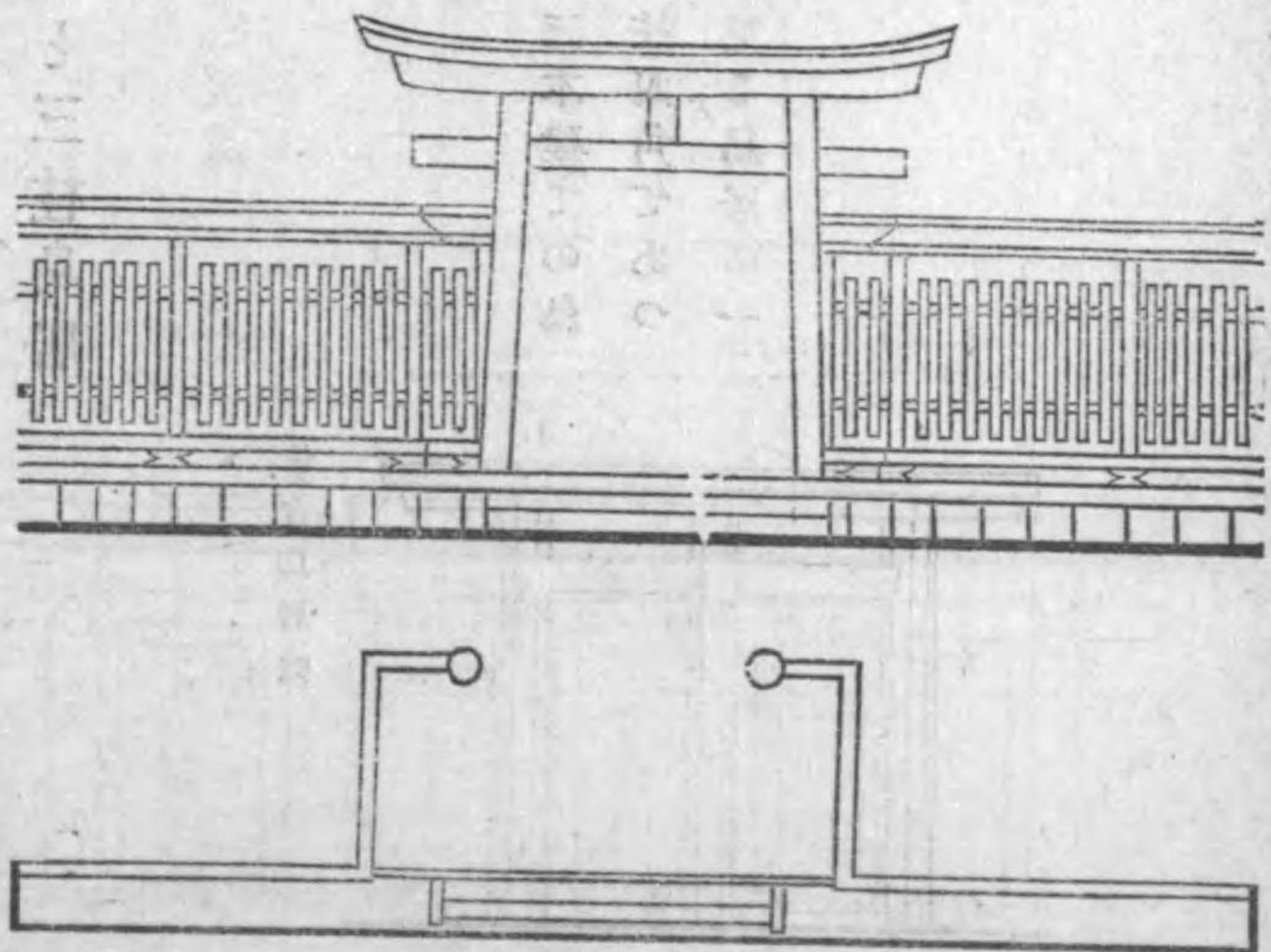
第一三項 鳥居と塀との

連結建築と玉

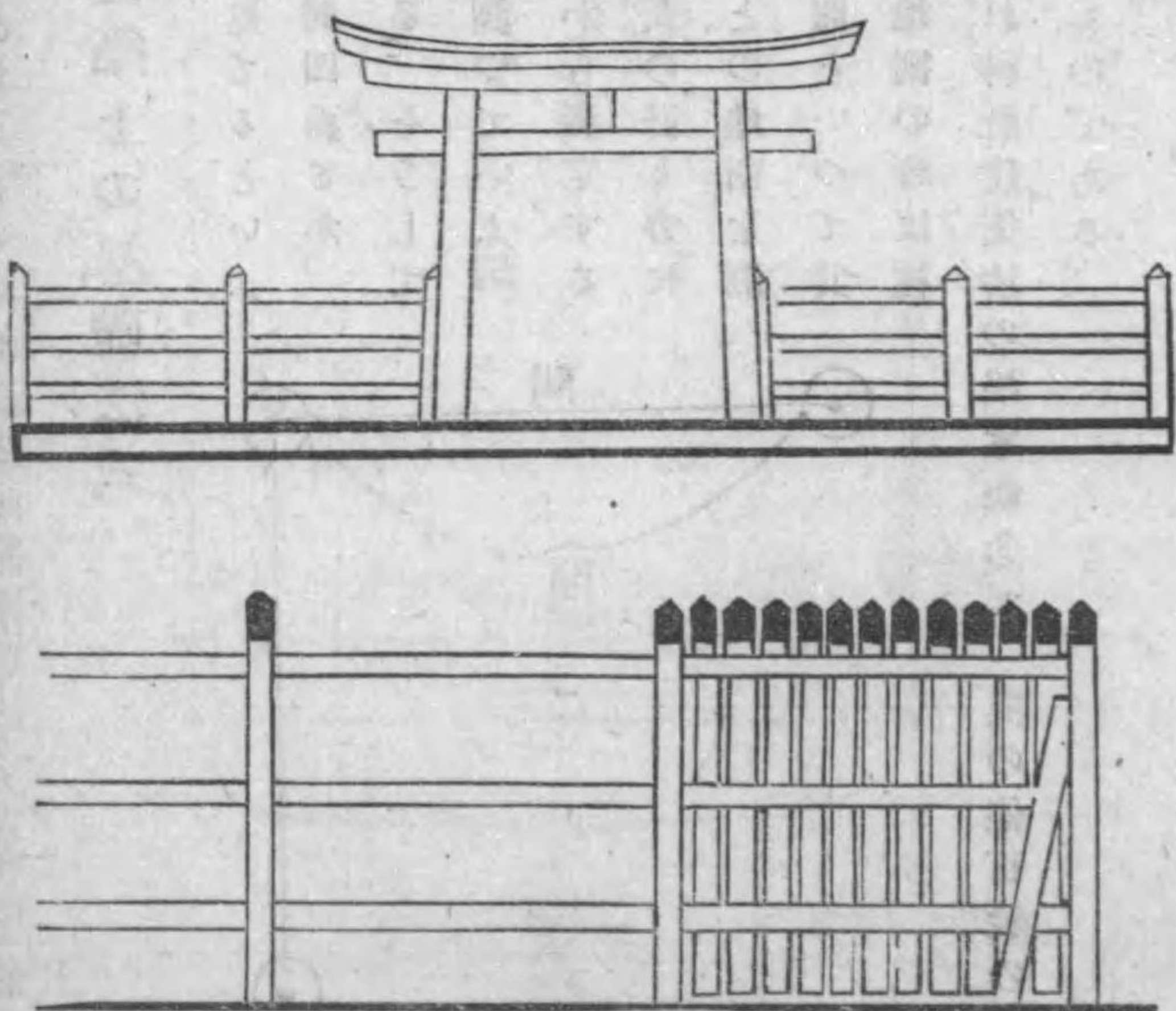
垣荒垣

社殿を繞らすものを世に玉垣又瑞垣といひ、其の出入口には小き鳥居を設くるものがある。是を玉垣鳥居といふ。そうして外構の荒き垣を荒垣といひ、其のやゝ密なるを玉垣といふ、神社によりては是等の玉垣荒垣を白木或は朱塗にし白木にても其の頭を黒塗にするものもある。

又黒木玉垣あり、木の皮つきのまゝにて造るものである。角玉垣は木の角形



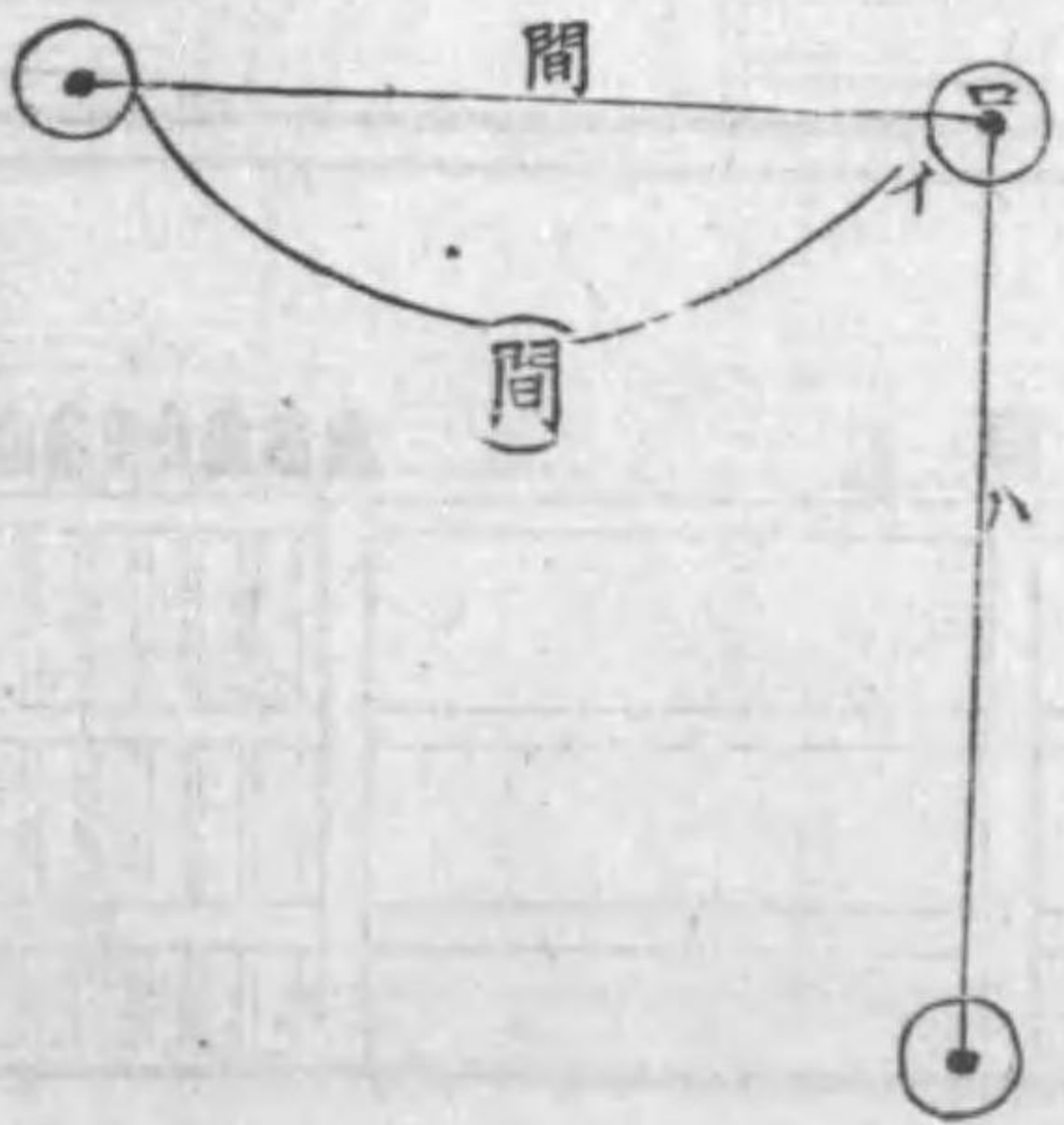
なるものにて造れるもの、板玉垣は木を偏平にして造れるもの、其の他工作上よりして大隅子玉垣、堅籤玉垣、筋違玉垣、角格子玉垣、同上荒垣等の名稱があり、製作がある。如上神社の建築の大要は既述せる如くであるが、是等建築に關する智識上の概念は尙一步を進めて其の部分々々の解説及び神社建築の基礎法式を説示しなければ所謂龍を畫いて眼を入れざるにひとしい。故に吾人は先づ神社建築の法式上に關する基礎を講じ、次



て部分々々に對する例證を示して解説を試みようと思ふ。

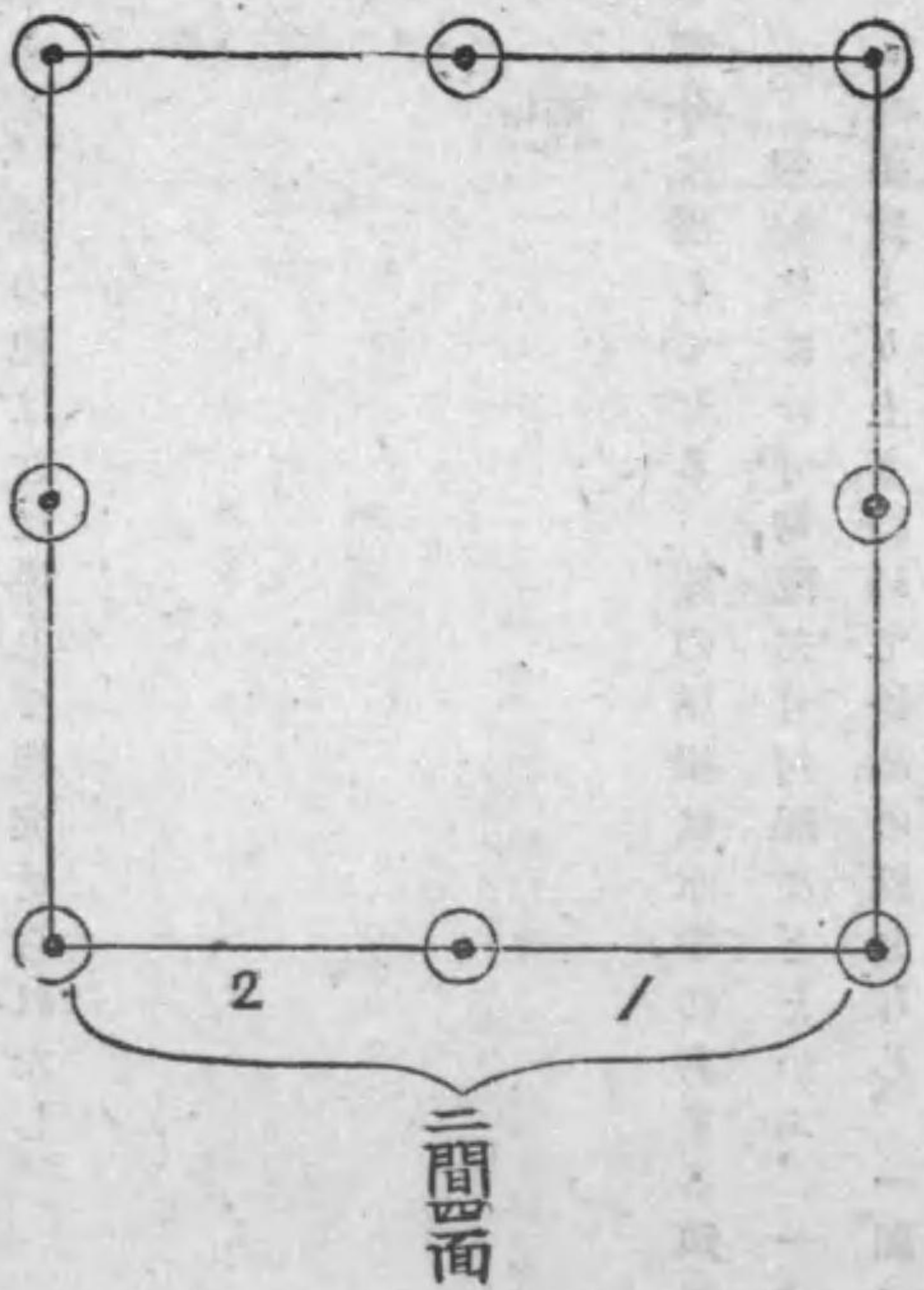
第三章 神社建築上の基礎法式

神社建築の法式は先づ何間の社を建てるといふことに始まる。此の間といふは二間四面とか、或は三間二面とかいふ時の間である。そうして間は柱と柱との間の距離を曲尺で測つていふ詞で、是を計るには柱と柱との中心から測定する。此の場合中心を真といふ、然して間の計り方に又一つの法がある。それは柱と柱との地割を測定する時に用ふる。凡そ建築上何間といつて其の中心則ち真と真との間を計り、地割の時は柱の徑をそれに加へて測定する。是れ神社建築法の根本概念で、其の他百般の法式構造は是れを基礎として成立つものである。



第一項 間と面

神社建築上前に述べおける何間何面社といふことは、例へば柱と柱との真間壹間づゝとして、各四面に三本づゝと定むる時は、其の一面づゝの間數は二間である。此の二間が四面皆同一である場合は、是れを二間四面といふ。今若し三間二面といふときは、多くは長方形の神社本殿をいつて前後の間數が各三間づゝあるを云ひ、

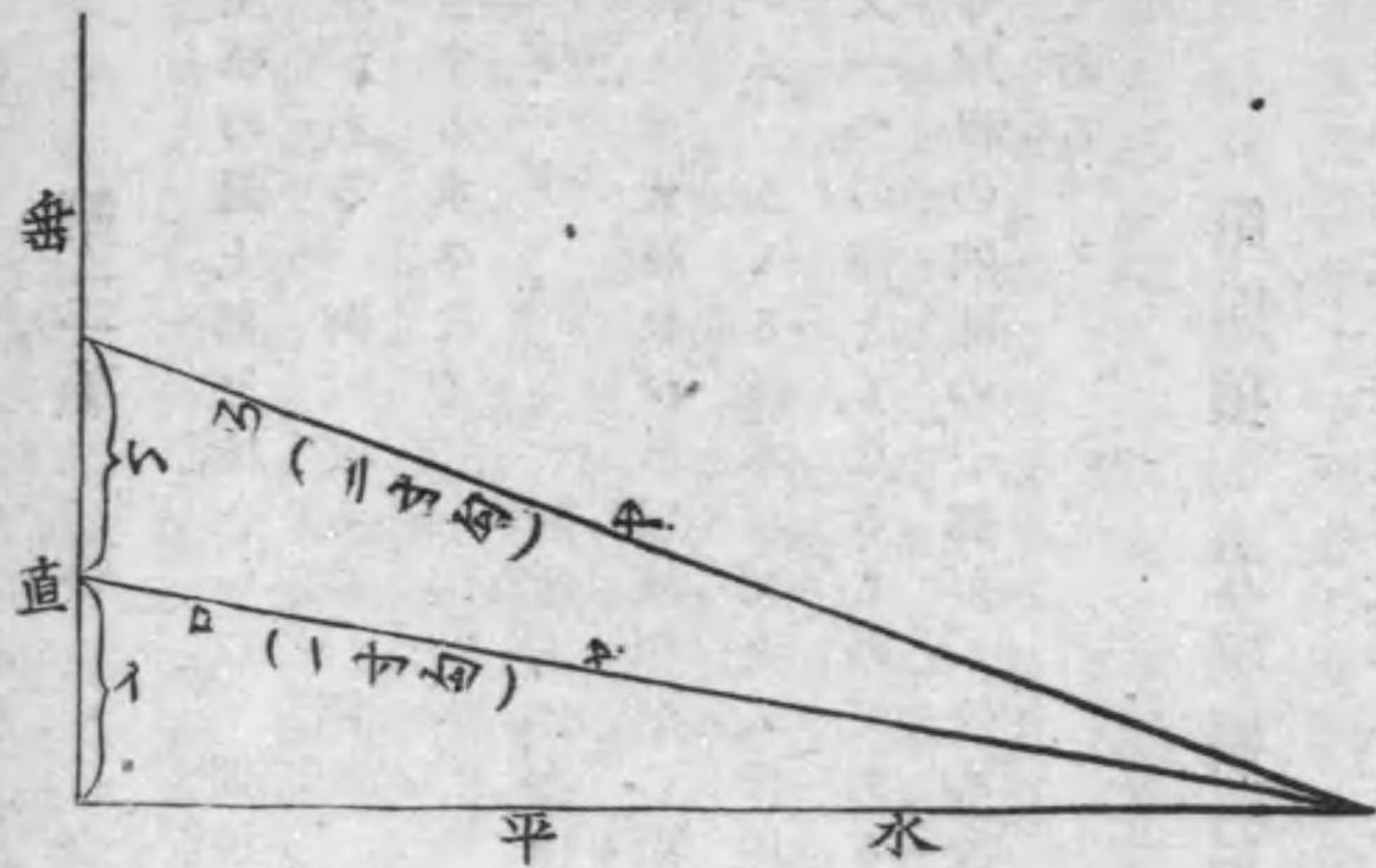


、二間三面といへば前左右の柱間相同くして、後の

一面は柱の數多きか又は少くして貳間なる一面でない場合をいふ。そうして五間四面とか三間四面とか、又は此の變則ありといへども、其の間面なる語及び計數は壹間四面が其の原基である。其の他は之に準じて推究せられたし。

第二項 勾配

屋根は神社の建築上重要なる部分に屬してをる。此の屋根は水平に對する傾斜がある。此の傾斜を勾配といふ。勾配には一寸勾配二寸勾配などといふ、一寸勾配とは一尺に就いて一寸づゝ水平線より上り詰めて斜めの線をなし、一間に一尺、二間目には二尺となり、三寸勾配といへば一間目には三尺、二間目上れば六尺の勾配となるが如きをいふ。此の勾配の取り方は單に雨露を防ぐばかりでなく美觀上にも極めて大切なるものである。



- ナは 屋根
- イは 一寸勾配
- いは 二寸勾配(匠工の用ゆる裏がれば此の勾配の長さが直ぐ知らるゝ様になつてをる。)
- ロハ 傾度
- ルハ 傾度

第三項 棟

神社の屋根の最上部を棟といひ、則棟木といふこれである。其の棟の構造上に各々名稱がある。例へば大棟、隅棟、下棟、招棟、などである。大棟とは隅棟下棟に對する水平なる(水平といふことは水を盛つて其の水面が垂直)主棟をいひ(棟の最上部に置く大なる)隅棟とは寄棟造の屋根の棟木(兩屋根の上りつめて)をいひ、下棟とは大棟に付き屋根勾配に沿ひ、軒に向つて添ひ下がつて居る附屬の一棟をいふ。かゝる棟木は切妻入母屋造の、其の兩妻に近き屋根を壓する用をなし、又一つの飾ともなるものである。招棟とは大棟より他の一段低き棟と相連結する屋根の隅棟の一部が、恰も彼の招屋根と同一理である場合之を招棟といふのである。

第四項 大屋根の形式名稱構造

神社大屋根の形式に四大形式がある。曰く切妻造の屋根、曰く入母屋造の屋根、曰く四注造りの屋根、曰く方形造屋根である。さて切妻とは恰も衣服の妻に諺

へて屋根の妻をいひ、其の妻が神明造りの如くなるものを切妻といひ、其の屋根の左右又は前後より相會して其の三角形をなせる所を妻といひ、さて破風は亦大社造の如くになつたものを切妻破風造といふ。(略して切破風)上古の簡易生活の住宅、又は神社の屋根は茅葺切妻造であつたのである。さて此の切妻が正面に向ひ、屋根の左右に流るゝものを妻入と稱へ、又妻は側面に向ひ、屋根の前後に流るゝものを平入りと稱へてをる。彼の大社、住吉、春日は所謂妻入で、其の妻は正面に在る。かくの如き建方に倣つて造つたものは平入になつてをる。四注造(一名寄棟造)は上部の大棟と又四隅より成立つてをる陳棟を有する屋根をいふ。其の屋根の上部に大棟あり、其の大棟の兩端に各二つの隅棟を集め、二方にて四つの隅棟をもつてをる。かかる建築は彼の東屋等に多くして神社の方には少ない。方形造りとは是又寄棟造の一種であるが、其の四隅棟が上部で相會し相集つて

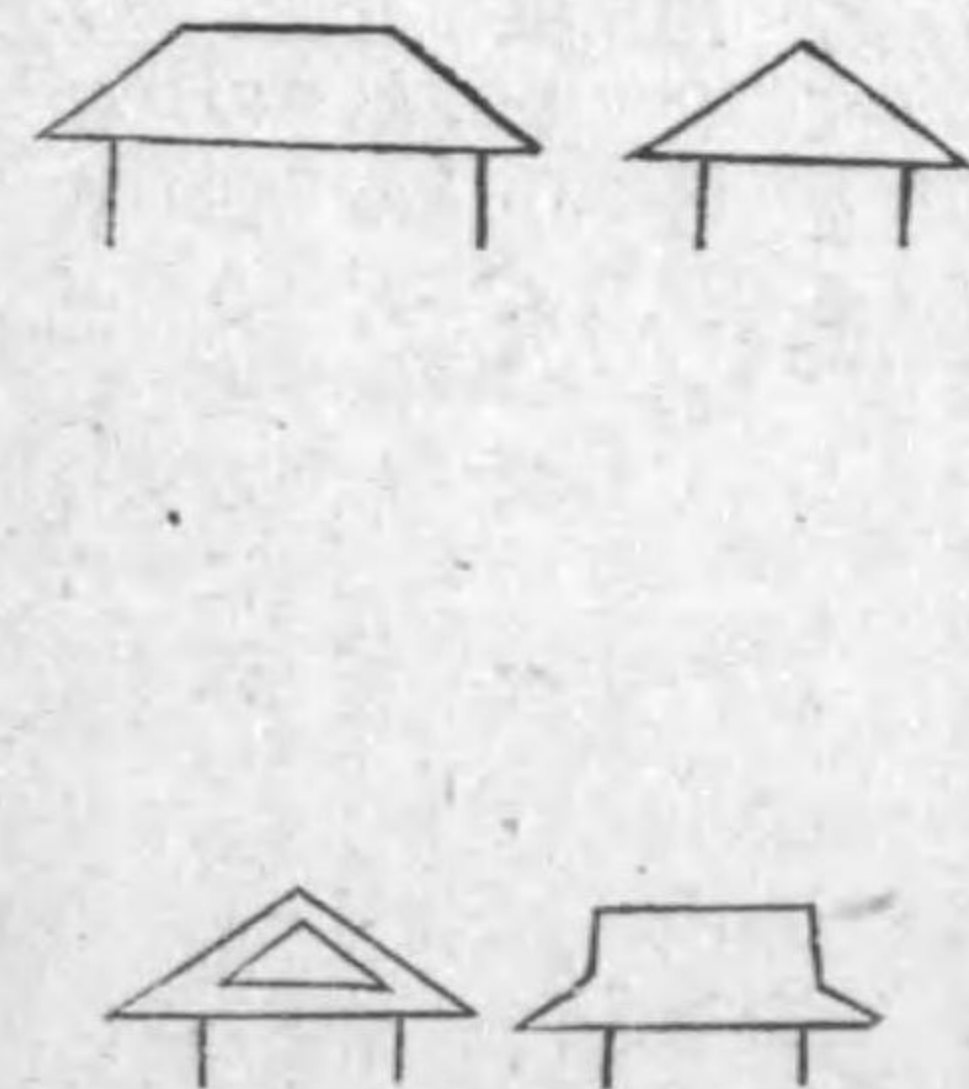
切妻造の型 前圖は正面 後圖は側面



四注造一名寄棟造型圖

方形造と四棟造圖

入母屋造型 前圖は正面圖 後圖は側面圖



備考 入母屋を正面になせる建方もある

何方から見ても三角方形をなしてをる。神社建築には是亦稀れに見る所である。(佛寺の影響を受け)茲に注意すべきことは彼の入母屋造の棟である。妻の三角形の處へ又一つの屋根を付け其の小屋根の兩翼は大屋根の下部の妻と相會せしめ。其の残れる三角形の處に妻格子を造りたるもの、入母屋造といふ。此の屋根は前の切妻に比して後世のものではあるが、外觀上又雨風を防ぐ仕方としては大に完全なものである。其の他招造には招屋根があり、又腰屋根造、流れ屋造、照屋根、もくり屋根等あつて、其の一方の屋根が他方より短きものを招屋根といひ、屋上に又一小屋根を持つものを腰屋根といひ、其の屋根の起き上りたるものをもくり屋根(起破風)といひ、其の反對なるものを照屋根(反破風)といふのである。

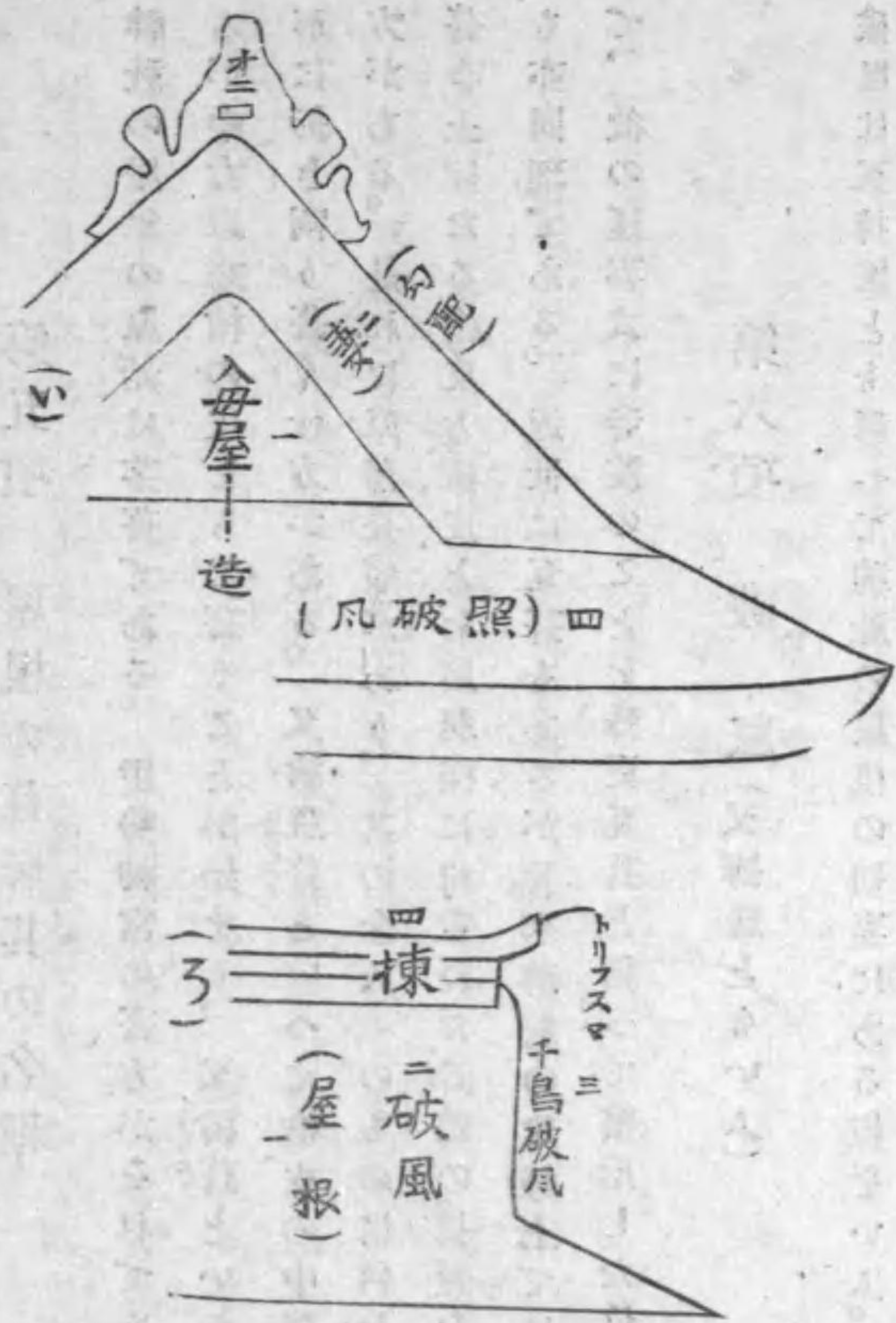
第五項 屋根の葺形其の名稱

神社の屋根の原始は茅葺である。伊勢神宮の葺方がそれである。次は藁葺であるが中古以來檜の皮をもて葺くことが始まり、又柿葺こけもみといつて檜又栗の木を柿形に拆き割り葺く仕方がある。又檜肌葺はだまきといつて檜皮の中間の皮を以て葺く仕方がある。是れに厚薄長短があり、其の念入りのものは何分何厘足などいつて、葺き上げたる檜皮と檜皮とを鳥羽様に相重ねたる差の長短を稱してをる。柿葺も亦同理である。近世は瓦葺もあるが元來神社の建築上では忌みきらつたもので、彼の延喜式に寺院のことを殊更瓦葺と稱へて擯斥した位である。

第六項 破風(又搏風ともいふ)

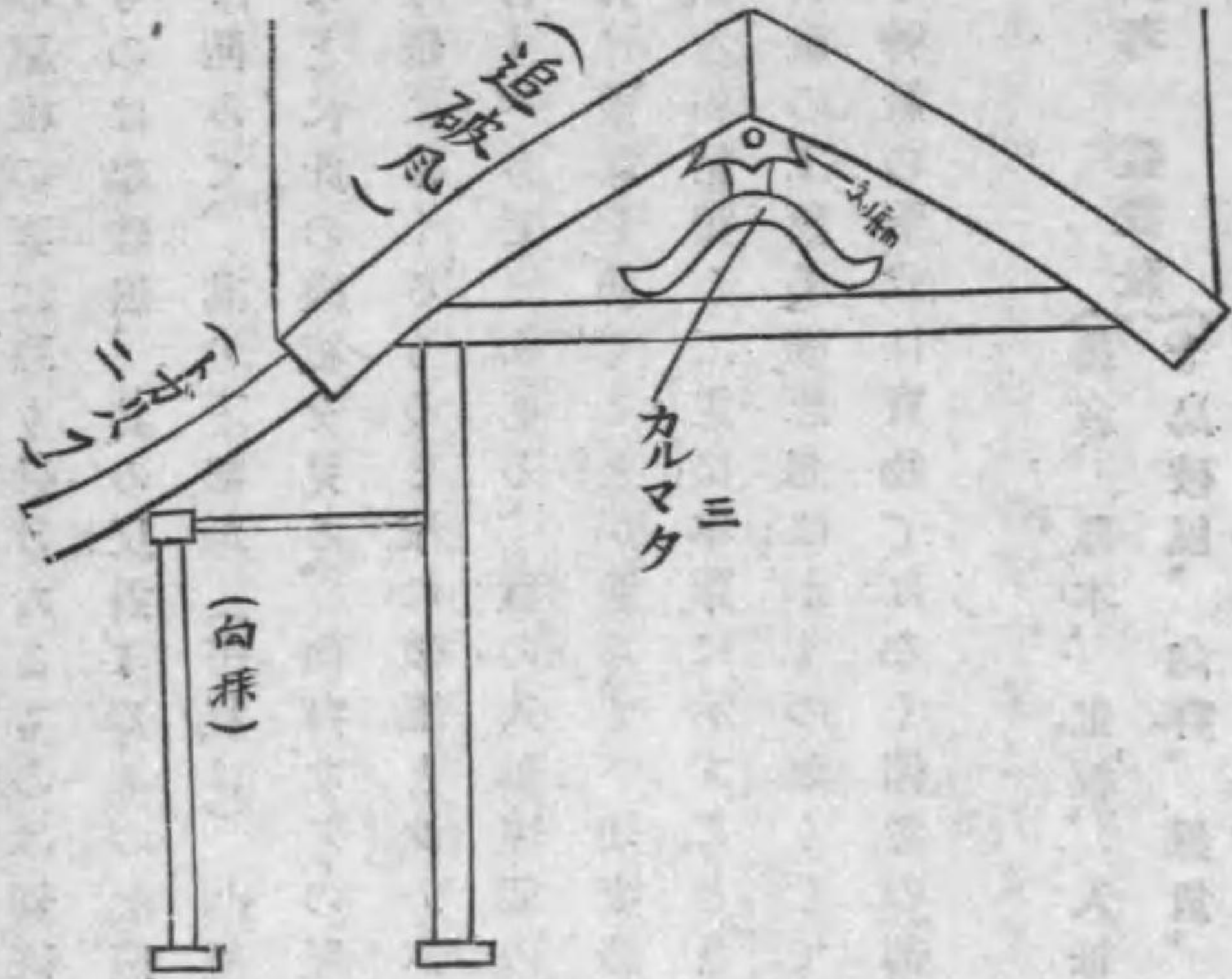
破風は又搏風とも稱へて神社の屋根の切妻にある板をいふ。其の構造には種々の様式あれど要するに切妻の端より風雨霜雪の浸腐を防ぎ、且又屋根の形整を保ち、併せて一種の裝飾となつてをる。其の原始は上古の神社建築に於ける千木の下部のなごりである。即ち其の上部は千木となり下部は破風と成るもので

ある。後世の神社建築に取り付くる破風の名稱は千鳥、一切、起、照、唐、絶、流破風等あつて、彼の入母屋造の破風、又屋根の面に在る据破風の如きは、是の如く入母屋造各名稱圖の如く示す。



- 備考
- 一 入母屋造
 - 二 妻
 - 三 勾配
 - 四 照破風
 - 一 屋根
 - 二 破風
 - 三 千鳥破風
 - 四 棟

追破風其の他假設各名稱圖



- 備考
- 一 追破風
 - 二 スガリ破風(假りに設けたり)
 - (宗圖に下ガリハフとあるはスガリハフの誤)
 - 三 カルマタ

を千鳥破風と稱するも千鳥破風の在り所によつて名けたるものである。さて又切妻の屋根の妻に取り付けたるものは切破風といひ、彼の起屋根の妻に取り付くるものは起破風、其の反對なるものを照破風といひ、又唐破風とは屋根の上部や、凹みて、其の下部が（半程は）凸形をなせるものをいふ。拜殿の軒又は中門などに此の破風を見る、向拜などの屋根の破風を絶破風といひ、前後長短ある屋根に付くるものを流れ破風とはいふのである。こゝに破風の進化につき一言すべきことがある。彼の入母屋造の前身は始め切妻の下に（前へ）小屋根を付け雨露を防ぐことが進んで、切妻造の屋根に反りを付くると共に、所謂照屋根と相結接して遂に本圖に示すごとき入母屋造なるものが出来上がった。さて神社の工藝美術思想はかくの如くして進み來つたものである。假設圖に示す如き神社の形式は實物ではなく備考の部分^{（部分）}を指示するために設けたものである。

備考 假設社 鳥衾、棟木、鬼板、入母屋造の屋根、照破風、絶破風、千鳥破風、向拜、懸魚、妻殿、

第七項 甲板

甲板は棟木の上を覆ふ板をいひ、此の上に勝男木を置く、其の木口の方から見ると棟木と共に上部は三角形をなしてをる。甲板一名（葦覆）ともいひ又上棟ともいつてをる。

第八項 樟泥板と貫と鞭掛

障泥板は棟木の兩脇より棟木を包み、且つ屋根の上方を押へる板である。さて此の障泥板を貫き各部をしかと取り付けたる貫を榧棟といつてをる。おさこまひ則ち鞭掛とは破風の兩脇より恰も茅葺屋根の小舞のやうに外へ突出する木をいひ。神社によつては全く無いものもある。存在するものもあるが、古き社則ち神明造の古型は皆存在してをる。其の他の造りにはあまり見當らぬ。

第九項 組物

春日造や其の他中世以降の神社建築には軒を支ふるための支柱に組物と稱する

工作物を取付け一種の飾りとなせるものがある。俗に升形（斗拱）造などいふはこれである。此の造の簡單なるものに舟肘木があり、そうして大斗肘木があり、此の舟肘木に斗なる組物を使用するに至り、更に出組となり、此の出組が三つの肘形を有するを三斗肘造といひ、三斗造に加ふるに猶三斗を重ねるものを出三斗肘組造といふ。

第一〇項 天井 井

神社の本殿又は拜殿の天井の構造は汚塵の落散を防ぎ、又一つの裝飾ともなるものである。此の天井にも大社造の本殿は板を一方に張り、周圍に縁を繞らしその板の方向に直角に竿縁があり、其の上に板を張つたものが天井の原形で、それより此の種類のものに平縁天井、竿縁天井、猿頬天井等があり、又方形に井字形に木を組みたるものもあり、外陣の天井には多くこれを用ひて居る。

第一一項 箱棟と瓦棟

箱棟とは棟の兩端に鬼板を置き、其の他は前解棟木の各部を備ふるもので、此

の構造が恰も箱をさしたる如くに見える。さて此の鬼板の形は前項神社正面側面圖を一見せば直ちに判明すべく、さうして神明造には鬼板はなく棟木の上に榎棟兩方に突出し、其の上に堅緒木が乗つてをる。瓦葺は瓦屋根の形式に輪違ひ瓦を相重ね（仰伏交互に）合せて造つたものである。

第一二項 門

神社に建てる門の種類は一二に止まらないが、中にも中門の如きは本殿の前面に建られ、其の左右に垣塀を接続して本殿を圍むものもある。又其の左側に八脚門を設くるものもあつて、其の構造は切妻造門、起破風門、切妻門等である。神明造に調和せられた切妻門

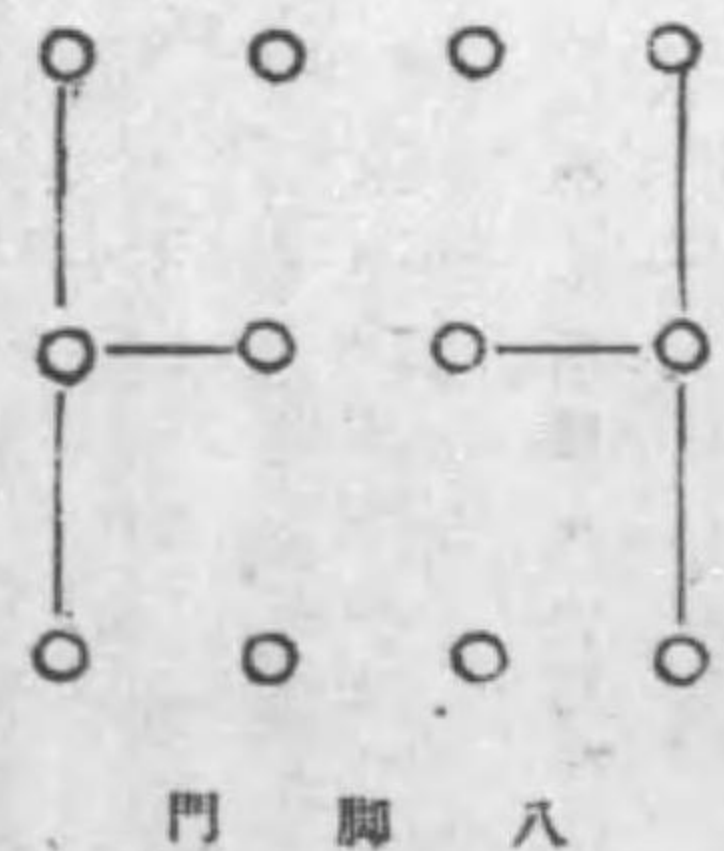


に千木堅男木を置き、平入一門一戸二脚のものもあり。又四脚のものもあつて、是れが切妻造の本殿と對照して誠に古雅なるものである。次に起破風門、又唐

破風門、冠木門、棟門、扉重門、藥醫門、上土門、樓門などあつて一間一戸又は三間三戸四脚八脚等の構へもある。起破風門に平妻入がある。妻入は奥行長

に示す神社全圖中の祝詞屋の如きはいひ、制限圖によると一間一戸二脚である。

唐破風門は起破風と同じく平妻入の二様式があつて、其の唐破風の正面に在るを向唐門といひ、其の側面にあるものを平唐門とはいふ。冠貫木（又衡門ともいふ）は普通の形式で一間一戸四脚、三間三戸八脚門は下の略圖の如く建つるものである。



門に二階立てのものがあつて、是を樓門といふ。後世の建築である。其の他扉に連り垣に相結んで建つるものがある。是れぞ門の本形式ともいふ可きである。其の他門の實物縮寫圖は前講に詳かに説解してあるから其れに就て参照せられよ。

第一三項 龜腹と風拔格子

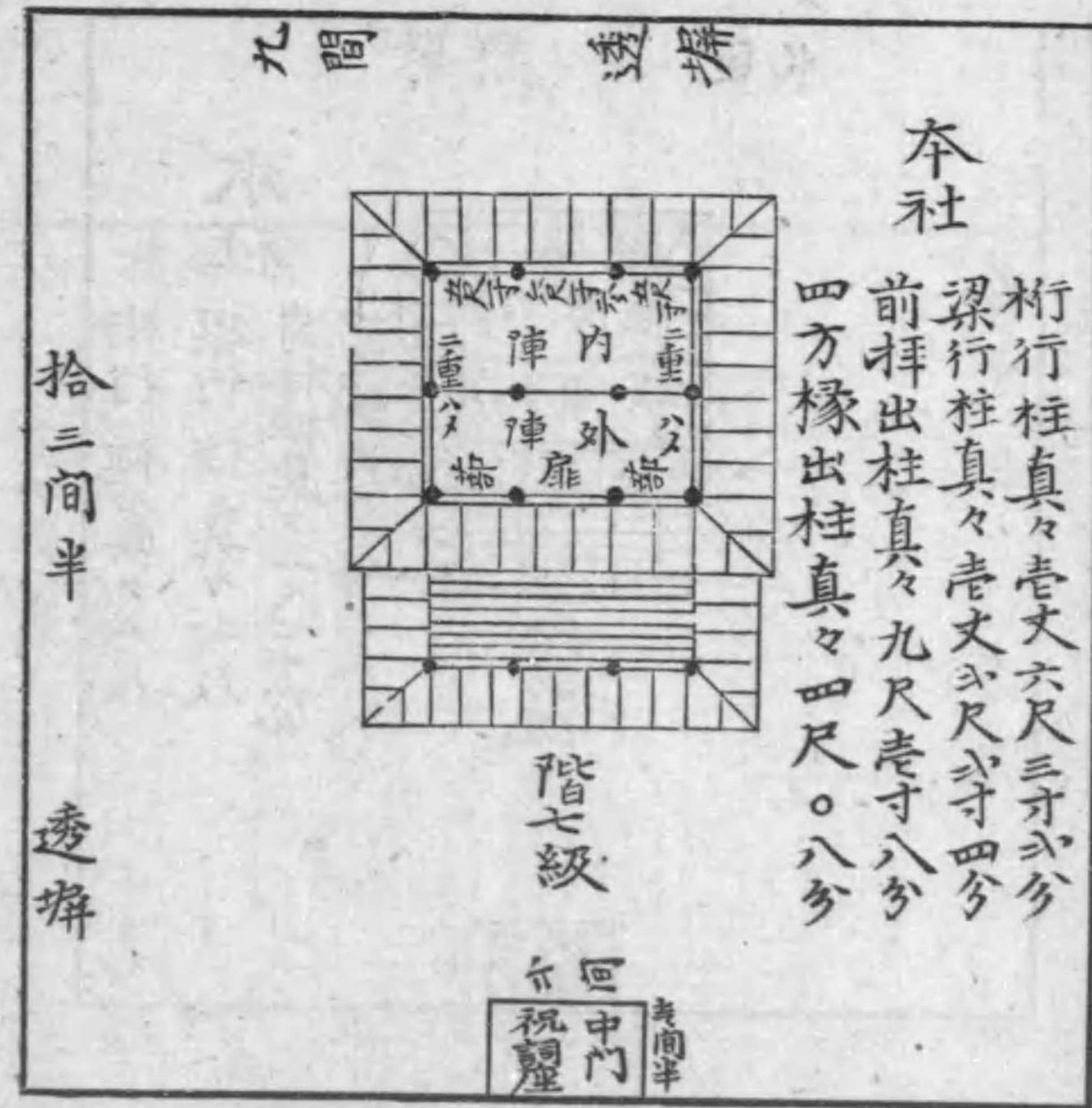
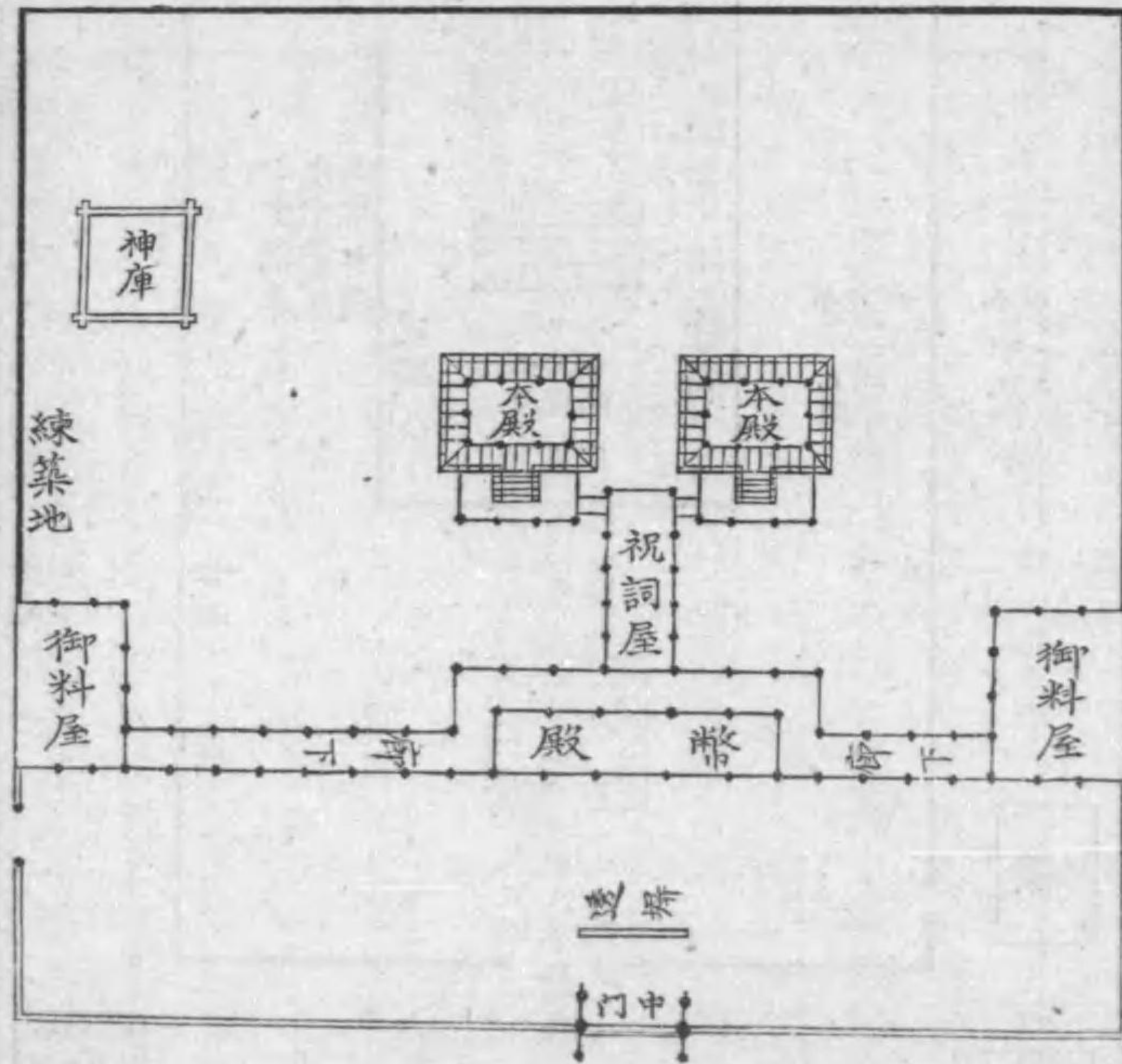
神社本殿の床下礎及び木の土臺ある場合には、そこを石灰又は石材などで包み

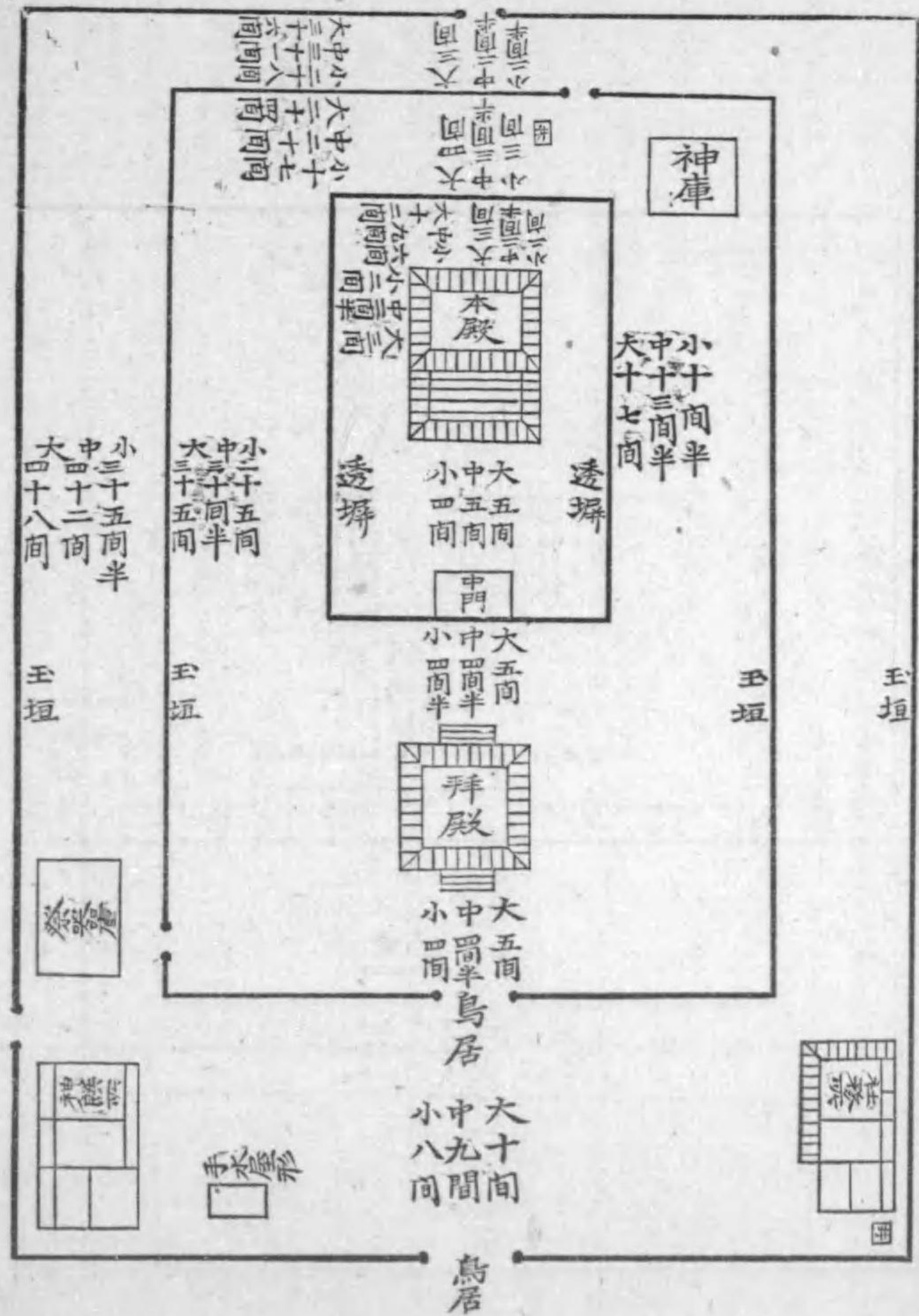
覆ひ、風雨の浸入を防ぐのである。之を龜腹といふ。

床下と木土臺間、又は礎と床下間に、腰板を構へたる時、其の各方面に風ぬき格子を付くるは床下の濕潤を防ぐためである。

第四章 神社の配置及び結構

扱て神社の配置及び結構のことであるか、例令ば三社を横に配置し結ぶに廻廊を以てすること、左に示す制限圖の如くせねばならぬ。猶又大中小社ともに其の本殿は神明造なのに、出組の拜殿を設けては調和しない。さればとて春日造の本社に切妻の拜殿でも調和をなさぬ。要するに左に示す制限配置の社に社殿の宜しき物を配合し、鳥居も亦之に適應せしめ、他の殿宇も悉く相調和し始めて神社らしい神社が成立するのである。然るに世の好事家は賢しこげに舊來の歴史久しき社殿迄も現行の祭式に適はないといつて強ひて祭式に適合せしめやうとするものであるは誤りである。祭式は宜しく各社殿に應じて適用すべきものであることを忘れてはならぬ。





以上述べられる事項を以て一先づ擧筆することとする。殊に在來の神社建築に就ては(修繕に改)彼の匠工が概ね神社に關する智巧を缺き、神職としても神社の建築上専門の智識に乏しく工作上の技能に缺くる處ある爲めに、近時の建築工作上甚だ古意古式を損し、所謂國體精華の標的に對する缺陷を見んとするに當り、此等學問的研究の道程に在ることなれば本會は取敢えず如上の講究を土臺となし階梯として將來の大成を期成し、神社祭式の統一と相俟つて益々本來の意義を發揮いたしたいものである。

第五章 結 說

概して我が國の神社には先づ本殿があり、其の本殿の前に拜殿があり、其の前に鳥居を建てゝゐる。是れ神社建築通有の原型である。さて其の建造上各型を相交へ相連ねて一美觀をなせるものがあり。又單に一原型のみを嚴守して其の神社の體裁を保つものもある。其の實例は伊勢神宮及び大社の如きである。即ち一は神明造一は大社造として神代の面影を保守し、建水分神社の中央は春日造、左右は流造であつて是れを連結するに渡殿を以てし各型相交はり相連ねて

能く其の建築の調和と體面を保つて居るものがある。そこで調和といふことであるが、若しも本殿が檜白木造であるならば其の他も之れに調和するやう白木造でなければならぬ。

今假りに丹朱彩色をなせる本殿とすれば、其の他も亦それに調和したものでなくてはならぬ。又神社の本式はといへばどうしても入母屋造を好型とする。かくすれば本殿拜殿其他の設備も皆能く之れに調和する形式を探らねばならぬ。其の本殿を繞らす垣にしても、端垣玉垣共に内面が細き堅格子とすれば、外面の分は荒き大格子とするといふ風にしたい。其の内の玉垣に中門を設け、外の荒垣に樓門を設くるもあるが、本殿を繞らすに端垣を以てし、その端垣に中門を構へ、其の前に拜殿を建て、そうして其の前面に鳥居を設くるも宜ろし。若し又本殿中殿拜殿を相連ねて建築するとし、本殿を切妻造とすれば向拜があり。そこに中殿を接しめんとするに當り、其中殿は矢張切破風造にして、本殿も中殿も又向拜も共に檜皮葺又は柿葺の一樣なるを要する。此の場合の拜殿は入母屋造でもよい。既説官國幣社制限圖と對照して建設すべきである。

我が國の官國幣社中有名の神社において、若し本殿が舟肘木を用ふる古式の建

築で、其の拜殿が三ツ斗出組物を以て唯だ後世の藝巧にのみ力を用ふる拜殿有りとすれば、それは既説の本式に照らして實に調和をなさぬものである。然してそれが例令古式に則とるにしても能く其の神社の由來々歴由緒等に鑑み、猶且つ準據すべき神社の由來及び其の建築の歴史を明かにし、相據り相俟て、其の建築の設計、繩張、製圖、地割等最善の注意を要する次第である。

終りに神社建築上附解すべきものは、王朝末期の聖帝造と次に祇園造、足利時代の建築たる淺間造、今一つは徳川期の禿造（禿造の事につき特に其の形式の變態せし有様を説く必要がある。更らに又所謂神社の制限圖を併せて神社の配置結構等について要説し一先づ本科を終らんとおもふ。）

こゝに聖帝造と云ふは、彼の近江の日吉神社の創建にかゝり、既説入母屋造の系統に屬する建方である。五間三面大の宮殿であつて所謂王朝末期の工藝美術思想界の産物である。前面の階段を蔽ふために絶破風（前講破風の分解参照）を造り、兩側には妻戸を設け、中間に連子窓あり、勾欄は左右後に皆あるけれども、前の第一間は無うて階段には登勾欄ある。之は恰も當時貴族の寢殿五間四面の建方の一變形とも見らるゝ。此の神社は屋根の背面一間通り切下げたることゝ入母屋

平入であることである。

次に祇園造は入母屋の一變態である。そうして七間四面入母屋造の殿宇は此の母型である。其の特徴は本殿三方に腰屋根を廻し、左右及び後方は入側を設けたることは是の建築の主なる型で京都八坂神社がそれである。

比翼造は入母屋造を二つ相並べ相連立せる形態で、其の屋根は二つの小屋根を連結して其の上に設けられ、其の屋根は四方に流れて本殿全體の屋根をなして居る。

淺間造は三間社流れ造で、彼の權現造が足利時代の末期に發せるに比して、之は淺間神社に表現せる造方である。所謂升形造則ち組物を設け、妻戸を構へたるは本建築の特徴としてゐる。次に禿造（はだかぞう）のことであるが、是れは所謂「ほこら」てふ一小社の建築で、切妻造句欄を構へないで階段もなく簡單な結構である。彼の末社などの内に此の種のものも多く見受けられる。

神社建築圖解畢

大日本禮典學會編纂

神道婚禮式解

東京

法文館書店藏版

神道婚禮式解

目次

第一章 神道婚禮の起源……………	一
第一項 婚嫁の語解……………	一
第二項 天津神の婚義……………	三
第三項 正哉吾勝速日天忍穗耳尊の御婚儀……………	五
第四項 國津神の婚儀……………	七
第五項 大國主命の婚儀……………	一〇
第六項 上代の結婚と夫婦の信契……………	一三
第七項 天津國の婚儀觀……………	一五
第八項 火遠理命結婚……………	一六
第九項 神代婚儀の結び……………	一九
第一〇項 神倭伊波禮毘古命の婚儀……………	二二

第二章 婚儀沿革

第一項 大化以後の婚制……………二六

第二項 室町を中心とする鎌倉織豊時代の婚儀……………三二

第三項 江戸時代の婚禮式……………四〇

第四項 徳川時代に於ける一般社會の婚儀式……………五三

第五項 鎌倉以降徳川時代の婚制……………五七

第三章 明治時代の婚儀式……………六九

第一項 朝儀と婚制……………六九

第二項 中世より徳川時代及明治盛世の前期に至る女子禮
装上の髮の結方……………七四

第三項 同上女子服裝……………七七

第四項 女子化粧と裝顏……………八七

第四章 現行神前結婚祭儀……………八八

第一項 神前婚儀式に關する三様の形式……………八八

第二項 神前結婚儀式を氏神社の神職に依頼するに始まる……………八九

第三項 結婚日選定……………八九

第四項 結婚祭式は左の裝飾調度衣紋を要す……………九〇

第五項 當日相方各控所に入る……………九一

第六項 祓式……………九一

第七項 結婚本祭儀式……………九二

第八項 親族盃の次第……………九三

祝詞……………九四

誓詞……………九四

第五章 神道教會に於ける神前結婚式の一例……………九五

第六章 結論……………一〇二

附 録

第一章 西洋婚儀式……………一〇五

第一項 總 說……………一〇五

第二項 婚儀式……………一〇六